

令和 6 年第 2 回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和 6 年 3 月 7 日

閉会 令和 6 年 3 月 15 日

熊本県球磨郡湯前町

令和 6 年第 2 回定例会

会 期 令和6年3月 7日（木）から 9日間
令和6年3月15日（金）まで

会期日程表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
3	7	木	本会議	午前１０時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、施政方針及び予算編成方針、一般質問
	8	金	本会議	午前１０時	一般質問、議案審議
	9	土	休 庁		
	10	日	休 庁		
	11	月	本会議	午前１０時	議案審議
	12	火	休 会		議案調査 出納検査
	13	水	休 会		13：30 企画経済建設常任委員会 15：30 総務厚生文教常任委員会
	14	木	本会議	午前１０時	議案審議
	15	金	本会議	午前１０時	議案審議

第 1 号

3 月 7 日（木）

令和6年第2回湯前町議会定例会

〔第1号〕

令和6年3月7日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	施政方針及び予算編成方針
日程第 6	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 倉本 豊
9番 山下 力	10番 金子 光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局主事 中山 政人

7. 説明のために出席した者

人介介郎二
富真堅賢誠
村崎木藤園
中北高伊中
長長長長者
課課課理
育民祉光管
町福觀計
務健保企會
教稅保企會
人一徹彦誠
和洋一
谷村田森橋
長西淺稻高
長長長長長
課課課課課
務育水振
町總教建農

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第2回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、西議員、遠坂議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（金子光喜君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

まず、議長の公務について報告します。

1月21日、球磨郡議長会・事務局合同会議が開催され、副議長と共に参加しました。

1月4日、役場洋会議室において、職員辞令交付式が開催されましたので出席しました。同日、20歳を祝う会がグリーンパレスで開催されましたので、各議員と共に出席しました。

1月7日、湯前小学校グラウンドにおいて、湯前町消防団出初式が開催されましたので出席しました。

1月9日、2月22日、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので出席しました。会議では、議長会事業について協議を行いました。

1月17日、本町において、西米良村議会議員研修会及び意見交換会を開催しましたので、全議員で出席しました。研修では本町で導入しているタブレットについて説明をし、意見交換を行いました。

1月23日、本町において熊本県町村議会議長会主催の議員研修会がオンラインにて

行われ、全議員で出席しました。研修では「地方議員のための役所を動かす質問の仕方」との演題で 川本 達志氏 による講演が行われました。

2月4日、県道覚井一武線橋梁着工式が開催されましたので出席しました。

2月12日、人吉球磨観光地域づくり協議会主催の「三日月詣」が本町城泉寺で開催されましたので出席しました。

2月13日から14日にかけて、議員7名とともに東京都においてワーケーション事業について、翌日、千葉県において「いすみ鉄道(株)」及び「道の駅おおたき」の行政視察研修を行いました。また、併せて、衆議院議員 金子恭之先生、参議院議員 松村祥史先生、馬場成志先生の事務所に表敬訪問いたしました。

2月16日、上球磨正副議長会主催によります議員研修会を開催しましたので、6名の議員に出席いただきました。「議会のデジタル化からDX・高度化へ」との演題で一般社団法人 地方公共団体政策支援機構の 長内 紳悟氏 による講演が行われました。

2月22日、熊本市において、熊本県町村議会議長会第74回定期総会が開催されましたので出席しました。令和4年度決算の認定、令和6年度予算の議決等が行われ、全議案とも全会一致で承認されました。また、各郡提出案件の審議では、球磨郡から提出した「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「球磨地域幹線道路網の整備促進について」、「豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について」、「雇用対策についての4件が盛り込まれました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、承認1件、議案40件、議会提出は、議員発議1件、議員派遣1件となります。

一般質問は、4人の議員が通告されております。

続いて、議員派遣結果について報告します。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にございますので、そちらをご覧ください。

続いて、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、「令和5年度定期監査の結果報告」及び12月、1月、2月の「例月現金出納検査結果報告書」が、提出されています。

続いて、執行部から議会へ提出されました計画書・報告書等について報告を行います。

教育長から、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書」が提出されております。

以上、これまで報告しました関係書類は、タブレットに掲載しておりますので、各自ご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○4番（椎葉弘樹君） 人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和5年12月定例会の最終日が12月22日に、令和6年3月定例会の初日が2月29日に、それぞれ人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。主な項目を4点報告します。

1点目、五木村議会の田山議員から一般質問がありました。質問事項は、管内の一部事務組合の統合と行政組合の共同処理する事務の追加などで、松岡代表理事が、1市長の立場で答弁されました。広域行政組合と上下消防組合を統合する質問については、今後の方向性について検討が必要との答弁がありました。また、広域行政組合で、人吉球磨全体の道路改良などの共同処理する事務に取り組む質問については、理事会や市町村で協議を重ねる必要があるとの答弁がありました。

2点目、次期ごみ処理施設の建設予定地が示されました。この方針は、昨年12月の定例理事会で決定されたもので、まず全員協議会で説明を受けました。建設予定地は、本組合が所有する旧免田ごみし尿処理場跡地で、運営開始は令和15年度を目指すとのことです。その後に開かれた定例会において、松岡代表理事から、今後は、地元のあさぎり町や周辺地域の方々のご理解がえられるよう取り組んでいくとの説明がありました。方針の決定を受けて、令和6年度は適地調査業務や、地域計画の策定が行われる予定です。なお、全員協議会の資料については、議長室にありますので、ご覧ください。

3点目、令和5年度一般会計補正予算を可決しました。歳入の主なものは、火葬件数の増による、各葬祭場使用料の増額及び、市況価格の高騰による人吉球磨クリーンプラザ資源有価物売り払い収入の増額です。歳出の主なものは、人件費及び各施設の維持管理費の決算見込みによる減額、及び一般廃棄物処理施設基金への積立金、1億2,160万円です。歳入歳出の総額は、658万8,000円を追加し、24億1,209万円となりました。

4点目、令和6年度当初予算について、前年度の当初予算と比較して、6億1,996万円を減額した16億2,831万円の予算案が上程されています。減額の主な要因は、人吉球磨クリーンプラザごみ焼却施設、第二期大規模整備工事が完了したことによる工事請負費の減額によるものです。

最後に、3月定例会で上程された議案4件のうち、令和6年度一般会計予算を含む、3件の議案審議と一般質問は、3月定例会の最終日、3月25日に行われる予定です。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（金子光喜君） 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○3番（遠坂道太君） 球磨郡公立多良木病院企業団議会を、定例会の報告いたします。
令和6年度第1回定例会は、3月4日月曜日に開会され、会期を1日としました。一般質問が4件及び議案が計7件、令和5年度補正予算が2件、令和6年度予算が5件、慎重に審議した結果、全議案いずれも原案通り可決されました。補正予算に関して、2件の議案から、議案第1号、令和5年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算（第4号）については、入院外来収益、補助金等の調整、各種引当金の調整、その他の過不足の調整及び、継続費を計上するもので、収益的収入1億6,692万1,000円の増額。収益的支出1,704万2,000円の増額。資本的収入1,866万4,000円の減額。資本的支出1億8,649万5,000円の増額補正。継続としまして、非常用発電機一式及び地下タンク移設工事を継続し、総事業費3億5,581万7,000円を計上されたものでした。

次に、令和6年度予算に関して、5件の議案から第3号議案、令和6年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計予算について、収益につきましては、総額48億7,779万2,000円。費用は48億3,791万7,000円。損益3,987万5,000円の純利益を見込んでの、当初予算編成となりました。病院事業で、令和5年度の実績数値を勘案し、純利益を目標としました。1日平均入院患者数145人。外来患者数410人。老健事業では、1日平均入所者数89人。通所者数44人。検診事業におきましては、年延べ受診者数2万5,370人となっております。

資本的収入につきましては、企業債、町村負担金、補助金等の総額7億7,008万6,000円。資本的支出では、設備整備改修工事として、継続費、機器備品購入費などの建設改良費、企業債、償還金、投資等の総額9億6,594万4,000円とされました。

なお、一般質問では、私、遠坂が、健診事業の重要性についてを問いました。次に、多良木町選出の猪原議員、多良木町選出の久保田議員、あさぎり町選出の小見田議員がとりました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（金子光喜君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○5番（森山 宏君） 上球磨球磨消防組合の組合議会の報告を行います。

令和6年2月27日に、令和6年第1回、上球磨消防組合議会定例会が開催されたので、出席いたしました。会期は2月27日の1日限りです。議事は議案4件です。

議案第1号、上球磨消防組合手数料条例の一部改正。議案第2号、交通事故の損害賠償の額を定めるについての、ことについては、いずれも原案どおり可決いたしました。議案第3号、令和5年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）については、東分署の非常用発電機設置工事に関わる材料遅延による繰越明許費の計上であり、4月中に

工事完了予定です。議案第4号、令和6年度上球磨消防組合一般会計予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,000万とすることを、原案通り可決いたしました。本町の負担金は公債費負担金を含めて1億1,701万5,000円となります。湯前町の割合が約16.8パーセントの値になっております。

それから追加で質問の中に、下球磨の東分署、上球磨消防署の西分署に合わせ、今ある錦の東分署の移設の問題に対して上球磨消防の組合長、管理者の松岡市長の間で適時な場所、両方とも兼ねるような場所を要望していくというふうに伺っております。

以上、令和6年第1回上球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（金子光喜君） これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（金子光喜君） 日程第4、「行政報告」町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） 改めまして皆さんおはようございます。第2回湯前町議会定例会にあたりまして、行政報告を行わせていただきます。なお、主なもののみ読み上げさせていただきます。

令和5年12月1日、球磨地域振興局におきまして、12月定例町村長会議が開催されましたので出席いたしました。同日、公立多良木病院におきまして、令和5年第4回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が開催されましたので出席いたしました。

3日、須恵文化ホールにおきまして、第25回球磨人吉消防ラッパ吹奏競技大会が開催されましたので、出席いたしました。本町からは、第1部団体の部と第1部個人の部に出場し、団体の部、個人の部、いずれも準優勝というすばらしい成績を収めてくれております。

4日、熊本県庁におきまして、第8回球磨川流域治水対策協議会が開催されましたので、出席いたしました。会議では、球磨川水系流域治水プロジェクトの概要と、川辺川の流水型ダムの環境影響評価結果の概要について説明され、関係組長からは住民に対し丁寧な説明をしてほしい旨の発言がっております。

6日、洋会議室におきまして、健診健康推進定期預金ゆのまエールの調印式が開催されましたので、出席いたしました。熊本県信用組合と本町において、健康診査の受診率アップと町民の健康増進への意識向上及び医療費抑制に繋がることなどを目的としたもので、健康検診事業の推進に関する覚書を締結いたしました。

7日から13日の間、議会議場におきまして、令和5年第10回定例会が開催されましたので、出席いたしました。12月定例会では、議案13件、同意1件を提出いたしまして、いずれも原案通りご可決いただいております。

10日、下里御大師堂におきまして、下里御大師堂保存修理工事落成式が開催されましたので出席し、工事関係者等に感謝状の贈呈を行いました。

12日、町長室におきまして、柳瀬鐵男氏総務大臣表彰伝達式が開催されましたので出席し、表彰状を伝達しました。

14日、集団検診室におきまして、湯前町敬老会実行委員会が開催されましたので、出席いたしました。会議では、令和6年度も開催に向けて準備することが確認され、開催内容等について協議を行いました。

20日、町長室におきまして、教育委員辞令交付式が開催されましたので出席し、藤岡祐子氏に辞令を交付しました。同日、応接室におきまして、湯前町農業公社理事会が開催されましたので出席いたしました。

21日、集団検診室におきまして、湯前町社会福祉協議会評議員会が開催されましたので出席しました。

22日、クリーンプラザにおきまして、人吉球磨広域行政組合議会令和5年度第4回臨時会が開催されましたので出席いたしました。同日、人吉球磨広域行政組合令和5年12月理事会が開催されましたので出席しました。会議では、次期ごみ処理施設建設予定地についてをはじめ、基金の債券運用についてなど協議を行いました。

23日、中小企業大学校におきまして、「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」第2回会議が開催されましたので、出席しました。会議では、熊本県の田嶋副知事を座長に、流域の市町村長、流域住民、有識者などが出席され、規約の説明、「緑の流域治水」の動画紹介があった後、流水型ダム建設事業の方向性について、意見交換が行われました。

25日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、8つの議題について説明を行っております。25日、商工会におきまして、湯前町と商工会との意見交換会が開催されましたので出席いたしました。令和6年度の事業内容等について、意見交換を行っております。

26日、洋会議室におきまして、農産物優良生産者表彰式が開催されましたので出席いたしました。繁殖牛部門他14部門の表彰者の方に表彰を行っております。

27日、湯楽里におきまして、湯楽里取締役会が開催されましたので出席いたしました。

明けて、令和6年1月7日、湯前小学校グラウンドにおきまして、消防団出初式が開催されましたので出席いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により、4年ぶりの本格開催となりました。放水競技大会の結果は、自動車ポンプの部は第2分団1部が優勝。小型ポンプの部は第4分団3部が1位、第4分団1部が2位となりました。

1月9日、球磨地域振興局におきまして、1月定例町村長会議が開催されましたので

出席いたしました。

12日、ホテル日航熊本におきまして、熊本県町村会「新春の集い 2024」が開催されましたので出席し、県選出国會議員、県内町村長と意見交換を行いました。

14日、多良木町総合グラウンドにおきまして、上球磨消防連合放水競技大会が開催されましたので出席いたしました。結果は、自動車ポンプの部、第2分団1部が優勝。小型ポンプの部、第4分団3部が2位、第4分団1部が5位となりました。

16日、議長室におきまして、令和6年第1回議会臨時会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので出席し、議案の概要等を説明いたしました。同日、議会議場におきまして、令和6年第1回臨時会が開催されましたので出席いたしました。議案5件を提出し、全議案とも御可決いただいております。

17日、アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和6年1月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議では、随意契約承認案件について承認し、入札及び随意契約締結結果と職員採用試験応募状況などについて報告を受けました。

18日、グリーンパレス芝生広場におきまして、JR九州商事と共同でドローンを活用した物流実証実験が開催されましたので出席いたしました。農村環境改善センター裏のヘリポートから、グリーンパレス芝生広場まで約2.5キロの距離を、ドローンを使ってケーキ丼を配送いたしまして、無事に実証実験については成功をしております。

1月19日、対象者ご自宅によりまして、出生お祝い金贈呈式が開催されましたので出席いたしました。対象者は1名でありました。

22日、錦町工事現場におきまして、球磨川第四橋梁橋脚建設工事の進捗状況の確認を現場にて行っております。

23日から24日にかけて、東京都ベルーサ汐留におきまして、第16回「B&G全国サミット」が開催されましたので出席いたしました。本町は14年連続で「特A」の評価表彰を受けております。

25日、球磨地域振興局におきまして、球磨郡町村会の令和6年度各種団体予算審議会が開催されましたので出席いたしました。

27日、錦町におきまして、第54回球磨郡町村対抗青年団駅伝大会が開催されましたので応援に駆けつけました。成績は、本町青年団が見事優勝を果たしてくれております。

28日、熊本市におきまして、熊日都市対抗女子駅伝が開催されましたので、町民選手の応援に駆けつけております。5区に深水帆乃華選手、6区に植木陽菜乃選手、7区に遠坂日向選手の3名が出場してくれております。

29日、洋会議室におきまして、振興計画策定審議会に諮問しておりました、「第6次湯前町総合計画基本計画（後期）」について、答申を受けました。同日、議会全員協

議会の開催をお願いし、6つの議題について説明を行っております。

1月29日、味工房さがらにおきまして、ワーケーション参加企業との意見交換会が開催されましたので出席し、企業の地方進出の可能性等について、意見を交わしました。

2月2日、町長室におきまして、商工会長と商工会事業について意見交換を行いました。

4日、錦町におきまして、一般県道覚井一武線球磨大橋着工式が開催されましたので出席いたしました。令和4年9月の台風14号に伴う大雨で被災した球磨大橋は、熊本県からの要請で、国による権限代行により復旧事業が行えるものでございます。

5日、南阿蘇村立野ダム広報室におきまして、川辺川ダム建設促進協議会による、立野ダム視察研修が開催されましたので出席いたしました。立野ダム建設事業の進捗状況、洪水における効果、試験湛水について研修を受けました。

6日から7日にかけて、東京都におきまして、令和6年度管内主軸事業要望が開催されましたので出席しました。国土交通省及び地元選出国會議員に対し「道路事業の整備促進について」、「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」要望を行いました。

8日、洋会議室におきまして、令和6年能登半島地震の被災地支援に係る湯前町職員派遣壮行会が開催されましたので出席いたしました。派遣先は石川県輪島市でございます。派遣職員として、第4陣に竹部主事、第7陣に佐藤主幹、第10陣に中山主事を派遣するところでございます。

9日、町長室におきまして、谷口徳太氏叙勲伝達式が開催されましたので出席し、伝達を行っております。

11日、天草市をスタートとし、熊本市をゴールといたします、第50回郡市対抗熊日駅伝が開催されましたので町民選手の応援に駆けつけております。6区に永田悠大選手、9区に福屋涉選手が出場してくれております。

2月12日、城泉寺におきまして、人吉球磨観光地域づくり協議会主催による、令和6年三日月詣が開催されましたので出席いたしました。

13日、上球磨消防組合におきまして、令和6年第1回上球磨消防組合正副組合長会議が開催されましたので出席しました。同日、球磨地域振興局におきまして、2月定例町村長会議が開催されましたので出席いたしました。

14日、アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合2月定例理事会が開催されましたので出席しました。

15日、町長室におきまして、定期監査結果報告会が開催されましたので出席しました。同日、集団検診室におきまして、湯前駐在所連絡協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、多良木警察署管内及び湯前駐在所管内の情勢説明が行われま

した。同日、農業振興検討委員会が開催されましたので出席いたしました。会議では、委員に対する委嘱状の交付と農業振興補助事業（町単独事業）について諮問を行いました。同日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里取締役会が開催されましたので出席いたしました。会議では、経営の方向性について協議を行いました。

18日、湯楽里芝生公園一帯におきまして、林野火災合同訓練が開催されましたので出席しました。訓練では、映像伝送機能や可視光・赤外線カメラ、ズーム機能を備えたドローンの活用と、現場と現場指揮本部をビデオ会議システムなどで繋ぐ可搬型ビデオ会議システムの訓練を行いました。

19日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、令和6年第1回議会定例会の内容について協議を行いました。

21日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団議会全員協議会が開催されましたので出席いたしました。

22日、町長室におきまして、企業版ふるさと納税感謝状贈呈式が開催されましたので出席いたしました。

24日、湯楽里芝生公園一帯におきまして、ゆのまえロゲイニング冬が開催されましたので出席し、歓迎の挨拶を行っております。なお、参加者は町内外から58名の参加がっております。

25日、グランメッセ熊本におきまして、故荒木泰臣氏「偲ぶ会」が開催されましたので出席しました。

26日、集団検診室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、10の議案について説明を行いました。同日、応接室におきまして、国民健康保険運営協議会が開催されましたので、出席しました。同日、介護保険運営協議会が開催されましたので出席いたしました。

26日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道第137回取締役会が開催されましたので出席しました。

27日、上球磨消防組合におきまして、令和6年第1回上球磨消防組合議会定例会が開催されましたので出席しました。

28日、クリーンプラザにおきまして、第6回JR肥薩線再生協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では「第6回JR肥薩線検討会議」を受けた対応について協議を行っております。同日、応接室におきまして、令和6年第2回議会定例会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので出席し、議案の概要等を説明しました。

29日、クリーンプラザにおきまして、令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席いたしました。会議では、条例関係1件、補正予算関係

1件、当初予算関係2件が上程されております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（金子光喜君） これで行政報告は終わりました。

—————○—————

日程第5 施政方針及び予算編成方針

○議長（金子光喜君） 日程第5、「施政方針及び予算編成方針」

町長より施政方針及び予算編成方針の表明があります。これを許します。

○町長（長谷和人君） それでは令和6年度施政方針を行わせていただきます。

まず初めに、令和6年度施政方針からでございます。今回、定例会に御提案しております、令和6年度予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ち、町政運営の基本的な考え方と主要施策について申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の深い御理解と御支援を賜りたいと存じます。

それでは、令和6年第2回湯前町議会定例会の開会にあたり、町政運営に対する私の基本的な姿勢と令和6年度予算案につきまして、概要を説明させていただきます。

昨年4月の町長選挙におきまして、町民の皆様から御信任を得て、2期目の町政を担わせていただき、早1年が経過いたしました。引き続き、町民の皆様、議員の皆様と共に、歩みを緩めず、町政運営に邁進してまいりますので、これまでと同様に格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年の夏は、うだる暑さを通り越し、暑い空気を呼吸する重さを感じる、「酷暑日」が連続した夏でした。国連の事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」として、温暖化対策強化を世界の国々に呼びかけたところです。

近年、日本でもゲリラ豪雨や猛烈な台風の発生頻度が増し、各地で風水害の被害が増え、甚大化しております。

また、農産物の品質低下や栽培箇所の変化など、農林水産業にもその影響が出始めております。世界の食料安全保障において、災害時には、自国の食糧確保を優先しますので、食料自給率が低く、輸入に頼っている日本に大きな影響が出ることは容易に想像されるところであります。いかにして自給率を高め、国産国産を推し進めるか、緊急性が高い国難であると断じるところです。

地球温暖化や食料安保など、長期的なビジョンと戦略を持ちつつ、私たち一人一人が自らの社会や国、地方をどのようにしたいのか考え、今の世代だけでなく、これから生まれてくる世代の未来を考えて行動を起こすべきであります。この意味をしっかりと肝に銘じ、将来に向けて課題の本質を見極め、第6次総合計画（後期計画）を基本として時代の変化を捉え、新しい時代へのまちづくりの展開を図るために、基本構想の意義を尊重し、また、基本姿勢として、安全で安心できる暮らしやすいまち・美しい自然環境

や豊かな歴史などの地域資源を活用したまち・限られた人材や資源を最大限に活用する持続可能なまちづくりを目指していかなければならないと思っております。

総合計画に示す将来像「マイ・ホームタウン・湯前 ～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～」を目指すために、まず湯前町が、いつまでも心のよりどころである「ふるさと」であり続けるために、そして、町民一人一人が夢と誇りをもって明るい未来を創造し、人と自然と歴史が調和したまちづくりを実現するために、総合計画（後期計画）・年度計画ごとに施策を展開してまいります。

さて、いま地方は、人口減少や少子高齢化、過疎化の進展、都市圏への一極集中、地域産業の空洞化などが加速度的に止まらない状況にあります。これらの社会課題の解決のために国においては、地域の魅力向上による地域活性化を加速させる取り組みとして、デジタル田園都市国家構想を進めております。地方創生やデジタル社会において「地方に仕事をつくる」、「結婚・出産・子育ての希望を叶える」、「魅力的な地域を創る」、「人の流れを創る」ことで、社会課題の解決策を講じる走りを進めております。これらのことを踏まえたうえで、いつまでも心の拠り所である「ふるさと」であり続け、町民一人一人が夢と誇りを持って活力ある未来を創造し、人と自然と歴史が調和したまちづくりの実現に向け、これまでの行政経験を生かし、引き続き新たな気持ち・新たな力・新たな知恵を注ぎ、全力でまちづくりに傾注してまいるところです。また、湯前町民であることに誇りを持ち、豊かで・明るく・住みよい町にするために町民憲章が定められております。この憲章の基本姿勢と将来像も尊重しながら、次の方針に基づき、施策を実行してまいります。

まず、命を守る安全安心のまちづくりとして、近年の気候変動等により、激甚化・頻発化している自然災害に備えるために、防災・減災の取組を進めてまいります。

未曾有の大災害となった令和2年7月豪雨災害・令和4年台風14号からの復旧は未だ道半ばであり、今後も復旧と創造的な復興を進めてまいります。また、記憶に新しい令和6年能登半島地震など、いつ何時発生するか予測できない有事の事態に備えて、今後も自主防災組織などの地域住民と連携を図りながら、防災・防火の思想の普及を図り、住民の生命・財産を守っていくことが必要です。地域防災力の中核を担う消防団員の士気向上に併せて、防災士の養成につとめ、引き続き処遇改善を継続してまいります。また、上球磨消防署等との連携強化を図りながら、地域住民とも一体となって、「自助・共助・公助」の確立に努めます。

また、人吉球磨地域における近年の人口減少の状況や令和2年7月豪雨災害等による甚大な被害、市町村の厳しい財政状況を踏まえつつ、当地域に必要な消防力を将来にわたって維持・確保するために、これまで以上に消防体制の効率化と消防力の効果的な充実強化を進めることが急務であります。現在進められている消防指令センターの共同運

用に加えて、2つの消防組合の広域化も進めることとされておりますので、議会議員の皆様と共に、一つ一つ共通理解しながら丁寧に進めてまいります。

また、集中豪雨による山地災害の頻発・激甚化の危険性が高まっていることを踏まえ、砂防・治山施設の設置や森林の整備等、山地防災力の強化のために国・県へ流域治水の取組を行っていただくよう、引き続き積極的に要望活動を行っていく所存です。

また、3万人を超える死者を出したトルコ南部の大地震や令和6年能登半島地震など、各地で大地震が発生しております。折しも、大正12年に発生した関東大震災から100年の節目を迎えた我が国の災害史において特筆すべき災害を教訓とし、今後発生が予想される南海トラフ地震・南縁断層地震への備えをしておかなければなりません。この為、球磨川水系防災・減災ソフト対策など交付金を活用し、備蓄用備品類を引き続き整備します。さらに、指定避難場所の一つである湯前小学校体育館内の環境を向上させるため、空調設備の整備を行います。

また、防災センターの役割を担う役場庁舎は、昭和45年に完成し、54年が経過しています。これまでに耐震補強を実施しておりますが、老朽化による雨漏りが顕著となっておりますので、その改修を実施するための予算を計上しております。また、町民の皆様のお安全安心を確立するために、令和4年度において新たな防災情報システムを構築しました。令和6年度においては、旧防災システムで使用した光ケーブルを撤去するかどうかを含め、地デジ難視聴対策の検討も進めていくところです。

次に、次世代につなぐ持続可能な産業づくりとして、農林商工業の事業者支援や若手経営者の積極的なチャレンジ・基盤強化・健全な発展などの支援を強化します。

農業は、食料の生産・国土の保全・水源の涵養・景観の形成・文化の伝承などの多面的な機能を有しており、私たちの暮らしに多くの恵みをもたらしております。一方で、農業従事者の高齢化や担い手不足などが課題となっています。加えて、ロシアのウクライナ侵略の影響による飼料・肥料等の高騰や円安による農産物販売価格の低迷、資材価格の高騰による農業所得の低迷は、農家の兼業化・農業従事者の高齢化・担い手不足にますます拍車をかけております。その結果として生じる遊休農地や耕作放棄地の増加が、農業の置かれた環境の厳しさを示しています。この為、これらの課題を総合的に判断し、令和5年度から各種農業振興制度を確立し、実施しております。特に担い手の確保のための制度については、新規参入者や営農組織も念頭におきながら継続していくところです。また、農産物加工施設（精米所）につきましては、都市と農村の交流場所とするなど、多面的な利用を見据えて整備を進めていくところです。

また、農業公社の運営につきましては、初心に帰り、農地を農地として次世代に引き継ぐことを理念にリスタートしております。その経営には一年一年の積み重ねが重要で、知恵・手間・経費等が必要となります。本町農業を持続可能なものにするために、しっ

かりと将来の農業を見据え、創造し、必要な業務や組織の強化体制についても考慮しながら進めていくところです。このために町から経営安定のための支援を引き続き行う所存ですので、御理解を賜りたいと存じます。

林業は、造林や保育に人手を要し、また永続的に続く事業であるため、地域内の雇用を創出する重要な産業であります。地域の雇用と森林整備事業を支える林業従事者の確保のためにも、上球磨森林組合などと行政が一体となって、施策を実施してまいります。また、本町では企業との協働の森づくりを進めています。これは、県内でも先進的な取組となっており、この森づくりを民間企業の意見を聞く機会・民間企業とのネットワークを広げる機会として、球磨材の普及・拡大を林業事業体とともに進めて行きたいと考えています。なお、JT（日本たばこ産業株式会社）様には、4期目の協定を締結していただくこととなっております。このご縁をさらに深め、これからの3年間、しっかりと森づくりを進めてまいります。

町有林の造成事業については、町有林管理計画に基づくとともに、被災林地の復旧・治山、併せて林道災害復旧事業の進捗と調整をしながら立木地を計画的に主伐又は間伐し、森林資源の更新と併せて、森林の安定化すなわち土砂流出防止や水源涵養等、森林の有する公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切な森林造成整備を図ります。

商工業の振興についてです。商工業事業者の高齢化や後継者不足に対応するため、事業承継サポート事業を引き続き実施します。また、商工会と連携して、事業継続や廃業回避、円滑な事業承継などを後押しし、担い手の育成や産業技術の伝承の取組への支援を行います。また、令和3年度から試行しておりますワーケーションについては、パイロット事業として継続し、将来的には企業との交流機会を増やして信頼関係を築き、地元根付いていただけるよう努力してまいるところです。

観光業の振興についてです。本町の豊かな自然を生かし、都市部からの交流人口の拡大を目的としたスポーツツーリズムの取組みとして、令和4年度からロゲイニング大会を新たに開催しました。引き続き誘致開催するところです。また、全国の高校生の自転車ロードレースである「九州豪雨災害復興記念ツアー・オブ・九州2023」が実施されました。これからも複数年開催される可能性があり、宿泊や食事提供等に伴う経済効果が期待されますので誘致開催するところです。

また、ゆのまえ温泉湯楽里については、新型コロナウイルス感染症の影響で大変厳しい経営状態が続いています。徹底した感染防止対策や経営の合理化を実施していますが、未だ先の見通しが立たない不安定な経営状態が続いております。このため、これからの経営を見据え、経営分析を行って支援していくところです。さらに、コロナ禍におけるキャンプ人気を捉え、ホームページを更新し、利用者様が見やすい・使いやすいページに一新しております。また、今後も地域おこし協力隊員と共に新たな環境整備について

検討してまいります。

さらに、令和2年7月豪雨災害で被災したくま川鉄道の全線開通後を見据えて、ピンチをチャンスに捉え、湯前駅レールウイングやまんが美術館の改修を実施します。また、商工会へお土産品等のブラッシュアップに係る経費を補助するなどとともに、町内の観光文化財・自然景観・食の提供で交流人口の拡大を狙い、地域経済につなげてまいります。

次に、ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくりとして、生活道路の改良・交通安全施設等の整備・上水道の整備・住宅建設を引き続き進めていきます。

町民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会情勢を踏まえ、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であります。インフラの整備なくして、安全安心な地域社会の構築はあり得ないということは言うまでもありませんので、引き続きインフラ整備に取り組んでまいります。

まず、交通体系の整備として、生活道路の改良舗装等における交通安全施設の整備。また、道路構造物についても老朽化が第三者の被害につながることを防ぐよう、修繕・更新を着実に進め、維持すべき機能の適正化を図ってまいります。

また、上水道の整備についても、経年劣化対策や地震への備えとして、耐震性能を有する管の敷設を進めていきます。

また、住宅対策としては、駅前の再開発に併せ、駅前団地の建設や駅周辺の環境整備、移住定住の受け皿としての分譲地の造成などを進めるところです。併せて、個人住宅の新築・リフォーム等支援についても引き続き支援を行います。

次に、ささえ愛で心温まる福祉づくりでは、持続可能な福祉政策として児童福祉、ひとり親福祉、障害福祉、そして高齢者の介護予防・健康増進、地域医療の確保で、互いに支え合える地域社会の充実に努めるところです。未来のまちづくりの担い手である子どもたちが夢に向かって羽ばたくことができるよう、子育て支援にさらに注力してまいります。

多岐にわたる町民の皆様の生活実態において、困窮されている状況を幾らかでも軽減するために、主に福祉分野を中心として、町民からの相談に迅速に助言等を行える職員体制を整えております。これからも、互いに支え合える包括的な支援体制の充実を進めるところです。

また、高齢者の生活移動手段確保の一助として、シニアカーの購入費の助成も引き続き実施するところとします。

公立多良木病院につきましては、住民のための病院であるとの認識のもとに、その時代に沿って対応していくことが自治体病院の役割と考えます。医師の確保等の医療体制の充実が大きな課題となっています。これらを踏まえた中での健全経営は、これまで以上

に大変厳しいものと予想されます。今後の経営を見据えた中長期の体制づくりが必要であります。引き続き構成町村長と十分な協議を重ね地域医療の確保に向けた取り組みを行っていくところです。

また、人吉球磨圏域における周産期医療において、産婦人科医師が不在となっており、産科医療体制の充実が喫緊の課題となっています。南九州中部地域医療連携協議会で、南九州中部地域医療圏の連携と医療提供体制の充実を図り、安心して分娩ができる体制づくりに努めてまいります。

次に、地域をつなぐ人づくりでは、未来を担う子供たちに充実した教育活動が展開できるよう教育大綱に基づきながら学校教育の充実に努めると同時に、住民一人ひとりが生涯にわたって学び続けることのできる環境を引き続き構築してまいります。また、先人たちから受け継いできた文化を継承し、発展させることで、文化を守り、次世代につないでまいります。

まず、持続可能な子育てへの支援として、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、出生祝い金の支給や小・中学校の給食費補助、くま川鉄道の定期券購入の一部助成、小・中学生の入学時祝い金と就学旅行費補助等の制度を引き続き継続してまいります。特に学校給食費については、健康の保持増進や健全な食生活を営むことができる判断力の向上、そして、望ましい食習慣を学んで学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うために、当面の間、全額を補助します。なお、その財源としては過疎債のソフト分を活用します。

また、学校や社会体育施設等の環境も整備していくところです。加えて、教育の情報化に対応するために学習環境の整備にも努めます。

また、湯前まんが美術館に収蔵されている町の重宝である故那須良輔氏の作品や関連資料を有効に活用して全国に情報発信し、マンガ県熊本の中の漫画のまちづくりの老舗として、ブラッシュアップで活性化する漫画文化を目指していくところです。昨年、熊本県と共同で実施した夏目友人帳の声優トークショーには、全国からファンが来町されました。その人気の高さを示したところであり、本年度も熊本県の協力のもとイベントを実施するところです。地域おこし協力隊の協力のもと、熊本県や漫画関係者の皆様から新しい発想や事例を拝聴しながら推し進めてまいります。

次に、みんなで描き育むまちづくりについて、人口ビジョン（社人研）の将来推計人口で、26年後の2050年の人口は、2020年と比較して50パーセント減の1809人となると発表されました。ショッキングな数値であり、危機感を感じるところです。政府においては今後6年から7年が「少子化傾向を反転できるラストチャンス」と考え「こども未来戦略」案として「異次元の少子化対策」を具体化した支援メニューを制度化し、実施されるということです。本町におきましてもしっかりと財源を確保し、少子

化対策を講じてまいります。人口減少により、様々な政策課題解決のための財源捻出が困難になってまいります。既存施設の維持管理費や補修費等の行政負担はさらに重荷となり、公共インフラをはじめとする社会資本の維持が困難になると予想されております。このため、ソフト・ハード事業の実施にあたっては国・県等の有利な交付金等を活用し、また最新の情報を収集し、積極的に交付金の採択を目指してまいります。本町の生き残りをかけ、地域住民と協働し、また、地域の特性や潜在能力を最大限に活かしながら、自立（自律）できるまちづくりを進め、公共の福祉の向上に努めてまいり所存です。

また、これまでも申し上げておりますが、本町が持続・発展し続けるためには、財政健全化が基本であります。「入りを量りて出づるを為す」の言葉のように、「身の丈に合った歳出規模でまちづくり」を進めます。なお、事業を行う場合は財政の規律を守りながら優先順位等を定め、経験や知識等を最大限生かし、歳入歳出のバランスのとれた計画的かつ効率的な財政運営を行ってまいります。

世界の公衆衛生と経済を脅かし続けてきた新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略、イスラエルとパレスチナのハマスとの衝突などの影響で国際情勢は不安定さを増し、世界経済の成長は鈍化し、エネルギーや金融市場にも大きな影響が出ています。加えて、今年の元旦に発生した能登半島地震は、2月20日時点で死者数241名、最大で2万人の被災者が避難生活を強いられております。地震・台風・大雨などの災害への備えと減災対策をしっかりと講じておく必要があります。

今を生きる私たちも、新しい時代を綴るため、決して諦めることなく、町民の皆様と手を携えた、英知を結集し、「挑戦」を続け、課題を克服していかなければなりません。歌の一節に、「行く先を照らすのは、まだ咲かぬ見果てぬ夢遙か後ろを照らすのはあどけない夢、旅はまだ終わらない」という箇所がございます。正にこの一節ように、町づくりという永遠に続く道を、町民皆様とともに一步一步着実に進めていかなければならないと強く思うのであります。

町民の皆様の幸せを実現することが、行政の最大の使命です。その目的達成のために議事機関である議会からの御提案・御意見を参考にしながら、力をあわせて頑張っていく所存でございます。また、私自身も現場第一主義を引き続き掲げ、職員とも外業・内業を通じて業務内容を協議しながら政策を展開していく所存です。

ブラッシュアップする・より良い状態へ高めさせるという意味である「昇華」を令和6年度のテーマとし、これまでに築き上げた礎をさらに強化し、今ある地域資源にさらに磨きをかけ、心豊かで、活力があり、未来を創造するまちを目指して、しっかりと前を向いて行動してまいります。

議員各位並びに町民の皆様方の、さらなる御指導御鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、私の施政方針といたします。

令和6年度当初予算についてですが、令和6年度の予算編成は、本町の厳しい財政見通しの下、将来にわたって持続可能な自治体経営を行うために、第6次湯前町総合計画や第2期湯前町総合戦略に基づき、限られた経営資源の有効な活用と成果の向上を重視した事業の最適化に取り組むこととしました。

また、総合計画に掲げる目指すべき町の将来像「マイホームタウンゆのまえ」～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～の実現に向け、計画的な行政運営を推進するとともに、社会情勢が大きく変革している中、町民ニーズを的確に掴み、継続的な町民サービスを提供する必要があることから、国・県及び経済の動向に十分留意し、地域を取り巻く環境や課題を的確に捉えつつ、本町の特徴を最大限に活かした各種施策に取り組むこととしました。

一般会計予算の総額は45億9,460万7,000円となりましたが、当初予算ベースで過去最高額となり、不足する財源は基金から総額4億2,019万円の繰り入れ、町債も総額6億1,670万円を計上しました。そのため、ハード事業の一部を、令和7年度以降に先送りとするなど予算編成に大いに苦慮したところであり、令和6年度の補正予算を計上する際は、原則として財源の裏付けが必須と考えております。

国民健康保険特別会計予算の総額は5億210万円となりましたが、令和5年度予算額と比較すると、6,503万8,000円の増額となります。

国民健康保険は都道府県が財政運営の責任主体となり、かかった医療費の支払いについては、町が納付金を納めることにより県が全額負担する仕組みとなっています。今後も、効果的な保険事業に取り組み、適正な賦課、徴収を行い、収納率向上に努めながら、財政的にも安定した運営に取り組んでまいります。

令和6年度から下水道事業会計は地方公営企業法へ移行します。下水道事業を営む住民生活に必要不可欠なサービスを継続的に提供していくための経営・資産等の状況を的確に把握する経営改革のスタートに入りました。今後は企業会計移行後の決算により財政状況も明瞭になり、現在策定している経営戦略を令和7年度に計画するようにしています。

介護保険特別会計予算の総額は6億6,704万3,000円となりましたが、令和5年度予算額と比較すると、511万8,000円の減額となります。令和6年度は、3年を一期とする「第9期湯前町介護保険事業計画」の初年度であります。介護保険事業の適正な運営のため、要介護認定及び介護給付の適正化と介護予防事業の充実を図るとともに、令和5年度から開始した、後期高齢者医療保険制度における「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」についても地域支援事業の中で連携し内容の充実を図ってまいります。

後期高齢者医療保険特別会計予算の総額は8,282万5,000円となりましたが、令和5年度予算額と比較すると、1,007万2,000円の増額となります。令和6年は、令和5年度に

引き続き、保険制度や会計、保険事業の垣根を超えた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むなど、様々な事業に取り組んでまいります。

水道事業会計については、老朽化した配水管の更新と併せて、耐震化を計画的に進めていきます。令和6年度は、瀬戸口・辻区において配水管更新、施工延長約2,709メートルを予定しています。今後も水資源の保全を図り、老朽化した施設の更新や維持管理の強化に努めてまいります。

以上、施政方針、予算編成方針を申し上げたところでございます。なお、各議員におかれましては、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、私からの施政方針、予算編成とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（金子光喜君） 以上で施政方針及び予算編成方針を終わりました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時12分

再開 午前11時23分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 一般質問

○議長（金子光喜君） 日程第6、「一般質問」を行います。

本日は、椎葉議員、西議員、吉田議員の3名を予定しております。

タブレットに掲載の通告一覧の順番に、発言を許します。

それでは、順番に、発言を許します。

一つ、掲示場、回覧板、電光掲示板における閲覧性と利便性の向上について、椎葉議員の質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 4番議員の椎葉です。一つ、掲示場、回覧板、電光掲示板における閲覧性と利便性の向上について、一般質問を行います。はじめに、本一般質問に出きます、オンライン化の定義ですが、情報やサービスをインターネットなどのネットワーク上で利用できるようにすることです。オンライン化を進めると、町のホームページやSNSの閲覧数を増やすことができます。町のホームページが初めて公開されたのは平成10年と聞いています。それ以前はアナログによる広報が主流でした。私がこれまで広報のオンライン化を提言してきた主な理由は2つあります。1つは、文字などをデジタル化することで多くの人にお知らせすることができることです。もう1つは、障害のある方などが確認しやすい環境をつくることです。例えば、足の不自由な方は、現

地まで行く必要がなくなります。目の不自由な方は、音声読み上げソフトがあれば、文字情報を確認ができます。本町では、広報紙、旬報、防災無線、掲示場、回覧板、電光掲示板、ホームページ、SNSなど、様々な手段で町民への広報が行われています。この中で今回取り挙げている掲示場、回覧板および電光掲示板、この3つの提案が実現できると、本町の広報は全てオンラインでも確認できるようになります。令和4年6月の一般質問において、デジタル田園都市国家構想に基づく行政広報のあり方について提案しましたが、今回はその継続質問になります。後期の第6次総合計画では、情報化社会への対応の中で、アナログ・デジタルの両方式を利用した情報発信の充実という新たな施策が示されているところです。また、湯前町情報化計画の改定版においても、紙媒体と並行したハイブリッドによる情報発信が示されております。今は世代的にアナログとデジタルを両立する時代です。それぞれの良い点を活かしながら、町民にとって最適な行政広報を推進していくことはとても重要なことであります。行政広報の本質は、行政からのメッセージを町民などに広く伝え、行政への理解と信頼を深めることではないでしょうか。今回、掲示場、回覧板、電光掲示板の3つについて、執行部の考えを確認していきます。要旨の1、掲示場の公告内容をオンラインでも確認できるようにする考えはないか、について伺います。掲示場とは、湯前町公告式条例で示されているもので、役場の正面玄関前、自販機の左側に設置されているものです。参考までに湯前町公告式条例は、地方自治法の第16条4の4項に基づき決められて、定められています。条例制定が昭和35年ですので、昔ながらの方法が続いているところです。主な掲示物で公告が義務づけられているものには条例や規則などがあります。また、公告で周知しているものには、採用試験の結果、会議招集、補助金要項、工事関連など、町にとって重要な情報があるところです。そこで、担当課にお尋ねします。町民は、掲示場の公告内容を確認しているでしょうか。その数は多いか少ないかについて、お尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） 役場におきましては、一定の事項を広く町民に周知するために、正面玄関前に掲示板を設置しております。このような不特定多数のものに対する通知行為を法律においては、告示または公告と呼ばれております。そのうち告示とは、法令、条例または規則に基づいて告示するもの、このことを言います。次に公告とは、告示と同様に一定の事項を広く町民に周知させることを目的とするものです。ちなみに、本町の令和5年の告示、公告の件数は合わせて235件ございまして、条例要項等の制定、改正関係が160件、議会の招集、議決事項関係が26件、各種計画関係21件、職員採用関係が6件、町有林の立木処分関係が9件、その他、財政情報の公表など、もろもろ13件ございました。前段が長くなりましたが、町民は掲示場の公告内容を確認しているか、その数は多いか少ないかというご質問にお答えいたしますと、掲示板を直接見ておられる方は少ないと考えております。ただし、町民にお知らせしなければなら

ない情報に関しましては、個別に町の広報、旬報、ホームページ、対象者への直接通知などを使ってお知らせしておりますので、ご確認いただける状況を整えていると認識をしているところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 続けてもう1点だけ確認しますが、掲示場の公告内容は、町民が確認しやすい状態にあるかについて、お尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） 掲示場に限って見れば、決して確認しやすいとは言えないと考えております。ただし、議員先ほど申されましたとおり、町の公告式条例で定めてありますので、我々はそれにしたがっておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 私もですね、この掲示場の内容確認して参りました。その時に感じた掲示場の弱点と言いますか弱みをですね、3点ほど挙げさせていただきます。1つ目が、役場に来ないと確認ができないということです。そもそも掲示場があること、掲示場という名称が知られていない、町民の認知度が低いということだと思います。私自身も、その掲示場という読み方からちょっと知りませんでして、ちょっとお恥ずかしいところで、もうちょっと確認しておけば良かったなと今思っているところです。2つ目は、掲示する資料が多かったり、複数枚あったりすると、確認が難しいということです。私が確認したときには、沢山の資料が重ねて掲示されていました。これが悪いというわけではなく、掲示スペース上仕方がないところだと思っております。3つ目は、公告内容がいつ更新されたのかわからないということです。先ほどホームページや旬報、広報等でもお知らせがあったと言いましたが、どの情報がその掲示場に載っているのかというところまでは示されていないと思います。この掲示物には、規定に基づき、公告期間が決められております。例えば、条例や規則については10日間、掲示が終わると過去の掲示物は確認ができない状況です。そこで、担当課にお尋ねしますが、掲示場の公告内容は、町民や町外の人々が簡単に確認できる方法が必要ではないのでしょうか。お尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） 椎葉議員のこのたびの一般質問を機に、ほかの自治体の状況を確認させていただきました。電子掲示板ということで、告示や公告の一覧をホームページに掲載されている自治体もあるということを確認いたしました。町村はあまり多くなく、ほとんどが大規模な自治体という印象でございました。またこのような自治体は、これまでの紙による公告式条例とインターネットによる公告式条例の二本立てとなっておるようでございます。地方自治法がインターネットによる公告式条例のみで良いという改正が行われれば、我々もすぐにでも取り組めるとは思いますが、現在本町では、職員に対し、かなりの時間外の勤務を強いている状況を鑑みますと、現時点においては二本立てはちょっと厳しいかなというところで認識をしております。簡単に確認できる方法が必要であるかどうかという点、必要であるとは感じておりますが、災害復旧等に

人手が取られている現在の緊急事態におきましては、治まった後に検討させていただきたいというのが本音というところでございます。繰り返しになりますが、町民にお知らせしなければならない情報につきましては、個別に発信をさせていただきまして、体制が整いしだい、その取り組みを検討させていただければというところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 担当課の考えとしては、このオンライン化は難しいというご回答でした。ただこれはやり方でして、例えば、今ホームページでもすでに挙げられているということです、その今お知らせという情報で、もし挙げているのであれば、それにカテゴリーを1つ追加して、掲示場というカテゴリーを追加して、そうすれば自動的に掲示場のページに行くだけにすれば良いだけの話ではないかと思うので、そこは本当に方法なんですよ、だからもうイメージ的には、オンライン化は大変だって言うんではなくて、やり方を検討されるということが、まず第一に必要だと思っております。そこでですね、町長の方にも最終的に確認していくんですが、この掲示場のオンライン化というのをご提案させていただくところです。この掲示場の公告内容をオンライン化するメリットを3つ挙げたいと思います。1つ目は、いつでもどこでも内容を確認できる、役場の掲示場まで出向く必要がないということです。もちろん先ほどの更新の日時とかも、自動的に、直視で、目視で確認できます。2つ目ですが、資料が複数枚あっても確認ができます。もう枚数が重なっていると、それを1回1回開く町民の方はいないと思うんですが、パソコン上で見たり、スマホ上で見たりすると、その内容が、1つ1つ確認ができるというものです。特に条例や規則などの改正があったときに、その内容をじっくり確認もできます。そして、パソコンやタブレットなど画面サイズが大きいと文字が見えやすいということもあります。今、掲示場の方をずっと睨んで見ても、文字が小さいので、なかなか見づらいところもあると思います。そして、3つ目、公告内容がいつ更新されたのかが把握できます。やり方によっては過去の公告内容も確認できるということで、遡っての確認も可能です。このホームページでの掲示場の公告内容を掲載する方法だと財源はゼロで行けます。LINEなどのアプリで登録者へプッシュ配信すれば、掲示場の認知度や閲覧性が高まります。職員の手間としては、先ほど課長からもありましたように、ホームページの更新が必要であるということ。ただここはやり方、工夫しだいで、あと簡単に更新できるのかなと思っております。これをやることで、町民の利便性というのは高まることが期待されます。電子掲示場は町民に行政の関心を持っていただくことにも繋がると思います。そこで町長にお尋ねします。担当課はあまり前向きではないようですが、町長の考えとして伺います。掲示場の公告内容は、オンラインでも確認できるようにする考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回の椎葉議員の一般質問の通告書を確認させていただいたんですけども、今の総務課長も答弁したように、私もちょっとほかの自治体のホームページを確認させていただきました。大きな自治体等につきましては、例えば、一般競争入札関係についての公告の記載がございまして、その掲載もあったところでございます。本町のような小規模の町村におきましては、地場産業の育成という観点から指名競争入札を実施しておるということで、広く入札参加を募る必要がないというところになっておるところでございます。今後、今、総務課長が説明したんですけども、町民の皆様にお知らせしなければならない情報につきましては、すでに町の広報、旬報、ホームページ、対象者への通知などを使ってお知らせをしておるということでございますので、今後、その広告の内容等によってはですね、さらなるやっぱり、通知を丁寧に住民の皆様方にお知らせするというのは、大変重要なことだというふうに私も椎葉議員がおっしゃるような、今、先ほど3つほど、言われたところでございますけども、それについて私も共感するところでございます。今後より良い情報発信の方法についてもですね、今ご提案いただきましたし、それから先ほど椎葉議員の中にもございましたけども、本町におきましては、DXの推進を目指すというふうにしております。これらにつきましてもですね、十分理解するところでございますので、ただ今、申しているような新しい作業も加わるというところもございますので、この点も十分、研究しながらですね、対応していけばというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 例えばですね、条例や規則については議案を含めて、今、ホームページ上では挙がっていないんですね。例えば、この掲示場でその条例とかが決まりましたとかいうお知らせがあると、町民の方はどういう条例が決まったんだろうというのを詳細に確認することができます。これはほんの1例でありまして、そのほかにもですね、町民にとって知りたい情報とかを流してあげることで、広報とかにも載らない情報ですね、そういったところにも行政の関心も高まると思います。そこについてはですね、研究っていうよりも、まず検討していただいて、それでもどうしても行政的に負担が大きいということであれば、それは仕方ないと思うんですが、これはこういうやり方をすれば簡単にいけるんじゃないかという方法が見つかりましたら、ぜひこれは展開していただきたいんですが、町長、まず検討をしていただいて、それから判断をしても良いんじゃないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 新しい情報を確実に町民の皆様方のほうにお伝えするということは重要なことでございますので、より良い情報の発信方法についてはですね、検討させていただく。そして、先ほど申しましたように、研究もしながら、ちょっと職員のほうに負担がかからないような形で何かできないか、そういうところも検討させていただきたいと存じます。

○4番（椎葉弘樹君） この掲示場に関しましては、昭和35年以降もですね、以降ですね、ずっと従来のやり方をやってきたわけですが、本町は総合計画だったり情報化計画の中でも、このアナログとデジタルの両立で広報活動をしっかりやっていこうというところも含まれていると思いますので、そこはしっかりと検討していただいて、今後、研究もしていただいて、そして、前向きにご対応いただきたいと思ったところです。ちなみにですね、この電子掲示場というのを導入しますと、おそらく、人吉球磨では前例がありませんし、熊本県内でも実は前例がないのかなと思ってますので、初の取り組みということになるかと思います。県外においては、結構私は、町村のレベルにおいてもやってるところを見かけたもんですから、そういったところは確認していただきたいと思います。それでは要旨の2に行きます。回覧板の情報をオンラインでも確認できるようにする考えはないかについて、お尋ねします。これは先ほどの内容と、提案とですね、少し似ているところがあります。本町では、月に2回、地区ごとに回覧板を回しているところです。お隣さんの世帯状況によっては、コミュニケーションや見守りになる場合もあるということです。町内各地区における回覧板の総数は、事前に確認しましたところ、263枚と聞いております。つまり、約63のルートで、この回覧板が世帯から世帯へ手渡しされているのが現状です。そこで担当課にお尋ねします。回覧板が届くまでに遅延が生じるケースというのは把握されていますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 遅延したことを直接総務課へ届けられたということは耳にはしておりませんが、私共も町民でございますので、隣保の方が長期の旅行に行かれたり、入院されたりした場合には回覧板が遅れるという、場合もあるということは、体験もしておりますし、認識もしておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 私も一町民として、これまで経験したのが旅行の部分もありますし、出張、入院とかもあったところでございます。私事ではございますが、先月の2月18日、日曜日の回覧を事例としてちょっと挙げてみたいと思います。我が家は隣保班8世帯のうち、7番目に回覧板が回ってきます。下町橋の補修工事見学会の開催の案内があったわけですが、これは2月17日の土曜日にだったんですね、ところが回覧板が来たのはその翌日だったもんですから、ちょっと回覧板が届いたのは、時にはもうすでに終わっていたという状況でした。また、茅葺のライトアップ、これは2月9日、金曜日から始まっていましたが、回覧板が届いたのは開始から9日後ということで、ちょっと遅かったなあというところも感じたところでした。これはほんの一例でありまして、おそらく町民の方からもそういったご意見は、実は役場には挙げてないけども、あるんではなかろうかと推察するところです。特に締切日や開催日がある内容については、遅延はできるだけないほうが良いのではないかと考えています。そこで担当課にお尋ねします。回覧板の情報はできるだけ早く伝える方法が必要ではないのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 議員おっしゃいますとおり、情報につきましては、私共もできるだけ早く伝える必要があると考えております。

○4番（椎葉弘樹君） ただ物理的にですね、遅延が発生するところはもう、どうしても、もう仕方がない、アナログでは仕方がないところであります。それをカバーするのがこのデジタルの力だと思ってまして、オンライン化の力だと思っています。そこで提案したいのが回覧板のオンライン化ということで、オンラインでも確認できるようにできないかということでもあります。近年、これは回覧板をオンライン化している自治体も少しずつ増えてきているところです。中にはですね、そのアプリとか高い仕組みを導入したりしてるわけですが、本町ではなるべくお金をかけたくないということであれば、ホームページを活用した、そのオンラインの方法があるのかなと思っています。そして総務省の自治行政局市町村課が、令和3年に出してます、アンケートの結果によりますと、デジタル化推進にあたり、市町村が有効と考える分野、第2位が、この電子回覧板でありました。1, 709団体中1, 000団体が有効と回答しておられます。そこで回覧板をオンライン化するメリットを2つ挙げたいと思います。先ほどとちょっと似ているところもあるかもしれませんが、1つ目が、いつでもどこでも確認ができると、回覧板を回した後で、いつやったかなとか、どこやったかなとか、などに対応できます。2つ目が、将来的に、これはもう将来的な話なんですけど、回覧板を完全にオンライン化が実現した暁には、回覧板の手間や感染症の心配がなくなり、ペーパーレス化も実現ができます。今後は、高齢者1人世帯が増え、空き家が増え、免許証返納も増えるため、この回覧板に対する負担っていうのも若干出てくるんじゃないかと危惧しております。オンライン化は、今のうちから準備が必要ではないでしょうか。オンラインで回覧板の情報を掲載する方法だと、先ほどと同じく、財源はいりません。ホームページの場合、LINEなどのプッシュアプリで登録者へプッシュ配信すれば、閲覧性がより高まるのではないかと思います。職員の手間としては、やはり先ほどと同じようなホームページの更新が必要であるということです。しかし、これはやり方しだいでもうでも解決できる問題だと私は思っております。また、その必要な資料がダウンロードして保存できますので、今までは例えば、重要な情報は我が家の印刷、プリンターで保存していた方もいらっしゃるでしょうし、どこかにメモ書きをされたり、カレンダーにメモ書きされたりとか、いろんなやり方があったと思いますが、このパソコンとかタブレットで見ることで、いつでも情報を収集できるから、そういう手間も省けてまいります。そこで町長にお尋ねします。回覧板の情報もオンライン化で確認できるようにする考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど椎葉議員のほうから、2つほど遅れて回覧が入ったというふうな話を聞きまして、私の方も若干そういうふうな経験をしたところがございます。

ですので先ほど言いましたように、より良い情報の伝達をやっぱりするためにはですね、それなりの対応をすべきかなというふうにも思っております。そのために、個別にホームページ上で発信をしておりますので、そのオンラインで確認できるというふうに私も考えます。ただし、椎葉議員のご主張、例えば、次回の見覧の内容等についてでございますけれども、今度はその詳細については、このホームページで見れますと、いう内容の情報であればですね、このホームページでお知らせするというのは可能ではないかなというふうに私も思ったところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） そのイメージ的にはですね、そのホームページの、例えば、掲示場、見覧板とかいうバナーを付けて、それをクリックすれば、見覧板というのがもうすぐ見えるようにするというだけの話ですので、やり方によってはですね、もうすごく簡単にできるんだと思っております。これもですね、実は人吉球磨でやっているとところは当然ありませんし、熊本市の方ですね、何か電子見覧板のようなのを見かけたことはありますが、これも実は全国的にも、全国的にはやっていると。ただ熊本県内ではちょっと遅れているところかなあというふうに個人的には思うところです。この電子見覧板の導入というのは、将来的にはペーパーレス化にも繋がりますのですが、当面はアナログとデジタルの二刀流ですね、しっかりと前向きにご検討いただきたいと思いますところでした。引き続きの検討をよろしくお願いしたいと思います。最後に、最後ですね、要旨の3、電光掲示板の表示内容をオンラインでも確認できるようにし、さらには横断幕も含めて、町民の活躍をもっと多くの人にお知らせする考えはないか、についてお尋ねします。ここでの電光掲示板とは、役場前の県道沿いと下里区の国道沿いにそれぞれ設置されているものです。本町では、看板や横断幕に掛かる費用をなくすため、平成23年から電光掲示板を導入していると聞きました。導入から10年以上が経過しているところです。湯前町電光掲示板掲載に関する要項というのがあるんですが、本町はこれに基づいて、町の情報をはじめ、地域観光や商工業の振興及び経済の活性化を図ることを目的としているようです。電光掲示板に表示している内容を担当課に確認しましたところ、営利目的ではない行政情報、スポーツ大会出場者の紹介、交通事故防止、防犯、イベント情報、火災予防、コロナ関連など、多岐に渡るところです。そこで担当課にお尋ねします。電光掲示板の情報は、町民や町外の方へ十分伝えることができているでしょうか。また、2ヶ所以外で確認することはできますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 本町の電光掲示板につきましては、車等でその場所を往来される方に対し、情報発信をしているわけですが、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、交通情報、町内イベントの情報また防災や感染症の情報など、様々な行政情報の中から、ピックアップして、その時々でのタイムリーな情報を提供しておるところでございます。また、行政情報以外には、町民の情報として、スポーツ大会の結果とか、その

情報等も掲載の申請があれば流しておるところでございます。なお掲載の詳細につきましては、ドライバーの方が電光掲示板に見入ってしまいますと、交通事故等の恐れもあることから、一目見て理解できる短い文字数での掲載としておるところでございます。掲載している情報のほとんどは、個別にホームページや、広報、旬報等で掲載してありますので、内容を深くお知りになりたい方は、そちらをご覧くださいと思いますが、議員の質問のとおり、電光掲示板だけでは、電光掲示板の前をお通りの方にのみ、情報のタイトル程度の発信となりますので、十分伝えることができているかということ、十分ではない。しかし、そのきっかけになるというところで考えております。また2ヶ所以上で確認することができるのかという問いにお答えしますと、行政情報に関しましては個別にどこに載っていますと周知しているわけではありませんので、わかりづらいとは思いますが、広報、旬報、ホームページ等で確認ができる。町民情報につきましては、確認できないものもありますというところが回答になると思います。以上でございます。

○4番(椎葉弘樹君) 私も電光掲示板をちょっと注目して見て、その内容をちょっとホームページの方でぱっと探してみたんですが、やっぱりリンクしてないなというところも多々ありました。で、本町の電光掲示板は設置場所にもよるんですが、両方向で確認できる部分と片方向でしか確認できないという部分は当然あります、それはもう仕方ない、仕方がないです。ただ水上村さんとかは、たまたま交差点にあるもんですから、一時停車したときには見えるんですが、結局、やっぱり本町と同じ課題があってですね、やっぱり電光掲示板には限界があるということであります。特に車の運転中はですね、ついつい見入ってしまう時があって、まずいなと個人的に思うところもあります。そこでですね、担当課にお尋ねしますが、電光掲示板の情報は、町民や町外の人々が簡単に確認できる方法というのが、これも前の2つと一緒にですけど、方法が必要ではないか。ということで、お尋ねしたいと思います。

○総務課長(西村洋一君) 町民や町外の人々が確認できる方法が必要ではっていう問いに関しましては、もう当然必要であるとは思いますが、しかし、この電光掲示板の性質上、通常ホームページとか広報とかご覧になられない方が知っていただくには有効な手段と考えておりますので、これまでそういったのを見られない方に情報を見ていただくきっかけというところでしておりましたので、今回オンライン化のご提案もされますことから、私たちも確かにそうだなというところもございますので、検討したいと考えておるところでございます。

○議長(金子光喜君) ここで、昼食のため休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時58分

再開 午後13時00分

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

椎葉議員の一般質問の途中であります。発言を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 午前中は要旨の3の電光掲示板の関連の途中でした。本町の電光掲示板におきましては、とても有効な手段であることはわかっているんですが、一方弱点っていうところもある、課題があるといったところを、先ほどいくつか挙げたところでした。その電光掲示板の課題を解決するために、3つのことをちょっと提案させていただきたいと思います。まず最初に、電光掲示板まで出向かなくてもオンラインで内容確認できる電子掲示板というものを提案したいと思います。メリットにつきましては、先ほどの電子掲示板であったり、電子回覧板と同じですので、ここでは省略しますが、電光掲示板では文字の文字数とか制限がありますので、それを補う意味でも、この電子掲示板というのが必要ではないかと思っております。そこでもう直接町長の方にお伺いしますが、この電光掲示板の情報は、オンラインでも確認できるようにする考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 行政情報につきましては、ホームページでもお知らせができておりますので、住民の情報につきましても、町民の皆様方の幸福度アップという政策も掲げておりますので、可能な限りホームページについて、お知らせしていきたいというふうに考えているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 電光掲示板に表示がある・ないっていう部分とですね、そのホームページとの関連性がですね、ちょっとうまくリンクできてない情報があるかと思っております。1つ例を挙げて、スポーツに関して確認したいと思います。町民の活躍については、文化の面とか社会教育とか、スポーツ色々あるわけですが、ここではもうスポーツだけをちょっと例に取り上げてみたいと思います。全国スポーツ大会等出場奨励金の対象者、令和5年度については44件ありました。電光掲示板で応援された対象者との関連性なんですが、まず電光掲示板で応援された方っていうのは、全国大会に出場された陸上の高校生、それからフットサルの中学生、あとトランポリンのおそらく小学生、以上の3競技だったと思います。次に、電光掲示板で応援できてない方が、空手道の小中学生の全国大会、ソフトテニス高校生の九州大会、野球社会人の全国大会、柔道社会人の全国大会、弓道社会人の全国大会などです。比較的社会人の活躍というのはあまり電光掲示板には出てこないんだなというところを調査の段階でわかったところです。担当課において、このスポーツ大会どれに出場したのかという把握は難しいのかもしれませんが、この全国スポーツ大会出場の、全国大会等スポーツ奨励金の申請分というのは町で把握できると思いますので、これと合わせて、電光掲示板の表示、どこまで表示するのかを考えていけば良いのかなとは思いました。これはですね、町民の活躍という

ことで、子供に限らず、大人も問わず、大人についても応援していけば、町全体に元気を与えることができるのではないのでしょうか。ということを踏まえまして、町長にお尋ねします。全国スポーツ大会等出場奨励金の対象者は、ある程度のルールを設けて電光掲示板などで応援していく考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 全国スポーツ大会の出場ということで、教育委員会の方に申請を出されたという場合の想定と、それから先ほちょっと例を示された部分があったんですけども、これらの部分を全て、いわゆる教育委員会、それとそれらの関連する課においてですね、把握しきれてないというのも、今おっしゃったところでございますので、その点、申請者と言いますか、それとか、おっしゃってる関係団体辺りとのですね、お話を聞いた中で可能な限り、その情報については掲載していくということについても、私としては、異論はないというふうに思いますので、当然町民の方がですね、そういう活躍をされているということであれば、これは掲載していきたいというふうに思っております。ただその中で行政情報等の方が優先となるということもございまして、例えば、災害による箇所とか交通止めとかですね、その他、行政情報が多い場合については、住民情報については、後回しになるということもあり得るのかなというふうに思ったところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） その情報の優先順位とかですね、あとは本人の確認が得られた分だけ出すとか、その辺のルールはですね、ある程度決めておいた方が良いのかなと思ったところでした。先ほどですね、この提案した電子掲示板というのが導入されますと、ホームページ上でも、その情報を出すことにすれば、これもどなたでも確認できますので、スポーツ情報、広報誌とかですね、あまり読まない方もホームページを見るという方もいらっしゃるかもしれませんので、アナログとデジタル両方使って、これについても情報発信していければな、いければ良いのかなと思いました。最後に、横断幕での応援を可能にすることを提案させていただきます。電光掲示板は、看板や横断幕に掛かる費用をなくすために導入しているわけですが、一部の方から、町民の活躍は横断幕で応援できないのか、情報発信できないのか、という要望がありました。例えば、大谷翔平選手やオリンピック出場選手など、横断幕を用いて応援している自治体があることは、皆さんもご承知のことだと思います。また、町民の活躍など、地域の団体や組織などが横断幕を作成して応援するケースもあると伺っております。横断幕の効果としましては、期間を問わず、応援や宣伝の効果を発揮する、それから、遠くからでも目立ち、周囲の注意を惹きつける、選手や関係者の士気を高める、町民などに元気を与えられる、掲示する場所さえあればどこでも使用できる、自治体の応援する姿勢が伝わるなど、様々な効果があると思います。令和5年度の全国スポーツ大会等出場奨励金において、全国大会が16件、九州大会が19件ありました。これら全て横断幕を作るとなると、かなり

の件数となるわけです。そこで、今回提案したいのは、例えばオリンピックやパラリンピックへの出場や全国大会で上位に入られた方、その他町長が認める方などは、全国トップレベルの活躍として、町が横断幕を作ってはどうかと。そして、それ以外の横断幕については、例えば、スポーツクラブ、学校保護者会など有志で作成していただく。横断幕の掲出については、町がその設置場所の相談には乗る。そして、作成費用の一部を補助したりできないかといった考えがあります。福井県の高浜町や熊本県の大津町では、奨励金と合わせて、この横断幕の支援というのをセットで考え、町民の活躍を応援されております。横断幕についても全国大会等スポーツ奨励金とセットで考えていければ、保護者、そして、その有志の方々の意向も少なからず含めるのではないかと。そして、電光掲示板の弱点を補う方法として、横断幕というのを有効な手段として活かせるのではないかと。そういうふうにルールを作ることで、行政と町民の役割分担を明確にして、行政主導によらないルール作りをしてはどうでしょうか。最後に町長にお尋ねします。横断幕の作成や掲出のルールを設けて、町民の活躍を応援する考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今使っております、この電光掲示板の設置の時にですね、実は私もちょっと携わったわけでございますけども、1つには国道219号につきましては熊本県の景観条例等がございまして、そこら辺に横断幕等を設置する場合については、許可が必要だったというところですね、色々やりとりやりまして、結果的に今の時の公園じゃなかった、役場、それから、下里に設置をしておるところでございまして、なかなか、ルールが非常に厳しかったというところでもございました。この時にですね、これ経済対策でこの電光掲示板を作らせていただいたところでもございますけども、その後のその時点でですね、横断幕については今後、議会の方としても、その時説明しておりますけども、横断幕等については、もう費用等については、出さない方向で動くんだというふうなところでもございました。そこについては、基本的には、それを使いたいというふうに思っております。ただ今、椎葉議員おっしゃいました、町民の方が、例えば、オリンピックとかパラリンピックですね、その手のクラス辺りに出場される場合につきましては、大変名誉なことでもございますので、個別にそこら辺を検討しまして、議会の皆様方にも予算をお願いしたりして、ご相談しながら、その流れを作っていけばというふうに思っておるところでございます。ただ今、この看板等に横断幕等につきましては、例えば、スポーツ団体等の補助とかですね、支援とかという、今お話を伺ったところでもございますけども、そこら辺につきましてはですね、やはり、経費の部分も出て参るところでもございますので、現状としては今、先ほど申しましたような形でですね、対応をさせていただければというふうに思っているところでもございます。以上でございます。

○4番(椎葉弘樹君) 現在の電光掲示板が平成23年度にできて、その当時はですね、やはり電光掲示板があればもう横断幕はいらないだろうということになったんだろうと思いますが、もうあれから10年以上が経過しておりまして、電光掲示板の検証等もしなくてはならない時期に来ているのかなと思います。そして、実際に大津町さんとかでもですね、この横断幕の町民の活躍制度というのがありますので、まずそっちのニーズ、需要があるかどうかをですね、確認していただき、もし大津町さんでもですね、町民の活躍を有志の方々が横断幕を作っておられる実績があるのであれば、本町の方でも、そういう支援も考えてみてはどうかかなと思います。そして、その需要がなくなってくればですね、当然この横断幕の支援というのは終了すると思いますので、まずはその現状調査っていうのはやっていただけないでしょうか。

○町長(長谷和人君) 今、大津町のほうというふうなお話でございましたので、少しそこら辺の内容を見てみたいと思います。以上でございます。

○4番(椎葉弘樹君) 全てがですね、デジタル化すれば良いという話でもないのかなというのを、この横断幕を考える中で思ったところで、中には、そのアナログの良さというの、今後、必要な部分もあるというところを、今回提案させていただいたところでした。結びになりますが、今回の3つの提案が実現できると、冒頭に申し上げました、本町の広報というのは、全てオンラインでも確認が可能になります。そのために情報の整理とかですね、広報における情報の整理ですね、これは、電光掲示板に出すとか、これは、掲示板に出すとか、回覧板に出すとか、その辺の情報のルールがですね、ある程度整理が必要じゃないかなというのを、今回の一般質問を通して思ったところでした。もう情報が今、色々あるので、重複でどんどん出してしまったところもあるんですが、デジタルとアナログというところを上手くすみ分けながらですね、その情報整理というのは、1回した方が良いのかなっていうのも考えたところなんです。あとはですね、このオンライン広報というのを導入していきますと、町内だけじゃなくて、ふるさと会や町外出身者の方にもですね、広く情報発信もできるようになりますし、将来的なペーパーレスっていうところにも繋がってまいりますので、ぜひ総合計画及び情報化計画の中でですね、デジタルとアナログの広報についてもですね、取り組んでいただくように、今後、我々も一緒にですね、検討していければと思います。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長(金子光喜君) 一つ、掲示場、回覧板、電光掲示板における閲覧性と利便性の向上について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

○5番（森山 宏君） 椎葉議員のおっしゃっていた、このオンラインで対応できる、なんですかね、キャパっていうじゃなくて、そのオンラインの恩恵を受けられる、規模っていうのはどのくらいぐらいあんなってしょうか。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後13時18分

再開 午後13時20分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

森山議員の質問がありまして、今から答弁をお願いします。

○総務課長（西村洋一君） 情報を見れるキャパというご質問につきましては、インターネットが繋がっている環境であれば、世界中、誰でもどこでも無限大にキャパはあるというところでございます。

○5番（森山 宏君） ちょっと内容が悪かったようなので、すいません。スマホというのがちょっとわかんなかったもんですから、スマホであると、不特定多数やっでどんくらい持っとなはっかわからんかは理解できました。俺が思ったのは、なんすかね、インターネットの環境と思ってたもんですから、インターネット環境を持ってるのは、昨年で考えたら400件ぐらいだったと思ってたもんですから、どのくらいぐらいの、インターネットで考えた時ですね、そのくらいしかなかったんだかなと思ってたもんですから、聞いてみただけです。

○議長（金子光喜君） ほかに質問ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、掲示場、回覧板、電光掲示板上における閲覧性と利便性の向上についての関連質問を終わります。

以上で椎葉議員の質問を終わります。

次に、一つ、効果的な移住・定住促進施策について、西議員の質問を許します。

○2番（西 靖邦君） ただいま、金子議長のご指名をいただきました。議席番号2番西靖邦でございます。本日は通告書にしたがい質問をさせていただきます。移住・定住促進施策は地域の持続可能な発展や社会のバランスを保つために重要です。政府や地方自治体、地域の関係者が連携し、様々な施策を実施することで、地域全体の活性化や豊かさを実現することが可能です。質問による現状・課題認識等を執行部の皆さんにおいても、共有・共感していただいた上での答弁をお願いします。質問事項、効果的な移住・定住促進施策について、要旨1、移住者にとって魅力的な地域の特徴や資源を最大限に活かすための施策を講じる考えはないか。少子高齢化と人口減少が進む中、多くの自

自治体が同様の問題を抱える中で、特色ある住みよい魅力的なまちづくりを通じて、移住者・転入者を増やし、また、定住促進すなわち、転出者を減らすことに挑戦し、成果を出している自治体が出てきています。地域で問題になっている、地域の人口が減少していくという問題について、本町においても、しっかりと議論をし、対策を講じていく必要があると考えます。そこで、九州で一番人口が少ない村となっている、五木村の成功事例について紹介させていただきます。取り組みポイントは、外部人材の積極的な活用、攻めと守りの役割分担です。平成30年度に移住・定住促進を主な活動とする、地域おこし協力隊を採用後、移住・定住サポートや関係人口の創出施策等が奉公し、近年は移住者が大きく伸びてきています。移住者数ですが、令和6年ですが、平成30年度8人、令和元年度5人、令和2年度18人、令和3年度12人、これはUターンを除くとなっています。移住者数ですが、五木村の令和6年度目標値は33人をKPIとして設定しているとのこと。移住・定住を村づくりを中心に据え、移住希望者にとって、魅力ある施策を進めている成功事例です。本町においては、湯前町過疎地域持続的発展計画が策定され、その中で、移住定住地域交流の促進、人材育成が位置付けられています。本町の現状において、これまで重点的に行ってきた移住・定住施策はどのようなものがあるのでしょうか。それによって、成果を上げることができたのでしょうか。また、その施策は、こういった方々をターゲットにして行ってきたのでしょうか、伺います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 移住定住の施策につきましては、今まで地域おこし協力隊を中心に移住定住に向けて施策を進めてきております。実績につきましては、地域おこし協力隊として本町に活動をされた方や、今、活動中の方もいらっしゃいますけれども11名のうち、移住定住された方4名いらっしゃいます。また別で、件数は少ないでございますけれども、協力隊以外にもですね、移住定住サイトゆのまえかじりをご覧になって、本町に移住定住されている実績もございます。このような、移住定住促進の対策としまして、住宅リフォーム補助事業や空き家リフォーム等の補助事業等の展開を現在行っているところでございます。また、東京圏から本町に移住して就業または起業をされる方に対しましては、移住支援金制度も確立しているところでございます。今まで移住された方の実績を踏まえますと、こういった方をターゲットかということでございますけれども、本町におきましては、幅広い方に対しまして、湯前町を知っていただき、取り組みを行っているという形でございます。

○2番（西 靖邦君） 移住定住に関しまして、リフォーム等補助事業以外にも、新築住宅取得事業補助事業も展開されてますよね、ほかにですね、移住・定住者の負担軽減のためにですね、もう1つの、固定資産税の減免等は考えられないでしょうか。お伺いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 先ほど税制面の優遇ということでございますけれども、本町に関しましては、今のところそういうのは計画をしないというところでございます。

○2番（西 靖邦君） 固定資産税の減税ですけど、10年間、年に7～8パーセントずつ減税するとか、それを10年間継続していくとか、いろんな方法があるかもしれませんが、その辺もちょっと一応考えていただけたら良いなと思っております。移住定住には様々な課題が存在し、これらの課題は地域によって異なりますが、一般的なものとして以下の点が挙げられます。1.雇用機会の不足、2.教育と医療の不足、3.住宅不足、4.地域社会との統合、5.インフラの不足、6.気候や環境の不適応、7.自治体の対応不足等です。本町の現状をどう捉え、どのような課題を設定されているのか伺います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 本町の現状をどう捉えて、どのような課題を設定してるのかということでございますけれども、湯前町過疎地域持続的発展計画にも記載しておりますけれども、本町には美しい自然環境、豊かな歴史、美味しい農産物など、地域資源を有しております。しかし、多くの方にその良さをですね、認識はまだ至っていない状況なのかなというところで考えております。また新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にですね、人々の働き方やライフスタイルが大きく変化し、地方への移住定住に対する関心が高まっているということは、本町においても同じことだと思っております。課題につきましては、移住先が決定しても雇用が生まれなければ生活ができない、雇用の面、また住宅については、空き家など、ニーズに応えられない点などが課題として考えられます。

○2番（西 靖邦君） 空き家等、問題等大変確かに難しい問題だと思っております。課題だと思っております。今後ですね、継続的な議論と包括的な対応・対策を求めます。これらの課題に対処するためには、地域の課題を把握し、適切な施策やプログラムを導入することが重要です。移住者にとって魅力的かつ、地域社会との調和を図るための取り組みが必要です。課題を見つめ直すことが、移住政策を成功させる鍵ではないでしょうか。移住者にとって魅力的な地域の特徴や資源を最大限に生かすための施策は、様々なアプローチが考えられます。1例ですが、次のような点が考えられます。1.観光資源の活用、2.地域特産物の振興、3.文化・アートの推進、4.地域食材の活用、5.自然環境の保全とアウトドア活動、6.地域産業の多様化、7.住環境の向上、これらの施策は、地域の魅力を引き立て移住者にとって居心地の良い環境を整えることが期待されます。本町の地域の特徴に基づく施策の考えがあるのか。またその施策をどのように移行していくつもりなのか、おられるのか伺います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 地域の特性につきましては、先ほど申し上げました通り、自然環境、歴史、農産物など、本町が本来持っているところだと感じております。

そのような町本来が持っているありのままの姿の周知をですね、今後、移住を検討される方が、その地に移り住んだ時にイメージできるようにしなければならないと思っております。また地域おこし協力隊につきましては、それぞれの活動内容をよく説明し、理解をいただきながら、本町を選択してもらえるよう、今後進めていきたいと思っております。移住・定住を決定する大きな判断材料は、町本来の姿を丁寧に説明しながら、理解をしていただきながらですね、移住・定住を進めていきたいと思っております。また、関西・関東圏域で開催されます、移住・定住相談会などを積極的に出向いていきまして、湯前町のPRを行っていききたいと思っております。

○2番(西 靖邦君) 町の魅力をですね、最大限に引き出し、多くの方々にその価値を共有していただけるように努めていただきたいと思います。移住施策はやってみないことには、何が上手くいくのかいかなのか、予め組み立てにくい部分も多く、最初から成功することはなかなか難しいかと思えます。トライ&エラーを重ねながら、施策を作っていく進め方もあるのではないかと思います。そのためには、効果を検証し、修正をかけていくための具体的な評価指数(オンライン移住相談の件数・ホームページの閲覧数)等が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか伺います。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) 具体的な指標となるかわかりませんが、本町が行っている移住関係の活動を紹介させていただきたいと思えます。まず移住定住のオンライン相談会につきましては、熊本県の方で主催としてですね、相談会を年数回開催されております。この相談会につきましては、毎回移住定住者に関するテーマが決まっております、本町に合致するテーマ、移住する方のテーマと本町が思っている課題というか、テーマをですね、指している場合につきましては本町も参加をしております。相談者の人数につきましては、大体、毎回10名程度の方が相談に、オンラインですけれども、参加をされているというところがございます。内容につきましては、湯前町を知りたいとか、熊本県に移住したいという形で、大きな枠の中で相談に乗ってらっしゃるという、相談されているということでございます。続いて、移住・定住ホームページの閲覧数でございますけれども、移住・定住サイトゆのまえかじりを運用しておりますが、ホームページのアクセス数につきましては、年8,000回ぐらいのアクセス数があるところがございます。

○2番(西 靖邦君) 先ほどちょっと驚きましたんですけども、ホームページの年間アクセス数が年約8,000回ということですね。その数字は非常に素晴らしいですし、多くの方々が情報を求め、アクセスしてることを示しているかと思えます。この数字は本町の情報発信が多くの人々に届いていることを示しており、地域やサービスに対する関心の高さを示しています。引き続き、ホームページの充実や情報の更新を行い、より多くの方々に価値ある情報を提供していくことが重要かと思っておりますので、よろしく

お願いします。移住施策には明確な正解はありません。重要なのは、その地域ごとの人口減少の課題や土地の特色などを徹底的に見つめ直すことです。それこそが自治体に合った移住施策を考え出す、第一歩となるんじゃないでしょうか。移住・定住施策は、長期的、安定的にこの地域で生活していく方を増やしていくために重要なものであると考えます。特に新型コロナウイルスの感染症の影響により、地方移住の関心が高まっているという政府の調査もあり、移住・定住施策の重要性はさらに増してきていると言えます。施策を実行する前に明確な目標を設定し、それに向けた計画を策定することが重要です。実現可能であることを確認し、計画をステップバイステップで実行が可能にしていくおつもりなのか、また、優れたリーダーシップで統率し、方向付けを行っていかれるのか、町長に伺います。

○町長（長谷和人君） 移住・定住施策につきましては、移住者が住んで良かったと思えるまちづくりが第一だと考えております。全く知らない地に移り住んでいただくためにも、地域住民の協力も不可欠だというふうに思っております。先ほど担当課長から、移住・定住の施策について説明を行ってきておりますが、実行できることについては、躊躇なく行うよう指示を出しているところでございます。私の方も東京に上京しました折につきましては、今年度、6年度の当初予算にも予算を組ませていただいておりますが、ふるさと回帰センターに入会するような形で今回っております。私の方も、先ほど言いましたように、上京した折につきましては、この回帰センターの方に参りまして、先般、参りました折には12月でございましたか、この回帰センターの理事長、それから九州地区、それから熊本県の担当の方とお話をさせていただきまして、熊本県の中の湯前町をですね、色々アピールさせていただきまして、ここにありという形でですね、いろんなお話を1時間ほどでございましたが、お話をさせていただきまして、PRを行ってきております。これまで何回となく回帰センターの方に参っておりますけども、逐一、そこらの情報をですね、的確に組みながら、お話をさせていただきたいと、続いてですね、続けて聞かせていただきたいと思っております。ただ先ほど、新型コロナウイルス感染症のお話が出てきたところでございますが、感染が落ち着きましたんで、ある程度何か地方に出るっていう、そこら辺の部分が数値が落ちたんでしょうかというふうなお話を聞いたんですけども、現状のところはあまり変わってないというところがございましたんで、少しちょっと安心したところでございます。ということで、ただ先ほど課長が言っておりますように、この住居の課題とかですね、移住してもすぐに解決できないという部分もございますので、今後も地域おこし協力隊を求めまして、積極的に湯前町をPRし、認知度を上げて、魅力あるまちづくりに努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○2番(西 靖邦君) 先ほど町の認知度を上げ、魅力あるまちづくりを行うことは、移住政策において非常に重要です。なぜなら魅力的なまちづくりは移住者や観光客を引きつけ、地域の活性化や経済発展に大きな影響を与えるからです。それには、地域住民や関係者との協力や意見交換が不可欠だと思いますが、今後、意見交換等を実施していくつもりはあるのでしょうか、町長に伺います。

○議長(金子光喜君) 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時42分

再開 午後1時45分

-----○-----

○議長(金子光喜君) 休憩終わり、会議を開きます。

西議員の一般質問の途中です。発言を許します。

○町長(長谷和人君) 意見交換会の場を設けることを考えていないかというふうなご質問でございました。例えば、町内に移住者の方がいらっしゃいますし、今のかじりのサイトの方にも載っていただいている移住者の方もいらっしゃいますし、それから関係団体あたりとのですね、連絡あたりも可能かなというふうに思っております。加えまして現在本町にも行っています、関係人口の創出ということで、いろんな民間団体とのですね、フットワークさも活かしながら、そういうふうな意見交換をやりながら、より良いものを移住定住に繋げていけばというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○2番(西 靖邦君) 意見交換会をお願いしときます、移住者に対しての。成功事例と言われる、移住促進ホームページを見ますと、良い意味でですね、表現が少しだけ砕けた表現であったり、魅力的な写真使いなどが若年層等から効果をよんでる印象です。魅力を活用した情報発信においても良い効果が出てくるのではないのでしょうか。情報発信に関しても、興味関心を引きやすい検討も合わせてお願いしておきます。要旨2に移らせていただきます。要旨2、移住者のニーズに合う魅力的な住宅を提供する考えはないか。本町においては、移住者のニーズに合う家が少ないのが課題ですので、移住者が求めるニーズや期待を理解することが重要かと思います。現在、移住者の住宅に関するニーズは、どの程度把握していらっしゃるのでしょうか、伺います。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) 先日、新聞報道によりますとですね、移住相談が3年連続トップだったということで記事が載っていたところでございます。その理由につきましては、新型コロナウイルスを機に、人の繋がりを求めたり、子供との時間を重視したりと、生活を見直す人の増加が増えたと。またテレワークなど、働き方が多様化した影響があったということで、新聞報道で記事が載っておりました。そこで移住を希望

する中で、一番の課題は先にも述べました通り、雇用と住居の問題だと思っております。移住に関する資料によりますと、移住希望者の住宅ニーズについては、資金が少なくてもすぐに移住できる賃貸が多いという報告がなされております。その点につきましては本町においてもニーズとしては同様でございます。しかし、本町の空き家状況を見ますと、ほぼほぼ売買希望がほとんどであるということでございます。そのような課題解決をしなければ、移住希望者のニーズには対応できないのではないかと思っております。

○**2番（西 靖邦君）** 移住者が希望する条件に合った住宅情報を提供することですね、住宅探しの手間を軽減できるように、住宅整備の重要性を認識していますので、積極的な取り組みをお願いしたいと思っております。移住者が適切で手頃な価格の住宅を見つけやすくするための取り組みが必要ではないでしょうか。土地の有効活用等を進め、住宅地の供給を増やすことも重要です。また、建設業者等と協力して、コストを削減し、手頃な価格で住宅を提供する取り組みも有効です。住宅の購入や賃貸に関する情報を透明化し、アクセス支援することも大切です。それに、持続可能な住宅やコミュニティの開発を奨励することで、住宅のランニングコストを低減し、住みやすい環境を提供できます。これらの取り組みが組み合わせることで、移住者が手頃で適切な住宅を見つけやすくなるのかと思っております。このような取り組みについて、どのように受けとめておられるのか伺います。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 移住者の適切な手頃な価格でということでございますけれども、もう以前、移住の希望者がですね、比較的時間と金銭的余裕がある団塊の世代の方が地方の移住が多かったと、こういう結果がございましたけれども、近年は先ほど申しましたように、若年層にシフトしている傾向が出ているということでございます。そういったデータを見たときに、やはり価格面は住宅選択肢の1つのポイントとして考えるべきだと思っております。本町におきましては、空き家の利活用含め、先ほど西議員も言われました通り、住宅関連の補助金を準備しております。そういった部分をですね、きちんとPRしながら、移住定住に今後も努めてまいりたいと思っております。

○**2番（西 靖邦君）** 移住者がですね、手頃で適切な住宅を見つけやすくする取り組みは、彼らの生活を円滑にするだけでなく、地域全体の経済や社会へのプラスの影響を与える可能性があると思いますので、よろしく願いしときます。賃貸住宅の受け皿は、移住者向けの居住環境を整える上で非常に重要です。受け皿がなぜ重要かについて述べさせていただきます。1.柔軟性と移動の自由、賃貸住宅は新しい地域に移住する際の柔軟性と移動の自由を提供します。特に、新規移住者が地域の雰囲気や生活環境を確認するために、一時的な住居が必要な場合には賃貸住宅が適しています。2.費用の軽減、賃貸住宅では住宅ローンの必要がなく、初期費用や移動に伴う費用が比較的安く抑えられます。これにより、移住者が短期間滞在や仕事の関係で地域を離れる可能性がある場合

でも費用面でのリスクは軽減されます。3.需要の対応、移住者向けの需要が高まる場合、賃貸住宅は需要に柔軟に対応することができます。需要が一時的なものだった場合でも、賃貸住宅は比較的短期間で供給を調整することが可能です。4.多様性の提供、賃貸住宅市場には様々なタイプや価格帯の物件が存在し、移住者のニーズ、予算に合った選択肢を提供することができます。これにより、移住者が自分に最適な住宅を見つけやすくなります。このような賃貸住宅の受け皿が整備されてる地域では、移住者がスムーズに生活を始めることができます。したがって、移住者向けの居住環境を整える際には、賃貸住宅の提供も重要な要素として考慮する必要があります。賃貸住宅の受け皿を今後整備し、魅力的な単身者向け、ファミリー向け、高齢者向けなど、異なる層に適した集合住宅を提供する考えはあるのでしょうか、町長に伺います。

○町長（長谷和人君） 賃貸住宅の受け皿を、今後整備する考えはあるのかというふうなご質問でございます。現状この住宅対策について、その状況をちょっと説明させていただきたいというふうに思います。現在、中里団地におきまして、単身向けの住宅を建設しておりまして、6戸の整備が終わっておるところでございます。今後の計画といたしましては、中里団地と同等の単身の住宅を設計し、整備するお考えとしておるところでございます。それから町営住宅等の整備関係でございますけれども、子育て世帯向け、ファミリー向けの地域優良賃貸住宅、これを今現在整備中でございます。これ駅前団地でございますけれども、これも来年度までに建設を終わらせたいというふうに思っております。このほかの住宅対策でございますけれども、分譲地の計画がございまして、この5年度におきまして、牧原地区の測量設計を終わっておりまして、6年度におきましても今度は詳細の測量設計を行う予定としております。それから合わせまして6年度では、JAの跡地でも同様な測量設計を着手する予定としておるところでございます。議員からの質問がございまして、単身者、子育て世帯、高齢者世帯といったいろんな世代がほどよい距離と位置に住むことで、お互い良いところを引き出し合う関係ということで、集合住宅としての整備も1つの考えかなというふうにも私も思ったところがございます。ただ本町の現在の町営住宅のお話をさせていただくところでございますけれども、現在160戸ほどございまして、そのうちの130戸の81パーセントについては、耐用年数を経過しておるところでございます。今後これらの住宅の建て替え、それから集約化を進める必要があるというふうに思っております。ただ人口減少との関係もございまして、今あるこの160戸を、130戸が耐用年数を経過しておるわけですが、同様な規模の戸数というのは考えられないというふうに思っておりますので、そこら辺、住宅事情等にかかります、現状の分析、それから住宅対策の課題整理等も行いながら、基礎調査を行いながら、具体的な施策の展開をする必要があるのかなと、そんなことを思ったところでもございました。もう1つ近年の募集状況についてもお話をさせていただくところで

ございますけども、申し込み状況につきましては3年間18戸の募集を行いまして、申込者数が15件ということで、平均の申し込み倍率については0.8というふうになっております。ここの募集状況も鑑みながら、先ほどから申しております、住宅建設関係につきましの集合住宅も含めてでございますが、検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時59分

再開 午後2時 9分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、西議員の一般質問の途中であります。発言を許します。

○2番（西 靖邦君） 魅力的な集合住宅を整備することですね、町の魅力が向上し、新しい居住者流入や定着に繋がっていくと思います。特に若年層や高齢者が快適に暮らせる住環境を提供することで、地域全体の活性化が期待できます。異なる層に適正した集合住宅を提供する重要性を再認識された上で一步進んだ検討計画をお願いしたいと思うのですが、町長どうでしょうか。

○町長（長谷和人君） 一步進んだというお言葉がございまして、本町といたしましては先ほど答弁しておりますけども、移住の関係につきましては、特に住宅につきましては、賃貸物件が非常に少ないというところもございますし、空き家の活用等も必須となっております。その物件等についても経年劣化が大変厳しいということで、活用も困難な空き家が少なくないというふうに思っております。現在、空き家リフォーム補助金とかですね、新築応援とかですね、事業も行わせていただいております。いろんな補助金等も活用しながら、現況、今進めておりますので、一步進んだというのがモデルになるという意味での一步進んだことなのか、これまでの既存の補助金等も活用させていただきながら、移住定住の策を講じさせていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○2番（西 靖邦君） これ一步進んだということはですね、戸建住宅よりも、集合住宅のほうが坪単価も安いし、そういう意味での一步進んだということです。要は一步進んでいただいたら、違う目線で考えていただいたら、その良さがわかってくるんじゃないかなということで、その一步進んだということを言わせていただきました。集合住宅の整備は移住者や現在本町で取り組んでいる、ワーケーションを考える上で重要な要素かと思います。定住者やワーケーションの方々にとって、安心して暮らせる環境や便利な施設が整っている集合住宅は魅力的です。特にワーケーション事業では、一定期間滞

在する方々にとって快適な宿泊施設があることが重要ですし、地域の魅力を伝えるためにも整備された集合住宅は貢献できるでしょう。地域の魅力を引き立てると共に移住やワーケーションの促進にも繋がります。多様に変化している、ライフスタイルに適した住宅を供給することに関して、町長の考えを伺います。

○町長（長谷和人君） 多様化しております、いわゆるライフスタイルですか、今ワーケーションというふうなお話も取り上げていただいたところでございますし、現在、事業も展開を行っております。このワーケーション事業につきましては、今来ていただいております業者さんにつきましては、2日から3日、長くても1週間の滞在というふうな形で運用をしております。現在は湯楽里を中心として、仕事をしていただいておりますし、どの企業も満足して帰られている現状があるところでございます。その1つには、東京と湯前にいても同じような仕事ができる、いわゆる光網の整備を、今回令和4年度でございましたか、整備をさせていただいたというのが大きな要因になってるんではなかろうかなというふうに分析をしております。その上に企業様の事業の展開としては、まだまだパイロット事業2年ほどでございまして、日が浅いところがございまして、ようやく企業様のですね、お話を何とか聞けるような状況になっておりますが、まだ十分でないところもございます。そのような要望等もお話を伺いながら考えていきたいというふうに思っております。今回当初予算にもお願いしておりますが、ワーケーション事業の拠点施設、それから先ほど申しております、宅地分譲、若者向けの住宅、これらの住宅政策も計画していきたいというふうに思っておりますので、移住・定住の中にそれも盛り込みながらですね、移り住んでいただくよう、今後とも努力して参る所存でございます。以上でございます。

○2番（西 靖邦君） ライフスタイルに適した集合住宅の供給はですね、町の魅力を高めることに繋がります。住みやすい環境を提供することで、地域の新規居住者の誘致や定着を促進することができます。地域経済の活性化にも寄与します。集合住宅の供給が地域の発展や住民の生活の質向上に貢献することを町長に伺います。理解していただけたでしょうか。

○町長（長谷和人君） 多様に変化してるライフスタイルに合わせた住宅、それは集合住宅なんだということをおっしゃりたいというふうにおっしゃってるのではないかなというふうに思っております。私の観点としては、それは1つの施策の1つだろうというふうに思っておりますので、先ほども答弁いたしましたように、そのためには若者住宅なり、今行っております地域優良賃貸ですか、それらも含めながらですね、住宅施策については今後とも、それともう1つ、宅地分譲がございましたけども、それらの住宅施策を盛り込みながら、湯前町に住んでいただくよう努力していく所存でございます。以上でございます。

○**2番（西 靖邦君）** 集合住宅も検討調査していただけるんですかね。町長伺います。

○**町長（長谷和人君）** 集合住宅の定義と言いますか、そこもちょっと私、調べたんですけども、いろんな形がとられてできるというふうに思っております。その中で1つには、若者住宅もそれにも関連するのかもしれませんが、その上に一般住宅も重ねて、例えば戸建てではなくて、おっしゃってるのは2階建てとか3階建てのお話もされているし、長屋の部分もあるのかなと、いろんな定義がそこにあるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺もよくよく見ながらですね、その集合住宅も含めて、いろんな住宅施策を講じていきたいというふうなことで、答弁をしているところでございます。以上でございます。

○**2番（西 靖邦君）** 最終的ですけども、移住者のニーズに合った魅力的な住宅施策によりですね、移住者が満足の高い生活を送ることができる有益な整備をしていただいでですね、施策を効果的に実行し、組織全体の目標達成に向けて進んでいただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○**議長（金子光喜君）** 一つ、効果的な移住・定住促進施策について、西議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○**4番（椎葉弘樹君）** 要旨2の魅力的な住宅施策の関連で質問をします。西議員のほうから住宅探しのアクセスのしやすさのところを問われ、伊藤課長からは住宅関連の補助金のPRもやっていきたいと、いうことの答弁があったと思います。今ゆのまえかじりの空き家情報を見たときにですね、大規模改修から解体をご検討くださいってあるんですが、この補助金ですね、連動ができてないような感じも見受けられるんですが、この、ゆのまえかじりという移住定住サイトとこの補助金の連動性についてはどのようにお考えでしょうか。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 今、椎葉議員の関連質問でございますけれども、確かにゆのまえかじりの方に補助金関係の部分のリンクがちょっとしてないということもありまして、そのサイトを見られる方が、湯前町の空き家対策の補助金関係も含めて、ちょっとわかりにくい部分がありますので、その付近についてはですね、今後リンクができるように改善をしていきたいと思っております。

○**4番（椎葉弘樹君）** あと最後の方で町長の方からですね、移住・定住に宅地分譲や住宅などの施策を盛り込んでいきたいということでご答弁がありました。これもゆのまえかじりを見ますと、今は空き家の情報しかないわけです。今後ゆのまえかじりを使って、この住宅施策の対応もなされていくのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 公営住宅関係もですね、募集も今後ゆのまえかじりの方にも掲載するように検討してると。もう改善するようにということで今やっていると。ということで聞いております。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、効果的な移住・定住促進施策についての関連質問を終わります。

以上で西議員の質問を終わります。

次に、一つ、本町農業の将来について、吉田議員の質問を許します。

○1番（吉田精二君） 一番議員の吉田精二です。質問事項につきましては、本町農業の将来についてというようなことで、昨今の農業を取り巻く現状についてということで、少子化、高齢化による担い手不足、それから世界情勢、それから自然災害等に翻弄された、非常に脆弱な状況で今後の農業につきましては、私がここで述べるまでもなく、皆さん認識されていると思います。そのようなことで、本町の農業をどのように考えているかということで、皆さん質問したいと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。現状認識はされてるようなところで、本町におきましても、今後の農業を発展していくためには、担い手を育成するというのが大前提として、担い手の育成のためには、国県の補助事業のほかにですね、町単独で農機具の導入費、それから施設の購入費、それから果樹の苗代、それから作物の拡大、それから免許取得に対する助成、それから研修をするのに対しての助成とか色々、計約10本ほどの町単独の補助事業を組んで、取り組んでおられること、非常に私たちも評価するところでありますが、担い手さんに対しては、担い手さんの要望を聞きながら、ほぼ、その要望通りに助成を何とか行っているというふうなことでありますけども、ただ、本町全体の農業、それから農村、農地の将来を考えたときに、担い手だけの育成で、果たして湯前町の農業を守っていけるのか。例えば、担い手さんに全体の農業を任せるような進め方は無理があるのではないかというようなことに注目しまして、今回につきましては、次の3点について、質問と提案をさせていただきたいと思いますので、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。なお、まず最初にお断りしておきますが、通告書には3つ要旨を掲げておりますが、質問の流れ上、2番と3番につきまして、逆に3番の方から質問を続けさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。まず1番目、担い手への集積・集約が進んでいない原因をどう考えているか、というふうな要旨であります。本町の経営基盤基本構想、それから農地の、農業委員会の方でも一番始めの問題として、担い手への農地の集積・集約化を進めましょうというようなことが挙げております。町長の方針の中にも出てくるところであります。まず初めにですね、担い手への集積・

集約化を進めるとありますけども、本町が目指している、担い手へ大体どのくらい集積したいかというふうな目標値を、どのくらい掲げてあるかというようなことを教えてもらいたいと思います。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 農地集積の定義から申し上げますと、農作業を効率化して、生産コストを下げる目的で地域の中心となる農家、担い手に農地を集めることとございます。総合計画の方では、令和9年度の目標値を60パーセントとしてございます。ただ、国・県の目標は80パーセントという高い目標を掲げられております。実績のほどを申し上げますと、令和元年度については55.6パーセント。2年度が57.6パーセント。3年度が47.9パーセント。最新でございますが、令和4年度の実績で51.2パーセントとなっております。

○**1番（吉田精二君）** 今、課長の方から説明がありましたが、元年度から55パーセントで、令和4年直近のもので51.2パーセント。今の町の方で定めているのが、令和9年までに60パーセント、国の目標が80パーセントというようなことですが、まだ80パーセントと言いますのは、湯前町内の農地が560ヘクタールぐらいとした時に450ヘクタールぐらいになるわけですが、実際、60パーセントにしろ、掲げている面積に対して、はるかにまだ届いてないと。特に令和3年度におきましては、元年、2年から比べますと10パーセント近く落ちている。この付近の進まない理由、それから令和3年度に、何でこれだけ数値が落ちたのかというふうな部分につきまして、担当課の方の説明をお願いしたいと思います。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 集積率、かなり進んでいない状況、または、逆に落ちているような状況でございます。これは出し手の方、また受け手の方、それぞれに理由があるかと思っております、やはり、分母の方の耕地面積が変わっておりませんので、やはり、担い手への集積、受け手の方が共有地にいっているのか、返されているのかというふうなことも想像できますが、出し手の要因としてはですね、先祖代々の農地等々、人に譲られることへの抵抗感がまだあるのかなということもありまして、もう1つは、農地の転用なども考えておられて、資産として残しておこうかなという方もいらっしゃるかもしれません。自分がやれる間は農業を続けたいという意識がまだあるのかなと思います。受け手の要因としましては、やはり先ほど言いましたが、担い手の引き受ける農地の共有の限界が近づいていること。担い手の後継者がいない。担い手本人の高齢化が進んでいることで、農地を借りてでも営農拡大することの意欲が薄れてきたこと。もう1つがまた、農地の形状や用水路などの老朽が見られてですね、水出し等が難しい農地は担い手から見て、敬遠されがちになってるのかなと、などが考えられます。農地の集積についてはですね、農業委員、農地最適化推進委員さんの皆さんに、日頃の相談活動において、農家の皆さんのご意向などの把握に努めていただいております。

○1番（吉田精二君） 今、出し手、なぜ進まないかというようなことで、出し手側、それから受け手側の要因を、予想される要因を言っていただきました。受け手側に私も同感でありまして、受け手側につきましては、やはりもう限界があるんじゃないかと。ほかにですね、受け手側のほうにつきまして、受け手と言われる方、認定農家の方、それから人農地プランの中で、中心経営体として位置付けられる方が、担い手としてカウントされると思いますが、担い手の農家の中にもですね、土地利用型じゃない、施設利用型の農家につきましては、そんなに土地もいない。それと、担い手の中におかれましても、もうこれ以上限界だと言われる方もいらっしゃる。そういうことで受け手の側につきましては、もういっぱいいっぱいだというようなことですね、出し手のほうにつきましては、やはり先祖からの、ちょっと繰り返しますが、それが障害があってなかなか進まないんじゃないかなというようなことで、ただ私のほうからはですね、やはり出し手側の抵抗を減らすために、何か策はないかと、これだけ農地を、町の方でですね、農地を集積しようとか、集約しようというようなときに、もう少し、もう1歩、町のほうで手を差し伸べられることはないかというようなことですね、例えば、貸し手側への助成を、何か奨励金なりを付けて加速してはどうかというようなことで、提案したいと思います。前に調べてもらったんですけども、貸し借りですね、貸し借りの状況につきまして、令和4年度の実績で、貸し借りで存続している部分が350件ほど、その中の35パーセント、125件につきましては、使用貸借です。使用貸借での貸し借り、お金をしないでただで貸している部分。この部分につきましては、出し手の方は、お金、小作料っていうか、それをいただけないまま、ただ貸しをしているという話です。それから、溝費は毎月払っていらっしゃるんですけども、幸野溝につきましては10アールあたり3,600円、二溝で2,100円。それから土地ですので、固定資産税も掛かりますので1,750円、10アールですね、一番優良な農地につきまして1,750円ほど掛かると。それから毎年溝掃除に行ったり、草取りに行ったり、また集落で話し合いとか、本当に沢山ご苦労があるわけですよ。お金も入ってこないのに、そういうところに出ていって苦労せんば。そんなことで、なかなか貸したり話が進まない。それに先ほど言われました、先祖代々の土地であるということで抵抗感等も重なってしまう。そこでやはり、先ほど言いましたように、貸し手側にもですね、永久にというわけにはいきませんが、新規で貸し付けた場合に、何年かに渡って助成をしたらどうかというふうな提案です。本当に町の方で担い手に集積・集約をさせたいと思うならば、そのぐらいの思い切った政策も必要かと思いますが、町の方でどのようなお考えでしょうか。

○農林振興課長（高橋 誠君） 農地集積の推進策ということで捉えさせていただきます。また質問の方で固定資産税の負担等と溝費の負担等々あるかと思いますが。固定資産の負担は、やはり農地の所有者の方にかかってくるかなと、これは仕方がないことかな

と思っております。溝費については、出し手、受け手の当事者間の小作料等の約束事の中で、どちらが負担する、しない、決められていることかなというケースがあるかと思えます。出し手の方への助成と言いますか、そういった政策を打っている全国の自治体を見ております。議員からも紹介されましたが、山口県の宇部市のホームページも見させていただきました。近いところでは、天草市や山江村については、農地流動化奨励金という単独補助ですね、これは出し手、或いは、受け手に対して奨励金を交付される制度になってございます。そういった奨励金、動機づけの1つになるかもしれないと、効果的かもしれないということではありますが、その補助金で、単に集積率の数字が良くなったということもあるのですが、本当に大切なことは、農家の所得向上であったり、営農の改善であったり、効率性だったり、そういった見方からもメリット、受け手が少なくなっている状況かもしれませんが、そういった効果も検証すると言いますか、研究する必要があるかと思えます。また今後策定するですね、地域計画等々ですね、現況に基づいた出し手と受け手の意向を踏まえて、そういったことも考えられるかと思えますし、様々に研究と言いますか、全国の事例を見ながら、本当に湯前町にマッチするような施策が見出せればなと考えております。

○1番（吉田精二君） 今、全国のそういう出し手側への助成の場所で、例も出してもらいました。新規に、私が言うのは新規にですね、締結したような賃貸契約等についてですから、数量はそんなに多くないと思うんですね。ですけども、その起爆剤として、そういうようなことはしたらどうかという、新規ですので数量も少ないし、金額的にも少ない、ただそういうようなカンフル剤として使うならば非常に有効的じゃないかなということで提案したところですので、色々検討した上で、前向きに取り入れていただければというふうに考えております。次に要旨3、遊休農地対策を今後どう取り組む考えか、というようなことで、遊休農地対策というふうなことです。耕作放棄地とは、名前を変えて遊休農地としておりますが、遊休農地の推移につきましては、以前、担当課の方から資料をいただきましておりますが、推移につきましては、元年度で2.92ヘクタール、それから令和2年度で5.71ヘクタール、令和3年度で6.49ヘクタール、令和4年度になりますと、3倍増えまして、17.94ヘクタールと、ほぼ3倍近い増加率となっております。私も実際、行政にいた頃、本当に遊休農地対策、非常に心配しながら必死に取り組んでいたわけで、取り組んでいるにしても増加は避けられなかった、さあどうしていきましょうかというようなことで取り組んでいたわけですけども、現在本町の中にはですね、平成24年4月に農業再生協議会、今までの3つの協議会を統合して、できたわけで、その再生協議会の主な活動の目的としまして、経営所得安定対策、それから担い手の育成確保、それから耕作放棄地対策という大きな3本柱を主にやっていきたいと思いますという、取り組んでいこうというようなことで、新たに協議会ができたわけです。

この協議会の活動内容につきましてはですね、元年に山下議員の方から質問がありまして、色々答弁されて、検討されておると思いますが、実際その再生協議会の中での大きな3本柱の1つの中に、耕作放棄地対策に取り組むというようなことが挙げられているようです。ただ令和4年度の再生協議会の総会資料をいただきましたときに、この再生協議会の令和4年度の事業実績、それから令和5年度の事業計画を見たときに、耕作放棄地対策に取り組むというか、そういうふうな実績にもなっていないし、計画には適時受け付けますとかいうようなことで載ってるわけですけど、そこ付近の位置付けを再生協議会のほうでどのように考えているのかというようなことを、発表していただければと思います。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 町の農業再生協議会の役割、今議員が申されましたように、経営所得安定対策の推進、国の補助金を交付金として、町とJAの連携で実施しているということと、また最後にありました、地域の農業振興を図る上で、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用等々の目標と言いますか、活動としての文章も見たところでございます。実際そちらの方は活動は薄れておりまして、本腰を入れた農地の利用集積等々の事業は、正直行っていないところでございます。

○**1番（吉田精二君）** 再生協議会の会長であります、町長ですけど、町長は今、担当課のほうから、説明がありましたけど、この件について、どのようにお考えでしょうか。

○**町長（長谷和人君）** この再生協議会の役割につきましては、先ほど課長が答弁しておりますように、経営所得安定対策の推進も円滑に実施するということで、関係機関との連携体制、それから国からの情報を踏まえまして、水田の収益力の強化ビジョン、いわゆる地域としての水田でどれだけの作物をどれだけ作付するのかという、これらの計画を作成するというので、米の需給調整の推進が、主な再生協議会の役割という形になっておるところでございます。以上でございます。

○**1番（吉田精二君）** 今、言われました、主な再生協議会の仕事は米のビジョンとか、経営所得安定対策関係になってるということですけども、町長言われておりますように、湯前町の農地ですね、をどのように守っていくのかというのも、本当に大事なことだと思っております。再生協議会で今後どのように位置付けていく考えなのかをお聞かせ願えればと思います。

○**町長（長谷和人君）** その再生協議会のほかの役割という形でございますけども、当然、農地の集積のほう、利用の集積もございまして、それから耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等もあろうかなというふうに思っているところでございます。

○**1番（吉田精二君）** ここに再生協議会の業務として挙げてありますので、もう全てと言えば大変重荷になるかもしれませんが、やはり同時にですね、農地のことにつきましても、協議願って、町が再生の町の農業がですね、再生に向かっていくように協議を

願いたいと思います。現在、農地が耕作されないまま、荒れたままになっている状況を数多く見かけます。特に正規田というか、圃場整備された農地につきましても、表作・裏作作ってないまま放置されてるような、農地が散見される本当に忍びないところがありますが、色々な農家の方から伺ったときにですね、やはり今、自己保全管理とかってというようなことでやっておりますけれども、農家の方からはですね、ただ耕して、水を張ってというか、そのような状況にしたばかり、もうもったいないなど。町の方から例えば、花の種とかそういうのもいただければ、まいとけば、景観もようになつてというような話も聞く部分があります。そこで提案なんですけれども、産地交付金ってありますよね。その中で、地力増進作物とか景観形成作物につきましては、入れてないんですけれども、そのような作物を植えて、町の緑化、それから美化等に何とかならないかというようなことで、産地交付金の地力増進作物等につきまして、種子代の補助とかして、作業につきましては農地の農家なり、それから中山間のグループの取り組みなんかでやっていただく。そのために種子代でも出すぞというような、考えはないかというようなことを、まず、お聞かせ願えればと思っております。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 何も作付せずに荒らさないようにするための、田起こしだったり、草刈だけを行う自己保全管理、5年度ですね、営農計画書のほうを見ますと32ヘクタールほどございます。筆数、田の数で言いますと、大小合わせて258筆ほど自己保全管理ということで計画書を出されております。このような農地に景観作物等々の助成ということですけども、まず、地力増進関係のほうですけども、国の方ではですね、畑地化等々を進める上で地力増進作物による土づくりの取り組みによる支援ということを追加されておまして、具体的には有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりというものが対象でございまして、地力増進作物、緑肥と呼ばれるものが、その作付面積に対して交付単価が設定されました。また、景観作物の助成と言いますか、のほうですけども、まずは中山間直接支払制度、この制度の中で多面的機能を増進する活動に景観作物の作付も可能となってございます。あと、多面的機能支払制度、こちらのほうでも景観作物の作付可能となっております。これは国・県・町、その交付金を出しておりますが、そのお金を上手く、集落の取り組みとしてですね、種子代も含めて活用していただくというのも1つの方法かなと思っております。同様の補助メニューを新たに創設するというのが、今のところ、私の中では考えにくいところかなと思っております。ですが、農業振興検討委員会ありますので、課題提起するなど、ご意見も伺ってみたいと考えております。

○**1番（吉田精二君）** 私のほうも、ちょっとその内容につきまして、まだ理解不足なところがありまして、ただいま課長のほうからありましたように、中山間の中でとかですね、の取り組みとしていきたいと。中山間の取り組みというのは、その組織の中で何

をするかというようなものを決めますけれども、そのような中身ですね、行政の方から入って、このようにすれば、このようなメニューもあるんだよということ、積極的に言って、その荒地づくりがないようにですね、していただければよろしいんじゃないかと思っております。今後そのような進行をしていただければというふうに思っております。それからですね、例えば、その集落を形成してる中に、担い手農家、それからやっぱり、兼業農家とか高齢農家の方が中心経営体に該当しない方もいらっしゃると思います。本町の担い手の集積率が50パーセントということですので、残り50パーセントの農地については、そのような高齢者とか兼業農家の方が担っていらっしゃると思うんですよね。その人たちが今後集落の農地を救う上で非常に重要なポジションになってくると思うんですよね。その時に、認定農家、それから中心経営体の農家につきましては、色々補助があるんですけども、その辺の湯前の農地の半分を担っていく、その高齢者とか兼業農家の人たちには何も助成がない。その人たちにもう少し頑張っていたらこうというような意味で、例えば色々な助成ができたならば、もうちょっと町、集落全体が活気づくような農家集落ができるんじゃないかと思っております。何かそのようなことで、町の方で支援策はないかなということを考えておりますが、その考えにつきましてどうお考えでしょうか。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 今、人農地プランに位置付けてある中心経営体の方々、いわゆる認定農業者51名、認定就農者が2名と基準水準到達者が3名、あとそのほかの地域からの推薦者50名ということで、合計の106名の方が中心経営体の方ということで将来5年から10年後に渡って地域の農地利用有効に担っていただく農業者ということでございます。この106人にはですね、70歳以上の、まだまだ働いていただけるの業者の方々、そして、平日勤めに行かれながら、休日に農作業等を行われている兼業農家の方々もおられます。町の農業振興関係の単独補助金、10本ほどありましたが、この単独補助事業も、この中心経営体の皆様を支援したいという思いからの制度になってございます。議員も言われました、その中心経営体106人の方を除く方々、ほかの農業者の方々っていうのは、失礼ですが、かなり高齢者の農業者の方や、兼業農家、自給的な農家の方と言うべきかもしれませんが、これまで高齢者への営農の支援、なかったわけではありませんが、昨年、令和4年度までですね、高齢者園芸施設導入補助金がありました。これは高齢者から利用したい相談や申請もなかったということで、見直しで廃止を選んだ経緯がございます。これから営農が厳しくなれそうな高齢者の世帯、農業の跡継ぎがない高齢者の世帯、また農業機械導入が難しいなど、何らかの都合で営農が厳しくなられるような兼業農家、そういった人たちを今地域の担い手、いわゆる中心経営体の生産者に耕地の農地ですね、集積をしなければいけない考え方もあるんですが、しかし今回の、今の答弁で、一方では高齢者や中心経営体以外の兼業農家

への町の支援の考えはということで、農地集積と高齢者支援、兼業農家支援の私も答弁非常にしにくいところでございます。長年ですね、この中山間直接支払制度にも取り組んでおりまして、耕作放棄地を発生しないための取り組みも行っておる、目的を含んだ制度でありまして、専業農家、若手農家、兼業農家、高齢者の農家、溝さらい等々のですね、共同活動を集落で一緒に営農活動を行っていただいております。そういった方も農地を所有されている以上ですね。大きな役割を持っておる方だと、農家だと思っております。

○1番（吉田精二君） 私の質問の中で要旨1番では、担い手への集積をせろ、今の質問には高齢者の方にも何とかして頑張ってもらいたい。非常に相反するような意見でございましたけれども、今の質問につきましては高齢者、そのような人たちにも集落を守っていただかんと、集落全体として機能しなくなるんじゃないかなというようなことで、意見を申し上げたことでありますので、今後検討いただければというふうに思っております。次に移りますが、要旨2のですね、地域計画を実りある計画とするために、町としてどう取り組む考えなのか、っていうなことで、現在、4日、5日だったですかね、保健センターにおきまして、座談会がありまして地域計画の話も出していただきました。この計画というのは農業経営基盤強化促進法、令和5年の4月に改正になりまして、基本構想策定調査におきましては、この計画を策定するものとするというふうになっておりまして、令和7年の3月までに地域計画、それから農地地図、合わせたところを作成するようというふうな指針が出てるようです。今までありました、人農地プランを1歩進めた計画だと理解しておりますが、先日ですね、再生協議会の総会からでしたか、同志会かなんかの総会の時だと思っておりますけれども、地域計画の策定に向けた工程表というのをいただいております、それには令和6年、令和7年の3月までに、本町7ヶ所、7地区に分けておりますが、この地区について策定完成を見込むというような状況ですが、現在の進み状況は、各地区でも結構なんですけれども、どのようになっているんでしょうか教えてください。

○農林振興課長（高橋 誠君） 地域計画につきましては、議員お見込みのと通りの、令和6年度末までの完成をしなければいけないということでございます。人農地プランを作成したときにですね、色々な地区って言いますか、町内の地区、農家の方集まって議論されて作られたかと思えます。今回もこの地域計画、名称が変わって地域計画ですけども、同じ農家に集まっていたいて、担い手農家に集まっていたいて、農地を持ってる方に集まっていたいて、10年後どうするかということを協議していただくことになります。現在ですね、農地一筆ごとにですね、目指すべき個人の所有、農地の所有者の方に、農地の移行に関する調査表ということを送って回収を行っている最中でございます。この中には、このアンケートと言いますか、調査表の中には、10年後の

農地の姿を農地所有者の方に、具体的には、自ら耕作しているのかであったり、売却したい、貸し出したい、農作業を委託したい、農地の換地をしたい、などの質問をしておりまして、この回収また確認、集計を早急に進めていきたいというところでございます。今、現在はここまでが現在の進捗状況でございます。

○1番（吉田精二君） 以前いただいた工程表どおりに、今進めていらっしゃるって、今年の3月におきましては、協議の実施それから取りまとめ、今、配布して調査中というようなことで、予定通りに今進めていると思いますが、今後の進め方としてですね、今後は集まったのを素案みたいな農地地図を農業委員会を中心に策定いただきまして、それに合わせて、今度は地域計画というのを作るようになると思いますが、どのようにして計画を進めていこうかと思っていらっしゃるのか、地域の住民、土地持ち非農家の方とかいらっしゃると思いますが、そのような人たちをどのような感じで入れていくのかとか、そんな部分につきましても、今後の考えをお聞かせいただければと思います。

○農林振興課長（高橋 誠君） 次に調査表をもとにですね、農業委員会のほうは、実態を反映した農地地図、一筆ごとの農地地図を図面データに色分けをして、現況地図を作成します。次に農業委員会と農林振興課、ここは2課で連携していきますが、ここは自作している農地だったり、ここは高齢者や高齢化で後継者がいない方の農地だから、担い手に集積や集約する農地といった分類をするためにですね、農地所有者、また、耕作者、認定農業者等に集まっていただきまして、そして協議していただく。これが地域の協議の場と呼ばれているもので、この中で、農地の出し手、受け手のご意見を踏まえて、今度は目標地図という素案を作っていくことにします。この協議の場では大きく3つの協議をしますが、当該地区における農業の将来のあり方。2つ目が、農業上の利用が多くなり農用地区域の設定とその他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項。この3つを協議していきますが、その結果を踏まえて、目標地図を含んだ地域計画というものを作りまして、地域代表者への説明、意見聴取を最終的に行きまして、今現在7地区と言いますか、7エリアでの協議の場というものを考えております。これは令和6年度中に行いますが、それを協議を終えた後、1本の町の地域計画というものに作り上げたいと考えております。

○1番（吉田精二君） この町全体を7つの地区に分ける、農業委員会が言う、農地の最適化推進の担当区域で分けてあるみたいですけども、各7地区で作られたものを統一して、本町1本の地域計画を作るというようなことです。実際ですね、この計画が実効性、どのように今後生きていくのか、今まで人農地プランっていうのがありまして、その人農地プラン、実質化された人農地プランとか色々ありましたけども、これ一般の農家の方にどれだけ浸透していたかの、非常に微妙なところがあるわけですけども、それと同じような経過になるんじゃないかと。今後これをどのようにして利用していくのか

ですね。実効性のあるような地域計画にしていかなければならんと思うんですよね、農政の1丁目1番地みたいな、大事なところだと思いますので、その辺を町の方でどのように位置付けしているのか、どのように今後利用、活用を利用していくのかというようなことをお聞かせ願えればと思います。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 従来計画されてきた人農地プランに新たに多様な担い手の育成確保の取り組み、また、農作業委託等の活用方針などを加味したものになるかと思っております。実りある計画にするためにはということで、やはり行政主導型ではなくて、この地域の協議の場、地域の話し合いが重要となってくるかと思えます。計画を策定した後、誰が農地を担っていくのか、効率的に農地を担っていくためには、受け手の意向を十分に踏まえること、担い手を中心とした話し合いの場が重要となります。その中でやはり職員は、地域の協議の場に参加しますが、農業委員、農地最適化推進委員さん、この方も同席していただいて、取りまとめのリーダー的役割、サポート的役割で、この協議の場でリーダーシップをとっていただきたいなど。そうしていただくことで、やはり農家の出し手と受け手の関係、農地を任せる担い手となる方の選定だったり、10年後に農地の利用する方を農地一筆ごとに特定することによってですね、担い手の営農条件、農業経営に支障のないことを配慮した農地の集積・集約化をより計画的に進めることができるのではないかなと思っております。しっかりと地域農業の持続可能な設計図、その方向を定める羅針盤として作り上げることかなと思っております。計画策定した後は、農業委員会の事務であります、農地の貸し出し、貸し借りのサポートツール、また農地パトロールもありますでしょうが、この地域目標を、農業委員にはタブレットを持っていきたい。計画でございますので、そういった相談活動にこのタブレットで集約していく、その場で記入していくというふうなものに、様々に活用していきたいと思っております。

○**1番（吉田精二君）** 今、課長の方から、担当課長の方から、今後の方向性について、意気込みをお聞かせいただきました。本当にですね、地域をまとめるためには、間に入っていらっしゃる農業委員さん、それから、推進委員さんの役割って非常に大きいものだと思っております。それを、音頭をとるのが町の方であって、町がやはり中心、その情報を提供したり、声かけをしたりして、進めていくものでありますので、今後のためにもですね、やはり、より一層の注意を払って、その付近、推進していただければというふうに思っております。期待いたしております。最後になりますが3つの要旨について、担当課長のほうから色々答弁いただきました。それを束ねる町長としてですね、この3本につきまして、町として、どのように考えているのか、どのような支援をしたいのかというふうな意気込みを聞かせていただければと思います。

○**町長（長谷和人君）** 最後の部分が特に重要でございまして、課長の答弁もございましたが、令和5年4月から農業の経営基盤強化促進法が改正されて、施行され、地域計画という形で法定化されております。先ほど行政主導型というふうなお話もちょうとされたところでございますけども、この計画につきましては、やはり実りある計画にするためにはですね、これ行政主導ではなく、やはり地域の皆様方の話し合いがやっぱり重要ではないかなというふうに私はポイントとして思っております。計画を策定した後、誰が農地を担っていくのか、効率的に農地利用を担っていくためにはですね、やはり、受け手の意向を十分踏まえるなど、担い手を中心とした、話し合いの場が重要ではないかなというふうに思っております。私もよく調べてなかったんで、担当課長から、ちょっとお聞きしたところでございますけども、今回、この地域計画を策定しないと、あらゆる影響があるそうでございまして、国の各種農政関係の補助事業でございまして、農地利用効率化等の支援交付金、担い手確保経営強化支援事業、新規就農者育成総合対策、経営開始資金などだそうでございまして、それに鳥獣害被害防止総合対策交付金など、国の農政関係の補助金を利用できないなどの影響があるというふうにされております。本町におきましても、今10の補助事業、国の農政関係の部分を担っておりますけども、本町といたしましても、こういう形で国が動いていく以上、やはり同様な形で、制度については、充実させる必要があるのではなかろうかと、そんなことを思っておるところでございまして。しっかりと農政の部分につきましてはですね、私も一番の重要な主産業の1つでございまして、しっかりと、今申し上げた点につきましてはですね、担っていただくよう、お願いするところでございまして。以上でございまして。

○**1番（吉田精二君）** ありがとうございます。今、町長から言われました、行政主導型で行政が先頭に立ってというようなことで、受け取られたみたいですけども、そのようなことじゃなくて、やはり町はちゃんと後ろに居ってサポートしていくようにというような気持ちで言ったつもりですので、その辺のところをお願いしたいと思います。町長の方も、そんな考えで、非常に最重要課題として捉えられているようです。この計画がですね、実効性のあるような計画になりますように期待しまして、ほかの2本につきましても一緒ですが、今後、議会のほうとしても監視していきたいと思っておりますので、今後とも頑張ってくださいますように祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○**議長（金子光喜君）** 一つ、本町農業の将来について、吉田議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

○**3番（遠坂道太君）** 1番の集積と集約のことなんですけども、今後、色々な農業関係の事業、水田関係、水路関係の事業とか、そういうのが今後取り上がっていくんじゃ

なかろうかというふうに思っておるところでございますが、来年度ぐらいから二溝についての工事が始まるような形でございます。そこで、この前もちょっと聞いたんですけど、ちょっと忘れましたので、再度、現在の二溝の集約率です。それにつきまして、お願いしたいと思います。それと、それに関して、県とか国が求めておられます、パーセントですね、それにしたらどのような、どのくらいの面積が必要なのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（金子光喜君） 遠坂議員、今の吉田議員の質問とは、若干離れていると判断しましたので、その関連質問については却下させていただきます。

ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、本町農業の将来についての関連質問を終わります。

以上で吉田議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長（金子光喜君） お諮りします。

ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、明日3月8日、午前10時に開きます。

議事は、一般質問、議案審議を予定していますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後3時16分

第 2 号
3 月 8 日 (金)

令和6年第2回湯前町議会定例会

[第2号]

令和6年3月8日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 一般質問 |
| 日程第 2 | 承認第 1号 | 専決処分承認について(湯前町手数料条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 3 | 議案第 6号 | 公の施設の区域外設置について |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 第6次湯前町総合計画基本計画(後期)の策定について |
| 日程第 5 | 議案第 9号 | 湯前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第10号 | 湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第11号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第12号 | 湯前町交通事故防止条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第13号 | 湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第14号 | 湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第15号 | 特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第16号 | 湯前町土地開発基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第17号 | 湯前町人材育成基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第18号 | 湯前町宅地分譲事業等基金条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第19号 | 湯前町熊本地震復興基金条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第20号 | 水の恵み交付金基金条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第21号 | 湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第22号 | 湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第23号 | 湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第24号 | 湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第25号 | 湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第26号 | 湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第27号 | 湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |

日程第24	議案第28号	湯前町地域産業交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第25	議案第29号	湯前町お試し居住施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第26	議案第30号	湯前町高齢者生活福祉センターの指定管理者について
日程第27	議案第31号	湯前町農産物加工施設の指定管理者について
日程第28	議案第32号	湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について
日程第29	議案第33号	湯前町グリーンパレスの指定管理者について
日程第30	議案第34号	湯前町避難防災交流施設の指定管理者について
日程第31	議案第35号	令和5年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について

2. 応招議員

1番	吉田精二	2番	西靖邦
3番	遠坂道太	4番	椎葉弘樹
5番	森山宏	6番	黒木龍次
7番	味岡恭	8番	倉本豊
9番	山下力	10番	金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

人介介郎二
富真堅賢誠
村崎木藤園
中北高伊中
長長長長者
課課課理
育民祉光管
町福觀計
務健保企會
教稅保企會
人一徹彦誠
和洋一
谷村田森橋
長西淺稻高
長長長長長
課課課課課
務育水振
町總教建農

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第2回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（金子光喜君） 日程第1、「一般質問」を行います。本日は、遠坂議員の1名を予定しております。

一つ、耕畜連携の今後の取り組みについて、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 改めて、おはようございます。3番議員の遠坂です。ただいま、金子議長の許可を受けましたので、一般質問を行います。令和6年1月1日に、能登半島を震源とします、震度7の地震が発生し大災害となりました。この地震によって、被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げます。そこで、一般質問をいたします。

一つ、耕畜連携について、要旨1ですが、今後、耕畜連携の促進をどのように進めていく考えか、現在の畜産が抱える課題としては、担い手不足、防疫、悪臭、飼料価格の高騰、国産飼料の自給率向上が挙げられます。担い手不足については、日本農業全体にとって深い問題でもあります。問題を整理しますと、高齢化による生産者の減少、飼料の高騰による生産コストの上昇、畜産業の環境問題、耕種農家の連携などの問題となります。そこで、2点ほど伺います。1点目は耕畜連携とは、2点目は耕畜連携のメリットについて伺います。

○農林振興課長（高橋 誠君） まず、ウクライナ危機や、円安の影響もあって、農業用の輸入肥料、また畜産飼料の高騰が今もまだ続いている状況でございます。これは国策として全力を挙げて支援の継続をしていただきたいという、農林振興課の思いでございます。まず、畜産、耕畜連携の方でございますが文字どおり米等を主に作る耕種農家と繁殖牛、肥育牛、酪農家の、畜産農家との連携で、耕種農家が転作に、農業地に作付しまして、作付した飼料用稲など、畜産用えさとなる飼料作物などを畜産農家に提供します。それを提供された畜産の方から出た堆肥を農地に戻して、そして農地の土づくりと、優良農産物の栽培を行うという、うまく言えば地域内の循環型農業になるものでございます。私、畜産がなければこの事業といいますか地域の農業は上手く回らないと思っています。次に、耕畜連携のメリットということでございます。今まででもですね、日本の畜産業、畜産用の配合飼料などほとんど輸入に頼っている状況でございます。そのため自給率は2021年度のデータでは、飼料全体の25パーセントと言われております。ウクライナ情勢もありますが、輸入に頼る配合飼料等は、そういった国際情勢等に

よって、その価格や数量に大きく影響を及ぼし、そしてまた、畜産農家は牛の市場の低迷、枝肉相場等の低迷も続いておりまして、大変、苦しい経営を余儀なくされているのか現状かと思います。そして畜産ばかりでなく、水稻や施設園芸などのですね、化学肥料の減、原料もオイルに頼っておりまして、高騰しておりますし、この耕畜連携の事業がうまく継続できるようであれば、畜産農家は飼料の自給率も改善できますし、耕種農家はですね、化学肥料の使用量を削減できるということが、一般的なメリットかと思います。

○3番（遠坂道太君） ただいま担当課長より、耕畜連携とはまた耕畜連携のメリットについて伺ったわけですが、やはり現状の問題。飼料の高騰、肥料の価格というのは、特にウクライナの現状の問題が一番の、きっかけが高騰してるという事でもありますし、肥料は若干ですね、原産地からの輸入も、ある程度安定した。全農とが中心となります、輸入をやっておりますのである程度ですね少しずつは安定をしてきたというような情報でございます。そこで湯前町の現在の状況について伺うところですが、繁殖農家数、それから、肥育農家数、酪農家数そしてWC Sの農家数と連携される農家数を町内と町外について、それと湯前町で全体でラップがどのくらい何本ぐらい生産されてるかそれにつきまして、お尋ねをしたいと思います。

○農林振興課長（高橋 誠君） 令和元年度と令和5年度、この4年間ですか、その動きを見ますと、畜産農家戸数の減少は微減とも見えますが、ほぼありません。しかしですね、しかしといいますか具体的な状況を申し上げますと、肥育牛、令和5年度、生産者5件。頭数が384頭でございました。それが令和5年度では、戸数が7件の頭数が631と、逆に増えてございます。繁殖牛を見ますと、令和元年が26戸に対しまして、令和5年度は23戸、減ってございます。あと頭数の方もですね、令和元年度が502頭が369頭まで減ってございます。あと酪農につきましてが、令和元年度が7戸であったものが、令和5年度では6戸となっております。あと頭数が235頭から228頭と、さほど変わっておらないような状況でございます。WC S関係の数字を申し上げますと、令和5年度だけ申し上げますと、農家数が64戸が取り組んでおられます。この内連携の畜産農家数が町内が13戸。町外が4戸となっております。作付面積が73ヘクタールほどとなっております。生産ロール数といいますか、ラップ数といいますかその数でございますが、3,979個となっております。

○3番（遠坂道太君） はい。今、ただいま課長より、湯前町の現状について、答弁があったわけですが、やはり繁殖農家数が、やっぱり3戸、これはもう年齢的に来ている方が、何名かいらっしゃる話も聞いております。やはり、こういう方が少しずつ減っていくというのが、1つかなというふうに思っておりますし、また肥育農家数もですね、若干ずつ増えてきておりますが、やはり増えることによって、それに関する経費等の加

算が出てくると、いうことがいえるんじゃないかと思います。そこでですね課長に伺ったわけですが、そこで現在のですね耕畜連携の中で、いろいろな課題があると思います。そこで耕畜連携の課題について、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 耕種農家が栽培する飼料稲など、そして畜産農家の堆肥、これら農業部門の地域の資源を有効に活用できるのが耕畜連携のメリットであることは先ほど申し上げましたが、畜産農家と耕種農家の需要と供給のバランス、先ほど申しました当初の頭数の増減ありますけども、この契約による連携をいかに長く継続させるかが課題ということをご承知かと思います。もしこの先ですね畜産農家の廃業が進むようなことになると耕畜連携での飼料稲、またWC Sの作付など、この国の交付金を活用しての畜産用の飼料作付のバランスが崩れることは、非常に、私の中で課題としてとらえております。今まで飼料をですね作付してこられた、田畑が何も作付されなくなるような遊休農地の発生が進むようなことも考えられますし、また、畜産農家の田畑への有機的な土づくりができなくなることなどですね、様々な影響が出てくることを課題といいますか、不安と捉えております。

○**3番（遠坂道太君）** 今の課長より問題について伺ったわけですが、このような課題があるのであればですね、今後それに対しての耕畜連携をどのように考えていくのか、それにつきまして、お伺いをしたいと思うわけでございます。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 今週、3月の4日、5日の2日間の座談会を行っております。ここでは令和6年度の水稲作付転作の面積、またWC S関係の作付等の営農計画書の記入と提出を農家の皆さんにお願いしたところでございます。その中で飼料用稲、WC S作付、他の飼料ですね、予定面積のおおよその数字がわかってまいります。令和6年度においてですね、耕畜連携の作付の数字に大きな動きがあるかないか。WC S関係も含めまして非常に心配しているところでございます。耕種農家と畜産農家の間で個別契約と取引になりますが、町内での契約、町外の農家との契約、様々な体系での動きになってきますが、そのマッチングがうまく行っているかどうか。最近では畜産農家からのクレームもあっているようで、WC Sの品質不良だったときの補償はどうするかなど、人吉球磨郡のですね、各町村の再生協議会が集まる会議では、課題となる話でもありまして、その対策も、熊本県も交えて、協議を行っているところでございます。

○**3番（遠坂道太君）** はい。今この課題に対しての今後の方向、考え方なんですね。今、課長から答弁いただいたわけですが、やはりですねやはり面積の方もですね今度6年度にどのくらいになるかと。私の地区におきましても、1酪農家が隣の地区の方が辞められたことによって、面積も相当な何町か、そういう減少をするような形になっております。こういう形で今度どういう方向で持っていかれるかというほうが1つ

の考えが出てくるかなというふうにも思っているところでございます。今後ですね、農地を農地として維持していくために、畜産農家と耕種農家との連携において、地域資源を有効活用するのが耕畜連携の利点ではないでしょうか。農業公社に農業機械の導入の質問は、令和4年3月に一般質問をしております。その時の町長の答弁として、農業公社の今後の運営を考えた上で、積極的な提案として聞かせてもらおう。提案の件については、その動きを見て、しっかりと確認して行っていかなければならないと考えているとのことでした。また、令和4年6月の一般質問において、飼料自給率の向上を図るために、耕畜連携で播種機の農業機械の導入により、労力軽減を図り、転作品目として、飼料作物の生産を支援してはどうかについての町長の答弁は、今後の課題である、農家との協議をしなければならない。検討事項があるので、また、このような内容で、担当課に協議をするように指示しているとのことでした。そこで、その後の協議が行われたのかについて伺います。

○農林振興課長（高橋 誠君） 公益性の事業として、農業公社が畜産飼料関係の取り組みができないかと。以前の遠坂議員の一般質問の後、町長の指示もあって、令和4年に菊池市の方ですが、子実用とうもろこし研修会が行われる機会がありまして、農林振興課の職員も出席してきております。北海道の生産者の講演会、あわせて菊池市のモデル事業、実証圃場でございますが、見てきております。その時の復命書も読んでおりますが、この品目を作付する、拡大するメリットや収穫する大型の汎用コンバイン等の導入、播種機そして乾燥貯蔵施設など、まだまだ勉強することがあり、手探りであるというところが現状かと思っております。飼料作物の中で青刈りトウモロコシというのが一般的で、こちら九州、球磨郡でも栽培と収穫されている畜産用の自給飼料でございます。しかしながら子実用とうもろこしとなると、大規模な畜産の地域、いわゆる北海道規模の作付、地域になるような話かなと思うわけです。球磨郡が栽培に適した農地なのか、気候風土や土地柄、いろいろあるかと思いますが、我々役場の一般事務職員としては、県の農業普及員クラスの知識もスキルもあるわけでもありませんし、JAさんのような営農指導の栽培知識、そしてまた販売ルート等も持ち合わせておりませんので、そういった誘致される畜産農産物を含めてですね、あらゆる農産物を振興作物にしようという話は、まずJAさんだったり、畜産農協だったり酪農協ですか、そういったところに、専門的なところにする話がいった、栽培モデル実証。菊池市がそういったことをやっているんですが、実証などを経て、栽培から販売先までですね、一貫したルートのお墨付きがあってこそ、そしてまた農家の栽培意欲が聞こえてきてこそ、我々農林振興課の振興作物としての陰の力添えではありませんが、サポートしていくのが、我々の立場かなと思っております。逆にまた、良い牛作りにはですね、自給飼料だけではなくてですね、濃厚飼料、配合飼料等も購入して与える必要があるでしょうし、食べさせる量的な

バランス。それぞれの畜産経営の牛の種類によっても違うかなと思っております。まず、本町ですね、畜産農家と、耕種農家の双方にメリットが生まれるように、そういった良いとされる自給飼料の作物の栽培を含め、経営を継続していただきたいという願いがございます。

○**3番（遠坂道太君）** ただいま課長より答弁をいただいたわけですが、牛の飼料や配合飼料、そういった飼料が必要となります。先ほども課長より言われたように2020年の飼料自給率は25パーセントになっております。トウモロコシ、稲発酵粗飼料稲、ホールクロップサイレージWCSというようになっております。粗飼料とともに、国内で増産するのは、不可欠ではないかと言われております。粗放的な管理で育つ品種もあり、条件不利地で栽培し、耕作放棄地となるのを防ぐ役割も期待ができるのではないかと思います。労働軽減を図るための機械導入と耕畜連携を図り、中長期にわたる幅広い支援が必要となるわけでございます。そこで、町の子実トウモロコシの作付面積は、どの程度あったのかそれについて伺いをしたいと思います。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 大きな分類としてとうもろこしのカテゴリーに子実用トウモロコシも入ってございまして、小分類化したトウモロコシの品種では分けていないのが現状でございまして、令和6年度からは、小分類化して子実とうもろこしも分けて集計を行えばなと思っております。トウモロコシの作付状況でございますが、令和元年度が19戸、面積が14.6ヘクタール。以上でございます。それが今現在、5年とです、戸数が14戸、面積が9.1ヘクタールとなっております。

○**3番（遠坂道太君）** 元年度から、5戸の畜産農家が減って、いろんな方が関係する方んところが作っておられたと。それで面積もですね、約5町ほど、減少してるというふうな中身になっておるようでございます。やはり今、今からまたこのような状況がですね、畜産を取り巻くそういう厳しい状況の中で、今後、取り組んでいくということになりますと、粗飼料をいかに供給できるような形のことを考えていくことが必要じゃないかというふうに思うわけでございます。飼料用米の長期減少傾向の中、転作作物として、飼料作の重要性は増しておるところでございます。農水省は22年度から、とうもろこしの助成を拡充しております。今年の1月の農業新聞に、地元産トウモロコシを飼料に、耕畜連携で地域内循環を推進の見だして、山口県山口市と宇部の耕種農家や畜産農家、飲食店、などで組織する山口市子実コーンの地域内循環型生産出荷協議会の記事が記載してありました。内容は、子実トウモロコシ等を生産し、飼料として活用する地域以外循環の構築を進めています。子実トウモロコシの作付は昨年約18ヘクタールで、飼料用トウモロコシを時期に収穫して、サイレージとして調整するトウモロコシ、WCSの生産を始めておられます。今年の5月に国内飼料用トウモロコシを使った、地域産飼料の生産工場が完成して、配合飼料などの生産を開始する予定ということでござい

す。そこで、私が提案したいのは、農業公社に真空播種機、汎用コンバインの導入を図ることが、耕畜連携における飼料作物生産支援と農業公社の機械利用促進に繋がるのではないのでしょうか、導入する考えがあるのか伺いたいと思います。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 今現在農業公社の方での導入の考えはなかったところでございますが、農業公社の方で、この新しいといいますか、畜産自給飼料の栽培分野の方で収穫機械として、汎用コンバイン導入、また播種機、これらは大変高額な機械いかと思っております。その利用する時期、その頻度などありますが、共同利用の観点を前提とした方が良くないかと思っております。よって農業公社での購入をもし仮定するのであれば、本町で現在どのくらいの方がどのくらい栽培されているのか、収穫業務をどのようにされているのかと。また導入の必要性、緊急性、公社リース機としての農家ニーズ、他の作物の収穫にも応用、汎用性があるのか。そして、購入価格等の調査、財源もあります。具体的な検討を行う前に、まずは農業公社理事会の方で課題提起して、理事の方のご意見を伺ってみたいとも考えております。機会あればJAさん、球磨産農協さん、球磨酪農さんのアドバイスを受けたいとも思います。議員おっしゃられましたように、国の補助事業も子実トウモロコシの生産のモデル実証圃場等への補助。また必要な経費や機械整備への補助事業も新しく創設されてきているようですので、本町の畜産の飼料としてマッチするものであるかも含め関係者に聞いていきたいと思っております。

○**3番（遠坂道太君）** ただいま担当課長に答弁いただいたわけですが、町長にこの機械の導入の件と、今後の耕畜連携についての考えにつきまして、伺いをしたいと思います。

○**町長（長谷和人君）** 今農林振興課長が申し上げておりますように、農業公社につきましては、リスタートさせたというところがございます。そういった、畜産振興それから耕畜連携の取り組みについてもですね、農業公社が担うというのは、将来農業公社の役割として大変魅力があるものというふうにも、今、ご提案をお伺いして思ったところでございます。ただ現状の農業公社の運営を担っていただきます人材といいますか、リーダーをやっばり見つけることが、最重要課題ではないかなというふうにも思っております。現在は農業機械の農家へのリースなど、農家の皆様の農業経営の安定のために、公社については今、稼働を始めたというところがございます。ご提案いただきました、汎用コンバインや播種機等の件も、農業公社の理事会あたりでですね、それから畜産農家のご意見も伺いながらですね、今おっしゃった件について、問うてみたいというふうに思っております。また以前も申し上げておりますけれども、近年の農業資材等の物価高騰の影響も大変深刻でございますし、農業所得の減少にならないようですね、これからも営農維持していけるようなことも願っておりますし、国の経済対策等がございま

した場合については、それらの方も有効に活用させて、施策を実施していけばというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） ただいま、町長に答弁いただきました。ある程度前向きな姿勢で、答弁だと、伺ったわけでございます。畜産農家が給与する飼料を生産するために用いる費用は、海外への依存度が高く、なるべく国内で賄うこと。農地を農地として維持していくこと。農業の働き手を確保することなどが課題となっております。このような課題解決に対応し、畜産物の生産にあたって、生じる環境への負荷や、輸入飼料・肥料への依存を減らし、畜産物生産を、持続的に実施できるようにするためには、国内、国産飼料を安定的に生産供給できる体制を確立するとともに、労働力の負担のない、管理が可能な飼料作物を取り入れることにより、農地の有効活用、改善などが必要です。このためには、地域において、耕種農家の生産した国産飼料を畜産農家が利用し、家畜排せつ物に由来する堆肥を農地に還元する取り組み、すなわち耕畜連携を推進して、持続的な国産飼料作物の生産利用の拡大が不可欠です。今後、人吉球磨管内の、耕畜連携の組織を立ち上げるべきではないでしょうか。未来ある湯前町の農業振興に期待しまして、一つ、耕畜連携についての質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 一つ、耕畜連携の取り組みについて、遠坂議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

○8番（倉本 豊君） 先ほど遠坂議員の質問の中で課長それから町長ともに機械の購入等についてはまだ検討に入っておられないような、感じで答弁がございました。そこで実はですね、町外なんですが私の友達がもう50年以上酪農している。何人かおまして、この前同級会やったときにですね、いつやめようかというような、そこまでせっぱ詰まったような今現状になっておりますので、まずは買う、買わないは別にして、その買った場合にはさっき町長もされた人材ですよね。問題は、この人材についても、みんなで知恵を出し合ってですね、例えば、補助金をいただきながら、公社が買ったならば、リースで出す方法もあるのかなというふうに考えておりますんで、できるだけその農家の経費を削減してやりながら、していかなと町長もおっしゃられた、農地がだんだん、じゃんじゃん返ってきますんで、それは絶対どうしても防がなければならないのかなと思っておりますんで、再度検討をされたいというふうに私は思っておりますんで。それについてのご答弁をお願いします。

○町長（長谷和人君） 今の内容のお話をちょっと確認させていただくところでございますけども、要は機械を購入して、それをリースとして貸し付けたらどうだろうと、人材がいないのでということでの質問ということで、理解させていただくところでございます。そういうことで、今お伺いしたところでございました。要は、その機械関係につきましましては当然、多額の経費も必要でございますし、導入に際しましては議員の皆様方

にも、お諮りしてそれを確認しなくちゃいけないということもなるというふうに思っております。それから運営に際しましてでございますけども、これ以前倉本議員の方も同様に、そういうふうな機械を購入してですね、公社で動いた方がいいんじゃないかというご質問をお伺いしております。その時に今かなりの額もございましたし、2年目3年目からですね、いわゆる機械のいわゆるメンテナンスもかなりの額が必要になってくるというふうなことも確か私、発言したことを記憶してるところでございます。それらの分もですね、今かなり機械も進んでおるんだろうと思いますので、ちょっと調べさせていただきましてですね、現状のところ、2年か3年ちょっとブランクがあると思いますので調べてみてですね、そこら辺の部分ができないかどうか、改めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○8番（倉本 豊君） はい。私が一番申し上げたいのは先ほど、私の友達の話をしましたけれども、結局、今までのそういう方、そういう方といいますか、その逆に考える畜産されてる方々を、集めてでもですね、そしてその意向とか、今の現状を聞いていただいて、おそらくそういう話も何件か上がってくると思いますんで、さっきから遠坂議員言われますように、土地が返ってきたら大変なことになりますんで、優先順位からいくと相当、上位に位置付けて、緊急なる協議から始めることをですね、やるべきだというふうに申し上げておりますんでそこら辺について。

○町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。先ほどの遠坂議員の中でもお答えしたところでございますけども、今回の件につきましては農業公社の理事会と、それから畜産農家でのご意見も伺いながらということで私も答弁しておりますので、改めてそこら辺についてはしっかりと畜産農家あたりとも一緒になってですね、お話をお聞きしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） 先ほどの課長の説明の中でですね、子実トウモロコシの栽培につきましては、青刈りトウモロコシと違いましてまた特殊なものがあるので、JAとか畜産農協さんの指導が必要だというふうな意見の答弁がっております。今後のですね、農業の転作というかを考えた場合に本当に畜産農家、占める割合というのは非常に重要なものでありまして、今後それを育成しなければ農地の保全にも役立ってこないんじゃないかなというふうに思っております。JA、畜協の協力が必要なもので、ただ、農林振興課、町の方だけでは対応は難しいというふうな発表だったんですけども、私が昨日ちょっと一般質問でも言いました再生協議会がありますけれども、再生協議会の中に農協さん会員にもなっておられます。そのような、特に再生協議会というのは、今後の農業を考える上で本当にキーとなっている組織であるので、その場で本当に、この畜産の振興が大事だというふうに思うならば、まずここで取り上げてもらって農協なり畜協

なりの協力を仰いでいくべきだと思いますがそのこのところの取り組みについては、どのように考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今のご質問は再生協におきます、今後の畜産農家の育成といいますか、方向性をしっかりと協議するべきじゃないかというふうなことではないかなというふうに思います。これまでもこの再生協議会の中で、いろんな角度でですね、農業振興につまましての協議を行わせてきていただいております。今ご質問がございました、この畜産関係につつましても、本町におきましては、肥育素牛等の補助金等もですねしっかり付けさせていただいております。額からいくと、満足されてるかどうかというのは別にして、しっかりとその振興策も講じさせて、いただいておりますのでございます。今おっしゃいましたその分野につつましてもですね、改めて、今各団体からもおいでになっていただいておりますので、その部分をしっかりと組み合わせながらですね、ただいま今回の遠坂議員のご質問の中に子実とうもろこしというのが、固有名詞がございましたので、その分野に限ってみた場合に、大変施設等もかなりの高額な施設が必要になってまいりますので、そこを含んだところでの答弁で指示をしているという部分もあるということでご理解していただければというふうに思っているところでございます。しっかりと再生協の中で議論はさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、耕畜連携の今後の取り組みについての関連質問を終わります。

次に、一つ、学校の施設整備について、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 次の質問事項、学校施設の整備についての質問に移ります。要旨1の小中学校のトイレ改修はどのようなになっているのかについて伺います。学校のトイレの改修の要望については、令和4年度の子ども議会でも提案された案件です。そのときの答弁は、トイレの洋式化については、平成28年前後に学校と事前に相談があり、和式からの洋式への改修を進めてきた。和式トイレにも様々な意義があり、学校校舎を避難場所として使用する際に、和式を残している。今後児童生徒数の減少、生活様式の変化を考えながら、洋式改修を検討するなどの答弁がありました。そこでトイレ洋式化の現在の状況はどのようなになっているのかについて伺いたいと思います。

○教育課長（浅田 徹君） 学校トイレの洋式化の現況につつまして答弁させていただきます。タブレットのですね、議案説明資料フォルダーの中に、一般質問関係資料、括弧、教育課、学校施設というファイルを挙げておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。まず資料1ページから2ページにかけまして、小中学校別の普通教室並びにトイレの配置図を示しております。大きく区分しますと、校

舎内のトイレ、それから屋外トイレから体育館のトイレと、そういった区分になります。資料3ページをお願いいたします。小中学校のトイレの便器数と、洋式化率を表として整理しております。表の中で男女別の率等を示しておりますので、答弁では、男女合算して説明させていただきます。まず小学校ですけども、校舎内で男女合わせまして28戸の便器があり、男女それぞれ6個、12個が洋式便器となっております。率にしますと、洋式化率が43パーセントとなります。小学校屋外トイレで総数7個のうち3個が洋式、同じく洋式化率は43パーセントとなります。体育館では総数5個に対し、2個で率では40パーセント、小学校全体としましては、40個中17個が洋式化となっております、率としましては43パーセントとなります。小学校におきましては校舎内の女子トイレが、和式が11個、こちらはですね、洋式化率でいきますと35パーセントと、いうことで率の引き下げに繋がっているものと見ております。続きまして中学校ですけども、校舎内で総数19個、洋式化9個で洋式化率は47パーセント、屋外トイレで総数9個に対し、洋式2個の22パーセント。体育館トイレは、令和3年に新型コロナ対策で整備をしたトイレとなりますけども、こちらにつきましては洋式化率が100パーセントとなっております。中学校全体では、便器32個中、洋式化15個で、洋式化率47パーセントとなっております。中学校につきましては、屋外女子トイレの洋式化率14パーセント、こちらが洋式化率の低い要因となっております。小中学校と合わせますと、便器数72個に対し、洋式化32個ということで洋式率総数は44パーセントとなっております。以上です。

○3番（遠坂道太君） ただいま課長より説明をいただいたわけですが、なぜこの件を聞いたかと申しますと、1月9日の熊日新聞に、ここで県内の公立小中学校のトイレの洋式化率が出たわけです。湯前町ワースト下から数えたら早かったもんですから、あっというふうな気持ちになりまして、これはいかんと。いうことで、うちの孫たちも聞きますと、やっぱり洋式の方が良いかもっていうのは、子供が出てくるわけでございます。そこでそういった形で今日の質問となったわけでございます。いわゆる災害が発生すれば、学校施設が避難所となるわけでございます。高齢者等が利用する場合に、しにくいので和式トイレが敬遠されます。また、便座を他人と共有するのが苦手な生徒、児童生徒がいるので100パーセントにする必要はないと思います。そこで、今後、洋式化の計画を考えておられるのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

○教育課長（浅田 徹君） 学校の洋式化につきましては新聞報道、それから子供議会から議会のほうでも色々と指摘等がでございます。教育委員会の中、並びに総合教育会議、それから学校長会議等、重ねましても議論をしてるところでございます。現時点では洋式化100パーセントを目指すというところで、計画を考えておるところでございます。ただし便座の種類ですね、普通便座、暖房便座、温水洗浄機つきとか、そういった

選択肢もございます。或いは基数を減らすとか、床面まで改修するとか、詳細がちょっとまだ決まっておられませんけども、そちらの方を、令和6年度中には、方針決定をしたいと考え、現時点で考えております。

○3番（遠坂道太君） 今、課長から100パーセントを目指す。しながら、今年度中に一応計画するというような答弁だったかと思います。それに対してですね、前向きな姿勢だというふうに思ったわけでございます。計画があるということであればですね、どのぐらいの金額が掛かるのか。また事業として、補助事業あたりあるのかそれにつきまして、お伺いをしたいと思います。

○教育課長（浅田 徹君） 洋式化の事業を取り組みたいということで答弁させていただいておりますけども、こちらにつきましては総合計画の実施計画に、令和7年度事業としまして、今回登載させていただいております。事業費につきましては、1,700万程度を見込んでおります。あくまで概算事業費でございます。それから補助事業ですけども、学校施設環境改善交付金という事業がございます。一昨年の小学校改修、それから今年度の中学校グラウンド改修でも活用してる交付金でございますけども、補助率が3分の1ということで、この交付金活用での洋式化というところで現在考えております。

○3番（遠坂道太君） 7年度に、約1,700万円の事業費で取り組んでいかれるということでございます。6年度計画ということで、7年度が工事の着工というような形になると思います。トイレの洋式化については、生徒たち非常に要望しとったわけでございますので、計画はされております。年度も決まっておりますので、早期に取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。次の質問に移ります。要旨2の小中学校のLED化はどのようにになっているのかについてお伺いします。文部科学省は、LED照明の導入にあたって、学校の教室は比較的点灯時間が短く、投資コストに対して、省エネ効果が十分でないと判断し、これまでLED照明導入が見送られていました。しかし、コストの面で、ハードが下がり、また、LED照明器具が文部科学省の推奨する500ルクスの照度を確保し、快適学習環境を実施する諸条件をクリアできると認定されました。そこで、小中学校のLED照明の現状はどのようにになっているのかについてお伺いしたいと思います。

○教育課長（浅田 徹君） 続きまして、小中学校の照明のLED化ということでございますけども、資料の方で5ページの方からお示しをしております。令和4年1月にですね、総務課が所管いたしまして、公共施設のLED照明機器に関する整備計画を策定するところとなります。この計画の中で湯前小中学校の現況としまして、まず小学校からとなりますが、消費電力10から20ワットのいわゆる電球となりますけども、56本が消費電力20から40ワット、これはいわゆる蛍光灯ですけども508本、合計しますと564本となります。中学校で電球が23本。蛍光灯が455本の合計478本。小・中学校合わせ

ますと1,042本の電灯があるわけでございます。こちらに体育館のアリーナ照明、メタルハライド高圧ナトリウム灯などになりますけども、小学校体育館で75灯、中学校体育館で40灯、こちら加えますと、全体で1,157灯となっております。新型コロナ対策等によりましてですね、校舎内トイレの照明はですね、人感センサーとLED化をしております。併せまして小中学校、両方ともやっていますが、照明の修繕がある場合はですね、極力LEDに改修を進めてるところでございます。体育館のほうも、修繕が出た場合は順次LED化しておりますので、1,157灯全てが未改修ということではございませんけども、現時点では、そのような状態になっております。

○3番(遠坂道太君) ただいま課長より説明を受けたわけでございます。今後ある程度少しずつでも、計画がされていられるんじゃないかなと思います。そこでやはり、それに関してやっぱ事業費も変わるわけだと思いますが、どれぐらいの予算を考えておられるかそれについてお伺いしたいと思います。

○教育課長(浅田 徹君) 同じくLEDの改修計画ですけども、資料の6ページ7ページにおきましてですね、公共施設のLED照明器に関する整備計画の中での試算というところで、金額も出してるところでございます。あくまで概算事業費の計算となりますが、小学校で990万円弱、中学校で850万円弱というところで、事業費のですね、算定をしてるところでございます。

○3番(遠坂道太君) 金額的にですね、やはり小学校が990万円、中学校は850万円ぐらいということでございますので、やはりLED照明を導入して児童生徒たちがですね、快適な学習環境を実施することを期待します。最後の質問になります。災害時の避難所として、その観点から空調機器設置の重要性が確認され、近年、全国的に整備工事が進められています。また、生徒の快適な、運動環境、学習環境の向上、施設の長寿命化を期待します。そこで、学校整備について、町長にお伺いしたいと思います。

○町長(長谷和人君) 学校の運動環境、学習環境、施設の長寿命化というようなお話でございまして、ちょっと学校の部分のところとですね、災害時の部分でちょっと切り分けさせていただけないと。これちょっと、大変難しい答弁になってくるところでございますので、私といたしまして災害時におきます観点から今回、空調施設については整備をさせていただきたいということで、回答させていただきたいと思います。

○3番(遠坂道太君) ちょっと実際今回の件については災害時というような形の整理、回答でございました。やはり今後やっぱ災害が起きれば、学校あたりも避難所としての活用は高くなっていくわけですね。ですので、やはりそういった形が、整備についてはそっちの方が優先かなというふうに思っております。今後児童生徒たちに快適な学習環境を与えていくことが必要であります。この数年、職員の皆さん、最後の改修工事。関係事業、これはコロナの関係の環境補助事業といった、事務処理におわれ職員の皆さま

んもご苦労されたじゃないかと思います。町民は見て感じています。町長の行動、今後町はどのような方向に持っていくか、期待しています。町長の思いを町政に取り組んでいただきたいと思います。また、町長の重い腰を上げていただき、未来に向けた調整に取り組んでいただくことを期待しまして、一つ、学校施設の整備についての質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 一つ、学校施設整備について、遠坂議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

○5番（森山 宏君） 遠坂議員のLEDについては本当私も、造詣が深いところでございます。伺います。交換費用とか、すみません小・中学校と、各庁舎とかの試算が出てます。費用のですね。このときに優先度が決められておりますけども、まだする、しないはわからんとですけども、一応優先度が決められております。この中に、私が一般質問で質問したときに、電球蛍光灯の生産中止なんですよ。当然、何千本予備持っておられるかわかりませんけども、これ、LED化になっていくわけです。して、何ですか体育館等の電球も、もう生産がなくなります。ですから結局、今あるところの在庫で流通しているわけなんですけども、そこも鑑みてこの何ですか、この優先順位を決められているのか、必然的にせにゃいかんときに、今のある在庫の分はいいんですけども、もう、補充がきかなくなってきた場合っていうのは優先順位とかいうのは、関係なく必然的にせんばんごとなつとやなかつかかなと思ひまして、1点、そこを聞いて、逆に今度は、電気料の云々が出ておりますと、これに対するキュービクルしとんなるかどうかかわかりませんけども、最高のアンペア数がちょっと契約が下がるんじゃないかと思ひましてそれやったらまだ費用対効果は上がるんじゃないかと思ひますけども、どうでしょう。

○総務課長（西村洋一君） 森山議員の質問に対して回答させていただきます。お見込みの通りでございまして、もうなくなれば、もう変えなければいけませんので、もう工事を行います。これまでは、LEDの改修の優先順位ではなくて全体の工事の優先順位等含めまして、災害復旧、コロナ対策等を行ってきた。もうなくなった場合にはもう変えなければいけませんので、その時には行います。年度順位にはもう町の財政等も含めまして、検討しなければいけませんので、また国等の補助金等もございせんので、もう、自主財源というところで起債等は少しありますが、使える期限とかもありますので、その辺総合的に、検討させていただきまして、工事を行うという認識でございまして、以上でございまして。

○5番（森山 宏君） 結局キュービクルか何かわからんですけども、最大契約数のアンペア数で契約してますよね。当然下がりますよね、その見直しもされる、一緒にされるということですよ、全施設。

○議長（金子光喜君） 森山議員、アンペア数に関しては、ちょっと質問の内容とは、コース外れてきますので、施設のほう、学校施設の整備についてが今回の質問でしたので、ちょっと外れるのかなと思いますけども。

○5番（森山 宏君） アンペアがないと電気は使わんとよ。それだけ費用対効果の問題で言ってるわけ。

○教育課長（浅田 徹君） 小・中学校の事例を申し上げまして答弁させていただきます。業務用電力という枠組みで契約をしております、過去1年間で最大使用したワット数に応じた料金設定となりますので、当然下がってくるという契約になろうかと思っております。よろしいでしょうか。学校がですね、業務用電力という枠組みで契約してるんですね、過去1年間で一番使用電力が高かった月ベースで基本料金を算定しますので、それが下がってくるということであれば、当然安価になってくるということになります。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、学校施設整備についての、関連質問を終わります。

本定例会に通告された質問が全て終わりましたので、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（金子光喜君） ここで、ゆのまえ温泉湯楽里の入浴定期券の値上げについて、山下議員から緊急質問の申し出があります。

この緊急質問に関し、議員間討議が必要と判断しましたので、ここで休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時04分

再開 午前11時37分

—————○—————

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

これから、山下議員の緊急質問の件を議題として、採決します。

この採決は、起立によって行います。

山下議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として、発言を許すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立少数。したがって、山下議員のゆのまえ温泉湯楽里の入浴定期券の値上げについての緊急質問に同意の上、日程に追加し追加日程第1として、日程の順序を変更し、発言を許すことは否決されました。

日程第2 承認第1号 専決処分承認について（湯前町手数料条例の一部を改正する条例）

○議長（金子光喜君） 日程第2、承認第1号、「専決処分承認について（湯前町手数料条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第1号、専決処分承認について、提案理由の説明を申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律に伴い改正された地方公共団体の手数料の標準に関する政令が、令和6年3月1日に施行されたため、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させますよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 承認第1号、専決処分承認について御説明いたします。

令和元年5月に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、これに戸籍の広域交付、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行等が規定されました。この法律は、公布の日から起算して5年以内に政令で定める日から施行することになっておりましたが、それに伴い、それらの発行手数料を定めている地方公共団体の手数料の標準に関する政令の施行期日が令和6年3月1日となったことから、その手数料等についての条例を改正するものでございます。

この改正により、本籍地以外の市町村の窓口でも戸籍謄本等の交付請求が可能となり、また、届書等情報の内容に係る証明書の交付や届書等情報の内容を表示したものの閲覧もできるようになります。その他、戸籍もしくは除籍電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、窓口での戸籍・除籍電子証明書の提供が可能となり、添付資料としての提出が不要となるものでございます。

4ページの参考資料としております、新旧対照表からご説明します。

今回は、戸籍の項のみの改正ですので、その他の部分は省略しております。また、説明が分かりやすくなりますよう、改正前の配列を改正後のそれに並び替えております。よろしくお願いいたします。

それでは4ページをご覧ください。

右側の列が改正前、左側の列が改正後となります。変更点は下線がある箇所です。

まず、右側改正前の一番上、戸籍全部・個人事項証明交付手数料とその下、二段目の戸籍謄抄本交付手数料は、それぞれ廃止し、左側改正後の戸籍の謄本もしくは抄本の交付又は戸籍証明交付手数料に一本化しました。これは、他町村にも例のあるやり方でご

ざいます。広域交付を含む。は、本籍地以外の市町村窓口でも戸籍証明などの交付を可能とするものです。また、手数料は変更ありません。

左側改正後の中ほど、4段目の戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料は、新設の項目です。これは先ほど申しました、戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円と定めるものでございます。但し、同一の内容で証明書などを同時に請求する場合には徴収しないことも手数料の額の欄に規定しております。

続きまして、右側改正前の下から3行目の除籍全部・個人事項証明交付手数料、4行目、除籍謄抄本交付手数料は、一番上の戸籍全部・個人事項証明交付手数料と同様で、除籍についての改正です。その二つの項目を廃止し、左側改正後の除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明交付手数料にまとめるものでございます。こちら、広域交付を含む。としております。手数料はこちらも変わりません。

5ページをご覧ください。

左側改正後の1行目は、先ほどの戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料と同様に新設です。戸籍の部分が除籍に変わっただけで、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料となりますが、手数料については識別符号1件につき700円としております。戸籍と除籍で手数料に違いがあることについては、国の説明によりますと、主に窓口対応や証明書の作成に係る人件費やシステム経費等の物件費など、事務を行うに当たり必要な経費を踏まえて適切な金額を設定しているとしています。それからその下の行は、右側下線部の「又は」を左側の「若しくは」に変更し、届書等情報の内容証明を追加しました。これは、届書等を電子化したものの証明を追加するものです。また、一番下の行、左側改正後に、下線部分の「又は届書等情報の内容を表示したもの」を追加しました。これは、届書の内容を表示したものを閲覧に追加したものとなります。これら届書等の受理証明や閲覧については、これまでも、あまり事例のあるものではございませんが、届書等の情報の内容についても可能とするものでございます。

3ページに戻りまして、これまでご説明しました戸籍の項を次のように定めております。一番下、附則において、この条例は令和6年3月1日から施行としています。

議案説明資料のフォルダには、説明資料も入っておりますので、参考にご覧ください。この改正により、今後は、本籍地以外での各市町村でも戸籍謄本等の取得もでき、また、添付が不要となり、各種手続きにおいて外見的には簡略化、簡素化されるため、早くなってくるので、これまでの本籍地への郵便請求や添付資料として提出していた紙ベースでの証明書等の取得が減少していくものと想定されます。効果として、国民全体で本籍地が遠方にあたり、複数ある方の戸籍などの取得に対する手間が省け、窓口での手続等も軽減されていくものと考えております。

本町においても、そのような方の殆どが1回の手続きで済むと思われます。しかし、電子化されていない戸籍など、稀に本籍地でしか取れないケースもございます。既にご存知かとは思いますが、2月15日の旬報と一緒に、概略についてのパンフレットを各戸に回覧しております。分からないことや、詳細は窓口にてお問合せ頂ければと思います。加えて、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、「専決処分承認について（湯前町手数料条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第1号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第3 議案第6号 公の施設の区域外設置について

○議長（金子光喜君） 日程第3、議案第6号、「公の施設の区域外設置について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第6号、公の施設の区域外設置について、提案理由の説明を申し上げます。

水上村が区域外である湯前町に公の施設である水上村スクールバス車庫及び水上村奥球磨みどりの広場を設置することについて、地方自治法第244条の3第1項の規定により、水上村と協議するにあたり、同条第3項の規定により議会の議決を経る必要がございますので、提案するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第6号、公の施設の区域外設置について、御説明を申し上げます。2ページをご覧ください。

まず、提案理由につきましては長谷町長御説明のとおりでございますので、水上村から示されました、協議書の中身を読み上げます。

公の施設の区域外設置に関する協議書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の３第１項の規定により、水上村スクールバス車庫及び水上村奥球磨みどりの広場を湯前町の区域に下記のとおり設置する。

- １．施設の名称（１）水上村スクールバス車庫（２）水上村奥球磨みどりの広場
- ２．施設の目的（１）スクールバス車庫とするため（２）地域住民の交流の場とするため
- ３．設置の場所：湯前町塩利の一部
- ４．経費の負担：施設の設置及び維持管理に関する経費については、水上村が負担する。
- ５．位置図：別紙のとおり、３ページ以降を御参照いただきたいと思います。

以上、水上村が当該事業を進められるには本町議会の議決が必要となりますので、御審議をお願いするものです。よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６号、「公の施設の区域外設置について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君）　起立全員。したがって、議案第６号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第４　議案第７号　第６次湯前町総合計画基本計画（後期）の策定について

○議長（金子光喜君）　日程第４、議案第７号、「第６次湯前町総合計画基本計画（後期）の策定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第７号、第６次湯前町総合計画基本計画（後期）の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

第６次湯前町総合計画基本計画（前期）の計画期間が令和５年度で終了するため、令和６年度から令和９年度の４年間を計画期間とする第６次湯前町総合計画基本計画（後期）を別記のとおり策定したいため、提案するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議案第7号、第6次湯前町総合計画基本計画（後期）の策定についてについて御説明します。

令和3年度から令和9年度までの第6次湯前町総合計画基本構想において、計画の期間のうち令和6年度から令和9年度までの基本計画4年間を策定しましたので説明をします。

令和5年6月に長谷町長から湯前町振興計画策定審議会に諮問され、4回の審議会を経まして、令和5年12月に答申がなされております。審議会委員の皆様には、ご協力、ご対応いただきこの場をお借りして感謝申し上げます。答申後パブリックコメントを終了し今回の議案上程となっております。

それでは前期計画から主な変更点を説明します。ページは10ページ、11ページをご覧ください。総合計画基本計画（後期）の体系図にて説明をします。

第1章 命を守る安心安全のまちづくりについては、施策分野 1 消防団と自主防災組織の強化、2 災害対応能力の強化に変更をしました。消防団の団員確保にかかる課題や自然災害が全国各地で近年発生しておりますので、状況等の変化に対応するため施策の変更を行ったものでございます。

第2章 次世代につなぐ持続可能な産業づくりでは、施策分野 商工業の振興に、5 ワーケーション事業の推進を追加しました。これはテレワークやワーケーションが近年急速に広がっており、将来的に企業誘致や移住を含めた地域活性化を目指すため追加したものでございます。

第3章 ずっと住み続けられる安らぎの住環境、第4章 ささえ愛で心温まる福祉づくり、第5章 地域をつなぐひとづくりについては変更ございません。

第6章 みんなで描き育むまちづくりにつきましては、情報化社会への対応として、「アナログ」「デジタル」の両方式を利用した情報発信と情報取得の充実、デジタルデバイド解消と相談会の充実に変更しました。これは、光ブロードバンドの民間事業者による整備完了によりDX社会が推進していることと、デジタル社会の恩恵を受けにくい高齢者などに対応するため、相談会を開催し情報化社会の格差を解消するために記載をしております。

なお、各章ごとに現況と課題、基本方針、施策、目標値につきましては12ページ以降に記載しております。各章とも、国の施策により文言の修正や追記、削除等を行いまして修正したものでございますので後ほどご覧いただければと思います。

以上簡単ではございますが、第6次湯前町総合計画基本計画（後期）の策定についての説明を終わります。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 全協のときにも質疑したのですが、このデータが全て令和4年

度のデータになっているということで、これについてはもうそのまま行かれる、お考えでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） こちらは全協のときに椎葉議員のほうからご指摘ございましたけれども、一応審議会の方でも答申をいただいておりますので、今回はそのままのデータで、数字で行かせていただくということで回答させていただきたいと思います。

○4番（椎葉弘樹君） ほかの自治体もですね、同じように改定しているところがあるわけですが、そこはですね、意外ともう最新の令和5年度のデータだったり、直近のデータでされているんですが、本町は令和4年度のままだと、ちょっとスタート時点がですね、ちょっと、1年手前になってしまうなあと考えたもんですから、もう、例えばですね、宿泊者数や遊休農地の面積とか、上下水道の関連のデータとか、下水道のデータとか、空き家バンクの成約数とか、この辺はもうすぐわかるデータではないんでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 最新の数値ということで、椎葉議員のほうからご指摘ございますけれども、一応いつの時点で数字の確定をするのかという部分がですね、担当が変わりますと、そこで複雑になってきますので、本町としましては令和4年度の数値を今後受けながら、今回4年間ですね、動いていきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） そうしますと、例えばですね、この前例に挙げました、LINEの登録者数、これは目標はですね、目標650人となっているんですが、もうすでに3月6日時点で517件あるわけなんですね。そうするともう進捗率70パーセントということで、100メートル走で例えると、もうすでに70メートル地点を走ってる進捗状況なんですよ。なんでですね、これデータの、いつのデータっていうのを明記してあげれば、このデータは何月時点のデータですよとかいうので、できるだけ直近のデータでスタートしないと、令和6年からの計画としては、進捗率とかですね、明確にはかれないんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（金子光喜君） ここで昼食のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時59分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、日程第4、議案第7号の質疑の途中です。発言を許します。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 午前中、椎葉議員のほうから現状値の最新の数値、また、令和9年度の目標値については最新版を見直したほうが良いんじゃないかという

質問がございまして、来年度以降、また検証する場もありますので、そういうときに、その数値、現状の数値等を踏まえましてですね、基本計画の変更を踏まえまして、考えまして、検討してまいりたいと思っております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 確かに行政の計画というのは、3月策定というものが非常に多いものですから、非常にタイミング的に難しい部分もあるかと思います。さっき言われたようにですね、検証時に最新のデータを使っていただくとか、或いは、今はできませんが計画の改定時に見直すとかですね、そこは条例の改正がちょっと必要になってくるかもしれませんので、その辺はまた今後の課題として捉えたいと思います。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号、「第6次湯前町総合計画基本計画（後期）の策定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第5 議案第9号 湯前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第5、議案第9号、「湯前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（金子光喜君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時04分

—————○—————

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

○町長（長谷和人君） 議案第9号、湯前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

委員の担い手不足等に対応するため、識見を有する者や公共団体等の構成員を委員とすることができるよう改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**総務課長（西村洋一君）** 議案第9号、湯前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

3ページの新旧対照をご覧ください。左側が改正後になります。

まず、第1条設置につきましては、右側改正前下線部、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料を、左側改正後、特別職報酬等に改めます。ほか自治体の例に習い、第2条に同じ文言が出てきておりまして、特別重ねる必要がありませんので、審議会名に合わせました。

次に、第2条所掌事項につきましては、改正前下線部、ただし、人事院勧告等により町長、副町長及び教育長の給料を減じるときは、この限りではない。となっておりますが、人事院勧告では特別職に関し勧告されることはありませんので、この部分は削除いたしました。

次に、第3条委員についてです。改正後下線部、識見を有する者、公共的団体等の構成員及びを追加します。これまで町民の方に限定されていたものを、町民以外で専門的知識をお持ちの方の委員就任を可能にするものです。そのほか、必要な個所に読点を追加しています。

2ページをご覧ください。

附則として、この規約は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、「湯前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第6 議案第10号 湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第6、議案第10号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第10号、湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

会計年度任用職員の給与に関し、熊本県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第10号、湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

この度の改正は、地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱いが整備されたことに伴い、所要の改正を行うものです。これはフルタイム、パートタイムの会計年度任用職員いずれも支給することになります。

フルタイムとパートタイムの違いは、フルタイムは1日7時間45分、週38時間45分勤務の方で、パートタイムはそれ未満の方となります。本町では全員パートタイムでの任用でございます。

なお、この改正により、会計年度任用職員の方にも、より一般職に近い業務をお願いすることになりますし、人事評価も行うこととなります。

3ページからの新旧対照表に改正の内容が記載されておりますが、先ほど申しましたとおり、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようにする改正と、それに伴う条々の整理となっております。

2ページにお戻りください。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○1番（吉田精二君） 今回の改正案が出ておりますが、議会では条例について審議するもので、条例の改正部分しか出ておりませんが、これを実行するにあたりまして、規則細則等が設けられていると思います。ただいま総務課長が説明されましたけども、内容的にはほかの何か特別な条件等を、その規則細則の方に設けてあったならば、説明願えればと思います。

○総務課長（西村洋一君） 規則につきましては、改正する箇所がありますが、特別、特段これといって重要な改正っていうところはございません。

○1番（吉田精二君） 非常に会計年度さんたちにとってはありがたいことだと思います。この部分につきましては、地方自治法の改正によりまして、それに準じて、本町の条例も改正してるということですが、これはですね、やはり国として取り組んでいらっしゃる、働き方改革の中で、同一労働、同一賃金というふうな風潮の中で、その会計年度さんたちの勤勉手当も支給するべきだというようなことで改正になっておると思います。ただ、本町、以前にこの条例を改正する前に2月だったですね、全協のときに説明があった部分、それからのにですね、やはり今の説明がありましたけれども、例えば、会計年度さんたちに勤務手当を支給することから、例えば、令和6年度以降は会計年度任用職員の皆様におかれましても、職員主事クラスに準じる職務を求めることとするというふうな説明をもらってると思います。ただこの分につきましては、とりようによってはですね、やはり勤勉手当をやるからもう少し上位の仕事まで担当して欲しいというふうな一種の圧力みたいな部分があって、非常に困られる部分もあるんじゃないかなというふうに思っております。先ほど言いましたように、現在、同一労働をやるんだから、現状がそうなんだから、勤勉手当も付けるべきというふうな自治法の改正だと思うんですけども、それに対しまして、主事クラス、主事と言いましても、予算編成をする主事もありますし、起案したり業務を執行する職員もおると思います。どの付近までの主事クラスの仕事を求めているのかというようなところで、その部分をお聞かせ願えればと思っております。

○総務課長（西村洋一君） 会計年度任用職員さんにいっしょくたんにこれを必ずやっってくださいという感じではなく、やはり、その職員さんに応じてできる仕事、できない仕事もありますので指導しながら、その主事クラスのところぐらいまではしていただきたいというところでございます。また同一労働、同一賃金のお話もされましたが、議員もご承知のとおり、公務員はなり手不足もありまして、もう会計年度任用職員さんも戦力として、給料もあまり変わらなくなってきましたので、それ相応のやっぱり仕事をしていただかないとそれなりの支払いもできないということになりますので、会計年度ですので1年更新していきますので、もしご本人がこの仕事だったらちょっと嫌だということであれば、もうご本人から辞退されても構いませんし、その人たちを守るというよりも、やはり町がこういった人材を求めるっていうのが前提でございまして、その人たちを切るというよりも、町の住民サービスのレベルを上げる。また、勤めていただく方の収入も増える、やる気も増す、レベルも上がるという、プラスのスパイラルができないかというところの意味合いもございまして、確かに不安になられる方もおられるかもしれませんが、そこは柔軟に対応していきたいと考えております。

○1番（吉田精二君） そもそも会計年度任用職員さんというのは、急遽職員が休職とか欠員が出た場合、それから新しい事業に取り組む場合、とかに人数、職員が足りない

場合に設置された制度だと理解しております。町には定数管理がありまして、一般業務に対して適正な職員の数割り振りしてあると思うんですが、その部分につきまして、常勤的にその会計年度任用職員さんの職務をあてにするというか、充てるというふうな部分につきましては、ちょっと考え方として本町の定数管理部分として、どうかなと思って、その人たちに、また一般職員並みの職務を充てるという部分につきましては、どうもちょっと考え方がずれてんじゃないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○**総務課長（西村洋一君）**　そもそも常勤的な仕事というのは、これは会計年度ですので、1年間ですから、その期間に不足する人員を補充するという考えですので、常勤的にということではございません。また法律で決まりましたので、そこに関する取り扱いについては守っておりますので、何ら目的にずれてるっていう認識はないところでございます。これまでの嘱託職員の方、臨時職員の方とはもう会計年度任用職員ですから、違うというところをご認識いただければと思います。

○**1番（吉田精二君）**　色々職員さん、会計年度さんはもう、それこそ1年度、会計年度で更新されていくわけです。ただやはり以前から、当初一番初めに来られたときにはそのような条件でして、2年度から継続というか、あると思いますけれども、その時にこんどは条件が違う。今総務課長言われましたように、もしそれに自分が合わない場合にはもう辞退してもらえればというようなことですけども、更新される方につきまして、にもやはり、今後ですね、その辺、不安にならないような、不安な、そういうふうな、ちょっと言い方はあれなんです、誤解を招かないような採用の仕方に対応していただければと思います。

○**総務課長（西村洋一君）**　何度も繰り返し申し上げますが、会計年度内の雇用しかお約束しておりませんので、継続するかしないかは当然慣れさせていただきますので、継続をお願いします。ということになるかとは思いますが、それをお約束しているわけではありませんので、確かに継続して雇用してほしいという思いはあられようかと思いますが、私どもは議員の皆様方に予算を要求して、認められれば次の年からまたお願いしますという話になりますので、それにつきましては、毎年どうぞという話ではありませんので、ご認識を改めていただければと思います。前向きな会計年度さんをお守りいただく優しい吉田議員の気持ちはよく理解できたところでございますが、私どもも厳しく会計年度任用職員さんにあたるわけではございませんし、継続して働いていただけるような環境作り、今度の収入でもそうですし、増えることもそうですし、厳しくあたるという認識は全くないところでございます。

○**議長（金子光喜君）**　ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第7 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第7、議案第11号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当を支給することとなったため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

3ページの新旧対照をご覧ください。

まず、第7条育児休業をしている職員の期末手当等の支給でございます。右側改正前でございますが、下線部、会計年度任用職員を除くことが記載されておりますが、今後は会計年度職員にも勤勉手当を支給することになりますので、この部分を削除いたします。

次に、第8条、改正前の下線部、会計年度任用職員とあるものを、第7条で地方公務員法上の会計年度任用職員が規定されている部分が削除されましたので、本条例上、最初に出てくる箇所が第8条に変わりましたので、左側改正後の下線部の記載のとおりに改めるものです。

2ページをご覧ください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第8 議案第12号 湯前町交通事故防止条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第8、議案第12号、「湯前町交通事故防止条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第12号、湯前町交通事故防止条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の交通指導員の任期は3年であるため、各公民分館の役員の任期が2年でございます。また球磨郡町村の交通指導員の任期も2年であり、統一するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第12号、湯前町交通事故防止条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

3ページの新旧対照をご覧ください。

第4条指導員の設置でございます。右側改正前でございますが、下線部、指導員の任期は3年となっていたものを改正後は2年と改めるものです。改正の理由は、先ほど町長も申されたとおり、なり手不足解消に向けて、各公民分館の役員任期の2年に合わせることで、また本町を除く球磨郡内の任期も2年でありますので、他町村の任期に合わせたいということでございます。

2ページをご覧ください。附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号、「湯前町交通事故防止条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第9 議案第13号 湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第9、議案第13号、「湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第13号、湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の改正に伴いまして、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第13号、湯前町行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

4ページから5ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

この度の条例改正は、本条例の根拠法でございます通称「番号法」の改正に伴うものとなります。番号法の改正の一つに、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しがあり、より速やかなマイナンバーの利用及び情報連携ができるようになるとされております。

本条例は番号法の当該規定を一部引用していることから、法改正に合わせて条例を改

正するものです。

主な改正内容は、4ページをご覧ください。

第2条で用語の意義等の新設を行っています。

5ページをご覧ください。

改正前、第4条、第3項、法別表第2の第2欄に掲げる事務を、改正後、特定個人番号利用事務に改め、その下、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

附則として、この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行するものです。なおこの施行日は令和6年5月ごろが予定されるというところで情報があっておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、「湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第10 議案第14号 湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第10、議案第14号、「湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第14号、湯前町消防団の定員、任命、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

機能別消防団員の年額報酬を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。
詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**総務課長（西村洋一君）** 次の2ページをご覧ください。

第13条に次の1項を加えるものです。第13条第2項、機能別団員には、年額報酬を支給しない。とするものです。

機能別消防団員の年額報酬について、人吉球磨管内の対応を調査しましたところ、10市町村中6市町村は、年報酬は支給しないとなっておりまして、年報酬を支給しない代わりに、活動実績に応じて出動報酬と費用弁償を支払っているようでありました。そのため、本町の消防団幹部会でも協議を行いました結果、他町村の例に習い機能別消防団員の年報酬を廃止し、活動実績に応じて出動報酬と費用弁償を支払うよう、改正するものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

○**5番（森山 宏君）** 今総務課長おっしゃった、活動実績っておっしゃいましたけども、この活動っていうのは、確か機能別は火事以外にはなかったと思ってますけども、活動実績と言われるのは、訓練等も入るわけでしょうか。

○**総務課長（西村洋一君）** この活動につきましては、消防団長の求めに応じる、応じてということでございますので、もし団長がそういった指示を出された時には、その報酬を支払うことになります。

○**5番（森山 宏君）** 再度確認ですけども、火災の場合は、もう救急だけが、団長うんぬんいうのはないですよ。非常呼集訓練ではないので。あと団長が求めるというのは、具体例としてはちょっと考えつかないんですけども、機能別には訓練とかには参加しなくてもいいようなことが記載されてたと思うんですけども、この火事だけというふうには考えんではよかったですか。

○**総務課長（西村洋一君）** 本町の場合は、これまで団長から求める事例がありませんでしたので、それは、ありがたいこと幸せなことであるかと思います。しかしながら、人探しであったり、災害が起きたときなど、その規模といいますか、搜索規模であったり、活動規模が広まった場合には、団長の方から要請があると思いますので、今のところは、具体的にこれをお願いしたというところはありませんが、そういったところが想定されるのではないかと考えておるところでございます。

○**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、「湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第11 議案第15号 特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第11、議案第15号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第15号、特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

機能別消防団員の年額報酬を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、別表第1、消防団員の報酬表ですが、議案第14号で御説明しましたとおり、機能別団員の報酬の欄を削除いたします。また、機能別消防団員の活動実績に応じて出勤報酬を支払うとご説明しましたが、表にございます出勤報酬はこれまで基本団員のみ支給していたものですが、機能別団員にも支給できるよう運用を改めるものです。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第12 議案第16号 湯前町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第12、議案第16号、「湯前町土地開発基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第16号、湯前町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

当基金条例においては、定額運用型となっておりますが、基金の円滑な運用を図るため、取崩積立型へ運用を変更するため条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 3ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条の設置に、基金の設置目的を記載しております。改正前は土地の先行取得に限られていたものを、変更後は造成等に関する事業も追加するものでございます。

次に、第2条積立でございます。改正前は1億5,000万円であったものを、改正後は1,000万円に減額するものです。減額の理由は、本町においては、想定される先行取得が必要な大型公共工事がないこと、また、減額した財源を別途有効に活用したいということでございます。また、第2項、第3項では、予算の定めにより、積み立てた額が基金の額となるということを規定しております。

次に、第6条運用益金の整理でございます。改正前は一般会計に繰り入れるものとしていたところを、改正後は一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとします。

次に、第7条処分でございます。目的達成のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができると規定しております。いわゆる、町長も申されたとおり、取崩型の基金ということでございます。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

第2項に、この条例による改正前の基金に属する現金は、改正前の第2条第1項の金額に至るまで処分し、その金額は一般会計歳入歳出予算に計上すると規定しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号、「湯前町土地開発基金条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第13 議案第17号 湯前町人材育成基金条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第13、議案第17号、「湯前町人材育成基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第17号、湯前町人材育成基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

当基金条例においては、定額運用型となっていますが、基金の円滑な運用を図るため、取崩積立型へ運用を変更するため条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 3ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条基金の額でございます。この表には見えておりませんが第1項で基金の額は6,150万円となっております。

第2項で、改正前は基金の額6,150万円に達するまで、毎年度、予算の定めるところにより、積み立てるものとするとしていたものを、変更後は必要があると認めたときは、予算の定めにより、基金に追加して積み立てることができると改正します。また、第3項で、前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立相当額増加するものと規定しています。

次に、第4条運用益金の処理でございます。改正前の下線部、人材育成に係る事業に要する経費に充てるほか、を削除します。

次に、第6条処分の制限でございます。かみ砕いて御説明いたしますと、果実運用型から制限をなくし、取崩型の基金にすることが記載されております。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号、「湯前町人材育成基金条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第14 議案第18号 湯前町宅地分譲事業等基金条例の制定について

○議長（金子光喜君） 日程第14、議案第18号、「湯前町宅地分譲事業等基金条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第18号、湯前町宅地分譲事業等基金条例の制定について、提案理由の説明申し上げます。

本町が行う宅地分譲事業等の財源とするため、基金を造成し、事業の円滑な推進を図ることを目的として、湯前町宅地分譲事業等基金条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 2ページをご覧ください。

まず、第1条の設置に、基金の設置目的を記載しております。本町が行います、宅地分譲事業等の円滑な進捗を図るため、当該基金を設置するものです。

次に、第2条積立てでございます。積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とします。なお、当基金の財源は土地開発基金の5,000万円を活用予定であります。

第3条は飛ばして、第4条運用益金の整理でございます。基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとします。

次に、第5条繰替運用でございます。文言だけ見ても分かりづらくておりますので、かみ砕いて御説明しますと、やむを得ない場合は、この基金を一時的に使用するこ

とが可能であるが、繰り戻しの方法、使用期間、利率を定めて行わなければならないというものであります。

次に、第6条処分でございます。

目的達成のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分できると規定しております。いわゆる、取り崩し型の基金ということでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行すると規定しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、「湯前町宅地分譲事業等基金条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第15 議案第19号 湯前町熊本地震復興基金条例の制定について

○議長（金子光喜君） 日程第15、議案第19号、「湯前町熊本地震復興基金条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第19号、湯前町熊本地震復興基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本地震から衰退している地域の賑わい創出を図るため、熊本県から配分される熊本地震復興基金交付金を積み立て、事業の円滑な進捗を図ることを目的として湯前町熊本地震復興基金条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 2ページをご覧ください。

まず、第1条の設置に、基金の設置目的を記載しております。熊本県から配分されました、平成28年熊本地震復興基金を活用し、賑わい創出を図るため、当該基金を設置するものです。

次に、第2条積立でございます。

積立る額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とします。なお、当基金の財源は平成28年熊本地震復興基金を活用予定であります。ちなみに、基金の金額は5,430万4,000円となります。

第3条は飛ばしまして、第4条運用益金の整理でございます。基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとします。

次に、第5条繰替運用でございます。先ほどの宅地分譲等基金の際にも御説明しましたが、財政上必要があるときは、この基金から繰り替えて使用することが可能であるが、繰り戻しの方法、繰り替えの期間、利率を定めて行わなければならないというものであります。

次に、第6条処分でございます。目的達成のために必要な経費の財源に充てる場合に限って、処分することができると規定しております。いわゆる、取り崩し型の基金ということでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行すると規定しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） ちょっとこれまでの基金の条例の中身を見ていて気になったことが1点だけありまして、例えば第4条の一番最後に、基金に編入するという言葉があるんですけど、課長の説明では基金に繰り入れるということでありまして、似たような言葉でありながら、ちょっと違うニュアンスなのかなともちょっと感じたところでした。例えば歳入歳出であれば、編入するっていう言葉を使うのかもしれませんが、基金単体であれば、繰り入れるが正解なのかなともちょっと思ったものですから、その辺はどちらでもいいんでしょうか。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

—————○—————

休憩 午後1時51分

再開 午後2時04分

—————○—————

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、日程第15、議案第19号の質疑の途中です。発言を許します。

○総務課長（西村洋一君） ちょっと答弁が遅くなり申しわけございませんでした。辞書というか、国語辞典とかでいきますと、編入＝繰入、繰入＝編入となっておりますが、行政上の言葉で申しますと、他会計から資金を移すときには、繰り入れという表現があっただけでございます。この表記は両方間違いではないと思いますが、細かい規定

といえますか、意味が少し違うところがあり、修正する必要もあるかもしれませんので、一旦これで通させていただきます、ほかの上程していない、提出していない基金等もございますので、そこまで合わせてちょっと見直しをさせていただきます、次の機会で統一とどのような解釈でそのように変えたかというのを御説明したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、「湯前町熊本地震復興基金条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第16 議案第20号 水の恵み交付金基金条例の制定について

○議長（金子光喜君） 日程第16、議案第20号、「水の恵み交付金基金条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第20号、水の恵み交付金基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県企業局が所有する水力発電所のうち、リニューアル事業を実施した発電所施設が所在する町村に対し交付される水の恵み交付金は、地域の活性化事業に対して活用できる交付金であります。交付金を円滑に活用することを目的として新たな基金を造成するために水の恵み交付金基金条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（西村洋一君） 2ページを御覧ください。

まず、第1条の設置に、基金の設置目的を記載しております。熊本県企業局の水の恵み交付金を活用し、地域の活性化を図るため、当該基金を設置するものです。

次に、第2条積立てでございます。積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とします。なお、当基金の財源は熊本県企業局の水の恵み交付金を活用予定であります。

ちなみに、交付金の金額は令和11年度まで、年額1,000万円が交付される予定です。

第3条は飛ばしまして、第4条運用益金の整理でございます。基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとします。

次に、第4条処分でございます。目的達成のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができると規定しております。いわゆる、取り崩し型の基金ということでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行すると規定しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） この水の恵み交付金については、令和元年度から令和5年度までは速やかに執行され、予算として計上して使ってきたということなんですが、今回、あえて基金を作って貯めるといいますか、そういう基金の作る理由というのがですね、ちょっとすぐ執行できないものなのかなっていうのがありましたもんですから、令和6年度執行の予定がないのか、その辺の基金の必要性についてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） この基金につきましては、現在JAの倉庫跡地を取得しております。用地におきまして、独身向け住宅、全く補助金のない住宅の建設を考えておりまして、その財源に充てればというところで、積み立てておるところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、「水の恵み交付金基金条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第17 議案第21号 湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第17、議案第21号、「湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第21号、湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第21号について御説明いたします。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、改正前の配偶者暴力防止法「第10条第1項」に規定されておりました保護命令制度の拡充と保護命令違反の厳罰化を図る改正が行われ、改正後の配偶者暴力防止法において、第10条第1項と第10条の2に分けて規定されることとなったため、本町条例第2条の表中、ひとり親家庭の定義の5項目目において、第10条第1項を引用している箇所を第10条第1項又は第10条の2に改めるものでございます。

附則として、施行日を、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、「湯前町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第18 議案第22号 湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第18、議案第22号、「湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第２２号、湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町条例の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）が一部改正されたことなどにより条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第２２号について御説明いたします。

今回の改正は、国のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを受け、条例を定めるにあたっての参酌すべき基準である基準布令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

３ページ、４ページの新旧対照表をお願いします。

第５条第２項第２号は、施設の重要事項の交付を定めた規定であり、この中の磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物につきまして、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図るものです。

次に第２３条は、施設の重要事項の書面揭示の義務付けを見直し、書面揭示に加え、ウェブサイトに掲載することを義務付けるものでございます。

附則において、施行日を、令和６年４月１日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２２号、「湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第２２号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第１９ 議案第２３号 湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第19、議案第23号、「湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第23号、湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町第9期介護保険事業計画において第1号被保険者保険料率を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第23号について御説明いたします。

今回の改正は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間における65歳以上の第1号被保険者介護保険料率を定めるための改正であります。

第9期の介護保険料につきましては、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則等の一部改正により、現行の標準9段階から標準13段階への多段階化が行われました。また、第9期の3年間の介護給付費および地域支援事業費、第1号被保険者数などの見込みにより、基準月額を現在の第8期の6,200円から400円増の6,600円とすることといたしました。

3ページ、4ページの新旧対照表をお願いします。

第5条第1項は、保険料率を定めております。基準となる所得段階第5段階の介護保険料年額を7万9,200円とし、第1段階から第13段階までの各所得段階における乗率、割合に応じた保険料率を定めました。

また、第2項から第4項は、所得段階第1段階から第3段階までの低所得者保険料軽減について、それぞれの乗率に応じました、保険料率を定めました。

附則において、第1条に施行期日を令和6年4月1日とし、第2条において経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号、「湯前町介護保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第20 議案第24号 湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第20、議案第24号、「湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第24号、湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

3年に一度の介護報酬改定に併せ、「指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令」（令和6年厚生労働省令第16号）が公布されたことに伴い、それに準じて制定している4つの条例について、それぞれの一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第24号について、御説明いたします。

今回の改正は、3年に一度の介護報酬改定に併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本町の基準条例を改正するものでございます。

今回の改正省令では、21の省令が一括改正されており、その内の4つの基準省令に準じて制定している4つの基準条例について4条建てとして一括改正を行います。

条例文の2ページから4ページにかけては、第1条におきまして、湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について。

4ページから14ページにかけては、第2条で、湯前町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について。

14ページから17ページにかけては、第3で湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について。

17ページから21ページにかけては、第4条におきまして、湯前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、それぞれの一部改正を行っております。

改正の主な内容につきましては、居宅介護支援・介護予防支援におけるケアマネジャー1人当たりの取扱件数などのほか、居住系サービスにおける協力医療機関との連携体制の構築や施設系サービスにおけるユニットケアの質の向上のための体制の確保について、また、共通事項としまして、書面揭示規制や記録媒体の見直し、施設管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進などとなります。

24ページから80ページは、各条ごとの新旧対照表を付けております。
新旧対照表の24ページの一番上の行ですが、議案第23号、参考資料と間違っておりました。24号の参考資料になります。申し訳ございません。

今回の改正につきましては多岐にわたっており、また字句の整理も併せて行っております。4つの条例で96の条文と改正箇所が多いため、各条文ごとの説明は省略させていただきたいと思っております。詳細につきましては、2月26日に開催しました、議会全員協議会の際の資料と併せてご確認をお願いいたします。

附則におきまして、第1条に施行期日を令和6年4月1日とし、第2条から第5条においては経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、「湯前町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第21 議案第25号 湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第21、議案第25号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第25号、湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町営住宅「上牧原住宅」の1棟を解体したことに伴い、別表の一覧表から住宅を削除する必要があるため、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第25号、湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

上牧原住宅1棟1戸を解体し、廃止することにより条例の一部を改正するものです。

3ページをご覧ください。

新旧対照表により御説明いたします。表の左側が改正後、右側が改正前です。

別表（第3条関係）となります。上から2段目、上牧原住宅の欄でございますが、右側の表、改正前の建設年度、昭和39年度、木造瓦葺平屋建、1戸33.59平方メートル、備考欄1戸建1棟を削除し、昭和40年度木造瓦葺平屋建、2戸39.21平方メートル、備考欄1戸建2棟に改めるものです。

2ページになりますが、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第22 議案第26号 湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第22、議案第26号、「湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第26号、湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

一般住宅「森重東住宅」の2棟を解体したことに伴い、別表の一覧表から住宅を削除する必要があるため、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第26号、湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

森重東住宅1棟2戸を解体し、廃止することとしましたので、条例の一部を改正するものです。

4ページをご覧ください。

新旧対照表により御説明いたします。表の左側が改正後、右側が改正前です。

別表（第2条関係）となります。表の右側の改正前の1段目、昭和32年度に建設された、森重東住宅の残り2棟を解体し、廃止することにより、別表第2条の一覧表から削除し、項をそれぞれ繰り上げるものです。

3ページになりますが、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、「湯前町一般住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第23 議案第27号 湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第23、議案第27号、「湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○**町長（長谷和人君）** 議案第27号、湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

農産加工施設を管理・運営していく上で、現状の利用状況に即した改正をする必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 議案第27号について、御説明申し上げます。

従来の条例には、漬物加工施設と精米所施設の2つの異なる農産加工施設のものが、1つの条例で構成されたいことから、1施設1条例の独立した条例に今回改正を行うものでございます。

4ページの新旧対照表により、説明申し上げます。

第3条、名称及び位置の改正は、本工場と塩蔵庫のいわゆる漬物加工場のみの条例とするため、精米所の施設の部分を削除したものでございます。なお、削除した精米所については、別途、施設名称を改め、新たに条例を制定するものでございます。

次に、右側の改正前の第6条の使用料と第7条使用料の減免の2つの条文の削除改正は、毎年、指定管理者から納入していただいた使用料を削除するものでございます。これは、施設を建設した当時の事業費のうち、純粋な町の一般財源の部分を使用料として納入していただいていたましたが、漬物加工施設においては、施設の耐用年数も過ぎており、指定管理者の負担軽減を図り、経営改善をさらに務めていただきたいという改正でございます。

次に、右側の改正前の旧条例の第8条指定管理者による管理の条文で、その中の4項の条文のみを削除し、条番号を第6条に繰り上げる改正を行うものでございます。これは先ほど改正前条例の6条と7条を削除したことに係るもので、指定管理者から町に納入される使用料を削除した理由によるものでございます。

次に5ページをご覧ください。

指定管理者の業務の条文は、第9条を第7条に条番号を繰り上げ、以下第8条の原状回復義務、第9条の損害賠償もそれぞれ条番号を繰り上げ、併せて条文の字句の修正を行ってございます。改正後の第10条に免責の条文を追加し、改正前第12条の雑則は11条に改め、括弧書きの委任の字句に改正してございます。

3ページに戻っていただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、「湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第24 議案第28号 湯前町地域産業交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（金子光喜君） 日程第24、議案第28号、「湯前町地域産業交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第28号、湯前町地域産業交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（平成10年湯前町条例第2号）に位置付けられていた精米所について、施設の名称を改め、独立した施設として新たに設置及び管理について、条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林振興課長（高橋 誠君） 議案第28号について、御説明申し上げます。

従来の条例には、先ほど説明しましたが、漬物加工施設と精米所施設の2つの異なる農産加工施設のものが、1つの条例で構成されていまして、1施設1条例の独立した条例に今回改正を行うものでございまして、また湯前町農産加工施設（精米所）の名称を改め湯前町地域産業交流施設として新たに条例を制定するものでございます。

2ページをお願いします。

第1条に条例の趣旨を定め、第2条に施設の設置の目的を定めております。条文は交流施設は、地域農産物等を活用した加工品の販売及び特産品開発の促進、並びに都市住民との交流により湯前町の農業の活性化を図ることを目的とする。としております。本来の精米所としての機能と活用を継続していただくことはもちろんしながら、特産品開発や農産物販売など農業を含む地域振興のため交流事業に関連するような自主事業も進めて施設の有効活用を行っていただきたい目的を含んだものとしてございまして、今

回の施設名称の改正の理由ともなっております。

次に、第3条は交流施設の名称と位置を定めております。

第4条は施設の管理の条文、第5条は使用の許可の条文でございます。

第6条は、施設の管理を、湯前町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定に基づき、指定管理者に行わせることができる条文とし、他の指定管理者の施設の条文に合わせた改正にしております。

3ページをお願いします。

4項に指定管理者は、交流施設の運営による収入、いわゆる精米加工などを受けたお客様から徴収した料金などを収受できることとし、その料金収入を指定管理者の収入にできることの条文を定めたものでございます。

第7条は、指定管理者の業務でございます。

第1号に、農産物を活用した特産品の開発に関する業務。

第2号に、農産物の加工及び販売に関する業務。

第3号に、地域振興のために行う自主的な業務。

第4号に、交流施設の施設等の維持及び販売に関する業務。

第5号に、その他指定管理者が交流施設の管理上必要と認める業務と定めております。

次に、第8条に原状回復義務、第9条に損害賠償の条文を定めてございます。

第10条に免責の条文とし、第11条は条例の施行を別に規則に定めるものでございます。

4ページをお願いします。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○1番（吉田精二君） この条例の第2条ですね、第2条に設置の目的とありますが、この中にですね、文読みますと、地域農産物を活用した加工品の販売及び特産品開発の促進並びに住民との交流によりうんぬんと書いてあります。例えば農産品、青物野菜とかそういう産物、一次産物ですね、そのようなものの販売等についてはここに入らないでしょうか。

○農林振興課長（高橋 誠君） 地域農産物等と書いてございますので、大きく拾っていただきまして、一次の農産物、また、その他加工品等も含めたところでの等ということと考えております。

○1番（吉田精二君） すいません、私の解釈ではですね、地域農産物等を活用した加工品で判断しておりますので、そこのところを明確にしていいただければと思います。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後2時43分

再開 午後2時46分
-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

○農林振興課長（高橋 誠君） 議員ご指摘の第2条の部分でございます。地域農産物等を活用した加工品販売、そういったところに全体的なところが入るんですが、この条文が私も少しおかしいなと思うところもございますが、ただ第7条の2号に農産物の加工及び販売に関する業務というところで青物野菜等々も販売できるというところで業務を謳っておりますので、この付近の解釈をご理解いただきたいと思いますと思っています。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、「湯前町地域産業交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----
日程第25 議案第29号 湯前町お試し居住施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（金子光喜君） 日程第25、議案第29号、「湯前町お試し居住施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第29号、湯前町お試し居住施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、湯前町お試し居住施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定める必要があるため、関係条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議案第29号について御説明いたします。

平成29年4月から運用しております、湯前町お試し居住体験施設につきましては、運用当初から要項を制定しまして運用をしておりましたが、今後のお試し居住施設の利用促進を踏まえ、新たに条例を制定するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条に条例の趣旨を定め、第2条に施設の目的を定めております。条文では、お試し住宅は本町への移住を検討している者及び本町で事業展開検討等のために一時的に本町に滞在する者に対し、本町の風土及び本町での日常生活を体験することにより、本町への移住・定住の促進及び町の活性化を図ることを目的としております。

第3条に名称及び位置を定めております。

第4条に借用の許可、第5条に借用の不許可を定めております。

3ページをお願いいたします。第6条には借用期間を定めており、原則2日から90日以内とし、町長が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。としております。

第7条に賃借料を定めております。7ページに別表第1表を記載しておりますが、1日当たりの賃借料は1人当たり500円と定めております。

第8条に借り受け者の遵守事項、第9条に禁止行為、第10条に借用許可の取り消し、第11条に明け渡し、第12条に立ち入り、第13条に損害賠償、第14条に事故免責、第15条に条例の施行を別に規則で定めるものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○1番（吉田精二君） すいません、第3条の位置ですが、先ほどの27号28号の部分には位置に字名を入れてあります。本町におきましては地番が2つあるんで、このところは字名を入れたほうが良いと思いますがいかがでしょうか。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時52分

再開 午後3時02分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

日程第25、議案第29号の質疑の途中です。発言を許します。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 先ほどの吉田議員の位置について字が入っていないということでございますけれども、この件につきましては今まで要項等で字は入ってい

ないなかで運用しておりまして、必要であれば今後検討していきたいと思っております。

○**2番（西 靖邦君）** 賃借料 500 円と書いてあるんですけども、上水道、光熱費の項目はないように思います。これの上水道、光熱費は条文に上げなくても良いんですかね。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 今も上水道と下水と電気料、光熱費は一般会計の予算の中で計上しておりますので、その分については経常的な経費ということでこちらのほうで支出をするという形で考えております。

○**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、「湯前町お試し居住施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第26 議案第30号 湯前町高齢者生活福祉センターの指定管理者について

○**議長（金子光喜君）** 日程第26、議案第30号、「湯前町高齢者生活福祉センターの指定管理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○**町長（長谷和人君）** 議案第30号、湯前町高齢者生活福祉センターの指定管理者について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を選定するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、湯前町高齢者生活福祉センター。

指定管理者となる法人又は団体名の名称は、社会福祉法人湯前町社会福祉協議会。

指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。

社会福祉法人である湯前町社会福祉協議会は、社会福祉を目的とした事業の実施により、地域福祉の増進を図ることを目的とする団体であり、現在の受託法人でもあります。各種事業の継続性及び現在までの実績を評価できますので、公募によらないで現在の受託

法人を指定管理者に指定したいということで、ご提案を申し上げるところでございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、「湯前町高齢者生活福祉センターの指定管理者について」
を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決
しました。

-----○-----

日程第27 議案第31号 湯前町農産物加工施設の指定管理者について

○議長（金子光喜君） 日程第27、議案第31号、「湯前町農産物加工施設の指定管
理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第31号、湯前町農産物加工施設の指定管理者について、
提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり、指定管理者を指定する
ものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、湯前町農産物加工施設。

指定管理者となる法人又は団体名の名称を、農事組合法人下村婦人会市房漬加工組合。

指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。

湯前町農産加工施設の目的及び事業内容は、当該団体の目的及び事業計画と同様であり、
本施設の活用による農産物の高付加価値化、販路拡大や消費拡大等により農業振興や所
得向上につながると考え指定管理者に指定したいとご提案するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、「湯前町農産物加工施設の指定管理者について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第28 議案第32号 湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について

○議長（金子光喜君） 日程第28、議案第32号、「湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第32号、湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、湯前駅レールウイング複合施設。

指定管理者となる法人又は団体の名称は、株式会社 i r o h a .。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。

株式会社 i r o h a . は本社は東京にあり、ベンチャー企業のコンサルティング事業や地方自治体と連携したDX推進事業や各種ホームページ、HR事業などを行う会社で、本町のワーケーション推進事業の委託事業者でもございます。

今回、湯前町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、第3条の規定に基づき、同施設の指定管理を行わせるために公募を行い、条例第5条及び第7条の規定に基づき、湯前町公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を聞き、公募により申請をされた当法人が最適と考え、指定管理者に指定したいので、ご提案をするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○4番（椎葉弘樹君） 以前ですね、実績のある公募によらない指定管理者については、5年以上でも良いんじゃないかというところで提案したところでございまして、今回は i r o h a . 様が5年間ということになっております。本町のルールとして、今後その指定期間は、もう5年で統一していけるのか、それとも採点が70点以上あったからと

か、その辺の指定期間のルールについて、お尋ねしたいと思います。

○**総務課長（西村洋一君）** 指定管理の期間につきましては、様々に協議を行いまして議員からのご指摘もあって、それと他町村の状況も見ながら、また運用のしやすさと様々に検討いたしまして、全て5年で行うというところで決めたところでございます。

○**5番（森山 宏君）** 議案説明書でよりますと、選定理由の中に応募企業が1社だけというふうにしてありますけれども、ここはもう従前に指定管理を受けていただいた、地元企業の方がおられますけれども、この方から今度新規に来られた、何かいきさつとか、何で引き続きしやれんかなという疑問がありますのでお答えください。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 森山議員のご質問ですけれども、従前の指定管理者の方が期限が切れましたもんですから、本来なら応募されるものと私達も思っておりますけれども、応募されなかったということでご理解いただければと思っております。

○**5番（森山 宏君）** 確かに応募された方がおられたので嬉しいことであつてですけども、逆に何で引き続き手を上げられなかったかなんて疑問に私は思うとぼってん。なんで発注者側が、そこの指定管理はあそこの、治安っていうかカメラで2つに分けて見ていくのがあったですよ。確かカメラ設置で防犯っていうと、してあったと思ったんですけども、まあよかです。それとカフェがあつてですよ、カフェはあの中に入ってなかったですよ、前は指定管理のあれはカフェは除くというふうになってたと。指定管理料。指定管理のその何ですかね、指定管理を行う施設、ユノカフェは入ってたんですかね。確かまんが館やったかな、あがんとこなんかも管理していただくような契約だったと思うんですけども、ここの企業さんは引き続きそちらの方も、事業をそのまんま引き継がれるのか。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 今回ご提案させていただきます、湯前町レールウイングという部分はですね、ユノカフェも含めまして、全体的な施設となっております。そこを全部指定管理として、指定していただくと、管理していただくという形になっております。

○**5番（森山 宏君）** まんが館かな、あそこで雇用が生まれるけんてことをお聞きしとったもんですから、そこも引き続き事業っていうのかな、そこを引き継がれるのかなと思ってその確認です。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** まんが図書館のほうは今1名雇用されてますけれども、引き続きそこも雇用を守っていただくという形で今回の指定管理の募集の見積書ですかね、そのほうにも入っております。

○**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、「湯前駅レールウイング複合施設の指定管理者について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第29 議案第33号 湯前町グリーンパレスの指定管理者について

○議長（金子光喜君） 日程第29、議案第33号、「湯前町グリーンパレスの指定管理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第33号、湯前町グリーンパレスの指定管理者についての提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、湯前町グリーンパレス。

指定管理者となる法人又は団体の名称は、ゆのまえ湯楽里株式会社。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。

ゆのまえ湯楽里株式会社は、当該施設管理運営のために設立された第三セクター方式の会社であり、現在の受託法人でもあります。この施設は商工、農業者の所得向上など様々な観点から地域と密接に関わっていく拠点でもあり、今までの事業実績も評価できますので、公募によらないで現在の受託法人を指定管理者に指定をしたいとご提案するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、「湯前町グリーンパレスの指定管理者について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第30 議案第34号 湯前町避難防災交流施設の指定管理者について

○議長（金子光喜君） 日程第30、議案第34号、「湯前町避難防災交流施設の指定管理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第34号、湯前町避難防災交流施設の指定管理者について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、湯前町避難防災交流施設。

指定管理者となる法人又は団体の名称は、湯前町観光物産協会。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。

湯前町観光物産協会は、多種多様な事業を展開する本町の観光物産組織であります。施設の開設当初から事務所、物産販売所の運営を行ってきた実績もあります。同施設の設置目的に応じた最も効率的な運営が見込めるため、公募によらないで現在の運営団体を指定管理者に指定したいと御提案をするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、「湯前町避難防災交流施設の指定管理者について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第 3 1 議案第 3 5 号 令和 5 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 0 号）について

○議長（金子光喜君） 日程第 3 1、議案第 3 5 号、「令和 5 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 0 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 3 5 号、令和 5 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 0 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4 億 766 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 46 億 106 万 2,000 円とするものです。主な補正につきましては、年度末であり、歳入歳出全般にわたり、各種事業の実績を見込み調整を行ったものでございます。また各種事業の円滑な推進を図ることを目的として基金条例の制定と一部改正を行い、基金の積み立てを行うなどの予算の補正なども行うものでございます。

また併せまして、繰越明許費の分、それから地方の補正も行うものでございます。詳細につきましては、課長より説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 一般会計補正予算（第 1 0 号）について御説明いたします。

事項別明細書の歳出 2 7 ページをご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。今回の補正につきましては、主に入札残や事業費等の確定及び年度末までの見込み額を想定し、不用と思われる予算を更正減額しております。よって、説明は増額したものを中心に、減額した予算は説明が必要なものについてのみ、行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

款 1 議会費は、節 1 報酬 3,000 円は、委員会条例の発議が行われると聞きましたので、それに対応する予算を増額計上いたしました。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は令和 6 年能登半島地震関係で、節 3 職員手当等 27 万円は、被災地支援職員に係る時間外勤務手当等、節 8 旅費 92 万 7,000 円は、派遣に係る旅費、節 10 需用費、消耗品 2 万 4,000 円は、被災地での活動用のリュック、手袋、カイロ、消毒液などの購入費、節 13 使用料及び賃借料 20 万円は、派遣職員を福岡空港までの送迎を含む、年度末までの有料道路等使用料の不足額を増額計上いたしました。なお、職員派遣に係る経費の財源は、特別交付税で措置される予定でございます。

2 8 ページをご覧ください。

節 25 寄付金 10 万円は、B & G 財団海洋センター所在自治体が連携して、令和 6 年能登半島地震災害支援金を贈るものです。

目3 財政管理費、節24 積立金、上から5行目ふるさと応援基金積立金1,200万2,000円は、ふるさと納税が増えましたので実績見込額と利息分を増額計上しました。7行目、湯前町宅地分譲事業等基金5,000万円は、条例制定に伴い土地開発基金から組み換え計上しました。その下、湯前町熊本地震復興基金5,430万4,000円も、条例制定に伴い新たに計上しました。それ以外の基金積立金は、利息分を積み立てるものですが、その中で財政調整基金積立金は208万8,000円と額が大きくなっておりませんが、一部を国債で運用しておりますので、その分利回りが大きくなっているところでございます。

29ページをご覧ください。

目5 財産管理費、節10 需用費の中の燃料費13万6,000円は、新型コロナウイルス感染症の鎮静化に伴い集合型の研修が増えたこと、またガソリンの価格高騰などの理由により、不足が見込まれる額を増額計上いたしました。

節11 役務費2万円は、庁舎の電話料の不足が見込まれることから、増額計上しました。

目6 公有林管理費、節12 委託料、1行目、町有林造成事業委託料—2,200万円は、令和5年度の災害により林道等が被災し、予定していた現場に入れなかったため、未執行分を更正減額しました。4行目、J R九州商事の森造成事業委託料—1,188万5,000円は、ウッドショック等の影響により私有林の伐採が増加し、委託先が町有林伐採を予定の面積行えず、当初の計画から再造林面積等が減少したため、事業費を更正減額しました。

目7 交通安全対策費、節10 需用費、光熱水費—74万円は、街路灯・防犯灯の電気料ですが、価格高騰を想定し予算計上しておりましたが、想定を下回りましたので、更正減額しました。

30ページをご覧ください。

目8 防災諸費は、節10 需用費、印刷製本費—44万4,000円は、防災マップの入札残となります。

節13 使用料及び賃借料、機械借上料—27万3,000円は、重機の特別研修を2台で行うことを想定しておりましたが、1台は所有しておりますので、もう1台をリースで予定しておりましたが、講師の都合により1台での実施となりましたので、不要となった経費を更正減額しました。所有していた重機で行うことができました。

31ページをご覧ください。

目9 企画調整費、節18 負担金補助及び交付金の1行目、空き家リフォーム等補助金—100万円は、実績により更正減額しました。2行目、くま川鉄道経営安定化補助金39万2,000円は、老朽化に伴う施設の更新や修繕が増加したことにより、増額となりました。その下、地域おこし協力隊企業支援交付金は、対象となる隊員からの申請がなかったため更正減額しました。6行目、新婚新生活支援補助金—153万円は、実績により更正減額しました。8行目、新築応援事業補助金—830万円は、国の制度を利用された方が多く、実績

により更正減額しました。その下、令和５年度湯前町ＬＰガス価格高騰対応生活者支援事業補助金－346万9,000円は、事業実績により更正減額しました。なお、事業主体はＬＰガス協会であります。

３２ページをご覧ください。

目１０ 情報通信管理費、節１７ 備品購入費－66万円は、地デジ再送信用機器購入費ですが、世界的な半導体不足の影響で納入時期が全く分からないということで、一旦取り下げしまして、令和６年度の当初予算に改めて計上いたします。

目１１ 電算情報管理費、節１２ 委託料の３行目のシニア向けデジタル活用支援業務委託料－97万7,000円は、委託していた事業者に国の補助金が付きましたので、町の補助は全額不用となったものです。

節１３ 使用料及び賃借料－140万4,000円は、総合行政システムの機器リース料ですが、当初予算では１年分を計上していましたが、契約時期が遅くなった関係で、不用額等を更正減額しました。

目１４ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費、節１８ 負担金補助及び交付金－237万円は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、住民税非課税世帯等に対する５万円の給付金ですが、事業終了に伴う不用額を更正減額しました。

３３ページをご覧ください。

目１５ 物価高騰対策給付金給付事業費、節１８ 負担金補助及び交付金－595万円は、住民税均等割非課税世帯を対象とする７万円の給付金ですが、事業見込みにより更正減額しました。

項２ 徴税費、目１ 税務総務費、節１７ 備品購入費－131万1,000円は、マイナンバーカード関連申請書作成システムの入札残となります。

３４ページをご覧ください。

項３ 戸籍住民基本台帳費、節１２ 委託料の３行目、戸籍附票システム改修業務委託料 267万3,000円は、戸籍法の改正に伴う機能追加のシステム改修が必要となり増額計上いたしました。なお、財源は国から全額措置される予定でございます。

３５ページをお願いします。

款３ 民生費、項１ 社会福祉費、目１ 社会福祉総務費、節１８ 負担金補助及び交付金の一番下、高齢者等移動支援助成金－120万円は、いわゆる福祉タクシー券ですが、実績見込みにより更正減額しました。

節１９ 扶助費、１行目、厚生医療給付事業扶助費－513万円は、生活保護の方が対象となりますが、事業見込みにより更正減額しました。その下、重度心身障がい者医療費助成金 64万8,000円は、不足が見込まれることから増額計上しました。

３６ページをご覧ください。

障害者日中一時支援事業扶助費 3 万 5,000 円は、不足が見込まれることから増額計上いたしました。

節 27 繰出金、3 段目の国民健康保険財政安定化支援事業繰出金 4 万 9,000 円を増額計上いたしました。

目 2 老人福祉費、節 12 委託料、2 行目、理学療法士委託料 6,000 円は、利用件数の増が見込まれることから、増額計上しました。

37 ページをご覧ください。

節 19 扶助費 550 万円は、老人福祉施設入所措置費の実績見込みにより減額いたしました。入所者の減によるものです。

目 5 後期高齢者医療費、節 27 繰出金 412 万 1,000 円は、後期高齢者医療保険会計事務費繰出金と後期高齢者医療保険会計基盤安定繰出金を更正減額しました。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 12 委託料、1 行目、子ども・子育て支援事業計画に係る調査業務委託料 111 万 3,000 円は、入札残でございます。2 行目、地域子育て支援拠点事業委託料 26 万円は、補助基準額の増加等により、増額計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金 619 万 3,000 円は、全て実績見込みによる増額・減額となります。

38 ページをご覧ください。

目 2 児童措置費、節 18 負担金補助及び交付金 435 万 2,000 円は、園児の増減と公定価格の改定に伴い、それぞれ増額及び減額を計上しました。

目 3 母子福祉費、節 19 扶助費 15 万 9,000 円は、ひとり親家庭等医療費助成金の利用者増により、増額計上しました。

1 ページ飛ばしまして、40 ページをご覧ください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 11 役務費 1 万 9,000 円は、子ども医療審査支払手数料の不足が見込まれることから増額計上しました。

節 13 使用料及び賃借料、下の段、印刷機リース料 76 万 1,000 円は、コロナワクチン接種事業費から支出できましたので、更正減額しました。

節 19 扶助費 138 万 8,000 円は、子ども医療費助成金の不足が見込まれることから、増額計上しました。

41 ページをご覧ください。

目 2 予防費、節 12 委託料 684 万 5,000 円、節 18 負担金補助及び交付金 51 万 5,000 円は、各種検診、ワクチン接種の委託料と補助金を実績により更正減額しました。なお、インフルエンザワクチンの接種が想定より少なかったことが、金額ベースで大きいものになります。

４２ページにかけて、目４新型コロナワクチン接種事業費は、事業見込みにより総額で－７４８万４,０００円を更正減額しました。

４３ページをご覧ください。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、節１報酬、１行目、最適化推進活動実績に応じた報酬－１３７万３,０００円は、農地利用最適化交付金の交付が減少したものです。

１ページ飛ばしまして、４５ページをご覧ください。

目３農業振興費、節１８負担金補助及び交付金の５段目、多面的機能支払い交付金－３７１万６,０００円は、長寿命化について、国からの交付率が減少したため更正減額いたしました。また、それ以外の補助金は実績により更正減額しました。

４６ページをご覧ください。

目５農地費、節１４工事請負費－２５９万５,０００円は、ため池浚渫工事の入札残です。

節１６公有財産購入費－４３１万８,０００円は、廃土先用地等購入費ですが、用地交渉が整いませんでしたので、更正減額しました。

節１８負担金補助及び交付金－６０万１,０００円は、県営田んぼダム普及・拡大モデル事業の負担金ですが、令和５年度は未実施となりましたので、更正減額しました。

目６農村環境改善センター管理費、節１０需用費、１６万４,０００円は、新型コロナウイルス感染症の鎮静化に伴い、改善センターの利用が増えたことにより光熱水費が増加したため、増額計上しました。

４７ページをご覧ください。

項２林業費、目１林業振興費、節２４積立金、森林環境譲与税基金積立金 ９５万１,０００円は、交付された森林環境譲与税を当該年度に事業費として使用し、残った分を基金に積み立てているものですが、令和５年度の森林環境譲与税が見込みより増額となりましたので、その分を計上いたしました。

４８ページをご覧ください。

款６商工費、項１商工費、節１８負担金補助及び交付金の２行目、商工業振興補助金－３００万円は、当初２件を予定していましたが実績は１件となり、その分を更正減額しました。

４９ページをご覧ください。

目３観光費、節１８負担金補助及び交付金、３行目、人吉球磨地域夏目友人帳１５周年企画負担金－６２万１,０００円は、財源を熊本県スクラムチャレンジ推進補助金が利用できたので、その分を更正減額しました。

５０ページをご覧ください。

款７土木費、項４都市計画費、目１公共下水道費、節２７繰出金－３７４万円は、下水道特別会計繰出金で、広域行政組合が運営する浄化センターの工事ができませんでしたの

で、その分の負担金が減少したためでございます。実績見込みにより更正減額いたしました。

51ページをご覧ください。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、全体で－436万3,000円は、幸いにも消防団の出動機会が少なかったため、見込みにより更正減額しました。

目3消防施設費、節10需用費、1行目消耗品費－96万円は、消火栓用ホースの購入を予定しておりましたが、消防署から寄贈されましたので、購入が不要となりました。また無線機のバッテリーやスピーカーマイクについて、想定より交換の要望が少なかったため、更正減額しました。

52ページをご覧ください。

節16公有財産購入費－100万円は、防火水槽用地として購入する土地が変更となり、面積が狭くなりましたので、実績により更正減額しました。

款9教育費、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費は年度末までの見込みによる更正減額です。

55ページをご覧ください。

項4社会教育費、目2公民館費、節10需用費13万4,000円は、改善センターの説明でも申し上げましたが、コロナ明けで休日・夜間利用が増加したことにより増加したものです。

節13使用料及び賃借料5万円も、同じくイベント等の増加で使用が増えたものです。

目3文化財保護費、節12委託料は下の段、下里御大師堂公園整備工事設計業務委託料が、事業完了に伴い－40万円を更正減額しました。また、上の段、下里御大師堂公園休憩所建築工事が繰り越しにより管理期間が延長となるため、その40万円を管理業務委託料に予算の組み換えを行います。

目4美術館費、節4共済費5,000円は、地域おこし協力隊と会計年度任用職員の共済組合負担金増額計上と、社会保険料の更正減額となります。

56ページをご覧ください。

項5保健体育費、目1保健体育総務費は、地域おこし協力隊の募集を予定しておりましたが応募がなかったため、関連する経費を更正減額しました。

57ページをご覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2林業用施設災害復旧費、節14工事請負費－9,335万3,000円は、林道宮の谷線、牧良線の工事として、手前の災害復旧が完了しておりませんので、工事の着手ができず更正減額しました。

なお、令和6年度に改めて予算計上いたします。

５８ページをご覧ください。

項２公共土木施設災害復旧費、目１河川災害復旧費、節１４工事請負費－２５０万円は、牧良川法面災害防止対策工事完了に伴う予算残となります。

目２道路橋りょう災害復旧費、節１４工事請負費－２億４,１００万円は、先ほどご説明したものと同様に、手前の工事が完了せず着手できなかったものや設計が変更になったもの、また令和４年度において工事の不調不落が続いていた関係上、念のため繰り越し分と当初予算の両方に予算を計上しておりましたが、幸い繰り越し分で契約できたものなど、以上合わせて５つの工事分を更正減額いたしました。

款１１公債費、節２２償還金利子および割引料１,０２５万２,０００円は、３月３１日償還分が今年度は日曜日であり、翌４月１日の扱いとなると誤って認識し、その分を令和５年度の予算に計上しておりませんでしたので、不足分を増額計上するものです。申し訳ございませんでした。

目２利子、節２２償還金利子および割引料－６４６万円は、想定していた借入利率より低くなりましたので、その分を更正減額しました。

続きまして歳入です。１９ページをご覧ください。

歳入につきましても歳出の事業実績などに伴い、それぞれ財源となる歳入の調整を行い計上しておりますので、それ以外のものについて御説明いたします。

款２地方譲与税、項３森林環境譲与税－１万７,０００円は、交付額の確定により更正減額しました。

款１３使用料及び賃借料、項１使用料、目１総務使用料、節１インターネット使用料８４万円は、３月までの見込み額を増額計上しました。

目２民生使用料、節１社会福祉使用料３３万６,０００円は、高齢者生活福祉センター居住部門の入居者の収入区分による増額と光熱水費の増額分を増額計上しました。

２０ページをご覧ください。

款１４国庫支出金、項１国庫負担金、目３土木費国庫補助金、節１土木費負担金－１億９,３９４万６,０００円は、工事の未契約等に伴い更正減額となりました。

２１ページをご覧ください。

項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金、節２住宅費補助金３４２万２,０００円は、駅前団地建設工事などの変更交付決定に伴う増額計上でございます。

２２ページをご覧ください。

款１５県支出金、項２県補助金、目１総務費県補助金、節１総務費補助金５,４３０万３,０００円は、熊本地震復興基金交付金でございまして、市町村創意工夫分として、令和６年度事業分と全市町村配当分の補助額が決定しましたので、増額計上いたしました。

２３ページをご覧ください。

目４農林水産業費県補助金、節２林業費補助金、上段の森林環境保全整備事業費補助金－１,５９４万円は、災害復旧の影響等で事業ができなかった分の更正減額となります。下段の林業用施設災害復旧事業補助金－８,８９１万９,０００円は未契約等による更正減額です。

２４ページをご覧ください。

款１７寄附金、節１指定寄附金２６０万円は、企業版ふるさと納税寄附金の上方修正のため、増額計上いたしました。

款１８繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金－４,６００万円、目２ふるさと応援基金繰入金－１,１９５万２,０００円は、事業実績等により、それぞれ更正減額いたしました。

目７土地開発基金繰入金５,０００万円は、新たに造成します湯前町宅地分譲事業等基金の財源とするため、繰り入れるものです。

２５ページです。

款１９繰越金、節１前年度繰越金－７,２３０万５,０００円は、歳出予算の減額等に伴い、不用になった財源を更正減額するものです。

款２１町債は、起債限度額確定により、それぞれ更正減額いたしました。

次に、８ページに戻っていただきたいと思います。

第２表 繰越明許費は、令和５年度から令和６年度へ繰越明許費の内容です。

総務費の社会保障・税番号制度システム改修事業から、次の９ページの災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費まで、総額８億２,１７４万２,０００円となります。

１０ページから１２ページに繰越理由を掲載しております。

次に、１５ページから１６ページをご覧くださいと思います。

第３表 地方債の補正で変更です。歳入で説明いたしました、臨時財政対策債、ほか事業費ごとに限度額を変更するものです。町債の総額は、３億８,７３９万６,０００円となります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（金子光喜君） お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日３月９日から３月１０日までの２日間を休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、３月９日から３月１０日までの２日間を休会とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） お諮りします。ただいま、日程第３１、議案第３５号の審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は3月11日、午前10時に開きます。

議事は、補正予算、当初予算等を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後3時51分

第 3 号

3 月 11 日 （ 月 ）

令和6年第2回湯前町議会定例会

[第3号]

令和6年3月11日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第35号 | 令和5年度湯前町一般会計補正予算(第10号)について |
| 日程第 2 | 議案第36号 | 令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
について |
| 日程第 3 | 議案第37号 | 令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
について |
| 日程第 4 | 議案第38号 | 令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 5 | 議案第39号 | 令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)
について |
| 日程第 6 | 議案第40号 | 令和6年度湯前町一般会計予算について |

2. 応招議員

- | | |
|---------|----------|
| 1番 吉田精二 | 2番 西靖邦 |
| 3番 遠坂道太 | 4番 椎葉弘樹 |
| 5番 森山宏 | 6番 黒木龍次 |
| 7番 味岡恭 | 8番 倉本豊 |
| 9番 山下力 | 10番 金子光喜 |

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総	務	課	長	西	村	一	税	務	課	北	崎	真	介
教	育	課	長	浅	田	徹	保	健	長	高	木	堅	一
建	設	課	長	稲	森	彦	企	画	課	伊	藤	賢	郎
農	林	振	興	高	橋	誠	会	計	管	中	園	誠	二

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第2回湯前町議会定例会、第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第35号 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（金子光喜君） 日程第1、議案第35号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。

3月8日に予算説明が終了したところです。

これから質疑を行います。発言を許します。

○2番（西 靖邦君） 28ページですけども、目2文書広報費、節10需要費、この中で、広報誌印刷製本費マイナス72万7,000円。旬報印刷製本費はマイナス50万9,000円。それぞれ減額となっています。令和4年度は広報印刷製本費がマイナス30万。旬報印刷費はマイナス12万となっております。この製本費はですね、例年固定費、プラスアルファ、プラスマイナスと思います。このアルファの金額は少額かと思いますが、なぜ去年度より減額幅が多くなっているのか理由を伺います。

○総務課長（西村洋一君） 広報と旬報につきましては、発行したページ数の違い。また毎年入札しておりますので、その入札額の単価が下がったということ、この2つ合わせて減額というところでございます。

○2番（西 靖邦君） 29ページの、目5財産管理費、節12庁舎屋根防水工事設計業務委託料マイナス140万の減額ですけども、これは設計書の変更とか、またそのほかの理由により減少したのでしょうか。伺います。

○総務課長（西村洋一君） 単純な入札残でございます。

○1番（吉田精二君） 43ページの農業委員会費の中で、最適化推進活動に応じた報酬マイナス137万3,000円挙げてあります。当初は504万1,000円だったみたいですが、毎年500万円ぐらいで推移してたんですが、今年130万円落とされたのは、まず農業委員さん達の活動実績が落ちたのか。どういうことか説明をお願いしたいと思います。

○農林振興課長（高橋 誠君） 減額の理由につきましてでございますが、農業委員さん、また最適化推進委員さん共にきちっと活動をされておられます。理由につきましては、この交付金、農地利用最適化交付金ですけども、令和5年度、今年度に報酬等の財源となる推進委員等の実績に応じた交付金分、これ7割なんです。それともう一つ、事務費の財源となる農業委員会の実績に応じた交付金3割の2本立てだったんですが、これが見直されております。内容につきましては、これまでこれらの交付金の流用がで

きておりました。これは令和5年度から流用ができない旨の通知があつてございます。また歳入のほうですが、国からの最適化交付金の配分。これは本町だけでなく、全国的に減額されているという理由も合わせ、国からの配分に応じた今回の補正予算での更正減額となっております。

○3番（遠坂道太君） 35ページです。社会福祉総務費で18ですね、負担金補助及び交付金の中で高齢者等移動支援助成金ですけど、一応120万円の減額になっておるわけですが、予算のほうは786万円ということで、この減額になった、利用者が減ったのか、それにつきまして伺いたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 高齢者等移動支援助成金ですが、予算を多めに組んでいることもございます。実績見込みは4年度と同じぐらいですけども、若干差が減っております。これは高齢者数も本町はもう28年度ピークで下がってきているというのも一つの要因かと思います。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 19ページのインターネット使用料84万円について、お尋ねします。この84万円歳入で入ってまして、その歳出の項目というのは、どの辺りに該当しますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） インターネットに関しては、議員これまで質問されておりますが、インターネットに関するところに使うべきではないかと主張されてきたというのを覚えておりますが、その点からいきますと、現在まだインターネットサービスは3月まで続いておりますので、それに関する費用に使用しているという答弁になると思います。

○4番（椎葉弘樹君） これ町の一般財源として使用してはまずいかなと思ってまして、もしこれが余るようでしたら基金のほうに積み立てて、令和6年度以降のインターネット設備等の撤去とか、そういう関連項目に使うべきだと思ふんですが、これ84万円は多分残りますよね。その辺りの今どのくらいの予算を見積もっておられるのかについてお尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） これまで見込んでおりました年間の余剰額っていうかわかりませんが、見込んでおったのが400万円で、今6,000万円全額で積み立てておりますので、すでに10数年分ですかね、積み立てておるという認識でございます。また処理に関しましては、先ほども申しましたとおり、インターネット関連のところに充当しておりますが、実際もう現実的にはもう積み立てて、余剰額はもう積み立てておるという認識でございます。

○4番（椎葉弘樹君） これですね、インターネット使用料っていうのは、もう過去にも何回も言ってますが、インターネット接続に係る費用ということで、その分を町民の方から徴収しておりますと、それを一般財源で使うというのは、いかがなものかなとい

ったところは前から言ってます、以前、基金を作っていたんですね、それを入れるために、これやはり 84 万円、綺麗に 3 月末までに使ってしまえば良いんですけど、そうじゃなかったらやっぱり基金のほうに一旦入れてですね、それで処分していく必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 10 時 14 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

○総務課長（西村洋一君） 繰り返しになりますが、単年度で細かくこの金額が余ったという計算、簡易的にはやっておりましたが、その簡易的なところで、分を想定したこれまでのインターネット事業に関する剰余金ではないですが、実際その部分はもう達したというところで昨年ですかね、3,000 万円積み立てていく、基金の方に積み増ししたしまして、総体的にはもう、その分に達してるというところで今年度は新たに積み増しをしなかったという認識でございます。一般財源の中ですので、その特定財源ではないという認識もございますので、であればほかの使用料も全部同じ扱いになってくるんじゃないかなと思いますんで、それにご理解いただけないかなというところでございます。

○4 番（椎葉弘樹君） 過去にですね、インターネット使用料の剰余金があったもんですから、その分を一般財源に入れちゃまずいということで、この基金を作っていたいて、基金のほうに余った分といいますか、剰余金のほうを充当してきたというのが、これまでの流れだったかと思います。今回も本当はですね、剰余金として余るんであれば基金として積み立てて、最終的に残った分はやっぱり利用者に還元するとかですね、何か上手く対応していかなくちゃいけなかったのかなと思うんですが、今回はこの 84 万円のですね、この剰余金の扱いなんですよね、その過去のことを相殺してしまうと、もうわけがわからなくなってしまうので、やっぱりこの 84 万円の使途というのはやっぱり明らかにするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 余った分っていうのが表現が正しいかどうか分かりませんが、繰越しの中に当然含まれてきてまして、来年からインターネットの撤去はもうその 6,000 万円を超える金額がおそらく掛かってきます。実際にはもう一般財源の中から、また持ち出しがだいぶ出てきますので、その中に含まれているという、ご認識をいただければと思います。きっちり分けろというご主張も理解できないわけではありませんが、結果は同じというところでございます。

○4番（椎葉弘樹君）　そもそも論からいきますと、このインターネット使用料については、しっかりと本当は最初から分けなくちゃいけなかったんですけど、それができなかったから途中からちょっと軌道修正して、基金で調整するという運びできたわけなんですよね。だから、これ一般財源とぐちゃぐちゃにしまうと、本当に町民の方にも説明しづらい部分もありますので、今回補正で84万円剰余金が出たっていう、その使用料として補正されるのはわかります。その部分はわかりますので、基金を積み立てて以降で結構ですので、お金ですね、流動性といいますか、それが見える化をちょっとやっていただけないでしょうか。

○議長（金子光喜君）　答弁調整のため暫時休憩します。

-----○-----
休憩　午前10時20分
再開　午前10時20分
-----○-----

○議長（金子光喜君）　休憩終わり。会議を開きます。

○総務課長（西村洋一君）　これまで年間400万円と見込んでおりましたのが、大体使用料2,000万円ぐらいあったときの400万円でございますので、今年度は当然金額が、予算も減っておりますし、実際掛かった金額のほうが多かったというところが予想されますので、辞められると思っていた契約の件数がもう少し早めに減るんじゃないかと思込んでおった予算であげておりましたので、それよりも多かったから84万円増額の歳入の予算を組んだところでございまして、全体的にまわしますと、今年度は赤字という表現が適正かどうかわかりませんが、そういったところでの理解としておったところでございます。

○4番（椎葉弘樹君）　気持ちはよくわかります。ただ84万円、普通に考えると84万円3月の時点でプラスだったから、普通の基金に入れるのかなというふうに思ったわけなんですけど、とりあえずですね、とりあえずその行き先がなければですよ、だからその行き先があるのであれば、そこを明確にしてほしいと。そうなんです、基金に入れなから、行き先があるんでしょうから、その残りの3月の残りの部分でどういう使い方をされるのか、そこを明確にしてほしいということを言っておりますので。

○総務課長（西村洋一君）　32ページをご覧くださいますと、これまで一般財源を充てておった分をこの84万円で補ったというか、財源に充てたっていうところでご理解いただければと思います。

○4番（椎葉弘樹君）　32ページというのは情報通信管理費のところですかね。今回これは減額補正されてますよね。だから、それも踏まえてですよ、お金の流れを明確にしてほしいというだけなんです。

○**総務課長（西村洋一君）** 椎葉議員のご主張に合わせますならば、84 万円基金に積むところを、私共はもう今年度の維持管理のほうに使わせていただいたという説明になるかと思います。よろしくお願いします。

○**4 番（椎葉弘樹君）** この 84 万円は最初から当初のときから見込んでたわけではないですもんね。今回、情報通信管理費のほうは、だからですね、情報通信管理費との整合性、要は私達にわかるような説明がほしいんです。要はなんか、そっちの情報通信管理費の中で対応されたように聞こえるんですけど、そこがちょっとよくわからないので、ちょっとその説明をいただきたいということなんです。

○**総務課長（西村洋一君）** すいません、私の説明不足というか、説明力不足が露見したところでございますが、これまで一般財源をインターネット関係につぎ込んでおった分に対して、今回歳入が増えた 84 万円ですか、その分で相殺させていただいたという認識ですので、一般財源 2,000 万円、ここでマイナスになっておりますが、その分との相殺もありますし、何ていうか、実際インターネット関係に使用しておりますので、一般財源を、その分を差し引かせていただいたというところでございますので、これ以上でもこれ以下でもないというところでございます。

○**4 番（椎葉弘樹君）** 口頭だと上手く伝わらないので、ほかの議員さん達も全員わかってれば良いんです、今の説明でですね。ただ私が一町民の立場でその説明を聞いたときに全くわからないんですよ。だから、その基金のところはですね、令和 5 年度までは綺麗に余った分とかは基金に入れてたわけなんです。それを要は一般財源化させないためにですね、だから基金を設けていただいたんです。本当は過去はそれは問題はあったかもしれないですよ、その一般財源として使ってた分があったとしたらですね。ただそこはもうわからないので基金を使って明確にしましょうということで財源の出入りをしっかりと明確化していったわけなんです。だから今回、情報化通信管理費に使われた、じゃあどの部分で相殺されたのかが見えない。だからその説明をほしいと言ってるだけなんです。予算はこれで良いのかもしれませんが、それが理解できる内容がほしいということなんです。

○**総務課主幹（佐藤 大君）** まずですね、2 点分けて御説明いたします。これまでの基金積み立てについては 3,000 万円と 3,000 万円でしたか、ちょっと記憶が定かじゃないんですが、6,000 万円積み立てしております。その内訳としては、先ほど課長が申しましたとおり、400 万円前後、料金を 3,500 円に変えるちょい前ぐらいから 100 万円ぐらい余るかな 200 万円ぐらい余るかなと、ざっとした案分ですが、それで弾きまして、今後 20 年ぐらい、それが余剰金が出てきたときにですね、毎年は計算できませんので、3,000 万円 3,000 万円で 6,000 万円で十分、今後先の、余ってくる使用料を見越した上で積み立てたと私は認識しております。それともう 1 点、今年度に至っては防災ラジオが施行

されました。したがって、今、情報通信管理費にある、歳出というのは、完全にインターネット使用、そしてテレビの地デジ再送信、この2つになります。つまりこれまで案分していた、案分上ですね、3割程度インターネットの使用に掛かってたのかなというような費用が、もうほぼ9割程度はインターネット使用に関する歳出になっております。ですので、ここで余剰金が出てきたかどうかではなく、もう歳出に完全にインターネットの使用として、インターネット使用料をこちらに充当しております。以上です。

○4番（椎葉弘樹君） 私の最初の質問に戻りますと、今回余ったその84万円。この歳出は、この今回の補正の中のどれに該当するんですかって言ったところになるとどれなんでしょうか。

○総務課主幹（佐藤 大君） 84万円は3,500円の歳入の集合体です。これをどこにどう充当するかっていうのは、この予算書内では見えてこないし、我々もその歳入をどの歳出に充てて支払いますとかそういうところまでやってませんので、一般財源に今まで充てられていたところを補正で84万円一般財源を落として、その分を84万円収入をあげた、最終的な補正予算を作ったというところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） そうすると防災ラジオ関係。さっき佐藤さんのほうから説明があった防災ラジオの部分のほうに充当されたではない。要はここに出てきてない項目だとすると、どういうところに使われてるのかなというのが、最初の質問に戻るんです。

○総務課主幹（佐藤 大君） この補正予算書、最終的に1,983万2,000円となっております。これまでは、防災ラジオに変わった部分も共有していたサーバーであったり、それから非常用電源、そのほか光ケーブルの維持等ですね、色々含まれておったんですが、この2,000万円のうち、IP告知端末に使う費用というのが一切いらなくなったんですが、インターネットを使うためだけに残さないといけなくなりました。したがって、IP告知端末を使っていないんだけど、同じ費用を払わないといけない。何で払うかというインターネットを使うから。ですから、インターネットに使う部分がほとんどここを占めているという状況でございます。

○7番（味岡 恭君） 31ページですね、総務管理費の企画調整費の中の18負担金補助及び交付金、空き家リフォーム等の補助金等についてお尋ねします。当初予算が150万円だったかと思います。減額が100万円ばかりが減額とされております。利用金額は50万円だかと思います。利用されたのは、50万円利用されてると思いますが、何件の利用があったのか、1件当たりの利用金額は幾らなのかお尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 件数につきましては1件でございまして、空き家のリフォーム等にご使用をされているというところでございます。

○7番(味岡 恭君) 同じところで結婚新生活支援補助金ですかね、があります。ここがやっぱり減額 153 万円ほど減額してあります。何組ほどの利用があったのかをお尋ねします。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) 結婚新生活支援補助金につきましては、令和4年度の方がですね、おられまして2組でございます。令和5年度も一応予定をしておりましたけれども、その分につきましては実績がございませんもんですから、その分で減額とさせていただきます。

○7番(味岡 恭君) これは直接的に関係はないかもしれませんが、今年間で結婚数はどのくらいあるのか、何組くらいあるのかはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○税務町民課長(北崎真介君) ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後程お知らせいたします。

○7番(味岡 恭君) ちなみに年々数が減ってきてるのか増えてきてるのか、その辺も含めてお尋ねいたします。

○税務町民課長(北崎真介君) それも含めて、後程お知らせしたいと思います。ここ5年ぐらい、過去3年ぐらいの傾向でよろしいでしょうか。

○6番(黒木龍次君) 33ページですね、徴税费の中の賦課徴收费の中でですね、預貯金口座調査手数料がですね、当初予算で5,000円、それに増額の8万8,000円ということになっておりますけれども、この部分についてはですね、長期滞納者の増加に繋がっているのかどうかということをお聞きいたします。

○税務町民課長(北崎真介君) 長期の滞納者に繋がってるかと申しますと、そういう部分も含んでおります。ただ今回は、県と併任徴収を行っておる中で調査をちょっと実施したいということで、ちょっと件数を今出してます。金融機関によっては1件当たり500円の手数料を取るところもございます、ちょっと数がわかりませんので、今回増額させていただきました。もちろん繋がってないということではございません。

○6番(黒木龍次君) 調査対象者が少しは若干増えているかもしれませんが、この徴収というのはですね、大変シビアな部分だと私は思っております。それで職員の方も大変努力はされていると思うんですが、なるべくですね、この長期の滞納者の数が減るように今から先ですね、努力してほしいというふうに思いますけれども、職員の皆さんは大変かと思っておりますけれども、そのところに力を進めていただきたいというふうにお願ひしときます。

○税務町民課長(北崎真介君) 激励ありがとうございます。今回、件数自体はもう年々減ってきております。かなりですね、滞納繰越額はもう圧縮されまして、ピークの頃に比べますと3分の1ぐらいに減っております。ただ今回は先ほど申しましたとおり、金融機関によっては、もう以前は本当に無料で出していただいた調査表とかですね、

そういったものが有料になり、数 10 円なり 100 円なりになって、今回ちょっと高いところで 500 円といったところで、いろんな支店に口座を持ってる方を調べようとしますと、調査をかけますと、やっぱ 1 人だけに対しても、やっぱり相当な金額というところでちょっと今大変ではあるんですけど、件数そのものは減ってきております。ありがとうございます。

○7 番（味岡 恭君） もう 1 点お尋ねします。33 ページの総務管理費で物価高騰対策給付金給付事業、18 負担金補助及び交付金の中で、物価高騰対策低所得世帯支援給付金が 595 万円減額されております。再度これだけ減額された、何で減額されたのか、再度説明をお願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 元々最初の見込みがですね、可能性のある方全てを見積もりまして計上しております。これも補助金対象というところで、足りないという場合が困りますので最大数値でやっております。ただそういったことで実際給付事務を続けていきますと、扶養に入ってたとか、例えば、福寿壮に住んでいらっしゃる方は、住んでいらっしゃる方といいますか、福寿壮にいらっしゃる方は他町村の方の扶養になってたりとか、そういったことは、もう即座には調査できませんので、もちろん予算をあげるときの時期にもよりますけども、そういったところで事務手続きをしていく中で、やっぱこれだけ減ってきたというところでございます。今回は実際のところ 510 件程度の給付で実績があるんじゃないかなというところでございます。まだ見込み分の 12 世帯分を含んでおりますので、実際の決算のときにはこれ下がるかもしれませんが、今のところこれだけ減らせて 85 世帯分減らして、595 万円という数字となっております。

○7 番（味岡 恭君） なら全部 100 パーセントじゃなくて、あと数件は残ってるということですね。

○議長（金子光喜君） 味岡議員にお尋ねします。税務町民課長への質問ですけども、採決に関係があることであれば、持ってきていただいて、早めに答弁いただきますが、いいですか。

○7 番（味岡 恭君） はい。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

○8 番（倉本 豊君） 45 ページです。多面的機能支払交付金が 371 万 6,000 円減額となっておりますが、減額補正されておりますけれども、その要因について、お伺いをします。

○農林振興課長（高橋 誠君） 多面的機能支払交付金、資源向上、長寿命化のほうの国庫補助金が、実は 81 パーセントまで抑えられての交付決定が来ておりまして、それに伴い町の補助金も合わせて減額させていただいたということでございます。

○**8番（倉本 豊君）** 81 パーセントの減額、国のほうからされてきたと丸々ですね。その原因はわかってないでしょ、そこら付近までは、理由書か何かは来ていると思いますが。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** その付近の理由については、国のほうから示されておりません。国の財源のほうの理由かと思いますが、とにかく 81 パーセントに抑えられてきてしまったということが理由になります。

○**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第10号）」について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第2 議案第36号 令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○**議長（金子光喜君）** 日程第2、議案第36号、「令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○**町長（長谷和人君）** 議案第36号、令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,143万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、5億3,387万6,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、年度末であり、一般被保険者療養給付ほか歳入歳出全般にわたり、各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**税務町民課長（北崎真介君）** おはようございます。議案第36号、令和5年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

9 ページの事項別明細書、歳出からお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費及び項2 徴税費、目1 賦課徴収費については、実績による不用額をそれぞれ更正減額しました。項3 運営協議会費についても、研修参加欠席などにより、更正減額しました。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費については、節18 負担金補助及び交付金に一般被保険者療養給付費 834 万 8,000 円を計上し、同じく目5 審査支払手数料、節11 役務費は、実績見込みにより 5 万 6,000 円を更正減額しました。

10 ページをご覧ください。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費、節18 負担金補助及び交付金に 239 万円を計上しました。これらの計上につきましては、令和5年度についても高額となる件数が継続して多く、療養給付費、高額療養費の予算が不足すると見込まれるためでございます。補正予算第2号でも追加計上したのですが、特定の方の連続した月の入院や高額案件の増加に歯止めが掛かる見通しが立たないため、まだ額の確定していない残りの月を高額月の支払額で勘案し、その不足額を計上しました。

項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、節18 負担金補助及び交付金は、補助金が確定し、歳入の款8 国庫支出金に計上しております1万円をそのまま充当することにより財源更正しました。

また、款3 国民健康保険事業費納付金の項1 医療費給付、項2 後期高齢者支援金分、項3 介護納付金分につきましても、充当元の歳入の確定見込み等により、それぞれ財源更正を行いました。

11 ページになります。

款5 保険事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、節12 委託料では、これまでの実績見込みにより 90 万円を追加計上しました。

項2 保険事業費、目1 保健衛生普及費、会計年度任用職員に係る実績による補正となります。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国民健康保険給付基金積立金、節24 積立金は、利子額の確定により 3 万 6,000 円を更正減額しました。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目7 県支出金返還金、節22 償還金利子及び割引料は、特別交付金が確定したため、返還金として 14 万 1,000 円を計上しました。

続きまして、歳入を説明します。7 ページをご覧ください。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金に、歳出で計上しました療養給付費 834 万 8,000 円、及び高額療養費 239 万円、特定健康診査等事業費 84 万 8,000 円などのほか、交付金確定による交付時期の異動による減などを含む対応分として、それらの計 1,025 万 2,000 円を計上しました。

款４財産収入、項１財産運用収入、目１利子及び配当金に、利子額が確定したため、３万４,０００円を減額しました。

款５繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金、節１保健基盤安定繰入金、保険税軽減分において８１万８,０００円、節２保険基盤安定繰入金、保険者支援分では、６万４,０００円をそれぞれ更正減額しました。これは、いずれも実績が確定したためでございます。

同じく実績確定のため、節３未就学児均等割保険税繰入金を１万６,０００円。

節４職員給与費等繰入金では１３万２,０００円を更正減額し、節５産前産後保険料繰入金については、３月までの見込みにより４,０００円を、また、節７国保財政安定化支援事業繰入金４万８,０００円を追加計上しました。いずれも、実績及び見込みによるものでございます。

８ページをご覧ください。

款６繰越金、項１繰越金、目１前年度繰越金、節１前年度繰越金には、財源として不足する２１８万６,０００円を計上しました。

款８国庫支出金、項２国庫補助金、目６出産育児一時金補助金は、歳出の財源更正で御説明しました１万円を計上しました。

歳入歳出それぞれ１,１４３万４,０００円を追加した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

すいません。先ほど利子額の確定で３万４,０００円を更正減額しましたと申しましたが３万６,０００円の誤りでした。すいません。訂正いたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第３６号、「令和５年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第３６号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

**日程第3 議案第37号 令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について**

○**議長（金子光喜君）** 日程第3、議案第37号、「令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○**町長（長谷和人君）** 議案第37号、令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ387万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,768万9,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、流域下水道維持管理負担金など、年度末であり、歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み調整を行ったものでございます。また地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第37号、令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出から説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1下水道事業費につきましては、48万円を減額しました。

節1職員手当等の時間外勤務手当等5万円。節4共済費7万1,000円、節8旅費の普通旅費1万2,000円は実績により、それぞれ減額としました。

節12委託料は、令和6年度からの官公庁会計から、公営企業会計システム移行するにあたり、追加すべきシステムの不足分15万円を補正しました。

節18負担金補助及び交付金は、10万9,000円の更正減額です。県が管理します、球磨川流域、流域浄化センターの設備等の更新関係で一部計画変更となり、実績により10万9,000円を減額としました。

節26交際費につきましては、消費税の確定に伴い、38万8,000円を更正減額としました。

次に、款2下水道維持管理費、項1下水道維持管理費、目1公共下水道維持管理費につきましては333万円を減額しました。

節10需用費の修繕料では、マンホールポンプ等の通常的な設備関係の修繕料のみとなり、21万5,000円を更正減額としました。

節 11 役務費 4,000 円。節 13 使用料及び賃借料 5,000 円は実績により不用額をそれぞれ更正減額としました。

節 14 工事請負費につきましては 90 万円を実績により更正減額としました。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、県の浄化センター処理場の電力費について、国の電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援地方交付金による補填が行われ、流域関係町村負担金が減額され、169 万 9,000 円を更正減額とし、下水道接続負担金は 1 件分の補助となり 40 万円を更正減額としました。

節 22 償還金利子及び割引料は該当案件がなく、2 万円を更正減額としました。

10 ページです。

款 3 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金につきましては、基金積立金利子として 2,000 円を補正しました。

次に、款 4 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、下水道事業債元金 1 万 8,000 円。目 2 利子、下水道事業債利子 4 万 8,000 円はそれぞれ請求に基づき、不用額を更正減額としました。

次に歳入になります。8 ページをお願いいたします。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金 374 万円を更正減額としました。

項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、実績により 40 万円を更正減額としました。

款 4 諸収入、項 2 延滞金加算金及び過料目 1 延滞金につきましては、下水道使用料に関し、延滞金として 6 万 4,000 円を計上しました。

款 5 町債費につきましては、球磨川上流流域下水道事業債 20 万円を更正減額としました。これは歳入で説明しました、流域下水道事業工事負担金が一部不要となったことによるものです。また、公営企業会計システム導入で加算分として 40 万円を補正しました。

款 6 財産収入につきましては、積立金利子として 2,000 円を計上しました。

次に地方債の補正になります。5 ページをお願いいたします。

表 2 地方債の補正、限度額の変更となります。補正前の限度額 1,440 万円を補正後の限度額 1,460 万円に変更するものです。

以上で、湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○建設水道課長（稲森一彦君） 大変失礼しました。9 ページになります。職員手当等の節の番号を私、説明では節 1 と申し上げましたが、節 3 というふうに変更のほうよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） 質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、「令和5年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

-----○-----

日程第4 議案第38号 令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（金子光喜君） 日程第4、議案第38号、「令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第38号、令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,204万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,774万5,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、保険給付費の補正など、年度末にあたり、歳入歳出全般にわたり、各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第38号、令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、全項目にわたり、年度末までの実績見込みをもとに更正減額または増額計上するものでございます。

主なものにつきまして、事項別明細書、歳出から御説明いたします。

9ページをお願いします。

款1総務費は不足が見込まれる、項2徴収費、目1賦課徴収費、節11役務費の特別徴収情報経由事務手数料1万6,000円及び項3介護認定審査会費、目1認定調査等費、節10需用費の燃料費を6,000円増額計上し、そのほかは更正減額しました。

10ページをお願いします。

款2保険給付費は不足が見込まれる、1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費、節18負担金補助及び交付金のうち、地域密着型介護サービス給付費290万7,000円。居宅介護福祉用具購入費6万6,000円。居宅介護住宅改修費15万4,000円を増額計上し、そのほかは更正減額しました。

11ページをお願いします。

款3地域支援事業費は不足が見込まれる、項1介護予防日常生活支援サービス事業費、目1介護予防日常生活支援サービス事業費、節18負担金補助及び交付金のうち、第1号通所事業負担金について102万9,000円を増額計上し、そのほかは更正減額しました。

次に歳入について御説明いたします。7ページをお願いします。

歳入につきましては、歳出で計上した額に対しまして、それぞれの負担割合に基づいた額を計上しております。

以上簡単ではございますが説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、「令和5年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

**日程第5 議案第39号 令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第1号) について**

○議長（金子光喜君） 日程第5、議案第39号、「令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第39号、令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ416万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,858万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、保険基盤安定負担金の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第39号、令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8旅費及び節11役務費では、会議等の減少や通知者の減少により、その実績から不用額それぞれ7,000円、5万8,000円を更正減額しました。

節12委託料では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る委託事業を実績見込みにより222万2,000円を更正減額しました。合計228万7,000円の更正減額となりました。

節18負担金補助及び交付金では、被保険者保険料負担金は、確定している調定額と見込額を勘案し4万3,000円、また、保険基盤安定負担金が確定しましたので、183万4,000円をそれぞれ更生減額しました。

次に歳入を説明いたします。7ページをご覧ください。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1現年分は、既に確定している調定額に今後の収入見込みを勘案して191万1,000円を更生減額し、目2普通徴収保険料、節1現年分に、これまでの実績に今後の見込みを加え186万9,000円を計上し、節2滞納繰越分については、令和4年度の徴収率が100パーセントのため、繰越額が0でしたので、予算額1,000円を更正減額しました。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、歳出で御説明しました、一般管理費に係る旅費、役務費、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る委託料など、実績見込みにより同額の228万7,000円を、目2保険基盤安定繰入金、節1保険

基盤安定繰入金に、歳出で御説明しました、負担金の交付額が確定したため、同額 183 万 4,000 円を更正減額しました。

歳入歳出それぞれ 416 万 4,000 円を減額した補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 39 号、「令和 5 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第 6 議案第 40 号 令和 6 年度湯前町一般会計予算について

○議長（金子光喜君） 日程第 6、議案第 40 号、「令和 6 年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

新年度の予算案については、予算編成方針の説明があったところです。ここで、本案の審議の方法について、お諮りします。

最初に事項別明細書の歳出から款ごとに説明を求め、質疑は款、一部項ごとに行います。

次に議決に付された各表と歳入全課の説明及び質疑をし、付属調書等の説明は省略します。

最後に予算案全体にわたって補足または総括しての質疑をすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、最初に事項別明細書の歳出から款ごとの説明、質疑は款、一部項ごとに行い、次に議決に付された各表及び事項別明細書、歳入の説明と質疑をし、最後に予算案全体にわたって補足または総括しての質疑をすることにいたします。

最初に事項別明細書の歳出、款 1 議会費の説明をさせます。

○**議会事務局長（赤池昌信君）** それでは、款1議会費を説明いたします。予算書の30ページをお開きいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

款1議会費につきましては、令和6年度予算額として6,568万2,000円を計上いたしました。令和5年度と比較して125万円の減額となっております。令和6年度一般会計予算の歳出総額に占める割合は1.4パーセントとなっています。

減の主な理由は、職員の人件費、議員共済費負担金の減などによるものでございます。

それでは節1報酬から順に御説明いたします。

節1報酬から節4共済費までは、議員の皆様及び議会事務局職員の人件費関係を計上しております。議員共済負担金につきましては、議員年金制度廃止に伴います、共済金の給付に要する費用を支払っているものです。年々減少しておりまして、令和5年度と比較して60万7,000円減の808万7,000円を計上しました。

節8旅費は、本会議、全員協議会、常任委員会、特別委員会が対象となります、議員会議出席に伴う費用弁償103万1,000円。それ以外の会議出席や出張に伴う費用弁償232万8,000円。事務局職員の普通旅費54万3,000円を計上いたしました。

節9交際費は議長交際費として、前年度同様63万円を計上しました。

節10需用費では、議会だよりと会議録の印刷製本費105万7,000円などを計上しました。

節12委託料では、会議録電子データ化業務委託料として130万円を計上しました。古い時代の会議録につきましては、紙媒体のみの保存となっておりますので、マイクロフィルムで永久保存するためのものでございます。令和6年度は、昭和44年から昭和53年までの分を行う予定であります。また本会議映像配信業務委託料88万4,000円を計上しました。これは本会議一般質問の映像を配信するための委託料でございます。

次のページ31ページをご覧ください。

節17備品購入費は、議場用の椅子購入費125万円を計上しました。議場の椅子が相当古くなっておりますので交換するもので、令和6年度については議員分。令和7年度に執行部側分と2か年に分けて購入したいと考えております。

節18負担金補助及び交付金は、熊本県及び球磨郡の町村議会議長会負担金など、各種協議会負担金を計上しております。

以上で款1議会費の説明を終わります。

○**議長（金子光喜君）** これから款1の質疑を行います。

ページは30ページ、31ページになります。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで款1議会費の質疑を終わります。

次に、款2総務費の説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君） 引き続き、31ページをご覧くださいです。款2総務費を御説明いたします。

款2総務費全体は、9億7,521万1,000円を計上しました。前年度と比較して、3億5,259万4,000円の増であります。歳出に占める構成比は21.2パーセントになります。以下、目ごとに主なものを中心に御説明いたします。

目1一般管理費につきましては、1億8,826万2,000円を計上しました。前年度と比較して、5,057万3,000円の増でございます。

節1報酬232万4,000円は、情報開示審査会ほか各種審査会の委員報酬、会計年度任用職員1名の報酬を計上しました。

節2給料5,861万7,000円は、特別職及び総務課職員等の給料を計上し、32ページにかけて、節3職員手当等7,672万1,000円についても同様に、特別職及び総務課職員の期末手当のほか、時間外勤務手当、日直手当、一般職退職手当負担金等を計上しました。なお、一般職退職手当負担金が令和5年度と比較して高額になっておりますのが、定年延長の導入により、令和5年、7年、9年、11年、13年に限っては定年者がいない年となり、その特例が設けられ、負担金が4分の1となっていたためでございます。このことにより令和7年度はまた、4分の1程度安くなるということになります。

節4共済費は、市町村共済組合負担金2,009万3,000円のほか、職員の雇用に関する保険料等を計上しております。

節7報償費、11万1,000円は、区長会開催の出席における謝金を計上いたしました。

節8旅費、231万5,000円は、情報開示審査会等の各種審査会の費用弁償ほか、普通旅費は特別職及び職員の出張旅費を計上いたしました。

節9交際費、町長交際費は80万円を計上しました。企業の森等でお世話になっております企業やワーケーション参加企業、企業版ふるさと納税企業など、様々に連携と親交を深めまして、継続的な支援を頂けるよう努力してまいります。

33ページです。

節10需用費は621万1,000円と、令和5年度と比較して149万1,000円増えてございます。コピー機・プリンターのトナー代の物価高騰を見込んでの増となっております。

節11役務費、82万1,000円は、一般文書の切手等の通信費ほか、災害対策費用保険料60万9,000円を計上しました。これは、集中豪雨や台風接近の際の避難指示や高齢者等避難を発令した場合に、避難所の設置、飲料水や食料の提供、対応に要した職員人件費に要した費用に対して保険金が支払われるもので、近年の警報発令頻度の多さから、特に九州地方の保険料が高くなってくるものでございます。

節12委託料、1,219万9,000円は、健康診断委託料135万2,000円、行政人事評価システム保守委託料132万円、区長業務委託料845万5,000円などを計上しました。また、

道路交通法の改正に伴いアルコールチェック義務化となりましたので、機械保守委託料 30 万 6,000 円を新たに計上しました。

節 13 使用料および賃借料は 415 万円でございます。コロナウイルス感染症の鎮静化に伴い、有料道路等使用料をコロナ前の金額程度に増額しました。またソフトライセンス使用料は、例規整備に関する利用料が増額となりました。

34 ページです。

節 17 備品購入費、59 万 9,000 円は、一般職、地域おこし協力隊、会計年度任用職員をはじめ、職員数の増に伴う、また机・椅子の老朽化が激しく、その購入と会計室に棚を購入するものでございます。

節 18 負担金補助及び交付金、99 万 4,000 円でございます。県町村会負担金、郡町村会負担金などの計上になっております。

目 2 文書広報費につきましては、554 万 8,000 円を計上しました。

節 10 需用費には、広報紙印刷費、旬報印刷製本費をそれぞれ計上しました。ページ数及び発行数の減を見込み、若干減額となっております。

節 12 委託料は、町例規データベースデータシステム保守委託料 217 万 8,000 円を計上しました。

節 17 備品購入費、55 万円は、現在使用中の広報用カメラ・レンズのセットが不具合を起こしておりまして、修理対象期間の終了を迎えることから、後継機を購入するものです。

目 3 財政管理費につきましては、3,511 万 5,000 円を計上しました。

節 12 委託料に、新地方公会計の連結財務諸表、町の財政状況を表す財務書類を公表するための、統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料、併せて統一的な基準による財務諸表作成にも関係する固定資産台帳管理システム保守業務委託料を計上いたしました。

節 24 積立金、ふるさと納税の寄付金を「ふるさと応援基金」へ 2,000 万円、水の恵み交付金を「水の恵み交付金基金」へ 1,000 万円を積立金として、それぞれ計上いたしました。

目 4 会計管理費につきましては、会計事務に要する経費を計上いたしました。

35 ページです。

公金振込手数料 94 万 9,000 円を新たに計上しました。これまでは公金振込手数料は無料でありましたが、令和 6 年度から各金融機関とも有料となるものでございます。

目 5 財産管理費につきましては、1 億 5,817 万 3,000 円を計上しました。令和 5 年度と比較して、1 億 2,672 万 4,000 円の増額でございます。

節 1 報酬から節 8 旅費まで、町長車運転の会計年度任用職員の人件費を計上しました。

節 10 需用費の中で、燃料費、光熱水費は原油価格高騰の影響が収まりつつあり減額して 438 万 9,000 円計上しております。

節 11 役務費、745 万 5,000 円については、庁舎電話料、町有建物災害保険、公用車保険など、それぞれ計上いたしました。

36 ページです。

節 12 委託料、169 万 7,000 円は、役場庁舎電気工作物保安業務委託料 29 万 2,000 円ほか、役場庁舎の警備委託料などを計上しました、

節 13 使用料及び賃借料、470 万 8,000 円は、総務課で管理します公用車のリース料、電話サービスの利用料等を計上しました。

節 14 工事請負費は、役場庁舎屋根防水工事 1 億 3,000 万円と、庁舎空調設備集中リモコン取替工事 110 万円を計上しました。役場庁舎屋根防水工事につきましては屋根防水及び外壁の補修を行います。

節 15 原材料費 80 万円は、里道維持補修用の原材料費となります。

節 17 備品購入費 33 万円は、役場庁舎用の A E D が老朽化により使用できなくなりましたので新たに購入するものです。以上となります。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 目 6 公有林管理費です。公有林管理費は 8,676 万 6,000 円を計上しました。町有林の維持管理に要する経費が主なものでございます。令和 5 年度と比較しまして、649 万 4,000 円の減額となりました。主な内容は、町有林造成事業関係ですが、企業の森関係で J T の森造成事業は、令和 6 年度から 3 か年の第 4 期協定を締結できる運びとなり、事業費を計上し、併せて、くれないの森、J R 九州商事の森、ダイダンの森、それぞれの造成事業の予算を計上しております。

まず、節 7 報償費は、還暦者植林記念品代 2 万円を計上しました。

次に、節 10 需用費は 26 万 6,000 円を計上しました。消耗品費 6 万 4,000 円ほか、林務系の公用車の燃料費、食糧費をそれぞれ計上しました。

節 11 役務費は 339 万 6,000 円を計上しました。主なものは保険料ですけども、町有林 846 ヘクタールの森林災害保険料 337 万 6,000 円を計上しました。

37 ページでございます。

節 12 委託料は、8,021 万 9,000 円を計上しました。令和 5 年度から 617 万 8,000 円の減額でございます。主なものは、町有林造成事業委託料は、2,457 万 8,000 円を計上しました。内容は、人口造林 5.7 ヘクタール、防護柵の設置約 2,300 メートル、下刈り 4.3 ヘクタール、間伐 4.5 ヘクタール、保育間伐 11.4 ヘクタール、作業道の保守 1 路線を計上しています。森林環境保全事業との国と県の補助金を利用させていただいて、町有林の管理を継続していきたいと考えております。

次に、4つの企業と協働の森づくりの各種予算の計上でございます。まず、くれないの森造成事業委託料は29万9,000円を計上しました。下刈り1.2ヘクタールを計画しております。

次に、JTの森造成事業委託料は、1,462万3,000円を計上しました。平成20年度の第1期目をスタートし、令和6年度から第4期目の延長契約をお約束していただき、令和6年度、7年度、8年度の3か年でございますが、本町の町有林管理森林整備事業に寄与していただけることになりました。令和6年度は、再造林1.3ヘクタール、防護柵の設置520メートル、下刈6.8ヘクタール、間伐を計画しております。第4期目のスタートの年度となります。

次に、JR九州商事の森造成事業委託料は1,698万円を計上しました。人工造林5.7ヘクタール、防護柵の設置約2,300メートル、下刈り10.6ヘクタールを計画しております。令和6年度が2期目の最終年度でございます。

次に、ダイダンの森造成事業委託料は、1,573万9,000円を計上しました。人工造林6ヘクタール、防護柵の設置約2,400メートル、下刈り2.7ヘクタールを計画しております。

次に、公有林管理委託料は350万円を計上しました。町有林の監視作業、路網管理、境界管理と測量の委託、そして林道や作業道の路面補修、崩土岩石の除去、横断溝や路肩の補修に要するものを委託します。

次に、令和6年度のための単年度事業となりますが、湯前町有林管理計画更新策定業務委託料450万円を計上しました。これは、本町の森林資源の多くは町有林でありまして、森林資源の有効かつ持続的な利用を促進するため、中長期的な主伐などの計画を立案する必要があります。この計画はすでに平成28年度に10年間の計画を策定しておりますが、近年の気象災害等で計画年度の遅れなどもあり、ここで見直しを行う必要があると考えております。本計画を策定するには、専門的な知識がございまして、本事業の委託を行うものでございます。なお、この委託料の財源は、森林環境譲与税100パーセントの充当事業で計画いたしました。

次に、節13 使用料及び賃借料は98万3,000円を計画しました。森林GISシステム使用料67万4,000円と積算システム等使用料30万9,000円を計上しました。

次に、節18 負担金補助及び交付金185万6,000円を計上しました。まず、森づくり実行委員会補助金184万円は、企業・法人との協働の森づくり事業のソフト的な事業を行うものでございまして、令和5年度から企業4社との協定による活動を行っておりますが企業社員とご家族、ご友人の皆様を本町にお招きしての、イベント的な植林や枝打ち、下刈り、そういった森林整備の体験活動などに要する経費が主なものでございます。

以上です。

○**総務課長（西村洋一君）** 引き続き、目7交通安全対策費です。1,026万1,000円を計上しました。交通指導員の活動経費、交通安全対策に要する経費を計上しております。

節7報償費、交通指導員報償費345万円は、これまでの実績をベースに積算して計上いたしました。

節10需用費の光熱水費は220万円の計上で街路灯・防犯灯の電気料でございます。また修繕料は、137万4,000円を計上しました。水銀灯タイプの街路灯の老朽化による故障が目立っておりまして、LED照明に交換を予定しております。

節11役務費に、新たに運転記録証明申請手数料6万7,000円を計上しました。役場全体の安全運転管理の重要性を鑑みまして、一人ひとりのデータに基づいた合理的な指導に努めます。例えば、これまでは新人職員やワゴン車を運転する職員に対しての研修のみでありましたが、人身事故や交通違反を犯した職員に対する研修も実施し、職員の安全運転意識の向上と事故・違反の抑止効果により、社会への貢献を目指します。

節14工事請負費235万円は、交通安全施設設置工事として、カーブミラーの取り換え工事などを予定しています。また、防犯灯LED化更新等工事については、ふるさと応援基金いわゆるふるさと寄附金を活用させていただき、子供たちの通学路を主体に学校側、地区要望箇所等を考慮して取換えを行います。

38ページです。

節18負担金補助及び交付金35万4,000円は、各種協会等の負担金を計上しました。

目8防災諸費は、1億4,376万6,000円を計上しました。

まず、節7報償費96万3,000円は、重機等操作研修や自主防災組織に対する講和等の講師等謝金を計上しました。

節10需用費の消耗品費は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金、補助率3分2を活用し、備蓄用品の購入など、予算の範囲内で補充するところでございます。また、修繕料10万円は、チェーンソーなどの防災用機械の修繕料となります。

節11役務費は、災害発生時における住民と役場との非常用通信手段の確保、役場対策本部と災害現地調査に向かう職員との山間部での通信手段の確保のための通信機器の通信料などを計上しました。また防災士登録等手数料8万5,000円を計上しました。自主防災組織の役員等を対象に10名の防災士登録を目指します。

節12委託料789万1,000円は、防災ラジオシステム維持管理業務委託料でございます。

節14工事請負費の内、指定避難所空調整備工事1億1,000万円は、指定避難所である小学校体育館に空調を整備するものであります。

節17備品購入費、災害用ドローン購入費633万円と可搬型ビデオ会議システム導入費732万1,000円を計上しました。災害時において災対本部と現地対策本部または災害発生

場所をつないで、映像を各所で共有しながら、ビデオ会議が行えるシステムとなります。また、町長が出張中であってもスマートフォンと連携できるため、遠隔地からも指示することが可能となります。

39ページです。

節18 負担金補助及び交付金、湯前町自主防災組織活動補助金 230 万円は、自主防災組織が自主的に実施する事業について、その経費を上限 10 万円補助するものです。また、地域衛星ネットワーク第3世代システム整備事業負担金 651 万円は、熊本県と市町村を結ぶ衛星系無線整備の負担金となります。なお、財源は緊防災を活用し充当率 100 パーセント、交付税措置が 70 パーセントございます。以上でございます。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 引き続き、目9企画調整費は、1億6,742万2,000円を計上しました。令和5年度に比べ4,189万7,000円の増額となります。増額の主な要因は、ふるさと納税に関する経費や第3期湯前町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定予算の増額によるものです。

節1 報酬費に計画策定審議会報酬 33万3,000円を計上しました。現行の第2期湯前町総合戦略が令和6年度までで計画が終了することから、国におけるデジタル田園都市国家構想を受け、本計画を改定するため、その策定に係る審議会の開催に係る報酬を計上しました。また節9費用弁償に20万6,000円、節12委託料に策定支援業務委託料として、676万3,000円を計上しました。

同じく、節1 報酬費に地域おこし協力隊報酬 236万2,000円を計上しました。移住定住促進事業に携わる協力隊1名分の報酬となります。令和6年度は、令和5年度に引き続き空き家バンクの運営、移住相談などに携わっていただくようにしています。協力隊に係る費用は報酬のほか、活動費として節8旅費、節10消耗品費、節11役務費に関連する費用を計上しています。

節7 報償費につきましては、ふるさと納税返礼品代 45万円を計上しました。これは窓口で寄付をされた場合の返礼品代となります。ふるさと納税関係では40ページ、節11 役務費の手数料にふるさと納税決済手数料 196万5,000円、節12 委託料にふるさと納税業務委託料として5,403万8,000円を計上しました。令和6年度はふるさと納税目標額を令和5年度より2,000万円増の1億円としております。返礼品を含め関係経費を増額しまして、今後も魅力ある返礼品をPRし、寄付額が増えるよう引き続き事業を展開してまいります。

同じく、節7 報償費では移住定住促進事業に伴う講師謝金として10万5,000円を計上しました。空き家の所有者を対象とした空き家に関する相談会を実施するための費用で、司法書士や宅地建物取引士の方に相談していただき、空き家の適正管理や流動化を促進していきたいと考えています。相談会は2回を予定しています。

公共交通施策懇談会に関する謝金として、2万4,000円を計上しております。令和4年度において移動手段に関するアンケートを実施しましたが、本町と交通事業者が抱える課題などを情報共有し、今後の公共交通の施策に反映したいと思っております。

40ページをお願いします。

節13 使用料及び賃借料に移住定住フェアブース利用料16万5,000円を計上しました。これは一般社団法人移住・定住推進機構が主催する移住定住相談会のブース使用料でございます。湯前町を少しでも知っていただくようオンライン相談会を含め今後も積極的に参加したいと思います。

41ページをお願いします。

節18 負担金補助及び交付金に人吉球磨スマートインターチェンジ協議会負担金209万9,000円を計上しました。令和元年に供用開始されたスマートインターチェンジの整備に伴う償還に係る負担金となります。

住宅リフォーム補助金は、補助限度額30万円の10件分の300万円を計上しました。空き家リフォーム等補助金は、これまでの実績を踏まえ50万円減額の100万円を計上しました。住宅リフォーム、空き家リフォーム補助金は、財源としてふるさと応援基金を活用します。

地方バス運行等特別対策補助金及びくま川鉄道経営安定化補助金は、それぞれこれまでの実績を踏まえ計上しております。

湯前町移住者支援金100万円は、東京23区などの都市圏から本町に移住し、就業または起業された方への支援金となります。このような相談があった場合に対応できるよう計上しております。

地域おこし協力隊起業支援交付金は、任期満了前後1年を迎える隊員が、起業する場合に交付する支援金として100万円を計上しております。

くま川鉄道再生協議会負担金は、運営費74万8,000円と人件費分86万1,000円を計上しました。運営費は事務局運営に係る費用で、構成10市町村による均等割の負担額となっています。令和6年度においては、上下分離方式に伴う鉄道事業再構築実施計画策定業務委託が新たな事業として取り組むため、増額計上となっております。

くま川鉄道再生協議会負担金2,326万6,000円は、令和2年7月豪雨による被災個所の令和6年度復旧工事に係る負担金でございます。令和6年度工事の主な内容は、球磨川第4橋梁の第2期建設工事、橋台新設、トラス桁架設などが予定されています。総事業費につきましては14億701万円でございます。そのうち2分の1が国の補助金、残りを熊本県構成10市町村でそれぞれ負担することとなっています。

結婚新生活支援補助金 120 万円を計上しました。本町における少子化対策に資することを目的とするものでございます。

地域おこし協力隊住宅費補助金として 90 万円を計上しました。協力隊の住宅料 12 か月分のもので。また地域おこし協力隊の研修費用として職員研修費 2 万円を計上しております。

令和 5 年度から定住人口の増加及び地域活性化を図るため実施しております、新築応援補助事業補助金につきましては、1,080 万円を計上しました。この事業につきましては、補助限度額 120 万円として補助するものでございます。令和 6 年度から財源の一部に社会資本整備総合交付金を活用することとしております。

42 ページをお願いいたします。

ふるさと回帰支援センター負担金については、5 万円を計上しました。東京にある当センター内に本町の専用ボックスの設置やホームページ上で本町のイベント情報や地域おこし協力隊の採用情報を掲載していただくメリットがございますので、新たに本年度から負担するものでございます。

なお、令和 5 年度まで計上しておりました、婚活イベント委託料につきましては、管内での課題が共通する点も踏まえ、球磨郡結婚対策推進協議会の事業として今年度から取り組むこととなっており減額しております。なお、同協議会の負担金 3 万円を計上しております。以上です。

○議長（金子光喜君） ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 12 時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、日程第 6、議案第 40 号、令和 6 年度湯前町一般会計予算について、企画調整費の説明が終わったところです。

ページは 42 ページからです。発言を許します。

○総務課長（西村洋一君） 目 10 情報通信管理費につきましては、1,030 万 2,000 円を計上いたしました。令和 5 年度と比較して 1,073 万円の減となっております。町のインターネットサービスが民間に移行したためでございます。

節 10 需用費 30 万円は、地デジ難視聴世帯向け光ケーブルの断線等の修繕を見込み計上しました。

節 12 委託料、光ケーブル撤去および共聴施設整備調査業務委託料 660 万円は、地デジ難視聴地域再送信の今後の在り方について、最適な方法を導き出すための調査提案業務を委託いたします。

目 11 電算情報管理費は、7,284 万 7,000 円を計上いたしました。職員が業務で使用する庁舎内電算運用関係の費用、国や県及び町内の公共施設間のネットワーク費用などを計上しています。

節 11 役務費 155 万 1,000 円は、議会会議用タブレット 33 台の通信費等となります。節 12 委託料 1,619 万 7,000 円は、電算運用支援委託料 862 万円ほか、職員の業務に使用している、総合行政システムに係る電算関係の保守経費等を計上しております。また、下から 2 段目、総合行政システム標準化対応業務委託料 1,914 万円は、地方公共団体システムの標準化・共通化に係る業務であります。全額国の補助対象となります。

その下、端末記録管理システムサーバー構築委託料 33 万円は、情報ネットワーク接続管理規定に基づき、職員の端末の操作ログをとる必要があるため、新たに構築するものです。

シニア向けデジタル活用支援業務委託料 97 万 7,000 円は、タブレット、パソコン、スマホなどの操作に関する講習会と相談会の開催に要する委託料を計上しました。

43 ページです。

節 13 使用料及び賃借料 3,030 万 8,000 円は、職員の通常業務に使用する総合行政システムに係る電算機器関係の経費等が主なものでございます。

端末記録管理システム利用料 65 万 9,000 円は、先ほど御説明しました、端末の操作ログをとるシステムの利用料です。その下、エアサイネージ用モバイル Wi-Fi ルーター利用料 2 万 4,000 円は、町長出張時に町長に持たせるものでございます。

節 17 備品購入費 384 万 5,000 円は、災害対策本部用のケーブルが必要のないパソコン 10 台、この財源は球磨川水系ソフト対策交付金 3 分の 2 補助を活用します。また、シンクライアントに接続しないローカル端末用パソコン 7 台、地デジ再送信機器 10 台を購入いたします。

節 18 負担金補助及び交付金、県市町村電子自治体共同運営協議会負担金 1,589 万 9,000 円は、令和 6 年度より新たに文書管理システム・電子決裁システムを県内 6 町村で共同運用を開始することに伴うシステム構築費、これは令和 6 年度のみですが、この中で 1,287 万円と高額になっております。ちなみに毎年度の運用経費は 170 万 3,000 円となっております。またインターネットで電子申請ができるシステム LOGO フォームといいますが、その利用負担金 33 万円以上 3 つが新たに追加になっております。そのほか、これまで同様、次期セキュリティクラウドの年間経費や、議事録作成支援システムと職員の

パソコンとスマホを使い双方向の情報発信やデータのやり取りができるビジネスチャットLOGOチャットといいますが、以上の利用負担金となっております。

目12 諸費につきましては、864万6,000円を計上しました。

44ページです。

節18 負担金補助及び交付金には、人吉球磨広域行政組合運営費負担金425万8,000円ほか、各種協議会の負担金、職員研修費等を計上しました。職員研修費は300万円を計上いたしました。積極的に職員の資質向上を図りたいと考えております。

目13 定額減税に係る調整給付事業費、節12 委託料178万2,000円は、国が予定しております定額減税に対応するための個人住民税システム改修費でございます。なお、財源は全額国から措置される予定であります。

目14 災害復旧管理費は廃目でございます。以上です。

○**税務町民課長（北崎真介君）** 項2 徴税費について御説明いたします。

目1 税務総務費については、前年度比、679万3,000円減の4,477万9,000円を計上しました。短期の会計年度任用職員を含む職員等8名の人件費、物件費等の経費が主なものでございます。減の主な要因は、各節による多少の増減があった事に関わらず、令和5年度において、新規に計上した委託料や備品購入費があったことによります。

45ページをお願いします。

節11 役務費では、令和6年度において、税務担当で管理しております軽自動車の車検がありませんので、法定検査手数料7,000円のみを計上しました。

節12 委託料に、不動産鑑定委託料302万5,000円を計上しました。これは、3年に一度の評価替えの年に契約するものですが、増額となりました。要因としましては、不動産鑑定士等の直接人件費の増、諸経費率の上昇による間接費の増、また、土砂災害防止法指定区域の増加などに伴う作業量の増加となります。前回は新規の指定区域は0でしたが、今回は44地区も増加しており、指定された区域は、別に補正率を適用して、評価額を算出することになっているためです。

また、家屋評価業務委託料81万1,000円を計上しました。過去3年間の調査棟数及び令和5年度の実績を基に計上しました。年末ごろには実績が見えてまいりますので、なお不足が見込まれる場合には、補正予算をお願いしたいと思います。

航空写真背景図編集作業委託料は、地積管理システムにて、重ねて活用しておるものですが、現在使用している写真は令和2年度の撮影分ですので、4年が経過し、現況と変わってきているところでございます。今回県の砂防課が球磨郡の写真を撮影し無償で譲渡されるもので、それを活用するものです。ただ、どうしても写真ですので地積図との歪みがでてしまうため、その調整を含めた地積管理システムへのセットアップ作業の委託となります。

節 13 使用料及び賃借料については、地方税ポータルシステム利用料が固定資産税、軽自動車税等、対象税目の拡大により令和 5 年度と同額の 168 万 3,000 円を計上しました。そのほか、地籍管理システムリース料については、101 万円を計上しました。これは令和 6 年 1 月に更新しましたプリンターのリース料を含むためです。

次に、46 ページをお願いします。

口座振替回線使用料 31 万 7,000 円は、各種税や料など、口座振替に伴い各金融機関と回線をつなぎ、進めておりますが、うち 2 つの金融機関が回線の上位変更により有料となったため、発生するものです。

節 18 負担金補助及び交付金については、令和 5 年度でも御説明しましたとおり、地方税電子化協議会改め、地方税共同機構負担金は、共通納税対象税目の拡大により、取扱件数の増加が見込まれるため増額し、34 万円を計上しました。

また、令和 5 年度に計上しておりました、軽自動車税申告書取扱事務委託費および租税教育推進協議会負担金につきましては、それぞれ、当初予算計上時までに確定しませんでしたので、確定してから補正予算でお願いしたいと思います。

節 22 償還金利子及び割引料については、町税還付金及び加算金に、過去 3 年間の実績を勘案し算出した 87 万 5,000 円を計上しました。

次に、目 2 賦課徴収費については、徴収に要する経費として、前年度比、74 万 3,000 円減の 446 万 1,000 円を計上しました。

節 10 需用費の細節 3 印刷製本費は、納付書等印刷物の適切な在庫や単価の管理を行い、不足する納付書や共通納税用の納付書、通知書等を計上しました。

節 12 委託料、制度改正に伴うシステム改修費は、令和 6 年度以降に予定されている申告申請手続等の電子化へ対応するための改修 3 回分 184 万 4,000 円を計上しました。

節 13 使用料及び賃借料では、電子決済システム利用料として、1,000 円を計上しました。ペイペイを利用したもので、1.5 パーセントの利用料で比較的安価のため、税関係証明書発行手数料の 200 件分を計上したものです。

また、令和 5 年度におきまして計上しておりました、預貯金照会システム使用料は、補正予算でも御説明しました照会件数が多く予想されないため、費用対効果が上がらないため、令和 6 年度では計上を見送りました。

項 3 戸籍住民基本台帳費については、職員及び会計年度任用職員それぞれ 1 名の人件費をはじめ、戸籍住民基本台帳事務に要する物件費、経常的経費 2,351 万円を計上しました。前年度比 400 万円の増となりました。

節 1 報酬、節 3 職員手当等、節 4 共済費、節 8 旅費に、窓口業務に係る会計年度任用職員 1 名の人件費分を、令和 5 年度同様に計上しました。

そのほか、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、それぞれ自然増で大きく増額したものではありませんでした。

47ページをご覧ください。

節12委託料で住基ネットワークシステム機器保守料103万7,000円は、令和6年11月に機器の更改があり入れ替え作業が発生し、住基ネットワークシステムは止められないため、更改時期に重複する月があるためです。

住基ネットプログラム修正委託料については、前年度と同額の89万1,000円を計上しました。また、戸籍総合システム保守料として、320万3,000円を令和5年度と同額計上しました。

そのほか、戸籍総合システム機器保守料、機器の一部更新及び保守サービスの延長などにより87万8,000円、マイナンバーカード専用プリンター保守委託料6万5,000円、戸籍システム無停電電源装置特別整備点検作業委託料として36万3,000円を計上しました。

節13使用料及び賃借料は、住基ネットワークシステム機器リース料は令和6年1月に機種更改しまして、103万7,000円となり、また、戸籍総合システム機器リース料は、令和5年9月より再リースのため、減額となり61万8,000円を計上しました。また、戸籍総合システムソフトウェア使用料として192万5,000円を計上しました。

令和5年度に引き続き、戸籍事務への番号制度導入や文字整備等、国の動向を踏まえた次期システムとしてWeb方式に対応し、それらに必要な機能の追加及びシステム標準化等への対応できる戸籍システムへ、バージョンアップするものでございます。

以上でございます。

○総務課長（西村洋一君） 48ページをお願いします。項4選挙費でございます。

目1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の活動経費として、23万3,000円を計上しました。

目2町議会議員選挙費974万2,000円は、11月に執行されます、町議会議員選挙に関する経費を計上しております。

49ページをお願いします。

目3選挙啓発費は、明るい選挙推進委員の活動経費として6万1,000円を計上しました。

目4県議会議員選挙費、目5町長選挙費は廃目でございます。

項5統計調査費、目1統計調査総務費の2万2,000円につきましては、市町村民経済計算負担金などを計上しております。

目2 指定統計費は、農林業センサスについて必要な事務経費をそれぞれ計上しております。なお、学校基本調査、工業統計調査については、国県の委託金の詳細が確定次第、年度中の補正予算で対応を考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○監査書記（赤池昌信君） 50ページをお開きいただきたいと思います。

項6 監査委員費、目1 監査委員費は、144万円を計上いたしました。令和5年度と比較して4,000円の減となっております。監査委員費では、年間の監査実施計画に基づき、決算審査、定期監査、例月現金出納検査に係る経費や県及び郡の監査委員協議会の研修会の参加経費を計上しております。

以上で款2 総務費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから、款2 総務費の質疑を行います。

まず、項1 総務管理費の質疑を行います。

ページは31ページから44ページまでです。

○2番（西 靖邦君） 36ページですかね、節13 使用料及び賃借料でダイヤルインサービス利用料で7万1,000円ですか、計上されてます。これは複数の電話番号ですけども、どのように庁舎内で設定されるんですかね。

○総務課長（西村洋一君） このダイヤルインサービスというのは、1つの電話で複数の番号が取れるっていうやつなんですけど、極力、電話料が掛からないように、このサービスを利用しておるんですが、役場の代表とか、ファックス機械とか、そういったところに最低限必要なところを、全体6回線だったと思いますが、その使用料がこの金額になっているところでございます。すいません、これまでの認識とちょっと新しくなったようで、訂正させていただきます。これまで代表の電話にかなり集中してきておりましたので、各課電話の多いところに、その番号を振り分けるための6回線が追加になったというところでございます。大変失礼いたしました。

○1番（吉田精二君） 37ページ、目7 交通安全対策費の節11 役務費のところですね、運転記録証明書申請手数料とあります。説明では職員が運転する公用車の分というふうに説明がありました。ですから、支出の目的上これは交通安全対策じゃなくて、一般管理費か財産管理費で見るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） これは交通安全対策が主眼でありまして、職員の免許証の記録といいますか、まず免許更新の忘れがないか、また、事故とか違反の履歴を1年ごとにセンターの方からいただくというシステムになっております。交通安全が主眼でありますので、交通安全対策費のほうで計上したというところでございます。

○1番（吉田精二君） ここでいう、目7の交通安全対策費っていうのは、いろんな町内の交通安全のことをいうんじゃないんですか、ですから職員の関係の、例えば、健康

安全とか健康管理とかこういうのについては、一般管理費のほうで見るべきじゃないか
と思います。町長どうお考えですか。

○町長（長谷和人君） これ分類の仕方だけでございますので、今おっしゃる、吉田議員がご主張されている部分も一理あるかもしれませんが、整理上、今回は交通安全費の中の目で整理をさせていただくということで、今回ご提案してるということでご理解いただければというふうに思います。

○4番（椎葉弘樹君） 38ページの災害用ドローン購入費633万円についてお尋ねしたいと思います。このドローンのスペックは様々にあるわけですが、今回本町が選んでいる、スペックの必要性についてお尋ねしたいと思います。

○管財防災係長（椎葉泰裕君） 今回計上させていただいておりますドローンにつきましては、光学ズーム、それから防水、それから赤外線可視光カメラというものが搭載されておりまして、近くに行かなくてもズーム機能で遠くのものも捉えるということで、守備範囲がズーム機能が付いていない物よりも数十倍広くなるというものでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 先日、実証実験で物を運ぶというドローンの実験もありましたが、このドローンは物を運ぶ機能というのもあるのでしょうか。

○管財防災係長（椎葉泰裕君） 今回計上しておりますのは、空撮用のドローンでございまして、荷物を運搬する機能は搭載しておりません。

○4番（椎葉弘樹君） 実施計画を見たときに、令和7年度以降の予算は計上されてなかったわけですが、この維持管理費、例えば、保険料とかトレーニング料とか、もろもろの諸経費は必要ないのでしょうか。

○管財防災係長（椎葉泰裕君） 保険につきましては車両の保険と公用車の保険と同様のところでかけていくところでございます。あとトレーニングにつきましては、現在の森の活動で協力していただいております、JR九州商事株式会社との協力によって、操作研修のほうはやっていきたいというふうに思っております。

○7番（味岡 恭君） 41ページの企画調整費の中にですね、18負担金補助があります。湯前町移住支援金100万予算が組んでありますが、前年度、前々年度も予算が組んでありましたが利用実績なしでございます。今年度はワーケーション事業を行うことによる、その移住の見込みがあるのでしょうか、お尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 湯前町移住支援金でございますけれども、これにつきましては東京23区から、都市圏ですね、から来られた方が就業または起業された方に対して補助するものでございます。令和5年度の実績になりますと、決算で出てきますけれども1件ございまして、決算のときにまた御説明したいと思いますけれども、令和4年度はゼロでございましたけれども、令和5年度は1件、実績があるということで

ございます。令和6年度もあるかもしれないということで、見込みで100万円計上させていただきます。と、いただいているところでございます。

○7番（味岡 恭君） 私もワーケーション事業は町にとって、とても素晴らしい事業じゃないかと私は思います。ただ、住民の理解とですね、支援等が協力がないと非常に厳しいものかと思っておりますので、住民にもよく理解と協力を願うために説明をするべきじゃないかと思っております。また、移住者の1件につき支援金はどのくらい支給されるものかお尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 味岡議員、ワーケーションのほうと住民の説明と言う形で質問されてますけれども、一応100万の中の内訳はですね、夫婦で来られたら100万円を支給しますとか、18歳未満でしたらまたそれに加算があるということで、それぞれ、その状況に応じて、補助金を支出するという形になりますので、ご理解いただければなと思っております。

○7番（味岡 恭君） もし空き家等を利用する場合はですね、空き家のリフォーム等の補助金があります。それも利用できるんでしょうか、お尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 空き家リフォームのほうも申請があればですね、審査させていただいて、補助対象でできるようであれば、補助対象としたいと思っております。

○5番（森山 宏君） 32ページですね、共済費の中に、総務課ですね、この中に雇用保険料と社会保険料が区別してあって、また労災保険料というのが計上してあります。ほかの課のやつではこういう、雇用保険料。普通には社会保険料に含まれるやつなんですけども、ちょっと労災保険っていうのが計上してなく、職員の方だったら確か共済費だと思うんですけども、何か雇用されている方がおんなはるけん、その業種に関しては労災保険料かけにゃんとはわかるんですけども、ほかんところには労災保険料の計上がないんですよ。何でここだけあるのかなと。またどういふので労災保険料の計上があるのかを伺います。

○総務課長（西村洋一君） まず今3つお尋ねになったところですが、一番上の会計年度任用職員社会保険料。これは総務課のほうで雇用しております、会計年度任用職員さんの社会保険料。2段目の雇用保険料、これにつきましては町長部局というか、町長管轄のほうの会計年度任用職員さんの雇用保険になります。教育委員会部局のほうは、そちらのほうで出てきます。最後の労災保険料につきましては、会計年度任用職員さん全体の保険料になってきます。おそらく申告の仕方とかそういったところによって分けてあると思います。なぜこのように分けるのか深い読み込みはしておりませんが、制度上そのように計上しておるところでございます。

○5番(森山 宏君) 総務課長の話によりますと、ほかの課の部分も結局、労災保険料は総務課で一括して管理するということですかね。労災保険料に関しては。通勤災害も労災ですよ、ですからこれも全部総務課のほうで管轄なさるっちゃうことですね。

○2番(西 靖邦君) 36ページですね、節15 原材料費の里道維持補修用原材料費で80万円の計上されてますけども、この80万円、その里道は色々ありますけども、この算出根拠はどんなされたんですか。

○総務課長(西村洋一君) 根拠という根拠はありませんが、1地区20万円を想定して、その4地区分を計上したところでございます。あくまでも原材料の支給作業のほうは自分たちで行っていただくというような想定でございます。訂正します。40万円の2地区です。失礼しました。

○2番(西 靖邦君) これ湯前を4地区に分かれたんですかね。湯前を4地区に分けて20万円。箇所ですか。

○総務課長(西村洋一君) 申請が2箇所分を見込んでというところでございます。

○2番(西 靖邦君) この材料費の中には、クラッシャーランとか生コンとか鉄筋とかも入ってるわけですよ。

○総務課長(西村洋一君) 想定しておりますのが、生コンとコンクリートの二次製品。塩化ビニール管等の管類と先ほど言われました、クラッシャーランというか採石類。またそのほかにも町長が認める場合ということで、必要なところを、原材料を支給したいと考えております。

○2番(西 靖邦君) 40ページですけども、節13 使用料及び賃借料で、移住定住フェアブース利用料が16万5,000円計上されてます。これ令和5年度は12万5,000円だったんですけども、4万ほど増額となっておりますけども、これはブースの大きさが変わったんですかね。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) ブース使用料でございますけれども、ブースの広さと言うよりも、1回の使用に関する単価が上がってきているということで、今回16万5,000円計上しているということでございます。

○2番(西 靖邦君) その単価が上がってるのは、同じ会場、同じ場所ということですか。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) そのとおりでございます。

○4番(椎葉弘樹君) 40ページのふるさと納税業務委託料5,403万8,000円についてお尋ねします。これ総合計画の後期の目標を見たときに、令和9年度で7,000万円を目指すと書いてありましたが、課長の説明の中では1億円を目指すということでした。これは、もう令和9年度の目標を飛ばして、もう1億円を目指していこうという意気込みなんでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） ふるさと納税につきましては、近年3,000万円程度でずっと推移しておりましたけれども、今年度の見込みでいきますと8,000万円程度いくだろうということで、担当係とも打ち合わせしまして、来年度、令和6年度につきましては、やっぱり1億円程度で目標値をですね、上げていこうかということで、今回はこのような形で予算計上させていただいてるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） そうしますと、令和9年度、幾らぐらいを課長は目指されてますか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 近隣の町村でいきますと、数億円の寄付金があがってきておりますので、5億円ぐらいまではどうにかいけなかなと思っておりますけれども。

○4番（椎葉弘樹君） そうしますと総合計画のほうも、その目標値のほうにですね、修正できるときに直していったほうが良いんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 目標は高く持とうと思っておりますけれども、修正をかけるときにですね、かけるように、目標値、現状値を見ながらですね、やっていかなきゃなと思っております。令和6年度は国の施策によりまして、減税も政策が始まりますので、今度そういう形でですね、ふるさと納税がどれだけ伸びるかというのが1つのキーポイントかなと担当課は思っております。ただ少なくともならないように、やはりPR活動をきちっと進めながら、貴重な財源をですね、寄付を集めていきたいと思っております。

○8番（倉本 豊君） 32ページの町長交際費についてお尋ねをいたします。前年も80万円はあったんですが、コロナ前は200万円ほど組んでたかなというふうに思っております。80万円で足りるのか足りないのか、議長の交際費でも68万円ですんで、そこ付近のご見解をまずお尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） これ昨年度の当初予算のときにも御説明させていただきましたが、事業に関するものについては、各事業の食糧費のほうであげておりますので、全体的にはそこまで含めて、同程度というところで考えております。しかしながら必要な場合には、また補正予算もお願いしようかと考えております。歳入というか、収入の少ない本町でございますので、極力そういったところを活用して収入アップに繋がってきたいと考えております。

○8番（倉本 豊君） 今の説明、非常にわかりやすかったんですが、ただ私が思ったのはですね、もう少しその、今非常に財政が厳しい厳しいと言っておるわけですから、町長には精一杯ですね、金を使うっていうのが良いのか悪いのかわかりませんが、交際費を使ってでもですね、金を持ってきていただきたいという思いがありますんで、果た

して、そのぐらいの金額で良いのかなというのを、今申し上げておりますんで、町長のご見解をお願いします。

○町長（長谷和人君） 大変今のご意見いただきまして、私のほうも、さらに頑張らないかなというふうに思ったところでございますけども、当初ベースで同じ額に、昨年度と今年度と同じような形でさせていただいておりますが、5年度途中におきましても交際費が足らなかったということで補正もさせていただいております。そこを今おっしゃってる部分につきましてはですね、有益にこの交際費を使わせていただきまして、町益になるような形でですね、頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、さらに補正等があった場合につきましては、ご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。しっかり受け止めてまいりたいと思っております。

○8番（倉本 豊君） なるだけ、必ず補正が2回でも3回でも出てきますように、期待をしておりますんで、よろしくお願いいたします。

○5番（森山 宏君） 35ページのちょっと危惧されておりました、公金振り込み手数料。ここが約100万円近くあがってますけども、これは町内でない金融機関に振り込む場合には手数料が掛かるという説明を受けましたけども、もの凄く大きい金額だもんですから、私自身があんまり言えないんですけども、町内のほうに口座変えてくれとか、なってくるのかなと、というのはこれマイナンバーで公金の口座の云々っていうのを登録したことに対して7,500ポイントっていうのがあったと思うんですけども、これとは全然、共有部分というのが、そこは違うんでしょうか。それと対象金融機関っていうのは、ゆうちょ、農協、民間銀行、との違いを、対象金融機関も教えてください。

○会計管理者（中國誠二君） 湯前町が振り込みを行っております、公金の振り込みですけど、当然会計室で行っておりますが、肥後銀行を通しての振り込みになります。これが令和6年10月から手数料が有料になるということになっております。金融機関につきましては、肥後銀行に限らずですね、全ての金融機関が、国も該当すると思いますけども、国・県・市町村が支払う振り込みについての手数料が発生するということで、その中には、無料になる部分がございます。湯前町で言いますと、湯前町の肥後銀行湯前支店に振り込む場合は無料になります。それ以外については、金額に応じて3万円未満、3万円以上とかによって、金額が変わってくるようになっております。議員が言われましたとおり、湯前店への振り込みは無料になることから今後ですね、総務課の財政のほうと相談しまして、職員なりまたは議員さんたちなりに、振込先の口座を移してもらえないでしょうかというお願いをしていくことになると思います。もう1つありました、マイナンバー制度。あれとはもう全く別の制度になると思います。

○**5番（森山 宏君）** 確認ですけども、これ肥後銀行から町内の金融機関に振り込むときが無料っていうだけで、基準は肥後銀行なんですか。すいません、ゆうちょとか農協とかの口座じゃいかんのかな。そこの質問です。

○**会計管理者（中國誠二君）** 湯前町役場が支払います銀行が、肥後銀行湯前支店でございます。それ以外の金融機関に振り込む場合は、手数料が発生するということになります。すいません。肥後銀行から、肥後銀行湯前支店には無料なんですが、例えば、肥後銀行多良木支店とか県庁支店とか、そういった肥後銀行の中でも、支店が変わってきますと、公金の手数料の対象になることになります。

○**5番（森山 宏君）** すいません、基準は肥後銀行さんなんですね。結局、本町が使ってる金融機関っていうのは肥後銀行さんで、肥後銀行さんから給与振込、職員さんとかってすってすよね。それはもう一元でお願いして、そっから振り込みしてもらうから、それは構わんとですけども、よその金融機関だったら手数料が発生する。いわく本町が頼ってる、すいません。利用してるのは肥後銀行1社ということですね。

○**会計管理者（中國誠二君）** 振り込む場合の銀行というのが、肥後銀行湯前支店を中心しております。ただ場合によっては、農協さんのほうから振り込む場合もございます。先ほど言いましたように、湯前町が該当になるのは肥後銀行の湯前支店。湯前の会計室から肥後銀行の湯前支店に振り込む場合は、金額関係なく無料になりますけど、支店が変わりますと、手数料の対象になります。給料に関してもお話がありましたけど、給料は肥後銀行であれば無料です。他店でも。ただそれ以外のほかの銀行、ゆうちょなり、農協さんなり、熊本銀行さんなり、信用組合さんなり、そういうほかの銀行に振り込む場合は有料になってきます。

○**3番（遠坂道太君）** 39ページですが、負担金補助及び交付金でですね、湯前町自主防災組織活動補助金 230 万円。先ほど課長からは 10 万円の 2 3 か所と言われましたけども、活動内容としてはどのような活動をさせていかれるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○**総務課長（西村洋一君）** 名前の通り、自主防災組織ですので、こちらから活動を、これをやりなさいっていう感じではなく、例えば、中里地区は町中での防災、山つきのほうと言いますか、山間部のほうの地区とはやるのが違いますので、そこはもう自分たちの地区で活動の内容を考えていただいて、その活動に対しての補助となります。

○**3番（遠坂道太君）** 一応この事業については、まず計画書を申請したうえでの配布なのか、どのような形の補助として出すのか、それについてお伺いしたいと思います。

○**管財防災係長（椎葉泰裕君）** こちら自主防災組織活動補助金につきましては、全協でも説明をさせていただきましたけれども、自主防災組織が自主的に実施する防災に関する事業について、その経費を補助するものでございまして、事業期間は現在のところ

令和6年度から8年度までの3年間とし、この期間中に必要な消耗品、備品等を整備していただくということで考えております。計画書を提出する必要があるかということですけれども、地区の防災計画ができてるところは、それに基づいて関連する消耗品等を計上いただきまして、できてないところもありますので、そこは年度の計画でですね、こういうことをやりたいということを簡単に書いていただければ、対象にするということと考えております。

○3番(遠坂道太君) 自主防災計画ちゅうのは、各地区で立てているとは思いますが、立ててない地区も、もしかするとあるかもしれないと思います。その中でやはりどういふことをこの地区は、先ほど西村課長からも言われましたように、町中と山つきはまた違いますけれども、その都度例辺りをですね、示しながら執行部としては、その辺の指導をですね、していただきたいというふうに思っているところでございますが、それについてどういふふうに思われますか。

○総務課長(西村洋一君) これは命を守る活動でございますので、自分たちで考えていただくというのが一番だと思っております。もう当然、一緒になって計画は作っていきますが、主体はあくまでも住民の皆様、これは私たちが決断をしないっていうのではなく、自分たちで気づいていただかなければ、実際災害が起こったときに、自分たちが命を失うことになりますので、これはもう一緒になってやっていくというところでございます。

○3番(遠坂道太君) 私が言うのは、町としては知恵を貸して欲しいという地域にですね、知恵を貸して欲しいということを私は言いたいだけであります。それを踏まえた形で、今後取り組むそのような活動に取り組んでいただければと思います。

○総務課長(西村洋一君) 令和6年度の予算でも計上しました通り、地区防災組織の防災講話という専門家の方々もお呼びしての勉強会もしますので、そのように対応していきたいと考えております。

○議長(金子光喜君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(金子光喜君) ないようですので、これで項1総務管理費の質疑を終わります。

続いて、項2徴税費、項3戸籍住民基本台帳費、項4選挙費、項5統計調査費、項6監査委員費は、一括して質疑を行います。

ページは44ページから50ページです。

○1番(吉田精二君) 46ページの賦課徴収費の役務費で、預貯金口座調査手数料5,000円上がっております。先ほど令和5年度の補正では、5万円ぐらい増額になったわけですが、令和6年度におきましては、前年度同額当初予算になっておりますが、そのところ、徴収の強化とかいふふうなことは考えてないのでしょうか。

○**税務町民課長（北崎真介君）** ちょっと当初の時に考えたんですけども、まだ滞納整理方針は、まだ令和6年度立てておりませんので、それに応じて、単価も500円に上がったということで、どれだけの件数が必要かということをもうちょっと考えて、6月の補正でお願いしたいと思っております。今回の場合はちょっとまだ、この時点ではっきりしておりませんでしたので、例年どおりという計上の仕方をさせていただいております。よろしくお願いします。

○**2番（西 靖邦君）** 47ページですね、節12委託料、1住基ネットワークシステム機器保守料103万7,000円ですけども、令和5年度は42万4,000円で、2.4倍増額になっています。先ほど、このシステムの機器を入れ替えるって言ってあったんですかね、それちょっと増額となった理由をお伺いしたいんですけども。

○**税務町民課長（北崎真介君）** 先ほど、御説明いたしましたとおりですね、令和6年11月に機器更改があるわけでございますけども、その時に今まで使ってた機器と新しい機器を入れ替えるときに、新しい機器がちょっと上がるというのもあるんですけど、月がどうしても止められなくてですね、月がダブることで13か月分組まなきゃいけないというところがあって、そういうところで増額となっております。

○**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで款2総務費の質疑を終わります。
ここで休息のため休憩いたします。

-----○-----
休憩 午後 1時55分
再開 午後 2時09分
-----○-----

○**議長（金子光喜君）** 休憩終わり。会議を開きます。

これから、款3民生費の説明を求めます。

○**保健福祉課長（高木堅介君）** それでは、款3民生費を御説明いたします。

50ページをお願いします。

民生費は9億6,201万円を計上しました。令和5年度と比較して1,155万4,000円の増であります。歳出に占める構成比は20.9パーセントとなります。

以下、目ごとに主要施策や新規事業を中心に御説明いたします。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、3億6,476万9,000円を計上しました。令和5年度と比較して1,036万4,000円の減であります。減の主な要因は、職員人件費や令和5年度に実施しました、障害福祉計画策定業務委託料などの減によるものです。

5 2 ページの節 18 負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金 2,424 万 4,000 円、高齢者等移動支援助成金 744 万円などを計上しました。

節 19 扶助費は、障害者総合支援法等に基づく障害者支援のための扶助費を令和 5 年度の見込みに基づき、2 億 1,723 万 2,000 円計上しました。障害者の居宅介護、生活介護、施設入所、共同生活援助、就労継続支援などに要する経費である障害者介護給付費・訓練等給付扶助費は、利用者の増により令和 5 年度と比較して 312 万 4,000 円増の 1 億 7,599 万 2,000 円を計上しました。

5 3 ページの障害児通所事業扶助費につきましては、放課後等デイサービスの利用者数減により、令和 5 年度と比較して 145 万円減の 2,733 万円を計上しました。

節 27 繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金 4,382 万 7,000 円を計上しました。

目 2 老人福祉費につきましては、敬老祝金や高齢者生活福祉センター指定管理料、老人福祉施設入所措置費、介護保険特別会計への繰出金など令和 5 年度と比較して 1,808 万 1,000 円減の 1 億 4,946 万 2,000 円を計上しました。減の主な要因は、令和 5 年度に実施した高齢者福祉計画策定委託料のほか、老人福祉施設入所措置費、介護保険特別会計繰出金の減によるものです。

節 7 報償費は、敬老祝金など 523 万 9,000 円を計上しました。

節 12 委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料 928 万 5,000 円など、合計 947 万 6,000 円を計上しました。

5 4 ページの節 18 負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金 95 万円、敬老会実行委員会補助金 150 万円、介護予防拠点活動補助金 90 万円など、合計 554 万円を計上しました。

節 19 扶助費は、養護老人ホーム入所措置費として、令和 6 年度入所者数を 6 人と見込み、1,440 万円を計上しました。

節 27 繰出金は介護保険特別会計への繰出金 1 億 1,436 万 3,000 円を計上しました。

目 3 社会福祉施設費につきましては、老人憩いの家及び年輪館の維持管理費として節 10 需用費に修繕料 27 万円を計上しました。

節 12 委託料と節 14 工事請負費の高齢者生活福祉センター改修工事に係る予算は、令和 6 年 2 月 29 日付けで令和 5 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の 2 次協議分として内示がありましたので、令和 5 年度の補正予算で追加計上し、令和 6 年度への繰越事業として対応したいと存じます。

なお、令和 6 年度当初予算に計上しました委託料と工事請負費につきましては、補正予算において更正減額したいと考えております。

○**税務町民課長（北崎真介君）** 続きまして、目 4 国民年金費については、国民年金事務に係る経常的経費として、令和 5 年度と同額 6 万 5,000 円を計上しました。

節 11 役務費において、処理の円滑化のため、申請書等の送付に係る通信費を含み、また、節 13 使用料及び賃借料で費用を再配分したコピー使用料など、同額計上としました。

55 ページをご覧ください。

目 5 後期高齢者医療費については、前年度比 949 万 6,000 円減の 9,876 万 4,000 円を計上しました。

節 12 委託料においては、373 万 1,000 円を計上しました。令和 5 年度からコスモにおいて集団検診のみではなく、個別に受診できるようになりましたが、今後も拡大する見込みがあるため増額しました。令和 5 年度から実施しております、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいる中、より正確な健康課題を把握するためにも多くの方に受診して頂きたい面もございますけど、近くで個別に受診できるようになりますと、これまで、様々な理由で集団検診での受診を控えていらっしゃる方々にも可能性が広がるためのものがございます。

節 18 負担金補助及び交付金は、事業の運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金となります、6,435 万 6,000 円を計上しました。うち、療養給付費負担金 5,938 万 9,000 円は、過去 3 年間の湯前町の医療費実績により熊本県全体での医療費の伸び率を用いて算出した額になります。当初、広域連合の示した、あくまで、概算、予定の数値をもとに計上しております。今後、必要であれば、補正をお願いしたいと思います。

節 27 繰出金 3,066 万 4,000 円は、上段の後期高齢者医療保険特別会計へ、事務費として 217 万 8,000 円を計上しており、前年度比 113 万 7,000 円の減となっております。減の主な理由としましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むための予算を、事業によってはケースにより限界のある事業もあるため、これまでの実績と見込みを勘案して減額させたことによるものでございます。また、後期高齢者医療保険会計基盤安定繰出金として県 4 分の 3、町 4 分の 1 の財源で、繰り出すものですが、後期高齢者医療保険広域連合の試算により前年度比 216 万 8,000 円の増となり、2,848 万 6,000 円を計上しました。低所得者の保険料軽減分を公費で補填するこの繰出金ですが、増の主な理由としましては、被保険者数、賦課総額、軽減の人数が増えた事により、軽減の額が増となったためでございます。以上です。

○**保健福祉課長（高木堅介君）** 次に、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費については、出生祝い金や学童クラブの運営補助金、湯前保育園の改修工事に対する補助金など、令和 5 年度と比較して 1,982 万 6,000 円増の 1 億 1,025 万 5,000 円を計上しました。

56 ページの節 12 委託料は、地域子育て支援拠点事業委託料 1,302 万 6,000 円のほか、一時預かり事業委託料、令和 7 年度からの第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定業務

委託料、令和6年度の児童手当拡充に対応するシステム改修業務委託料など、合計2,806万9,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、放課後児童健全育成事業補助金のほか、病児保育事業補助金、湯前保育園の改修工事に対する就学前教育・保育施設整備事業補助金など合計7,833万5,000円を計上しました。

学童クラブの運営に係る放課後児童健全育成事業補助金は、町内二つの学童クラブそれぞれ2支援、合計4支援に対する補助金2,349万8,000円を計上しました。

登園中に体調が悪くなった児童に対応する看護師配置に係る病児保育事業補助金は、2園に対する補助金833万6,000円を計上しました。

学童クラブにおいて障害児を受け入れるための専門的知識を有する支援員の配置に係る放課後児童クラブ支援事業補助金は、2クラブ、4支援に対する補助金803万6,000円を計上しました。

湯前保育園の調理場及び給排水設備、単独浄化槽から合併浄化槽への改修工事に対し、就学前教育・保育施設整備事業補助金2,300万円を計上しました。補助率は、国2分の1、町4分の1、事業者4分の1であります。

目2児童措置費は、保育園・こども園の運営費、児童手当など令和5年度と比較して1,100万8,000円増の2億1,562万4,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、湯前保育園及び慈光こども園の運営費、広域入所運営費負担金をそれぞれ入園見込み児童数などにより、1億7,462万4,000円を計上しました。保育園・こども園の運営費は、公定価格の上昇により令和5年度と比較して増となっております。広域入所運営費負担金は、令和5年度より1名減の5名分を計上しました。

節19扶助費は、児童手当4,100万円を計上しました。児童手当につきましては、令和6年10月分以降の支給対象と支給月額が拡充が予定されており、内容が確定したのちに補正予算で対応させていただきたいと存じます。

57ページ、目3母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成金など35万6,000円を計上しました。

項3災害救助費は、福祉避難所開設の際の福祉避難所運営負担金など44万6,000円を計上しました。

以上で款3民生費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから、款3民生費の質疑を行います。

ページは50ページから57ページです。

○**2番（西 靖邦君）** 51ページですかね、節13 使用料及び賃借料で、ここに令和5年度はですね、ココヘリ使用料で3万6,000円が計上されてたんですけども、令和6年度はココヘリ使用料の必要性がなくなったんですかね。

○**保健福祉課長（高木堅介君）** ココヘリにつきましては、総務課でも計上しておった予算でございまして、この開発している民間の事業者がですね、令和5年8月頃に試作品を納品するという話で説明がございましたけれども、未だあっておりません。その際にはですね、まだ物が来ていないんですけども、その際に当分無料で使ってくださいということを言われておりまして、5年度の補正予算でも減額しておりまして、6年度当初予算には計上していないところでございます。

○**2番（西 靖邦君）** 54ページの目2 老人福祉費、節12 委託料なんですけども、このリハビリテーション専門職委託料3万3,000円ありますけども、前年の理学療法士委託料という名称なっとったんですけども、これ何か理由で名称変更されたんですか。同じ仕事だと思うんですけども。

○**保健福祉課長（高木堅介君）** この委託料につきましては、介護認定を受けてない方の住宅改修と福祉用具購入の際の確認をしてもらうということで、理学療法士に限らず作業療法士とかリハビリテーション専門職のその職種を問わないということで、名称変更したところでございます。

○**2番（西 靖邦君）** 54ページの目3 社会福祉施設費、節14 の高齢者生活福祉センター改修工事は2,000万円ですかね。これは浴場の設備等の改修工事のみで、ほかはないんですかね。総予算ですかね。

○**保健福祉課長（高木堅介君）** ここにつきましては全協でも説明いたしましたけども、浴場の配管の漏水がございまして、その分に対応するものでございます。

○**7番（味岡 恭君）** 55ページの民生費、社会福祉費の後期高齢者医療費でですね、療養給付費負担金5,938万9,000円組んでありますが、例年よりもかなり金額が安い、金額小さいと思うんですよ。先ほど言われたように不足の際は補正でまた組むということでしたが、余りにも1,000万円ばかり差が去年と差があるもんですから、何か原因があったのかなと考えたんですが、特別何かあったんでしょうか。

○**税務町民課長（北崎真介君）** 特別って言いますか。元々後期高齢者医療保険ではですね、本町の医療費というのは非常に県下でも低うございまして、それはちょっと過去3年間で見ますと、2年間相当低いほうに落ちてきているということで、そういったことを勘案して、後期高齢者医療保険広域連合の試算によって、こういった金額になっております。もう先ほど説明で申しましたとおり、被保険者数も増えておりますし、負荷総額も増えてございますけども、軽減の人数も増えていると。そういったところで繰出金にしても逆に増えてるということで、そういったことになっております。

○7番（味岡 恭君） 高齢者につきましては、年々増えてるんでしょうか、減ってるんでしょうか。お尋ねします。

○税務町民課長（北崎真介君） 団塊の世代という、ご存じの団塊の世代という方々が続々入ってきていらっしゃると思いますので、今のところは増えてきております。しかし、しばらくしますと今度は減ってくるということで、お亡くなりになられる方もいらっしゃいますし、入ってくる人が減ってきますので、ここ数年までは2～3年は本当に多かったんですけども、これから減ってくると思っております。

○7番（味岡 恭君） 再度聞きますけど、例年よりも昨年よりも1,000万円近く減でございます。本年度の予算が。だけん本当にそれで足りるのか、足らんなら補正組めば良かたっていうことだけで済むのか、その辺を再度お尋ねします。

○税務町民課長（北崎真介君） 熊本県全体の試算で出た数字ですので、大丈夫だと思いますけど、もしその時にはもう歳入歳出どちらも対応してできますので、その辺はご安心いただければと思っております。

○5番（森山 宏君） 地区老人クラブの補助金95万円とありますけども、対象人数はどのくらいを見てあるんでしょうか。それとあと1点、シニアカーの導入で25万円ありますけども、これは何台ぐらいを予定してあるんでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず地区老人クラブ補助金は、1人1,000円の950人でございます。それから、シニアカーが2件分、それから自転車が1件分で、今年度の実績見込みをもとに当初予算を計上しております。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで款3民生費の質疑を終わります。

—————○—————

○議長（金子光喜君） お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日3月12日、13日の2日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月12日、13日の2日間を休会とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（金子光喜君） お諮りします。ただいま、日程第6、議案第40号、令和6年度湯前町一般会計予算についての質疑の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、３月１４日、午前１０時に開きます。

議事は、議案審議を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後２時３３分

第 4 号

3 月 14 日（木）

令和6年第2回湯前町議会定例会

[第4号]

令和6年3月14日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 議案第40号 令和6年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番 吉田 精二
3番 遠坂 道太
5番 森山 宏
7番 味岡 恭
9番 山下 力

2番 西 靖邦
4番 椎葉 弘樹
6番 黒木 龍次
8番 倉本 豊
10番 金子 光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局主事 中山 政人

7. 説明のために出席した者

人介介郎二
富真堅賢誠
村崎木藤園
中北高伊中
長長長長者
課課課理
育民祉光管
町福觀計
務健保企會
教稅保企會
人一徹彦誠
和洋一
谷村田森橋
長西淺稻高
長長長長長
課課課課課
務育水振
町總教建農

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第2回湯前町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第40号 令和6年度湯前町一般会計予算について

○議長（金子光喜君） 日程第1、議案第40号、「令和6年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

ただいま、款3民生費の質疑が終わったところです。款4衛生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） おはようございます。

それでは、款4衛生費について御説明いたします。

衛生費は1億6,741万9,000円を計上しました。令和5年度と比較して、191万円の減であります。減の主な要因は、公立多良木病院企業団負担金の減であります。歳出に占める構成比は3.6パーセントになります。以下、目ごとに主なものや新規の項目を中心に御説明いたします。

57ページをお願いします。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、環境衛生係担当職員の人件費、住民の各種健診及び保健事業に係る諸経費、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金、子ども医療費助成金など5,785万4,000円を計上しました。令和5年度と比較して50万3,000円の増であります。

節1報酬、節7報償費及び節8旅費に乳幼児等の各種健診事業などの医師報酬、講師謝金、費用弁償などをそれぞれ計上しました。

また、節1報酬、節3職員手当等、節4共済費に会計年度任用職員2名分の人件費を計上しました。会計年度任用職員については、生活習慣病の重症化予防にかかる保健事業事務と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に従事するものであります。

58ページをお願いします。

節10需用費は、各種保健事業に使用する消耗品費、保健センターの光熱水費・修繕料など212万円を計上しました。

59ページをお願いします。

節12委託料は、妊婦健康診査委託料211万1,000円のほか、保健センターの維持管理に係る委託料など456万6,000円を計上しました。令和6年度の新規事業として、出産後一年未満の母子に対し心身のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を実施する、産

後ケア事業委託料 98 万 9,000 円を計上しました。これは人吉球磨の市町村が 3 つの医療機関等に委託するものでございます。

60 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金のほか、各種協議会や共同運営事業の負担金など、1,525 万 9,000 円を計上しました。

公立多良木病院企業団負担金は、病院事業分を 1,429 万 9,000 円計上しました。

節 19 扶助費には、18 歳までの子ども医療費助成金について直近 3 年度分の実績を基に、1,428 万 5,000 円など合計 1,553 万 1,000 円を計上しました。

目 2 予防費につきましては、各種がん検診や総合健診及び各種予防接種委託料など 4,083 万 4,000 円を計上しました。令和 5 年度と比較して 126 万 1,000 円の増となります。増の主な要因は、乳がん検診委託料や総合健診委託料などの増によるものです。

61 ページにかけて節 12 委託料は、5 月に実施する集団健診及び各種医療機関で行う総合健診と各種がん検診、各種予防接種など、3,885 万 2,000 円を計上しました。

総合健診委託料は、3 か所の健診機関における対象者を合計 458 人と見込み 1,556 万 1,000 円を計上しました。

ロタウイルスや小児用肺炎球菌などのほか、子宮頸がん予防ワクチン、高齢者の季節性インフルエンザ予防接種など 14 種の予防接種委託料として、1,343 万 2,000 円を計上しました。

61 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金には、生後 6 か月から 18 歳までのインフルエンザワクチン接種補助金など 139 万 4,000 円を計上しました。

令和 6 年度の新規事業として、带状疱疹ワクチン接種補助金 32 万 2,000 円と委託契約以外の医療機関における予防接種に対する補助金 16 万 3,000 円を計上しました。

目 3 環境衛生費につきましては、環境保全及び衛生管理に係る経費 470 万 2,000 円を計上しました。令和 5 年度と比較して 475 万 9,000 円の減となりました。減の主な要因は、水上斎場に係る人吉球磨広域行政組合負担金の減によるものです。

62 ページをお願いします。

節 17 備品購入費は、家屋消毒用のミスト機について、現在保有している 6 台のうち、劣化している 2 台を更新するため 8 万円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合負担金（斎場分）を 220 万 1,000 円計上しました。また、合併処理浄化槽設置補助金は 5 人槽 3 基分 198 万 6,000 円を計上しました。

目 4 新型コロナワクチン接種事業費につきましては、令和 6 年度から定期接種として実施するとの国の方針が示されましたが、まだ詳細が決まっておりませんので、詳細が

決まりしだい、関係機関等との協議・調整のうえ、補正予算で対応することとし、一旦、廃目としました。

項2清掃費、目1塵芥処理費は、ごみ収集運搬業務委託料、人吉球磨広域行政組合負担金など5,473万4,000円を計上しました。令和5年度と比較して293万8,000円の増であります。増の主な要因は、ごみ処理に係る人吉球磨広域行政組合負担金の増によるものです。

節12委託料は、ごみ収集運搬業務委託料760万8,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金には、人吉球磨広域行政組合へのごみ処理負担金として4,685万4,000円を計上しました。また、ごみ処理容器設置事業補助金として令和5年度と同額の27万円を計上しました。

目2し尿処理費は、汚泥再生処理センター運営等に係る人吉球磨広域行政組合負担金（し尿処理分）929万5,000円を計上しました。

以上で款4衛生費の予算説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）これから款4衛生費の質疑を行います。

ページは57ページから62ページです。

○2番（西 靖邦君）61ページですね、節18带状疱疹ワクチン接種補助金32万2,000円ですが、令和6年度からの新規事業とのこと。この接種対象者は50歳以上になるんですかね。

○保健福祉課長（高木堅介君）50歳以上となります。

○4番（椎葉弘樹君）同じく今の関連で質問します。この50歳以上のほかに対象者となる条件というのは何かありますか。

○保健福祉課長（高木堅介君）50歳以上で特にほかはありません。

○4番（椎葉弘樹君）山江村さんの要項を見たときに、1回以上罹患したことがある人、带状疱疹になったことがある人、もしくは医者から接種を受けたほうが良いよというふうに勧められた方っていうふうな条件があったわけですが、本町ではもう希望すればどなたでも受けられる、この補助金を受けられるということでよろしいでしょうか。

○議長（金子光喜君）答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

-----○-----

○議長（金子光喜君）休憩終わり。会議を開きます。

○保健福祉課長（高木堅介君）本町の対象者としましては、まず町内に住所を有するもの、それから50歳以上のもの、それから带状疱疹ワクチンの予防接種を希望した者

ということで、1回罹患した者とかっていう、そういう制限は除くとは入れておりません。これは担当が色々調べたところ、1回带状疱疹になったとしても、ワクチン接種でその後の予防効果があるということが示されているということで、そこは外しております。

○4番(椎葉弘樹君) あとこの補助金の上限なんですけど、水上村さんで1万5,000円、山江村さんで1万円という上限があるようです。本町においては、これはもう全額補助されるお考えなんですか。

○保健福祉課長(高木堅介君) 本町の場合は、接種費用の2分の1を助成としまして、1回につき1万5,000円の上限ということで定めております。

○4番(椎葉弘樹君) 上限が1万5,000円ということであれば、今回25名分の予算と聞いておまして、全協ではですね、そうすると、1万5,000円×25人、これが予算額になるのではないのでしょうか。

○保健福祉課長(高木堅介君) 予算の内訳としましては、不活化ワクチンというものと生ワクチンですね。この2種類で予算を組んでおります。なので単価がそれぞれ違いますもんですから。詳しく言いますと、不活化ワクチンが2万1,000円の2回の2分の1で2万1,000円。生ワクチンが9,520円の1回の2分の1で4,760円ということで、これでそれぞれ25人の接種比率、どちらを受けられるかっていうのは、その希望によるものですから、半々で見込んで、トータルがこの32万2,000円ということで予算を組んでおります。

○4番(椎葉弘樹君) その説明は全協で受けたところなんですけど、上限が1万5,000円ということは、不活化ワクチンを受けられる方、もしくは生ワクチンを受けられる方というふうに多分、分かれると思うんですよね。それといずれかの条件の時の上限が1万5,000円だとすると、1万5,000円×25人っていうふうに予算額、マックスの予算立てをするのが通常ではないのでしょうか。細かく計算するとですね、確かに全協の資料通りなんですけど、今回上限を設けられるということであれば、単純にもう上限が1万5,000円の25人分というふうにはならないのでしょうか。

○保健福祉課長(高木堅介君) ワクチンが代表というか、メーカーによって単価も違うもんですから、高いものと、あと生ワクチンのほうが単価が安くてということで、一律1万5,000円とせずに予算の積算をしたところでございます。

○3番(遠坂道太君) 今の椎葉議員の関連にしまして、お聞きしたいと思いますが、生ワクチンと不活化ワクチン、どのくらいの効果があるのか、それにつきましてお尋ねをしたいと思います。

○保健福祉課長(高木堅介君) 生ワクチンと不活化ワクチンの違いということでよろしいでしょうか。効果ですね。予防効果はどちらもありまして、生ワクチンは1回の接

種です。不活化ワクチンは2回接種が必要となります。それから、生ワクチンでは全身の副作用が低いということ。不活化ワクチンでは、予防効果が長期間得られるのは、不活化ワクチンのほうということで今調べているところです。ただ不活化ワクチンの欠点と言いますか、全身副作用が生ワクチンよりもちょっとあるかなというようなところでございます。

○9番（山下 力君） 60ページの負担金補助及び交付金について、多良木公立病院企業団についてお尋ねをします。町長にお尋ねをします。最近ですね、定年退職者とは別に途中で退職される職員が多いと聞いております。その退職される理由等を開設者協議会等で分析されておれば、お聞かせください。

○町長（長谷和人君） 最近のデータでございますけども、令和5年4月から令和6年3月12日まででございまして、わかってる部分でございしますが、全員で25名の方が退職という形になっております。その理由でございしますけども、まず一番多かった理由がですね、体力ということで約20パーセントの方でございします。それから体調面・病気というのが13パーセント。そして、自己都合が16パーセントとあとは10パーセント以下ということで、転勤とか通勤距離とか家庭の都合、それから介護というふうな順序できておるところでございします。なお今この退職者数の中で、お医者さんの数が1名いらっしゃるところでございします。それと女性と男性の比率でございしますが、女性の方が68パーセント。男性の方が32パーセントという形になっておるところでございします。それから開設者協議会というお話でございましたんですが、こういう理由があるということで、分析まではしてあったんですけども、それ以上の退職に当たりまして、今後どうするかということで補助のほうはしっかりやってくれというところぐらいまでしか、まだ協議会の中ではですね、議論はしてなかったところでございします。以上でございします。

○9番（山下 力君） いわゆる病院の職種、色々ありますけれども、やはり人材不足で、なかなか簡単に補充・採用はできないと思います。それと別に補充・採用にあたってですね、多額の予算を計上し、その予算を執行していると言う話も聞いております。これは事実かどうか。

○町長（長谷和人君） 今の多額の予算ということで、人材を求めているというふうなお話がございましたんですけども、まず初めに、人材につきましては、ハローワークのほうに募集をかけまして、併せながら、町内でいくなれば、回覧板等でも募集をしてございします。その結果、再職者の補充ができないということであればですね、人材の紹介を会社を通してまして、人材を求めているという実績がございします。この場合につきましては5年度でございしますけども、約420万円余りがですね、紹介料という形で出ておるところでございします。5名の方がそういうことで、人材紹介会社を通して採用をしているという実績でございします。以上でございします。

○**9番（山下 力君）** 今までなかったような、いわゆる支出なんですよね、て私は思います。昔はドクターの人材バンクからの招聘はあっておりましたけども、看護師と含めて、そういう人材バンクのところから紹介いただいて、お礼をするという支出は、昔はなかったと思います。要はですね、退職されないような、退職される事情は先ほど説明がありまして、理由があろうかと思えますけれども、退職されないような、患者のために、やはり職員の方が働きやすい環境整備にするのが、いわゆる企業長、構成町村長の役割ではないかというふうに思います。そういったところにですね、今後、いわゆる注意を払っていただいて、途中で辞める方が少なくなるようにですね、努力をしていただきたいというふうに思います。それからもう1点、これは確かな数字はわかりませんが、平成22年前後に、入院棟を含む病院の建設をされております。その時の建設債が相当残っていると思います。令和3年4年にかけて、公立病院は、14億程度の利益を上げております。どういう使い方をされるかわかりませんが、その建設債が残っておればですね、少しでも繰上償還をしておくべきではなかろうかと。今後人口が減少しますと、病院といえど厳しくなる可能性もありますんで、余裕があればですね、繰上償還したらどうかという考えを持っておりますけども、そういった協議を開設者協議会等でなされたことはありますか。説明をお願いいたします。

○**町長（長谷和人君）** 今おっしゃいました、利益が上がってきてると。これ1つには、ご存じのとおり、新型コロナウイルス関係につきましての交付金絡みがございましたんで、その分があろうかというふうに思っております。それから令和5年度でございますけども、何とか今年度につきましても黒字の部分があるということで、安堵してるところでございます。当初、このR5年度の当初時点では、今言いました交付金等がなくなるということで、厳しい経営状況になるのではなかろうかということをご予想しておりましたので、今申しましたように黒字になるということで1つ安心しております。また併せまして、来年度以降につきましても、何とか乗り切るような形でですね、経緯を持っていくということで、お話ができていますところでございます。そして、今ご質問がございました、この黒字分につきましての余力のある時点で繰上償還をしたほうが良いじゃないかというご質問でございますけども、開設者協議会の中ではですね、この分につきまして、いわゆる町で言う減債基金、基金のほうを設けたほうが良いんじゃないかという議論はしたところがございますけども、繰上償還っていうところまでの話にはまだ至ってないところがございます。なおこの繰上償還関係につきましては、従来もですね、繰上償還につきましては、総務省、財務省との絡みがございまして、本町の場合につきましても昔はですね、ひと昔のほうは繰上償還も認めてくれよったんですけども、今低利率という状況がございしますもんですから、なかなかその繰上償還、交渉すればできるのかもしれませんが、なかなか上手く今繰上償還ができてないという状況もある

ということで、ただ今回がどうなるかというのはわかりませんが、これまでの中ではそういうふうな話としてあつてということでございます。今聞きました分につきましては、改めて開設者協議会でですね、基金の件を併せまして、繰上償還の件につきましても議題として上げさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費の説明を求めます。

○農林振興課長（高橋 誠君） 同じく62ページでございます。

款5農林水産業費 について御説明いたします。

農林水産業費につきましては、2億5,063万7,000円を計上いたしました。令和5年度と比較しまして、3,880万円の増額でございます。歳出総額に占める割合は5.5パーセントになります。

次に項・目ごとに御説明いたします。

項1農業費、目1農業委員会費は、2,415万6,000円を計上しました。令和5年度と比較しまして、50万4,000円の増額の計上でございます。

節1報酬から節4共済費までは、農業委員8名及び農地利用最適化推進委員7名、事務局職員と会計年度任用職員の人件費等を計上しました。

63ページでございます。

節8旅費は、111万6,000円を計上しました。農業委員等の費用弁償、農業委員等の出張に伴う費用弁償、事務局職員の普通旅費を計上しました。

次に、節10需用費は48万7,000円を計上しました。令和5年度と比較して22万2,000円の増額でございます。令和6年度の地域計画策定に伴う目標地図素案作り等に必要な消耗品費、印刷製本費の増額、そして食糧費の増額は球磨都市農業委員会の全体研修会の開催に伴う農業委員の皆様が出席されるための増額でございます。

次に、節11役務費は61万4,000円を計上しました。

後ほど節17備品購入費でも計上しておりますが、農業委員と最適化推進委員の皆様への農地タブレット端末を購入する予算を計上していますが、今まで4台のタブレットを15名の委員でシェアする形での使い方でしたが、熊本県内の他の市町村のタブレット保有状況、農地パトロールでの活用と農地の状況を現地で入力でき、活動記録も保存できまして、これはペーパーレスに繋がってくることになります。令和6年度の地域計画策定にも活用できることから、委員全ての方にタブレット端末を配備する予算を計上して、併せてタブレット15台分の年間通信費56万4,000円を計上しております。なお、この通信費は国の農地利用最適化交付金事務費分を100パーセント充当できます。

次に、節 12 委託料は 95 万円を計上しました。委員研修会参加のためのマイクロバス運転委託料、農地台帳システム保守委託料でございます。なお、昨年令和 5 年度は農家台帳データ変換委託料 38 万 5,000 円を臨時的に行いましたが、令和 6 年度は不要のため減額となっております。

次に、節 13 使用料及び賃借料は、154 万 8,000 円を計上いたしました。農政業務支援システムリース料 76 万 9,000 円のほか、農地台帳システムリース料、農業委員タブレット利用料、駐車場利用料をそれぞれ計上しました。なお、農業委員タブレット利用料 7 万 8,000 円も国の農地利用最適化交付金事務費分を 100 パーセント充当することになります。

64 ページでございます。

節 17 備品購入費は 44 万 8,000 円を新たに計上しました。先ほど、節 11 役務費の通信費のところで説明しましたが、農業委員、農地利用最適化推進委員の農地タブレット端末 11 台分の購入費でございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金は 9 万 8,000 円を計上しました。球磨郡市農業委員会協議会等負担金でございます。

目 2 農業総務費は、6,456 万 3,000 円を計上しました。令和 5 年度と比較し、981 万 9,000 円の増額の計上でございます。主な増額の理由は、新たに農業振興地域整備計画の見直しを行うための委託料予算の計上と、農林振興課職員の人件費の増額によるものでございます。

節 1 報酬は、458 万 3,000 円を計上しました。

農振整備促進協議会委員 9 名の方の報酬 8 万円、人・農地プラン検討委員会委員 3 名の方の報酬 2 万 7,000 円、会計年度任用職員 1 名の人件費を計上しました。また、令和 5 年度に採用した地域おこし協力隊の方 1 名の報酬 234 万 9,000 円を計上しました。

節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費まで、農林振興課職員のほか、会計年度任用職員の人件費、地域おこし協力隊の人件費に要する経費を計上しました。

次に、節 8 旅費は 19 万 4,000 円を計上しました。農振整備促進協議会等の委員の会議出席の費用弁償、地域おこし協力隊の費用弁償、職員の出張に伴う普通旅費を計上しました。

65 ページをお願いします。

節 10 需用費は 73 万 5,000 円を計上しました。地域おこし協力隊の活動に必要な消耗品費、公用車の燃料費等を計上しました。

節 11 役務費は 6 万 1,000 円を計上しました。地域おこし協力隊用のリース車両の保険料でございます。

次に、節 12 委託料は 800 万円を新たに計上しました。これは、農業振興地域整備計画の全体見直しを行うための業務委託料でございます。この農業振興地域整備計画は、おおむね 5 年ごとに全体見直しを行うよう定義されておりまして、直近の見直しは、令和 2 年 3 月に実施してございます。これまでの見直しの方法は、担当職員で実施してきましたが、近年の業務量の増加、職員数の減少もあり、農地 1 筆ごと現状調査ととりまとめなどこの見直しにかかる業務量が多くなりまして、将来の農地の活用、営農が持続可能な農地の判断など、精度の高い専門のコンサル業者による計画見直しを行うため予算を計上しました。

次に、節 13 使用料及び賃借料は 34 万 3,000 円を計上しました。職員の出張の際の駐車場使用料と、地域おこし協力隊の活動用の車両リース料をそれぞれ計上しました。

次に、節 18 負担金補助及び交付金は、194 万 7,000 円を計上しました。県野菜振興協会負担金 8 万円のほか、くま農業活性化協議会負担金、球磨川漁協ヘヤマメの稚魚放流補助金 10 万円を計上しました。

次に、湯前町農業再生協議会補助金 128 万 9,000 円は、経営所得安定対策・担い手育成等を協議しますが、国の経営所得安定対策推進事業、県の水田産地化総合推進事業、また町単独事業で新規就農者と後継者の育成支援を目的としています。また地域おこし協力隊住宅費補助金として 42 万円を計上しました。

次に、目 3 農業振興費 は、1 億 1,059 万 4,000 円を計上しました。令和 5 年度と比較し、1,731 万 6,000 円の増額での計上でございます。主な増額の理由は、農産加工場の精米所改修工事と、令和 5 年度では各種の農業振興補助金を当初予算の骨格予算ではなく、年度途中の 6 月議会の補正予算で肉付けしたため、当初予算上での比較では増額となったものでございます。

節 1 報酬の 7 万 1,000 円、節 8 旅費の費用弁償 2 万 6,000 円は、それぞれ農業振興検討委員会の委員の会議出席と出張に伴う費用弁償を計上しました。また、職員の普通旅費 5 万 9,000 円は、令和 5 年度より増額計上しておりますが、各種協議会の研修や会議がコロナ渦前の頻度に戻ったためのものでございます。

次に、節 10 需用費は、106 万 7,000 円を計上しました。令和 5 年度と比較して、75 万円の増額での計上でございます。増額の理由は、光熱水費 24 万円で、旧農産加工施設「精米所」の電気料でございます。また、修繕料 54 万円は、精米機や製粉機など機械の修繕とメンテナンス調整に要する経費を計上しました。令和 6 年度の途中になる見込みですが、指定管理者の公募と選定を行い、早急な再稼働を目指すための準備を行う経費となります。

66 ページでございます。

節 11 役務費は 18 万 9,000 円を計上しました。農政事務に必要な郵送代等の通信費と、公用車の法定点検手数料でございます。

次に、節 12 委託料の旧農産加工施設杵つき精米所改修工事管理委託料 40 万円と、節 14 工事請負費の 700 万円をそれぞれ計上いたしました。これは、旧農産加工施設「精米所」建屋内部の壁や天井リフォーム工事に合わせ、空調機器と LED 照明機器の設置を行い、令和 6 年度での指定管理を行い、早急な再稼働を目指すため最低限の改修ということでございます。併せて、節 17 備品購入費の 200 万円も杵つき精米所の建屋内部に、精米した米袋など農産加工品を貯蔵補完するためのプレハブ型冷蔵庫を購入するものでございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金は、9,952 万円を計上しました。令和 5 年度と比較し、732 万 7,000 円の増額の計上でございます。主なものは、農業用廃プラスチック類処理対策補助金 50 万円を計上しました。施設園芸用のダンポール処理など処理量の増加が見込まれるための増額での計上でございます。

次に、中山間地域等直接支払交付金 3,131 万 9,000 円は 26 集落分の活動費に対する交付金を計上しました。

次に、環境保全型農業直接支払交付金 502 万 6,000 円は、自然農法や有機農業を实践される農家に交付するもので、44 ヘクタール、21 戸の生産者を見込んでの予算計上でございます。

次に、農業次世代人材投資事業補助金 150 万円は、財源を国の後継者支援の補助率 100 パーセントですが、就農 4 年目の生産者 1 名分を計上しました。

次に、多面的機能支払交付金 3,353 万 6,000 円は、農地維持・資源向上共同活動、そして長寿命化分を併せて計上しました。

次に、農業後継者等支援補助金 144 万円は、先ほどの国の農業次世代人材投資事業の要件に該当せず、町単独事業での支援になりますが、就農された 3 年目の生産者 2 名の方への補助金を計上しました。

次に、湯前版中山間地域直接支払補助金 324 万 7,000 円は 5 集落分の活動費への補助金を計上しました。

有害鳥獣対策でございますが、狩猟免許取得支援補助金 3 万 8,000 円、鳥獣被害防止柵事業補助金 15 万円をそれぞれ計上しました。

次に、作物規模拡大等支援事業補助金は 10 万円を計上しました。作付面積の拡大や、新規作物の導入に必要な種苗代を支援するものでございます。町単独の補助率 50 パーセントで 5 戸の生産者を見込んで計上しました。

次に、農耕車資格取得補助事業補助金は10万円を計上しました。農業機械の大型化・高性能化が進むなかでの、農作業の安全対策、経営に必要な資格の取得の支援を行うものでございます。定額2万円の5名分を見込み計上しました。

次に、農業研修補助事業補助金は10万円を計上しました。農業経営の技術研修ほか、国内外の視察に参加する方への支援を行うものでございます。補助率50パーセント、2名分を見込み計上しました。

67ページでございます。

有害鳥獣捕獲補助金は662万円を計上しました。近年の捕獲実績を参考に、捕獲見込みは、シカ450頭、イノシシ200頭、サル5頭、カラス20羽、アナグマ50頭を予算計上しました。

次に、県水土里情報利活用協議会負担金は27万9,000円を計上しました。熊本県、市町村、JA、土地改良区などで農地の情報を共有し地域全体で今後の農地の有効利用を図る土地情報システムでございまして、協議会で導入されている個別システム、GISシステムが令和6年度にシステム改修をされるため負担金が増額した予算計上となります。

次に、熊本県農業制度資金利子等補給費助成金11万5,000円は、新型コロナウイルス対策緊急支援資金を利用された生産者に、県と町が利子補給と保証料の助成を行うものでございます。

次に、農業公社運営補助金300万円は、本町の農業振興事業を担う湯前町農業公社の事業への運営補助金を計上しました。

次に、新規就農者育成総合対策事業補助金150万円は、国の農業次世代人材投資事業から令和4年度に制度が変更した分でございます。同じく、財源を国の後継者支援の補助率100パーセントでの、就農3年目の生産者1名分を計上しました。

次に、果樹振興総合補助事業補助金は75万円を計上しました。新植・改植の苗木代ほか、高性能機械等の導入で省力化と規模拡大の支援を行うものでございます。補助率50パーセント5名分を見込んで計上しました。

次に、中心経営体農業機械導入支援事業補助金（認定農業者等）は400万円を計上しました。経営規模の拡大に意欲ある農家に対しての農業機械等の導入の支援を行うものでございます。70歳未満の認定農業者に補助率30パーセントでございますが、50歳以下の認定農業者と50歳以下の後継者と共に経営は補助率50パーセントでございます。また、認定新規就農者も補助率50パーセントでございます。2名分を見込んで計上しました。

次に、農業用施設等導入事業補助金は200万円を計上しました。野菜や畜産等の生産に意欲ある農家のため、ハウス施設や畜舎などに掛かる経費に支援を行うものでございます。

次に、農業法人化支援事業補助金は200万円を計上しました。地域農業の支え手として規模拡大と経営安定化のため法人化を目指す農業者で、農地取得や農業用機械、施設の導入、雇用に係る経費に支援を行うものでございまして、この補助金は、法人化して5年間以内で農地の取得に係る経費や法人化手続きに必要な経費に補助率50パーセントを補助するものでございます。

次に、農業雇用等支援事業補助金は50万円を計上しました。高齢化や後継者不在等により労働力が不足する、繁忙期の農家負担を軽減する支援を行うものでございます。

次に、中心経営体農業機械導入支援事業補助金（その他経営体）は100万円を計上しました。これは認定農業者及び法人、認定新規就農者以外の農家の方への補助でございます。

目4畜産業費は、492万9,000円を計上しました。

節7報償費22万5,000円は、子牛品評会等の賞品代を計上しました。

節10需用費は24万7,000円を計上しました。消耗品費等それぞれ計上しております。なお、光熱水費18万7,000円は、アグリセンター分でございまして、一部を農業公社事務所としても使用していることから、電気料と水道費を農業公社と案分して、同様に、68ページでございますが、節13使用料及び賃借料5万2,000円のほうも農業公社と案分しております。農業公社負担分は、歳入の雑入で受け入れることになります。

次に、節18負担金補助及び交付金は、436万1,000円を計上しました。

酪農ヘルパー制度補助金は、近年の利用実績を参考に100万円を計上しました。また、畜産奨励補助金332万6,000円は、素牛改良のための繁殖素牛、乳用牛、肥育牛のそれぞれの導入に要する1頭あたりの定額補助金を、近年の実績により予算を計上しました。

次に、目5農地費は、3,008万2,000円を計上しました。

令和5年度と比較して、736万8,000円の減額での計上でございます。大谷ため池浚渫工事の完了に伴う減額が主な要因でございます。

節1報酬8万9,000円及び節8旅費の費用弁償は、農業農村基盤整備事業推進委員会の委員報酬と費用弁償を計上しました。これは、上溝と中溝の二溝でございますが、用水路改修に伴うハード事業の推進に向けたソフト事業、検討会議の予算でございます。

次に、節10需用費は110万9,000円を計上しました。

次に、節11役務費は2万9,000円を計上しました。水路計画の地区説明会などの予算でございます。

次に、節 12 委託料は 86 万 1,000 円を計上しました。農道等管理委託料でございます。古城地区の土捨て場整備工事を進めるための、用地を購入するための登記委託料を計上しております。

次に、節 14 工事請負費は、300 万円を計上いたしました。瀬戸口区の辻溝用水路の上流、久米川内川からの取り入れ口の土砂流入を防止するための砂防堰を設置する工事費を計上しております。

次に、節 16 公有財産購入費は 527 万 3,000 円を計上いたしました。これも土捨て場の確保と整備に伴います公有財産購入費でございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金は、1,945 万円を計上しました。農村地域防災事業負担金 858 万円は、県営第 2 蓑谷ため池整備事業分でございます。蓑谷ため池の堰堤と水門・底樋の改修工事分でございます。11 パーセントの負担でございます。

次に、県営水利施設等保全高度化事業負担金 1,085 万円は、先にも説明しましたが、上溝・二溝の改修工事分の町負担金でございます。

69 ページでございます。

節 21 補償補填及び賠償金 4 万 3,000 円を計上しました。古城地区土捨て場整備工事を予定する中で、用地の相談を進めて、一部の立木補償の相談を要する必要があるため予算を計上するものでございます。

以上でございます。

○**教育課長（浅田 徹君）** つづきまして、目 6 農村環境改善センター管理費につきましては、252 万 3,000 円を計上しました。改善センターの維持管理に要する経常的経費が主なものとなります。対前年で 36 万 4,000 円の減となっております。

節 10 需用費では消耗品のほか光熱水費で電気料金対前年 4 万円の増加を見込み 140 万円を計上しています。修繕料は対前年同額の 30 万円を計上しました。

節 12 委託料では、施設の清掃・警備委託料と消防設備点検並びに防火対象物点検で合計の 47 万円を計上しました。

項 1 農業費につきましては、以上となります。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 大変失礼しました。目 5 の農地の説明のほうで、令和 5 年度と比較して 736 万 8,000 円の減額と申しましたが、増額のほうでございました。大変申し訳ありません。

同じページでございますが、項 2 林業費、目 1 林業振興費は、1,379 万円を計上しました。令和 5 年度と比較して、412 万円の増額での計上でございます。

節 1 報酬 234 万 9,000 円は、地域おこし協力隊の報酬を計上しました。これは、国からの交付金による林業成長産業化地域創出モデル事業の終了に伴いまして、この地域お

こし協力隊をコーディネータとして運営させるところでの募集でございます。また、地域おし協力隊の活動経費に関するもので、節8旅費の普通旅費、節10需用費の消耗品費、節11役務費にリース車両の保険料等を計上しております。

70ページでございます。

節11役務費は5万円を計上しております。一部事務用の通信費、緑の羽根販売手数料を計上しております。

節12委託料は民有林内補修整備業務委託料300万円を計上しました。これは、民有林の内部に入っている林道や作業道の痛みが激しい箇所を含め、その路面の補修や改良を行うものでございます。財源には森林環境譲与税を充当いたします。

次に、節18負担金補助及び交付金は、460万3,000円を計上いたしました。球磨地域林業振興・木材需要促進対策協議会4万7,000円ほか、各種の協議会の負担金を計上いたしました。

次に、奥球磨みらいのもり創造協議会負担金2万円は、木材生産等の森林情報、流通・販売等の需要拡大や林業労働者の人材育成等を推進するソフト事業でございまして、国の補助事業は終了しておりますが、さきほどの地域おし協力隊の雇用も活用しながら、継続していきたいというところで、湯前町・水上村ほか、この協議会の会員の方々からも負担金をお願いしての運営となっております。

次に、みなと森と水ネットワーク会議負担金5万円は、東京都の港区と、森林を有する自治体で構成される中で、国産材の活用を通じて森林整備の促進等々を増大させることを目的とする連携組織でございまして、令和3年度から本町も加入しておりまして、令和6年度分の町負担金を計上しております。

次に、林業担い手対策事業負担金120万円は、森林整備を担う人材の育成及び確保を図るため、森林施業のための機械、安全対策装備品、労働環境装備品に必要な経費への補助金を計上しました。これも財源は森林環境譲与税を充当することとしております。

次に、民有林森林作業道開設事業補助金は167万2,000円を計上しております。民有林の森林作業道の林内路網開設に対しまして、上球磨森林組合が事業主体として取り組む、国の補助事業に対して、町が支援するもので、これも財源は森林環境譲与税を充当することとしております。

節24積立金161万8,000円は、国からの森林環境譲与税の一部を積み立てるものでございまして、令和6年度の国からいただける譲与税の歳入見込み額は、1,263万6,000円となっておりますので、歳出のほうで公有林管理費と林業振興費のほう、1,096万4,000円の充当を計画しますので、その残りの分の、161万8,000円を積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、款5農林水産業費の説明が終わったところです。これから、款5農林水産業費の質疑を行います。ページは62ページから70ページまでです。

○1番（吉田精二君） 目1農業委員会費についてです。ページは62ページになります。61ページ62ページですね。タブレット購入費、それからタブレットの通信費、利用料を上げてあります。現在、農業委員会のほうで農家の皆様に1筆ごとの意向調査を実施されているところでございます。それが全部集まって農地台帳システムとか農政業務支援システムに一応入れて、それをアップロードしてタブレットに入れて農業委員さんとか推進員さんが使われると思います。入力をするにあたって、現在のシステム上のシステムの改修とかをしなければ、タブレットに入力とか、各地区で持って行ってから話し合いとかには使えないと思いますが、その付近の考えはどのようになっているんでしょうか。計画ですね。

○農林振興課長（高橋 誠君） 今回のタブレット購入につきましては、地域計画の策定にもありますが、その前にやはり、農地パトロールであったり、農地の状況、現地の状況ですね、一筆ごとに、その状況を入力することができます。また地域計画策定の目標地図を作るときにこのタブレットを持っていきまして、その農家の方の意向、その協議の場での意向も一筆ごとに入力も、タッチすれば内容を入力することができるシステムになりまして、特段、今の現行システムを改修するということはないということでございます。

○1番（吉田精二君） その入力については職員が入力するということによろしいのか、アンケート結果の入力はですね、例えば、それを地区に持って行って見る前に、タブレット自体は17インチとかそのぐらいのあれでしょうけども、それを例えばスクリーンとかに映して、みんなで結局パズルの入れ替えとかいうような感じになるんですが、その付近のシステムもなからんと地域での話し合いでは、上手い具合に利用できないと思うんですが、その改修計画とかありますか。

○農林振興課長（高橋 誠君） 今現在、農地所有者の方の意向調査を一筆ごとやっております。これを現在、農業委員会のほうのですね、システムに着色するような形で入力をしていきます。10年後どうしたいんだ、貸したいんだ、売りたいんだ、そういった情報を色分けします。それを大きな図面でプリントアウトして、地区の協議の場に持

っていくという形にします。同じく、タブレットにも同じような情報を入力して、農業委員さんがそのタブレット情報を見ながら、また集まっていた農家の方、農地所有者の方は、大きな紙図面を見ながらの作業という協議の仕方を考えております。

○3番(遠坂道太君) 66ページです。農業振興費で、負担金補助及び交付金で、多面的機能支払交付金3,353万6,000円につきまして伺います。この事業につきましては各集落、中山間から事業が挙がってきていると思いますが、1つの事業の金額はどのくらいまであるのか、それにつきまして、お願いします。

○農林振興課長(高橋 誠君) 検討のご指導といいますか、指針を定められておまして、1事業、1工事といいますか、1修理といいますか、それが500万円以下で収めるということでの、ある程度の仕様で示されております。

○3番(遠坂道太君) この500万円から超えた事業につきましては、どのような使い方をするのかについて、お伺いします。

○農林振興課長(高橋 誠君) そういった多額なものが出てきましたら、500万円以内で収まるように県との協議もありますけども、年度を区切ってというふうな、分割の区間、工区を分けてとか、そういった工夫がいるかと思っております。

○2番(西 靖邦君) 68ページですけども、目5農地費、節16公有財産購入費、排土先用地等購入費527万3,000円ですかね。土地の購入費527万3,000円ですけども、最終的な用地面積はどのくらいですか。

○農林振興課長(高橋 誠君) 事業面積につきましては、1万7,000平米ということで1.7ヘクタールほどとなっております。

○2番(西 靖邦君) これ1万7,000平米ということですけども、購入面積のですね、全て平米単価は一緒なんですか、1万7,000平米の中で。

○農林振興課長(高橋 誠君) 対象は農地になりますので、一筆の購入単価といいますか、それは同じということで考えております。

○5番(森山 宏君) 70ページの林業費のほうでですね、借家の住宅の補助金というふうに、90万円というふうに計上してあったんですけども、農業費においては30何万円だったかな、あまりにも、なんつうか、住宅費の補助が林業費においては90万円という、約8万円の家賃ぐらいですかね、非常に高い家賃かなと思いますので、ちょっとこの理由を見積根拠といいますか、国から全部補助が来るけんっていう答えは受け付けませんので。

○農林振興課長(高橋 誠君) 今現在まだ、地域おこし協力隊着任しておられませんので、予算上は補助上限いっぱいのところ組んでおります。家賃5万円の12か月分と敷金礼金等を含んだところでの補助ということで考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 同じく70ページの林業担い手対策事業補助金120万円についてお尋ねします。この予算は令和5年度に町長が就任しての肉付け予算となっているものだと思います。そこで、令和5年度の実績について、まず確認をしたいと思います。

○農林振興課長（高橋 誠君） 令和5年度につきましては、4事業体、町内の4事業体の林業事業体のほうに補助をしております。110万円ほどの補助金額ベースですね、なっておりまして、内容につきましては、チェーンソー、安全装備品、チャップスとかですね、そういった装備品を補助することにしております。

○4番（椎葉弘樹君） この事業の補助要項などを探してみたんですが、ホームページにもないし、ネット上にも見つけることができていません。これ上限額は幾らで対応されてますか。

○農林振興課長（高橋 誠君） 補助要項のほうは作っていますが、まだアップされていないということで、大変失礼しております。上限額については特段設けておりませんで、この予算額内での打ち切りというところで行っております。

○4番（椎葉弘樹君） 森林環境譲与税を活用した良い事業だと思うんですが、この上限がないということは、もしかしたらその申請が120万円で申請して来られた方がもし1件あられたときには、その分は支給されるのでしょうか。

○農林振興課長（高橋 誠君） 令和5年度につきましては、120万円予算組んでおりまして、結果110万円で済んだというところでございます。令和6年度につきましても、同額予算組んでおりますが、令和6年度の当初に今度は4事業体のほうにまた要望調査をかけながら、その規模が大きくなったら、また補正予算で対応して、その財源は環境譲与税の基金からでも充てるような形でできればと考えておりまして、やはり4事業体を育成するという考え方であれば、この譲与税をフルに活用したいと考えております。

○9番（山下 力君） 67ページの負担金補助及び交付金、農業公社についてお尋ねをいたします。公社は設立して12年、色々12年間かけて取り組まれ、努力されてきたと思います。しかし現在、トラクター、田植え機、草払い機ですかね、これの貸し出し事業を含めて、6つの事業に取り組まれていますけれども、この事業を柱にして、運営が安定してきたという事業にまでは育っていないと思います。そこで町長にお尋ねいたします。この事業をですね、柱にして、売り上げが計算できる事業に取り組みたい。それも何年度ぐらいを目途にしてという考えがあればお聞かせください。

○町長（長谷和人君） リスタートが始まりまして、今2年経過したところでございまして、今おっしゃるとおり、大変厳しい状況が続いております。今いつまでというふうな目標もというふうなお話でございますけれども、1つにこれまで全協の中で説明してきておりますが、人材の確保というのが一番でございまして、特に事務局長というのが、まだできてないというところもございまして、でするので、目標と言われても大変厳しいん

ですけども、中心的には農作業受託事業、それから農業機械のリースですか、ここら辺を中心としながらですね、階段を1歩ずつ、こう上がっていくという形をもってですね、経営をしていけばというふうに思っておるところでございます。しばらくは、この状況が続きながら運用させていただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○**9番(山下 力君)** 町長の頭の中に農業政策は最重要課題の1つだろうと思います。そして、農業就農者等々が高齢化、担い手不足で、もう5年先は厳しい状況にあると思います。そこで農業公社の設立の目的ですね、やはり、なんですかね、思い出しということはできませんけれども、当初に帰って色々検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。その辺の中で、令和6年度の町長の施政方針の中で、公社運営について、初心に帰りたいと、述べておられます。その初心に返って目的をもう一度ですね、検討することで、いわゆる公社の事業の柱が見えてくるのではなかろうかと私は思います。この点について、町長のお考えをお聞かせください。

○**町長(長谷和人君)** これまで山下議員のご提案もございましたけれども、農業振興検討委員会というのを設けさせていただきまして、その中で、この農業公社の位置づけといのをしっかりと書いていただいておりますし、人・農地プランの中にも、この農業公社というのが出てきております。今後、地域計画、再生計画の中にも、当然それなりの盛り込みが出てくるものというふうに思っております。やはり農業公社につきましては、農地を農地として将来的に次世代に継ぐという基本がございますので、私はこれをまず第一に持っていきながらですね、公社を運営していきたいというふうに思っております。加えまして、また同じことを申し上げるかもしれませんが、その人材不足というのが非常に厳しゅうございまして、その中でいかにして、この人材をですね、求めているかと、これまで農業公社の中の理事会の中で、いろんなことで議論をさせていただいたんですけども、また当たりもしました、私実際、その中で求めることができなかったということで、現在の形になっております。今回の計画の中の3年間の中期計画の中にも、人材不足の部分についても、協議をするような文章も書いておりますので、この計画にしたがいながらですね、先を目指していきたいというふうに私は思っているところでございます。

○**9番(山下 力君)** 令和4年度から300万円、300万円の運営に対しての支援を行っておりますけども、私は300万円では足りないと思うんですよ。いわゆる農業公社に頑張っていただくためには、いわゆる何て言うかね、売り上げが計算できて、いわゆる柱になる事業を展開していくならばですね、相当な資金と言われた人材が必要になってくると思うんですよ。それをですね、町長がリーダーシップを発揮して、そういった、いわゆる指示をしないことにはですね、前に進まないと思うんですよ。ですから、いわゆ

る担当課には、柱になる事業を考えろと。財政課には、財源を探せと。そういった指示が必要ではなかろうかというふうに思います。先ほど言いましたように、もう5年経ったら本当に厳しい時代が来ると思います。早めに判断していただいてですね、的確な、いわゆる担当課と財政課のほうに指示をしていただきたいと思いますけれども、町長のお考えを聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃった中身の部分、非常に私も公社に対する思いを、山下議員がお伝えいただきましたんで、そこも力にさせていただきたいというふうに思います。ただ再三申し上げますけども、この中でやっぱり、動かす人間がいないというのが一番重要でございまして、そこを理事会の中でも何回も実は協議しております。そして、柱となる事業につきましても、いわゆる機械関係のリースとか、それから受託作業とか、そういうのを中心としながら、今回、遠坂議員のほうも一般質問していただいておりますけども、そういうのをベースにしながらですね、担っていくということを保れずに、前に進んでいきたいというふうに思っております。それと山下議員がおっしゃるように、もう5年以内ではなくてですね、この農業公社ができたという時点で、もう10年前に湯前町にとっては、執行部それから議会にとっては、こういうふうな状況になるというのも予測されて、この農業公社は私は立ち上がったというふうに思っておりますので、その理念はしっかりとこの将来に繋いでいくという思いで、公社の運営には邁進して参りたいと思っております。なお担当しております、農林振興課につきましても随時そんな協議もしておりますし、財源の話につきましてはですね、どういうのがあるかどうか、補助事業等があるかどうかぐらいは調べておりますが、財源等も見つけ出しているものがございましたらば、新しい展開も考えながらですね、他町村の例も実は勉強に行かせてるところもございまして、さらに展開をやっぱり見いだしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○9番（山下 力君） 町長、期待いたしておりますんで、とにかく思い切ってですね、取り組んでいただきたいと要望しておきます。

○町長（長谷和人君） 先ほどの繰り返しでございますけども、階段を1歩1歩上げる気持ちですね、動かしていきたいというふうに思っております。

○農林振興課長（高橋 誠君） 先ほどの答弁で林業振興費のほうで、地域おこし協力隊の住宅費補助の件でございますが、私間違えて答弁しておりまして、敷金礼金のほうも見れるということでしたが、それは見ておりませんので、私の答弁間違いでした。申し訳ありません。

○8番（倉本 豊君） 67ページに新規就農者育成総合対策事業、これは国の分ですけども、町単独の部分もあろうかと思っております、現在その貰われておられる数、

何名ほど、夫婦もあろうかと思しますので、そこら付近も含めて、まずは数をお願いします。

○農林振興課長（高橋 誠君） 令和5年度の実績で申し上げますと、国のほうですね、は2名、町単独事業のほうの後継者事業につきましては、6名になっております。夫婦型につきましては、令和4年度で終了しております。

○8番（倉本 豊君） 現在6名の方も3年目というふうな話も、先ほど説明であったところですが、過去を含めましてですね、これをいただいて順調に農業経営に移行されたという事例があるのか、私を感じるところで、親元就農されたところに関しましては、そのまま就農がされていると思いますが、全く違うところから来て、新しく始めて、そのまま就農できるってのは、非常に難しいことかなというふうに思ってますんで、そこら付近の分析を含めてお願いします。

○農林振興課長（高橋 誠君） 議員おっしゃられますように、親元就農のほうの町単独事業での支援、こちらの方の経営を見ますと、やはり経営者の方の技術をそのまま継承した形で上手くやっておられるということで、これは新規就農者の方を役場にお呼びしまして、ヒアリング等々をしまして、県の農業普及所の職員の方もアドバイスをする、JAの担当者もその場でアドバイスするというふうな形でしております。同じく国の事業で、新規参入者といいますか、新規参入農業者の方につきましては、やはり不安なところがあります。今現在3名の方ですかね、が一番心配するところございまして、今週もですね、その方をお呼びしまして、県、JA、農業委員、また我々農林振興課のほうでヒアリングを行いまして、経営指導、現況調査、そして現地指導まで行っているところございまして、やはりわからんところはやっぱり、JAさんの指導員に聞くなり、近くの農家の方、また生産部会といいますか、そういった講習会にも参加をするようにということで指導をしております。ただ今後、軌道に乗るまでに、やはり時間がかかるような不安要素があるようございまして、ここは密になって、指導を継続していきたいと思っております。

○8番（倉本 豊君） 後のケアといいますか、そういうことは絶対必要だというふうに思っておるところですけれども、逆に繰上償還じゃなくて、最終的には返還ですよ、3年間いただいて、その先でというときに返還でしょ。される人は、その対象者はおられないのかについて、ご答弁願います。

○農林振興課長（高橋 誠君） 町単独の後継者支援の方、親元就農の方はもう先ほど言いましたように、きちっとされておりますので補助金返還になるようなことはないと考えております。ただ国の事業の後継者支援事業のほうは、先ほど申しましたように、不安要素は多々あるところございまして、5年間はきっちりと農業を続けていただくことが条件にはなっております。

○**8番（倉本 豊君）** 5年間とは、最初を貰い始めてからの5年間なのか、終わってから5年間なのか。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 説明が不十分でした。交付が済んでから5年間ということですので、トータルすると8年間になるかと思います。

○**8番（倉本 豊君）** 最初の3年間はですね、その国からの交付金10万、8万かな、月額。それで生活のある程度の糧になっていきますんで良いんですが、その糧が全くなってからの5年間、農業しとかんばいかんということであれば、とてもその5年、3年間で新規事業参入して、農業をして、農業で飯を食べるようになるのは難しいのかなというふうに私は考えます。あと5年間はどうかというときには、農業だけやらせとって、おそらく飯は食べませんので、例えば、半農半業じゃなかですけども、ある程度の日雇いの、労働は認めてやるとか、そういうことでないと、おそらく5年しても、農業で飯を食っていける状態にはならないのかなと、であるならば、先ほど町長に農業公社の話があって、人材不足という話ですんで、そちらのほうに向けながらですね、作業員なんかさせながら、支援していく方法もあるのかなというふうに私は思ったもんですから、そこら付近の考えはないものですかね。

○**町長（長谷和人君）** 今人材不足という観点から、国の奨励金が終わってからの所得が非常に変動するんじゃないかというふうなお話でございました。その個人の方には当たってないところでございますんで、どういう考えなのか、そういうふうな公社的な位置付けの中で働いてみる気持ちがあるかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねはしたいと思っております。ただ交付金のちょっと内容がですね、後程ちょっと答弁させたいと思うんですけども、そういう形でも対象になるかどうか、いわゆるそれやっという間違ったったら、補助金の返還となったら、ちょっと間違った指導という形になりますんで、一旦はちょっと私のほうとしては、そういうこともあるのかなということで、お尋ねはしたいというふうに思います。ただ今、課長のほうから今度はそういうことができるかどうか、交付要項からちょっと、それで答弁させたいと思います。

○**地域再生戦略推進係長（黒木優士君）** 私のほうから、国の交付金事業の内容を説明させていただきます。まず国のほうなんですけども、現在、新規就農者総合支援対策補助金と変わっておりますけども、その前進が農業次世代人材投資事業となっております、そちらのほうは5年間、150万円年間支給するということで、150万円の5年間になります。先ほど言われてました、夫婦型につきましては、225万円の5年間の支給となりまして、現在制度が変わりまして、現在の制度につきましては、150万円の3年間の支給と、令和4年度からがですね、変わっております。基本的にはこちら国の交付金というところで、色々条件がありまして、基本的には農業による所得が主な収入というところがあります。ですので、兼業してはいけないとなっていないんですけども、収入のメイン

については、農業じゃないといけないということで、県のほうから指導もあっていところですよ。以上です。

○**8番（倉本 豊君）** ということはですよ町長、農業公社では、なんちゅうかな研修、研修目的みたいな格好で、例えばそのほら、機械の操作とかしよでしょ。大きな声では言いませんが、公社では、人件費としてやってると、向こうは研修として来てもらう。なんかその付近の知恵がですね、出し合えよというのも結局、農業だけで、飯を食えるようになるちゅうのが難しい状況だと思いますんで、そこら辺の知恵を使いながらですね、そういう方法もあるのではないかなというふうに思ったもんですから、そこら辺は、お互いちょっと調整しながらですね、やっていかれればと思います。

○**町長（長谷和人君）** 交付金の対象にはなるような形を見いだすということで、今ちょっと答弁はさせていただきたいと思っております。なお今のお話の部分がヒントになるというか、そこら辺を見てですね、担当課と打ち合わせをさせて、検討させていただければというふうに思っている。ただ補足的な役割だけしかない、研修しかない、私先ほど山下議員に答弁しましたように事務局長とかですね、それとはちょっとまた違うのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○**8番（倉本 豊君）** その事務局長とか含めてですね、とにかく人が何人かおらんと回ってはいかないはずで、公社も、今その人材が見つかるのに非常に苦労していると、何回も応募かけても来てもらえないというような状況が続いてますんで、それも1つの手かなというふうに感じておりますんで、よろしく願いしておきます。

○**議長（金子光喜君）** ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで款5農林水産業費の質疑を終わります。

次に、款6商工費の説明を求めます。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 款6商工費は、3億9,450万7,000円を計上しました。一般会計総額に占める割合は8.6パーセントとなります。令和5年度と比較して、3億631万7,000円の増で、増額の主な原因は、湯前駅レールウイング改修事業及び物価高騰対応地方創生臨時交付金事業が主なものでございます。

ページは71ページになります。目1商工総務費から御説明いたします。

目1商工総務費は、506万8,000円を計上しました。商工観光係1名分の人件費などとなります。

目2商工振興費は2億9,937万4,000円を計上しました。令和5年度と比較して2億7,188万8,000円の増となっています。商工振興に係る事業費及び施設管理のための費用になります。

節1 報酬につきましては、195万9,000円を計上しました。くらし応援券事業に伴う会計年度任用職員の報酬でございます。このほかに、節3 職員手当、節4 共済費、節8 旅費につきましても会計年度任用職員の費用を計上しています。

節7 報償費に30万円を計上しました。企業誘致に伴うアドバイザーとしての謝金でございます。本町への企業誘致制度等の情報発信や立地情報の収集及び町への情報提供などの助言、サポートを実証した企業が、町のほうに誘致した場合に上限30万円以内で謝金を支払うものでございます。

節10 需用費に183万6,000円を計上しました。主にくらし応援券事業に伴う消耗品費や印刷製本費でございます。くらし応援券事業では、このほかに節12 役務費に通信費99万6,000円、節18 負担金補助及び交付金に1,775万円を計上しております。

72ページをお願いします。

委託料につきましては、1,947万7,000円を計上しました。各施設の指定管理料や維持管理に要する費用を計上しております。令和4年度から実証事業を実施しています、ワーケーション推進事業につきましては、692万円を計上しました。令和6年度も引き続きワーケーション事業を推進し、企業との信頼関係を気づきながら企業誘致につなげてまいりたいと考えています。

サテライトオフィス新設工事実施設計業務委託につきましては、350万円を計上しています。これは事業展開を行ってきたワーケーション事業の中で、サテライトオフィスの要望があり、今後、多くの関係人口を創出したいとの観点から拠点施設を整備するためでございます。なお、拠点施設の予定箇所としましては、まんが美術館周辺を考えているところでございます。

節15 工事請負費につきまして、2億3,100万円を計上しました。令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道の全線開通に合わせ、レールウイングに天候に左右されないイベント施設を再整備し、湯前駅周辺の賑わい創出ができる施設整備に取り組みたいと思っています。

節18 負担金補助及び交付金は、4,251万1,000円を計上しました。商工会補助金につきましては、前年度同額を計上しておりますが、くま川鉄道の全線開通に合わせ、商品開発などの観光戦略策定事業に取り組みたいとの要望がありますので、対象事業については補正予算で対応してまいりたいと考えております。

次に湯前町小規模事業者持続化補助金は、申請見込み件数3件の50万円を計上しました。また、湯前町事業承継サポート事業補助金は、令和4年度認定者2名分、R5年度認定者1名分、R6年度認定見込み1名分計4名分の360万円を計上しております。

令和５年度から商工業の振興や活性化を図ることを目的に開始した商工振興補助金につきましては、900 万円を計上しました。事業者からの要望が多い補助金ですが、予算の範囲内で実施していきたいと考えております。

商工会青年部ＡＲ事業補助金につきましては、商工会青年部が仮想空間を活用した販わい創出と商工業者の販売促進を目的に令和５年度から実施している事業であります。令和６年度においても引き続き事業を実施していくため、その費用 360 万円を計上しました。

次に日本貿易振興機構事業負担金 10 万円につきましては、令和６年度から新たに支出するもので、同機構を通じて町内の焼酎蔵が海外に販路拡大を行っておりますので、同機構に負担するものでございます。

サテライトオフィス等進出支援金事業補助金については、60 万円を計上しました。これは本町に進出した企業に対し、５年以上事業を行うことを条件に月額５万円を上限に補助を行うものでございます。

７３ページをお願いします。次に、観光費を説明します。観光費は、9,006 万 5,000 円を計上しました。令和５年度に比べて 4,190 万 2,000 円の増額となっております。増の主な要因は、地域おこし協力隊の募集人員の増や観光案内板設置委託費、イベント開催費補助金の増額によるものです。

主なものについて御説明いたします。

節１報酬費に地域おこし協力隊報酬 945 万 1,000 円を計上しました。このほかに、節３職員手当等、節４共済費、節８旅費に関係する費用を計上しております。令和６年度も湯前駅周辺とグリーンパレス公園の２つの観光施設に配属を考えており、現在２名の協力隊に加え、新規２名の４名分を計上しています。

節７報償費に 39 万 5,000 円を計上しました。これは観光宣伝に係る費用となります。湯前町ＰＲ事業報償費については、ふるさと納税をされた方が、返礼品の評価をインターネット上で評価した方限定に商品を送るための費用でございます。この関連する費用としまして、節１１役務費に通信費の送料を計上しております。

節１０需用費に 373 万 6,000 円を計上しました。観光施設の消耗品などの必要経費を計上したものです。印刷製本費につきましては、令和４年度に作成した観光パンフレットを増刷する予算を計上しました。

また湯楽里非常用発電機修繕料につきましては、導入して２７年が経過し、蓄電池などが交換する必要があるため、110 万円を計上しました。

節１１役務費に 1,103 万 1,000 円を計上しました。主に湯前町観光ＰＲに伴う広告料となります。令和６年度も令和５年度に引き続き、雑誌や新聞などのメディアを通した広

告に加え、ふるさと納税ポータルサイト上で湯前町を発信していきたいと考えております。

74ページをお願いします。

節12 委託には3,280万9,000円を計上しました。主にグリーンパレス指定管理委託料1,355万2,000円と町内観光案内看板設置委託料1,800万円です。グリーンパレス指定管理料は令和5年度と比較して74万5,000円増となっています。増の主な要因は、人件費やキャンプ場の芝生整備費の増によるものでございます。また観光案内看板設置委託料については、令和5年度に観光案内に関するデザインなどサイン計画が完了し、町が管理している看板を更新していきたいと考えております。

ロゲイニング運営委託料につきましては、50万円を計上しました。同様なイベントが近隣町村で開催されており、参加者の満足度は高いものの参加人数が分散するため、年2回開催を1回に変更し減額いたしました。

節17 備品購入費には80万円を計上しました。これは、グリーンパレス公園管理内で使用しています、平成11年に購入しました、乗用型芝刈り機の修繕に伴う部品調達が厳しくなったため、新たに購入するものでございます。

節18 負担金補助及び交付金は2,599万4,000円を計上しました。各協議会の負担金が主なものです。上から3番目、湯前町観光物産協会補助金は前年同様480万円を計上しました。

次に人吉球磨観光地域づくり協議会負担金は、事業費分に419万3,000円、事務費分に118万6,000円を計上しました。令和6年度は、令和2年7月豪雨からの復旧、復興を見据えた、人吉球磨ならではの観光地域づくりの取り組みを、民間事業者からの財政支援を受けながら、集客に結び付ける事業に取り組むこととなっています。

次にイベント実行委員会につきましては、令和5年度に比べ305万円増の950万円を計上しました。イベント費用の経費が年々増額していることと、令和5年度に熊本県と共催しました、夏目友人帳15周年記念声優トークショーが好評だったため、再度本町で開催できないかと打診があり、その開催経費を含め計上しました。

75ページをお願いします。

キャンプ場誘客促進事業補助金300万円は、グリーンパレスのホームページなどの更新や顧客データの整理と分析のほか湯楽里の経営分析などを行う予定でございます。

節26 公課費については、企画観光課公用車の車検に伴う重量税を計上しました。

以上簡単ではございますが、商工費の説明を終わります。

○議長（金子光喜君） ここで昼食のため休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、款6商工費の説明が終わったところです。

これから、款6商工費の質疑を行います。ページは71ページから75ページです。

発言を許します。

○2番（西 靖邦君） 71ページですかね、目2商工振興費、節10の需用費の修繕料45万円ですけども、これ令和5年度にも45万円同一金額が計上されていますけど、例年同金額の修繕料が発生するんですかね。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） この需用費の修繕料につきましては、湯前駅周辺の施設に伴う修繕料を計上しております。いざというときにすぐに対応できるように、施設管理上で45万円程度、予算を組みまして、対応するという形で運用しております。

○5番（森山 宏君） 72ページですね、レールウイングの屋根の工事が2億3,100万円であがっておりますよね、2億3,000万円、確か、体験施設から奥のほうといいますか、ところにできる予定で伺っておりますが、ここ指定管理区域内ですよね、そこに指定管理者に対する、何か支障とかいうのは何も出てこないんでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 駅前レールウイングにつきましては、今実施設計を行っておりまして、繰越かけましたので、秋口までには詳細な設計ができてくると思います。そこで工事の工程とかもですね、指定管理と打ち合わせをしながらですね、やっていきたいなと思っております。支障が出ないように極力、レールウイング、ユノカフェの営業とかもですね、支障が出ないように、ちょっと検討しなければならないなというところでございます。

○2番（西 靖邦君） 72ページですけども、節12委託料、サテライト新設工事実施設計業務委託料、350万円計上されてます。これ設計条件においてですね、建物の規模とか、総工事費、工事工期等があると思いますが、概ね、その概要について、教えていただけませんか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） サテライトオフィスの新設工事につきましては、今のところコワーキングっていう、各企業さんが来られても、すぐ仕事に取りかけられるような施設を作りたいと。総事業費につきましては、ちょっとまだ規模的にですね、敷地面積が限られておりますので、その敷地面積の中で平屋になるのか、また2階建てになるのか、その付近も今後煮詰めながらですね、事業費のほうを精査させていただきたいと思っています。

○2番（西 靖邦君） コワーキングとかさっきも言いました、1人用のテレビブースとかも考えておるんですか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 現在ワーケーションもやっておりますけれども、今それぞれのテーブルを準備しまして、今8台なんですけれども、モニターもですね、準備して今運用しております。その備品関係もそちらのほうに持ち込みまして、拠点として動きたいと思っております。もちろんほかにも色々要望がございますと思いますので、その要望を聞きながらですね、建築のほうに反映していきたいと思っております。

○2番（西 靖邦君） 74ページですけども、節12 委託料、町内観光案内板設置委託料1,800万円ですかね、この1,800万円ですけども、各設置場所がありますよね、それによって看板本体の仕様は変わるのでしょうか。一緒なんですか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今看板の案内関係の委託が終わりまして、統一的な、町が管理してる看板については、統一的な看板を作りたいと。それとインバウンドにも含めてですね、多言語化をしたいと。それと観光施設においてはですね、できるようにあれば、スマホのアプリでその施設の説明ができるようなシステムができればなというところで、今考えておるところでございます。

○5番（森山 宏君） 今の看板で確か全協の時もお聞きしたと思うんですが、この看板っていうのは、ロゴにしても何かロゴにしてもあると思ってますけども、これ人吉球磨の観光、何かあるでしょう。それで統一したような、隣町はこやばってん湯前はこぎゃんじゃなくて、統一したようなロゴとか形態とかいうのは、何か決まりはあつとですかね。独自に湯前町独自にされるわけですか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 観光案内の看板の文字関係はですね、国交省でなんか定まってるようでございます。それに基づいて、視覚で入る部分で見やすい文字を使用するということで国交省のほうで定まっているようでございますので、それを基本に看板のほうは、デザインのほうをしていきたいと思っております。

○5番（森山 宏君） 確か人吉球磨の観光協議会ですか、そっちのほうで統一的なロゴとかいうことはあつとでしょうか。地区じゃない、すいません。各町村で看板の仕様が異なる、独自に湯前はやっていくということなんでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 森山議員が言われてる、人吉球磨の観光地域づくりで設置したのかちょっと私も存じてませんけれども、日本遺産が認定されたときに、人吉球磨全体で日本遺産のマークを入れて、色を統一して看板を作った経緯はございます。本町におきまして色があせないような、ちょっと町並みに合うような感じでですね、看板を設置したいなと思ってます。ただ、その人吉球磨の仕様に合わせてしまうと、おそらく看板はちょっと高額な看板だったとお聞きしてますので、それに似たような看板を色的にはですね、作れればなと思っています。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで款6商工費の質疑を終わります。

次に、款7土木費の説明を求めます。

○建設水道課長（稲森一彦君） 款7土木費について、御説明いたします。

75ページから79ページになります。

土木費につきましては、令和5年度より1億8,731万2,000円増の3億7,542万円を計上しました。歳出総額に占める割合は8.2パーセントになります。

次に、項、目ごとに説明いたします。75ページをお願いいたします。

項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、令和5年度より1,123万8,000円増の5,739万8,000円を計上しました。一般職員6名、災害復旧係の会計年度任用職員1名分の人件費など、経常的経費が主なものです。

節1報酬、節4共済費、節8旅費に2年ごとに工事などの指名願いを受付しており、令和6度がその年度となり、関係する会計年度任用職員の人件費を計上しました。

76ページをお願いいたします。

建設水道課公用車の車検に関する経費として、節10需用費に修繕料、節11役務費に車検手数料、自賠責保険料、節26公課費に自動車重量税を計上しました。

節18負担金補助及び交付金に、各種期成会負担金を計上しております。

77ページをお願いいたします。

国県事業負担金として、令和6年度において、県道錦湯前線の側溝整備事業250万円の町負担15パーセントの37万5,000円を計上しました。

耐震改修等補助金は、耐震化住宅への建て替え工事費補助として1件分100万円と耐震診断に要する費用に対しての補助として10万2,000円の計110万2,000円を計上しました。

ブロック塀等耐震化支援事業補助金20万円は、避難路・通学路等沿線の危険ブロック塀撤去等に対し補助するもので、補助対象事業費の3分の2を補助するものです。

土砂災害危険住宅移転促進事業補助金300万円は令和6年度に土砂災害特別警戒区域にお住まいの方が住宅移転を計画されており、補助上限額を計上しました。

次に、項2道路橋りょう費、目1道路維持費につきましては、令和5年度より8,539万2,000円増の1億3,279万円を計上しました。町道の維持、改修や原材料費等に係る経費を計上しています。増額の主な要因は、農道から町道へ移管するための用地測量関係、道路修繕工事、町道新村線歩道整備工事、新規事業として旧県道線改良工事の予算を当初予算から計上したことにより増額となりました。

節 10 需用費の修繕料は、町道の各種の修繕、改善に要する経費で 400 万円を計上しました。令和 5 年度まで節 13 使用料及び賃借料で計上していた、機械借り上げ料を節間の更正を行い、併せて例年の予算より増額しました。

節 12 委託料に 681 万円を計上しました。町道の維持管理委託料は令和 5 年度と比較して 42 万円を増額し、270 万円を計上しました。

上山ノ口線用地測量委託料 380 万円、上山ノ口線登記委託料 31 万円は、現在農道となっているものを町道へ移管するためのもので、道路側溝部の用地測量と用地購入を行い、町道として管理を行うための委託料を計上しました。

また、節 16 公有財産購入費に係る用地購入費 12 万 6,000 円を計上しております。

節 14 工事請負費に 1 億 2,100 万円を計上しました。

令和 6 年度は当初予算から町道舗装修繕工事 4 路線分 5,200 万円を計上しました。

町道旧県道線改良工事は新規事業として、野中田 1 区の公民分館裏に位置する路線で、路肩と法面が侵食し安全性が確保できないため、緊急自然災害防止対策事業債により 2 年間で対応させていただきたく、令和 6 年度は 1,800 万円を計上しました。

町道新村線歩道整備工事は令和 5 年度までに用地確保が完了しましたので 5,000 万円を計上しました。

78 ページをお願いいたします。

節 21 補償補填及び賠償金 50 万円は、町道新村線歩道整備工事に伴う N T T 柱の移転補償費を計上しました。

項 3 河川費、目 1 河川総務費につきましては、河川の維持・改修等に要します経費になります。令和 5 年度より 7,166 万 1,000 円増の 7,951 万円を計上しました。主な増額の要因は、令和 5 年度からの継続事業である浅巻谷川改修工事、新規事業として都川支川改修工事を当初予算から計上したことにより増額となりました。

節 10 需用費の修繕料として、100 万円を計上しました。

令和 5 年度まで節 13 使用料及び賃借料で計上していた機械借り上げ料を節間の更正を行い、例年の予算より増額しました。

節 12 委託料につきましては、263 万 5,000 円を計上しました。

都川排水樋管操作委託料 5 万 5,000 円、河川管理委託料に、県管理河川委託として 88 万円、河川敷地内支障木伐採委託料として 50 万円を計上しました。

浅巻谷川改修工事に伴う登記委託料は令和 5 年度からの継続で、令和 6 年度に計画する用地購入に伴う登記委託料として 60 万円を計上しました。

都川支川改良工事用地測量業務委託料は、令和 6 年度からの河川改修工事に伴う用地測量業務 50 万円を計上しました。関係する用地購入の登記委託料 10 万円を計上しました。

節 14 工事請負費につきましては、7,500 万円を計上しました。

浅巻谷川改修工事 3,500 万円は、令和 5 年度からの継続事業になります。

都川支川改修工事 4,000 万円は令和 6 年度からの新規事業で令和 7 年度までの改修工事を計画しております。

節 16 公有財産購入費は、令和 5 年度からの継続事業の浅巻谷川改修工事に伴う用地購入費 12 万 2,000 円、新規事業の都川支川改修工事に伴う用地購入費 5 万円を計上し、節 21 補償補填及び賠償金に浅巻谷川改修工事に伴う立木補償費 54 万 6,000 円、都川支川改修工事に伴う立木補償費 10 万円を計上しました。

79 ページをお願いいたします。

項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費につきましては、下水道事業会計への操出金として、令和 5 年度より 660 万 2,000 円増の 8,223 万 7,000 円を計上しました。主な増の要因として、流域下水道維持管理負担金の単価が、立方メートル当たり 91 円が 100 円に変更になったこと。県のストックマネジメント計画に基づき浄化センターの更新を迎える機械設備・電気設備関係が重なり負担金が増加したことによるものです。

次に、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては、令和 5 年度より 1,241 万 9,000 円増の 2,348 万 5,000 円を計上しました。主な増額の要因は、分譲地計画 2 か所の測量設計業務、令和 7 年度に優良賃貸住宅駅前団地 7 棟目の設計業務に関する予算を当初予算から計上したことにより増額となりました。

節 12 委託料につきましては 1,905 万 7,000 円を計上しました。令和 5 年度当初予算は住宅維持管理業務委託料のみの計上でしたが、令和 6 年度は令和 7 年度に計画する地域優良賃貸住宅駅前団地の 7 棟目の設計委託 250 万円、住宅分譲地関係として、JA 倉庫跡地に計画する分譲地計画測量設計業務委託 850 万円、牧原地区に計画する分譲地の用地測量及び上下水道布設設計業務委託 700 万円を計上しました。

以上で、款 7 土木費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから、款 7 土木費の質疑を行います。

ページは 75 ページから 79 ページまでです。

○2 番（西 靖邦君） 77 ページですけども、目 1 道路維持費、節 12 委託料、道路維持管理委託料 270 万円ですけど、先ほど令和 5 年度よりも増額したということの説明がありました。これは増額した理由としては、維持管理する路線とかが増えたんですかね。

○建設水道課長（稲森一彦君） この 270 万円につきましては、例年、町道の草刈りであったりとか、側溝の土砂上げ等を行っておりますが、そういう箇所がちょっと増えてきてるといふこともありまして、昨年度より増額して計上させていただいたということでございます。

○**2番（西 靖邦君）** 79ページですけども、目1の住宅管理費、節10需用費、修繕料400万円ですが、これは令和5年度と同じ予算となっています。例年ですね、住宅の修繕計画書ですか、この修繕計画書を作成して執行されればですね、この予算は例年変動していくかと思うんですけども、同額計上してあるということは、その理由はなんですかね。修繕計画書は立案されて、その修繕計画書通りやってないということですか。

○**建設水道課長（稲森一彦君）** この修繕料につきましては、入居者のほうからの連絡であったりとか、住宅内における老朽化であったりするものが主なものでございます。特に修繕計画というのは作っておりませんが、本来であれば結構老朽化も進んでおりますので、特に電気関係等につきましては、火災等の発生もございますので、できればそういうところも行いたいと考えておりますが、当初予算におきましては、例年通りの予算としておりまして、必要に応じて、また補正等をお願いする場面も出てくるかなというふうには考えております。

○**2番（西 靖邦君）** 先ほど言われました、住宅が老朽化してますんでね、例年毎年見たらわかると思うんですが、やっぱり修繕計画書ぐらいはやっぱり作成していただいたほうが良いと思うんですけども、その辺どうおもいますか。

○**建設水道課長（稲森一彦君）** 修繕の箇所もなかなかどれというのがわからないところもございますし、入居者の方からそういうふうな要望といいますか、それをとって計画することも可能とは思っております。あと大きなものにつきましては、長寿命化ということで、そちらのほうは国庫補助事業を使ったりとかというようなことをしておりますので、そういう計画なり、入居者の方からの要望も聞きながら、修繕と長寿命化にはあたっていきたいなというふうに思っております。

○**9番（山下 力君）** 今回ですね、久しぶりに宅地分譲の整備を2か所されます。昨今の資材高騰、人件費高騰等々を考えたらずね、町で住宅を建設して、賃貸するよりも、分譲住宅のほうを整備してですね、販売したほうが町の財政負担は少なくなると思うんですよ。そこで町長にお尋ねですが、いわゆる今回2か所、分譲整備されます。いろんな状況を考えてですね、町の財政負担を軽くするためには、土地を格安で提供して、個人に作っていただくと、これが一番良いだろうと思うんですよ。ですから今回、2か所で合わせて、30棟ぐらいできるぐらいの整理されると思いますけれども、普通工事費を割って、それで売り出す単価を出すんですけども、そこを政治判断でですね、安く、購入希望者が、これは安いというような思いで購入されるようにですね、単価を下げて売り出したらどうかという考えがあるんですよ。町長の見解をお聞かせください。

○**町長（長谷和人君）** 今回分譲の測量設計ですか、基本でございます上下水道も含めたところでの測量設計っていうのを計上させていただいております。今ご質問がございました、いわゆる坪あたりの単価ですか、これを買われる方がですね、安く買うような形

で検討してみたらどうかというふうなお話でございまして、実は私としての考え方は、今あたりの路線価格ですね、いわゆる国道219号がございまして、これに対しましての基準点が湯前のところにございますので、それを持ってきてというのも実はございまして、それからそれに伴います、造成工事、今申し上げました上下水道、また区画いたしますので、その区画分を足して売り出すというのもございます。私としては、今山下議員がご質問をされている、なるべく安くというのも頭の中にございます。それも確約するという、じゃなくて、格安ですか、すいません。ちょっと言葉のあれですけど、そこら辺も考えておりますし、場合にはですよ、これが決まったわけではございまして、私の頭の中にあるということだけ、言わせていただくところでございまして、格安に売ってですね、例えば3年以内に住宅を建設していただくということであれば、そのくらいの割安といいますか、格安で売り出しても良いのかなというふうに思っております。ちなみに、役場の先にございます、森重西ですかね、あそこが大体高いところで、当時の価格でございすけども2万2,000円でございました。今回目安になるのがですね、あまり詳細言ってしまうとそれが独り歩きするんで、聞き流してもらいたいところがあるんですけども、実は今度ご相談させていただいております、JA跡地でございますね、あれが坪1万円ぐらいで買っておりますもんですから、そこら辺を見ながらとかなというふうな思いは、今あるところでございます。すいません、明確にお答えしてないんですけども、私としてはなるべく渡したいという思いがあるところでございます。

○9番（山下 力君） 色々あると思いますよ。しかし、今町長が言われた前向きの考えでですね、ぜひ取り組んでいただきたい。そして、早くですね、住宅を建設していただいて、牧原地区とJA跡地が埋まるようにですね、努力をしていただきたいと要望しておきます。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費の説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君） 款8消防費の説明を申し上げます。

消防費は1億7,784万6,000円を計上しました。令和5年度と比較して、610万4,000円の増額であります。増の主な要因は、上球磨消防組合負担金の増額が主な要因です。歳出に占める構成比は3.9パーセントになります。

目1常備消防費については、上球磨消防組合負担金1億1,676万6,000円、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金36万9,000円、合わせて1億1,713万5,000円を計上しました。令和5年度と比較して1,681万8,000円の増額となっております。増額

の主な要因は、先ほども申しましたとおり、上球磨消防組合の負担金の増ですが、人員の増が予定されていること、また元利償還金の増が主なものでございます。

目2 非常備消防費は、2,559万8,000円を計上しました。消防団の活動経費になります。

節1 報酬で、消防団員年報酬692万4,000円を計上しております。出動報酬204万8,000円を計上いたしました。

節8 旅費409万4,000円は、消防団活動に関する団員の費用弁償と職員の普通旅費を計上いたしました。その中で、消防ポンプ操法大会に伴う費用弁償52万6,000円が入っておりまして、郡大会、県大会の費用を計上しております。なお、自動車ポンプは郡内町村の所有台数の関係上、県大会の出場が確定しているところでありますので予算を計上しております。

節11 役務費で、消防団災害活動用自動車保険料52万8,000円を計上いたしております。これは消防団員が団長等の指示を受けて行う活動中において、団員所有の車などを使用している際に生じた事故を補償する保険であります。財源には特別交付税にて掛金の50パーセントが措置されることとなっております。

76ページです。

節18 負担金補助及び交付金1,020万円は、消防団退職報奨金556万8000円ほか、団員の活動中における障害保険掛け金や負担金など必要な予算を計上いたしました。その中で、下から2段目、各部維持費等補助金324万円は、消防団活動の活性化を図っていただくことで消防力強化を図るため、団員1人当たり1万円の消防団活性化交付金を各部に支給する費用を含み、計上いたしました。

目3 消防施設費につきましては、2,550万円を計上いたしました。消防施設等に係る維持管理経費を計上しているところです。

節10 需用費の消耗品費123万円は、消防ホース、消火栓ホースの購入をはじめ、無線機の劣化したスピーカーマイク、バッテリー等の購入が主なものです。

修繕料126万円は、消防団車両の車検・法定点検及び消防ポンプ等の修理代を計上いたしました。

被服購入費は、通常の消防ハッピやヘルメット購入のほか、活動服と編上げ靴などの在庫が不足しており購入をするものです。また冬期活動用の防寒着を新たに購入予定であります。

節12 委託料30万円は、消防団の詰所の古いホースや使用していない管鎗などが数多く放置されておりますので、産廃処理するものでございます。

節14 工事請負費135万円は、下京手住宅の消火栓改修と潮大橋下の広場でございますが、操法大会の練習場として使用しておりますが、昨年の大雨による斜面崩壊で照明設備が使用できなくなっておりますので修理をするものでございます。

節 17 備品購入費 679 万 9,000 円は、消火栓用格納箱 5 基、管鎗 3 本、吸管 1 本、そして、第 2 分団 3 部の小型消防ポンプ 1 基と軽自動車の積載車 1 台を購入するための予算を計上いたしました。なお、財源は水力発電交付金を充当させていただくものです。

節 21 補償補填及び賠償金 940 万円は、上水道管路敷設工事に伴い、消火栓も同時に工事を行いますので、水道事業会計への負担金を計上しました。

目 4 水防費につきましては、節 10 需用費、消耗品に備蓄飲食料品 88 万 1,000 円と避難所トイレ用消耗品 26 万 1,000 円、また、ハザードマップ作製費用として 100 万円を計上しました。

節 17 備品購入費 747 万 1,000 円は、水防活動用 LED スタンドライト、避難所用パーテーション、簡易ベッド、携帯電話やパソコンを充電するためのポータブル電源、下水管が被災した場合に備えた簡易トイレを購入し、水害等に備えるものです。なお、水防費の財源は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金 3 分の 2 の充当事業となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから、款 8 消防費の質疑を行います。

ページは 79 ページから 81 ページです。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないので、款 8 消防費の質疑を終わります。

次に、款 9 教育費の説明を求めます。

○教育課長（浅田 徹君） 款 9 教育費について、御説明いたします。

資料は、82 ページから 100 ページまでとなります。

教育費につきましては、総額で 4 億 600 万 3,000 円を計上しました。一般会計歳出合計に占める割合は、8.8 パーセントになります。対前年で 1 億 2,379 万 8,000 円の増となります。人件費の増と社会教育総務費に計上しています、まんが美術館等改修事業費 8,500 万円。文化財保護費に計上しています、下里御大師公園整備費 2,000 万円などが対前年増の要因となります。

次に項、目ごとに御説明いたします。

項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費につきましては、令和 5 年度より 12 万 1,000 円減の 78 万 8,000 円を計上しました。教育委員の報酬、費用弁償等の経常的経費が主なものです。減額の要因は、2 年に 1 度の九州地区市町村教育委員大会が令和 5 年度に開催されているため、旅費、食糧費等の費用が減少したのになります。

目 2 事務局費につきましては、4,707 万 4,000 円を計上しました。令和 5 年度に対し、27 万 1,000 円の減となります。教育委員会事務局職員の給与等人件費のほか、経常的経費と英語指導助手派遣に必要な経費等を計上しております。

83ページになりますが、節7報償費では、小中学校入学祝い金57万円と併せ、新規事業としまして、英語力の向上を目的としました、英語の学習時等にタブレットに接続して使用するヘッドセットマイクを中学生全学年に給付する中学生進級祝品49万5,000円を計上しております。

また、節13使用料及び賃借料で人工知能型の英語AI学習ソフト使用料78万3,000円を新規計上しました。この英語学習ソフトにつきましては、小学校5～6年生と中学生全学年で使用します。小中学校で同じICT教材をつかうことによる中1ギャップの解消や英語が嫌いな児童生徒を減らし、自分の得意なところ、苦手なところを把握し、児童生徒が楽しみながら英語の学習を進めていくことを期待しております。

83ページから84ページにかけての節18負担金補助及び交付金には、小中学生英語検定料補助金20万7,000円、高等学校等通学費補助金として、181万7,000円を計上しました。くま川鉄道等公共交通利用での定期代3割補助と併せ、公共交通以外での通学支援として通学用自転車購入補助を新たに加え、子育て支援の拡充を図りたいと考えております。また、修学旅行に対しましては1人当たり小学生1万円、中学生2万円の補助を行う、小中学校修学旅行補助金90万円を計上しました。

目3学校施設整備費につきましては、令和6年度は対象事業がなく廃目となります。

項2小学校費、目1学校管理費につきましては5,021万1,000円を計上しました。小学校経営に要します経常的経費が主なものとなります。

令和5年度に比べ、642万1,000円の増となりました。人件費の増と節10需用費の教科書改訂費386万7,000円、また令和6年度は湯前小学校創立150周年の年となり、報償費・消耗品費等の関連費用43万円が主な要因となります。新1年生19名を迎え入れまして、児童数は令和5年度の165名から14名減の151名となります。

節1報酬、3職員手当等、4共済費に会計年度任用職員に係る経費を計上しております。教育支援員6名、学校事務員1名、庁務手1名の計8名分の経費となります。

節7報償費におきましては、音楽鑑賞等謝礼34万6,000円を計上していますが、創立150周年事業として開催する音楽大学生等の公演会を令和7年2月開催で計画しているものとなります。

続きまして、節10需用費におきまして、消耗品費222万4,000円、光熱水費421万2,000円などを計上しました。また、教科書改訂費386万7,000円につきましては、4年ごとの教科書改訂に伴います、教員用教材として教科書、指導書、指導用教材の購入費用を計上しました。

85ページをお願いいたします。

節12 委託料におきましては、校内樹木管理委託料36万4,000円をはじめ、警備委託料、校舎窓ガラス清掃委託料、校内無線ネットワーク保守業務委託料など、合計265万9,000円を計上しました。

86ページをお願いします。

節13 使用料及び賃借料602万8,000円は、I C T関連機器等使用料449万3,000円が主なものとなります。

目2教育振興費につきましては、258万6,000円を計上しました。準要保護・特別支援対象児童にかかる扶助費が主なものとなります。

節12 委託料と節13 使用料及び賃借料に、総合学習等での稲作などを対象とした、農業体験学習委託料15万円と農地等借地料1万円を計上しました。

節19 扶助費につきましては、就学援助費・特別支援教育の支援に係る費用となりますが、対象児童数が増加しますので、対前年で59万1,000円の予算増となります。

87ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費につきましては、4,006万6,000円を計上しました。

中学校経営に要します、経常的経費が主なものですが、前年度に比べますと262万6,000円の増となりました。人件費の増が主な増額の要因となっております。新1年生38名を迎え入れまして、生徒数は令和5年度の86名からプラス13名の99名となります。

節1 報酬、3 職員手当等、4 共済費に会計年度任用職員に係る経費を計上しております。特別支援教育支援員3名、従前は適応指導教室指導員でしたが、名称を教育支援センター指導員に改めまして、指導員1名の配置、事務補助を兼ねた図書館司書1名、庁務手1名の合計6名分の経費となります。教育支援センター指導員は、小学生も対象に含め、不登校傾向の児童・生徒などの対応に十分な知識と経験を生かしていただき、指導を行っていただくものです。なお、節4 共済費が2段書きになっておりますが、小学校費も同様に健康保険部分を公立学校共済組合、厚生年金部分を社会保険料として計上するものとなっています。

節10 需用費に、消耗品190万5,000円と光熱水費372万円ほかを計上しました。修繕料は学校施設等の一般的な修繕料として対前年同額の92万円を計上しました。

88ページをお願いします。

節12 委託料においては、校内樹木管理委託料として、53万1,000円をはじめ、そのほかの各種検査、点検委託料、校舎清掃委託116万3,000円まで委託料401万9,000円を計上しております。

節13 使用料及び賃借料では、I C T関連機器等使用料として、365万1,000円を計上しております。これは、教員用パソコン、動画編集用パソコン、電子黒板用パソコン、電子黒板のリース料のほか、無線LAN機器利用及び保守料や、セキュリティーにかか

る費用となります。リース期間の満了などにより対前年で83万7,000円減少しております。コピー機・車両等借上などを含め、使用料及び賃借料全体で539万2,000円を計上しました。

89ページをお願いします。

目2教育振興費につきましては、211万5,000円を計上しました。準要保護・特別支援生徒にかかる扶助費158万3,000円が主なものです。対象生徒数が増加しますので、対前年で49万9,000円の増となります。

また、節7報償費では令和6年度からの新規事業として三味線や篠笛など和楽器をプロの音楽家から指導を受け、演奏や楽器制作を学ぶ伝統芸能継承活動の和楽器演奏継承事業として講師謝金20万円を加えた30万円を計上しております。

90ページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費につきましては、1億1,068万3,000円を計上しました。熊本地震復興基金を活用した、湯前まんが美術館及び中央公民館改修等事業を計上したため、対前年で8,797万2,000円の増となっております。美術館等改修事業以外では社会教育に関する職員の給与等の人件費など、経常的経費が主なものとなります。

節1報酬で地域人権教育指導員の会計年度任用職員報酬として182万3,000円を計上しました。令和5年度からの配属で2年目となりますが、県補助金と多良木町・水上村からの負担金を財源とするものとなります。

節7報償費で、生涯学習奨励費147万9,000円を計上しました。令和5年度では、書道や水彩画、レクレーションダンスなど、13教室を生涯学習事業として実施していますが、英会話教室を除く11教室の講師謝金に加え、陶芸の家庭教育講座及び、奥球磨セミナー講師謝金等と合わせ、令和6年度では随時開催となりますが、樹木の剪定や郷土料理教室など新たな講座を計画しています。また、地域学校協働活動に伴う謝金として、協働本部運営費用と中学生を対象として夏休み等を開催します、地域未来塾の講師謝金など合計65万5,000円を計上しました。

91ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金は、町婦人会補助金36万円・町青年団17万円・町文化協会27万円など各種団体に対する補助金を活動再開に伴いまして一部増額計上しました。また、令和5年度から実施をしております、地域コミュニティ活性化事業補助金50万円を当初予算で計上しました。

92ページをお願いいたします。

目2公民館費につきましては、1,263万1,000円を計上しました。公民分館長の、会議謝金と分館管理委託料、その他公民館の維持管理に要する経費が主なものとなります。令和5年度と比較しまして83万7,000円の増となっています。増額の主な要因は需用費11

万 8,000 円の増、各種委託料の増 22 万 3,000 円、節 18 の負担金補助及び交付金の中に公民分館活動の再開に伴う、活動振興補助金 18 万 2,000 円の増額計上しておるものとなります。

節 7 報償費の分館花づくり奨励費に、9 地区から要望があり、上限 1 万円の 9 地区分、9 万円を計上しました。節 8 旅費から予算書 93 ページの節 13 使用料及び賃借料までには、経常的経費を計上しております。

節 18 負担金補助及び交付金では、分館活動振興補助金 212 万 5,000 円のほか、分館施設整備補助金につきましては、4 分館からの申請により、スロープ設置や各種修繕費用等の 2 分の 1 を補助するもので、36 万 4,000 円を計上しました。

目 3 文化財保護費につきましては、2,599 万 4,000 円を計上しました。令和 5 年度と比較しまして、1,647 万 6,000 円の増となります。増の主な要因としましては、節 14 工事請負費で下里御大師公園整備工事請負費 2,000 万円を当初予算に計上したためとなります。その他としまして、指定文化財の保全等に必要な経常的経費が主なものとなります。

節 1 報酬から節 11 役務費までは、文化財保護委員会に関する費用と文化財施設の管理に要します経常的費用を計上しています。

節 12 委託料においては、各施設の管理委託費用のほか、新規事業としまして、城泉寺屋根と九重石塔修理事業に向けた基本設計委託料 300 万円を計上しました。これは令和 7 年度以降に文化庁の補助事業を活用し城泉寺周辺の修理事業を進めるための基本設計となります。

また、下里御大師堂周辺整備事業としまして、節 14 工事請負費に公園整備工事第 2 期分としまして 2,000 万円を計上しました。国交省所管の街なみ環境整備事業を活用しまして、文化財施設の周辺整備を図るものとなります。

節 18 負担金補助及び交付金に、地域文化財振興補助金として、98 万 9,000 円を計上しました。文化財施設での地域活動の補助金及び無形民俗文化財保存団体 3 団体に対する活動や楽器等の修理並びに歴史的風致維持向上協議会に対する補助金となります。

同じく 94 ページで、目 4 美術館費は、1,974 万 7,000 円を計上しました。まんが美術館の管理運営、まんがコンクール等に要する経費が主なものです。令和 5 年度と比較し、433 万円の増となります。増額の主な要因は、人件費の増と漫画フェスティバル時の出演者費用と一般社団法人地域創造から支援を受けて実施します、公立美術館共同巡回展開催助成金事業費、地域おこし協力隊の提案事業として計画しました、特別展の絵画等借上料 100 万円などとなります。

節 1 報酬、3 職員手当、4 共済費、95 ページになりますが、節 8 旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、また、節 18 負担金補助及び交付金に、地域おこし協力隊 2 名分に係る各種人件費、車両等に係る費用、住宅費補助金などの経費を計上しております。

地域おこし協力隊は現在2名の配置となっておりますが、まんが美術館の運營業務を主体として、収蔵資料のデジタルアーカイブ化、外部機関との連携調整、漫画資源活用事業などに取り組んでいるところです。

95ページに戻っていただき、節7報償費に、まんがコンクール入賞賞金等として、94万円、まんがコンクール審査員謝金として、33万5,000円を計上しました。風刺漫画コンクールですが、令和5年度においては、応募総数441点、令和6年度は第33回目の開催となるものです。

節12委託料では、まんが体験教室運営委託料72万5,000円を計上しました。また、節13使用料及び賃借料に絵画等借上料100万円を計上しました。先に説明しましたとおり、地域おこし協力隊提案事業として特別展等を開催するもので、令和5年度に学習マンガ特別展イベントでご来町いただきました、代表作：ディエンビエンフーのマンガ家西島大介氏の作品展とイベント等で計画を進めているところとなります。

96ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金では、公立美術館共同巡回展開催助成金事業の一環として、共同巡回展実行委員会負担金25万円計上しました。

次に項5保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、3,378万5,000円を計上しました。社会体育に関する職員の人件費、スポーツ推進委員の報償費、費用弁償等、経常的経費が主なものとなります。令和5年度と比較し、124万7,000円の増となりました。増の主な要因としましては、人件費の増とスポーツ推進員の研修に係る旅費、負担金補助及び交金での球磨郡体育協会負担金の増となります。令和5年度当初予算と同様に、節1報酬、節8旅費におきまして、地域おこし協力隊1名と中学校部活動検討委員会費用を計上しました。

節7報償費に、スポーツ推進委員謝金として、10名分の137万3,000円を計上しました。年間を通して、スポーツ行事の企画、運営や地域スポーツ振興支援などを行っていただき、郡関係の行事にも協力をいただいているところとなります。

97ページをお願いします。

節12委託料にスポーツ教室委託料としまして150万9,000円を計上しました。これは小中学校での総合運動活動の指導と中学校部活動の地域移行対策としまして、中学生の部活動や地域クラブ活動での実技指導を行う従前の学校外指導者等に対する謝金を、地域総合型スポーツクラブに委託して取り組むこととしての計上となります。

同じく節12委託料の中でスポーツコミュニティ活性化事業委託料として15万円を計上しました。令和4年度から継続して開催しておりますSUPヨガ体験事業の開催を計画しております。

節 18 負担金補助及び交付金では、体育協会等の負担金及び団体補助金のほか、公認奥球磨ロードレース大会負担金 360 万円、奥球磨駅伝大会負担金 150 万円、令和 4 年度からの継続となります、自転車競技ツアーオブ九州湯前ステージ大会負担金 140 万円を計上しました。

97 ページの郡体育協会負担金は、令和 5 年度は 58 万 3,000 円でしたが、令和 6 年度の県民体育祭開催地が天草地域となり旅費等の費用増大が見込まれるため令和 6 年度は 100 万 4,000 円に増額をしております。

98 ページをお願いします

目 2 体育施設費につきましては、1,807 万 1,000 円を計上しました。B & G 海洋センター、プール、グラウンドなどの社会体育施設の維持管理に要する経費となります。令和 5 年度と比較し、424 万 2,000 円の減となっております。減額の主な要因としましては、町民グラウンドテニスコート改修事業分の工事費純減したものととなります。

節 10 需用費の修繕料で対前年 93 万 9,000 円増の 183 万 9,000 円となっておりますが、海洋センタープールろ過機の全ろ材を交換し修繕を行う臨時的費用として計上しました。なお、前回のろ過機ろ材交換は平成 17 年度となっております。

99 ページをお願いします。

節 12 委託料には、プール監視業務委託料として 314 万 7,000 円。海洋センター外部清掃等委託料として 59 万 7,000 円。センター管理人委託料として、294 万 4,000 円など、海洋センターをはじめとした、社会体育施設の維持管理に必要な経費を計上しております。

また、修繕料と同じく臨時的費用として、町民グラウンド周回園路沿い高木伐採委託料として 82 万 9,000 円を計上しました。ウォーキングロード沿いのクヌギなど大木となり支障をきたしている樹木の伐採を行うものとなります。

節 17 備品購入費では 22 万 5,000 円を計上しました。プール等で使用します SUP 用ライトと施設管理用の刈払機 1 台の購入を計画しております。

95 ページをお願いします。

続きまして、目 3 給食費につきましては、4,225 万 2,000 円を計上しました。給食施設の維持管理費のほか、給食運営委員の報酬、費用弁償、給食調理業務委託費等の経常的経費が主なものです。令和 5 年度に対しまして、1,012 万 7,000 円の増となっております。増の主な要因は、社会的な人件費の増に伴います給食調理業務委託料の増と令和 5 年度の 2 学期から実施をしております、小中学校の給食費無償化を令和 6 年度は年度当初から無償化とすることとし、節 18 負担金補助及び交付金で対前年 959 万 3,000 円増の 1,310 万円を計上しているためとなります。この給食費無償化につきましては財源としまして過疎債のソフト事業を活用することとし 1,280 万円を地方債財源としております。

節1報酬から100ページの節11役務費までは消耗品費の減額を除き、前年度同様の予算で計上しております。

節12委託料では学校給食センター調理業務委託料1,916万8,000円のほか、警備委託料、各種清掃委託料など総額2,069万1,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金では、学校給食費の無償化分として補助金1,279万3,000円と併せまして、物価高騰対策となります、学校給食安定供給支援事業補助金30万円を予算計上しております、子育て世代の支援を図ると共に、学校給食の質的・量的安定を図るためのものとなります。

これからも児童・生徒に安全安心で安定した、おいしい給食に取り組んでいきたいと考えております。

以上で教育費の説明を終わります。よろしくお願いいたします

○議長（金子光喜君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時03分

再開 午後2時14分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、款9教育費の説明が終わったところです。

これから、款9教育費の質疑を行います。まず、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費の質疑を行います。

ページは82ページから89ページです。発言を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 83ページの中学生進級祝品について、お尋ねします。これは中学生全員に進級祝いとして、支給されるということですが、もし故障した場合とかは、これは自費で同じような製品を購入する予定なんですか。

○教育課長（浅田 徹君） 故障の内容にもよるかと思いますが、メーカー保証が効く間は、当然メーカー保証ということで考えてます。原則として、現物を寄付しますので、以降の故障はご本人さん対応かなと今思っております。

○4番（椎葉弘樹君） そしたら翌年度、令和7年度以降というのは、これは中学校1年生だけが対象になってくるんでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 今回は3学年、全学年に対しておりますが、令和7年度からは新1年生に対する給付のみということで考えております。

○8番（倉本 豊君） ページ数はあれなんですけど、小中学校のトイレにですね、いわゆる女性用のナプキンの配布については、お考えではないんでしょうかね。もう他町村はかなり配布をしてあるというふうに思っておりますが、何かしらしてありますか。

○**教育長（中村富人君）** 一昨年ですね、色々コロナも含めて、貧困とかいろんな問題の中で、生理用品等を置くっていうそういう話題になりました。湯前中学校に関しまして、学校のほうに、校長のほうに問い合わせ、子どもの状況を聞かせてもらいました。学校の特に保健の先生からは、子どもたちの今の状況とすれば、保健室に来て、そして、そういう必要なお子さんには対応できるので、置かなくていいっていうのはございました。また他町村の状況を聞いてもですね、置くことそのものが非常に、好意的に置いても、乱れたりとか、いろんなイタズラじゃありませんが、そういう置くことの行為に対して、思いもよらぬ反論もあるとか、その折には現段階では、もう保健室に子どもたちが取りに来る、そういう状況が一番良いだろうということで、あえてトイレのほうには置かないというふうに判断をしております。

○**8番（倉本 豊君）** そういう考え方で、というのもあると思うんですが、逆に本当に貧しい子どもはですね、逆に今度は保健室に来るほうが恥ずかしいということもあるのかな。だから、もうトイレに設置してあるのかなという考え方もあろうかと思ひますんで、学校の対応として間違ってるって私は言いませんが、みんなでそういうふうなことを考えられてですね、優しい目配りをさせていただければというふうに思います。

○**教育長（中村富人君）** まさに今倉本議員のおっしゃったとおりで、かつて3年ぐらい前だったと思うんです、こういう議論したのが、人吉のほうで新聞読んでたら、生理用品等を置くっていう方向で教育長の答弁が2～3回あっておりまして、私もそれ見ながらですね、やっぱりこう、その時にはそういうふうに判断したものの、やはりもう1回再考すべきかな、そんな思いもしております。そういうことで今後また、学年がもう終わりますので新年度のときには、そういう方向でですね、学校のほうにちょっと相談してみたいと思います。

○**9番（山下 力君）** 中学校の部活動の学校から地域への移行について、お尋ねいたします。中学校のスポーツ、部活動は生徒にとってですね、重要かつ有意義な教育活動と思っています。そこで教育長にお尋ねですが、中学校の部活動、中学校教育において、どのような位置付けになっておるのか説明をいただきたいと思います。

○**教育長（中村富人君）** それでは今ありました、部活動の位置付けのみについてで良いでしょうか。回答いたします。義務制の、小中学校義務制ですので、義務制の学校には指導要領というのを文科省が示しておりまして、その中に国語はどういう内容を何時間とか全部示してあります。全国それをクリアするように、内容も、それから時間も、そういうふうにして全国学校取り組んでおります。その指導要領の中に、一部、部活動のことが入っています。どういう取り扱いかでいったらば、自主自発的な活動、非常に良いと認めております。文科省のほうも部活動の意義というのは、人格形成等について大きな意義があるということで、各教科等と連携しながら慎重に扱いなさいっていうの

があつてゐるんです。その言葉が非常に影響してまして、もう1回言い直しますと、自主自発ですので、全国どこの中学校にでも部活動をしなけりばならないっていうのはございません。例えば、国語とかそういう教科については、さっき申し上げましたとおり、これ法律を決めてありますのですべきなんです、そういうふうな自主自発的な活動、しかし、意義があるから、学校は十分配慮して取り組めってというような内容がありますので、もう多くの全校中学校では部活動が位置付けてあります。言葉でいうと、教育課程、さっき言った国語とか算数、数学とかそういうものは教育課程内の活動というふうな言葉をいいます。そういう自主自発的な活動は教育課程外ってというような言葉を使うんです。でもどちらもですね、学校管理下ですので、部活動の時とか、事故があれば子どもたちは保険を適用できますし、先生たちもその適用を受けるということになります。そういう取り扱いについては、そういうふうになっております。

○9番（山下 力君） 中学生といへばですね、いわゆる体力的にもいろいろな面で成長する時期なんですよ。ですから部活動は必要。生徒には頑張っていたきたい。教育長、町長には、そういう関係を作っていたきたいという考えですので、次にいきますけれども、事実かどうかわかりませんが、湯前中学校、今年から6年7年と移行期間で検討されていると思つておりましたが、何か中学校のほうで早々と、もう移行はしないと、いわゆる移行を廃止して、今まで通り学校内の部活動をできる範囲でやっていくというような話を聞いたことがあるんですけども、事実かどうかを含めて、もしそうでしたら、どういふ理由でそのようになされたのか、お聞かせください。

○教育長（中村富人君） 現在部活動がですね、新聞等で話題になっておりますが、これはいろいろな面からですね、複雑に絡んでおりまして、時間をかければ説明できますが、もう端的に申し上げます。まず結論ですが、熊本県、全国的にですね、部活動のまずは休日の地域移行を行っています。土曜日曜は地域に返しなさい。言い換へますと、土曜日曜は社会教育の分野で、社会教育に見てもらえっていうのが、いわゆるそういう通知なんです。湯前中学校については本年度もですが、部活の内容にもよりますが、そういう土曜日曜は、例えば、ソフトテニス土曜日曜は地域の方に見てもらふようにしています。あとについては、まだ移行期間でして、試行錯誤しながらやっついこうと思つておりますが、来年度もこういう体制は続けていこうと思ひます。ちょっと長くなりますが、非常に今ですね、人吉球磨、熊本県もですけど混乱してございましてですね、とても皆さんご関心が高いところですので、せつかくの場ですので、少し経緯を申させていただければと思ひます。まずですね、部活動の社会教育のほうに移行となりましたのは、これは、ほかの産業もですけども、労働安全衛生法ちゅう法律があつてですね、どこの企業でも、例えば、タクシー運転手さんたちは、何と2年後ぐらいにはもう凄く少なくなるとか、或いは上限が定められて、そういう状況になるというのが新聞ニュースであ

りますが、そういう一環の流れの中で学校の教員もですね、働き方改革っていう点から、いわゆるメスが入りました。小学校についてはですね、入りました。その中でですね、上限が決まりました、定められました。月に45時間が1つの目安。それから80時間を平均的に超えたら、産業医と面接をなさいますとか、そういうふうな指導が入りました。労働安全衛生の立場からです。小学校については部活動ございませんので、月に40時間っていうのはですね、案外守りやすい環境にあります。中学校については、土曜日曜も、在校時間というんですが、入れなさいという指導なんです。私も教員の時は、野球を持っておりましたが、土・日やっておりましたし、土曜は4時間、日曜試合があったら6時間とか平均的に4時間ぐらい。土日、一月に8日ありますので、それだけで32時間なんですね。45から32引いたら、13時間ですので、1日に1時間でも、20日間ぐらい勤務数がありますので、もうすぐ40時間超えるんですね。さらに学校のほうで2時間とか、そういう勤務時間が増えていきますので、80時間に近い、そういう人もいるのが中学校にはあります。月にもよるんですが、そういうのが1つあってですね、土曜日曜はとにかく、学校の先生たちから離せてというのが大きな流れがあります。その中にあって、これは全国的にですね、非常に反響があって、都道府県によっては非常に反発やっています。1つは今山下議員がおっしゃったですね、クラブ活動の持つ意味なんですね。伝統的に人格形成等に非常に影響ありますので、そういう立場からするところもあります。或いは、地域によっては社会体育が進んでいるところもあります。区ごとでいったら、熊本市が部活動継続を決めました。これ新聞等で報道されました。熊本市以外は、土・日の地域移行を進めております。それが1点です。もう1つはですね、いわゆる競技団体、競技によるものなんです。従来から例えばですね、競技によって違うんですが、野球ですね、野球は高等学校から硬式野球、プロとか大学とか繋がっていきますが、野球については、いわゆる人吉球磨で行きましたら、今少なくとも2チームあります。中学生対象のクラブチームが2チームあります。それだけが影響じゃありませんが、いわゆる私最後、人吉一中で野球を持ってましたが、15人ぐらい学年いて50人近い部員がいましたが、今は人吉一中、二中で合同しないと部活が組めない。1年生の入りしただってというのは、非常に少子化、或いは部活離れっていうんでしょうか、そういう状況にはあります。また人気あるサッカーについてはですね、これも5ぐらいですか、中学ありますが、これはもう5年ほど前ですか、ロアッソの支部が人吉にできてですね、中学生が1学年10人ぐらい入っていると聞いておりますが、そういう活動する子がおります、かたや部活動もありますんで、もう少子化の中でちょっと今年聞いた話では、サッカー部も単独で出れるチームは1校だけじゃないかと、あとは合同を組まないとできないんじゃないかという、そういうものもあります。その部活動に絡んだのはですね、今私申し上げますのは、その背景には中体連っていう問題なん

です。これもまた複雑ですね、中体連でも競技によるんですが、例えばサッカーでしたらですね、合同チームと単独チームが2チームで戦って、1チームは県大会に行きますね、後のクラブチームはっていったら、野球だったら県大会を開くことになってます。野球は郡市で1チーム中体連出れます。クラブチームは県でクラブチームを開いて、その中から県体に出るチームがあります。つまり、部活動の種類によって、県大会に行く道が違うというか、もうこれも複雑ですね。例えば、湯前中にある空手部というのは、部活動はやってませんが、それも学校に登録すると中体連にも出れます。それは全国、県大会、九州大会と繋がります。そういうのもございます。これがもう社会体育がすでにもう、世の中に広がってきた中での部活の社会体育移行だもんですから、非常に混雑しているといえますか、なかなか説明は難しいかもしれませんが、要するに複雑な中でですね、進んでるってことです。ちょっと長くなりました。

○9番（山下 力君） 教育長のほうの説明で、まず先生方の働き方改革が基になってこういうふうになってきておると。しかしですね、それはそちらの事情なんですよ。ただ生徒たちが安心してですね、部活動を楽しむことのできる環境整備をしてやるのが、やはり教育長であり、町長であろうと思うんですよ。ですから、昨年も移行期間に入りましたんで、検討委員会が数回開催されていると思います。そこで教育課長、いわゆるその検討会議で出てきた話として、こういった課題とか問題等が出てきたか、ちょっと教えてください。

○教育課長（浅田 徹君） 中学校の部活動の地域移行ということで、検討委員会開いておりましてですね、その中で数点課題等上がってきております。まず1点目が中学校の部活動の規則を少し改正しておりまして、子どもたちの任意の活動というところで、昨年度まではですね、湯前中の生徒は原則部活動に加入するという書きぶりだったんですね。それを自由に選択できるというふうに、原則としてを外しておりますので、まず生徒の部活動実施率がですね、昨年度86パーセント。これが令和5年は64パーセントまでに低下しております。いわゆる子どもたちの部活動離れですね。この理由をアンケート等で見ますと、地域のクラブ活動をやっているから、そういった回答もございました。学校の部活動で何が課題かと申しますと、先生方の働き方改革でいきますと、土日をやっぱ地域で見なくちゃいけないと、じゃあその指導者をどう確保していくかですね、商業ベースになっていない分野ですので、なかなか指導者の確保というのがもう一番の課題だと私は考えております。あと子どもたちのですね、部活動に対する認識がどんどん変わっていくんじゃないかなと、そういった懸念も持っているところです。検討委員会の中では、概ねそういった意見をいただいております。

○9番（山下 力君） ほかに色々課題があると思います。今言われた、その指導者の確保、これはまず先に、いわゆる報酬等の予算を組むべきですよ。そして探す。それ

と令和6年度の部活動の移行に関する予算は検討委員会の会議費ですか、費用弁償が出てるぐらいですよ。先ほどから言いますように生徒のことを考えてですよ。今後どうすべきかということは、やはりもう補正で良いですから、いろんな課題解決のために予算を組んでいただきたい。そして、教育長、町長の生徒に対する、頑張れという意気込みを見せていただきたいというふうに思います。それと湯前中学校の場合は、生徒数が減ってきておりますんで、いわゆる種目に限られてるんですよ。部活の種目に。それを解消するためには、近隣の町村との話し合い。そして、例えばサッカーはどこでやるとか、野球はどこでやるとか、そういったことが出てくるだろうと思うんですよ。ですから教育長、ちゃんとリーダーシップを発揮してですね、いろんな会議を進めて、そして、生徒たちに安心して部活動ができるような環境整備に努力していただければというふうに思いますが、教育長の見解をお聞かせください。

○**教育長（中村富人君）** まさに今おっしゃったとおりでございます。さっきちょっと課題みたいなものを申し上げましたけども、やっぱりこの解決しなきゃならないのかと。ただ大きい課題はですね、これ一昨年でしたか、山下議員の質問ございましたが、私いつも気になってるのは、いわゆる経済の格差がですね、運動格差とかそういう機会の格差にならないように保護者の意見が2件あったんですね、そこら付近が非常に考えてまして、本当に行政を担当するものと責任者としてですね、どうやっていくのかって、やっぱり一番良い道を、最善の道をですね、今議員おっしゃったようなのを探していかなければならないと思っているところでございます。

○**9番（山下 力君）** 教育課長、今現在、球磨管内にある種目のクラブチームがあると思うんですよ。どういうクラブがあって、湯前中学生がどれくらいそれに入部ちょうか、入っておられるか。今教育長が言われたように保護者の負担が大きいんですよ。そこら辺も含めてですね、説明いただいて、して色々検討していただきたいと。それをできればですね、全協等で、もう1回調べていただいて、検討した結果、いろんな課題等をですね、説明いただければというふうに思います。そこで町長、今色々問題がありますけども、やはり保護者の負担を減らすためにはですね、ある程度、それと部活を中学生にやってもらうためには、いろんな予算が要ると思うんですよ。それらを踏まえてですね、やはり教育長がやりますからといったら、やれ予算は組むからというような、ちょっと決意を聞かせてください。

○**町長（長谷和人君）** 今の色々なやりとりがありまして、先々週でございますが、ちょっと決裁が上がってきまして、今中村教育長が答弁されたような、球磨管内におきます、クラブチーム等がどれだけあるか、そういうちょっと実態のあるような文章もちょっと私見させていただいたところでございました。その中で本町におきました生徒数が少ないということで今おっしゃったように、クラブもしくは競技ですか、これは限られ

てくるというところも去年のうちから大体わかっておったところでございましたんで、要は指導者ですか、この確保ということで一番になってくるのかなということでございましたんで、予算がどれだけ必要かっていうのは議論はしませんでしたんですけども、報酬額もそれなりの部分もやっぱり出さなくちゃいけないのかなと。それだけのご負担にもなって来ますし、それから保護者のアンケートも見ましたときに、体力を付ける、もしくはそのスポーツで鍛えられた精神力を養うとか、いろんなケースがあっただろうとございますので、そこら辺も含めながらの指導者なのか、体力を見ながらの指導者なのか、いろんな指導のやり方がある、勝負だけを狙っていくとかそういうふうな指導者の方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますので、そこは教育長とも教育課とも議論しながらですね、それに合ったような形でですね、報酬のほうは決めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○**9番（山下 力君）** 教育長、期待しておりますので、いわゆる中学生の生徒にですね、こういうことをやると期待して、待っとなんというぐらいの気持ちで、今後努力をしていただきたいと思います。

○**教育長（中村富人君）** 今おっしゃられたとおりですね、精一杯努力していきたいと思えます。

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、続いて、項4社会教育費、項5保健体育費の質疑を行います。

ページは90ページから100ページまでです。

○**教育課長（浅田 徹君）** すいません、先ほど予算説明の中でですね、給食費の説明に入ります前に95ページをお願いします。という発言をしております、99ページの誤りでございました。正しくは99ページでございます。大変失礼をいたしました。

○**4番（椎葉弘樹君）** 100ページの学校給食補助金についてお尋ねします。町長の施政方針の中には、学校給食費は当面の間全額を補助しますということでした。当面の間というのは、一時的な期間ということなんですが、この当面の間というのは町長はどのように解釈されてますでしょうか。

○**町長（長谷和人君）** 一昨年度から岸田内閣におきましては、異次元の少子化対策ということでですね、いろんな対策を今やってらっしゃいます。実行もなされている部分がございます。その中で、学校給食も実はその中のメニュー1つに入っております。今学校給食は国においてどこまで動いてるのかわかりませんが、以前私がお聞きしましたときには、実態調査を行っているようなお話でございましたんで、これは将来的には、国において学校給食もですね、完全無償化になるのかすぐにはわかりませんが、そういうふうなことになるんではなかろうかということでございますので、私としては当分の間でございますけども、先ほど説明がございましたが、過疎債のソフト分を

使わさせていただきまして、これも実は地方交付税の対象になるわけでございますけども、次年度からでございます、ソフト分を借りながらですね、最終的には、すいませんちょっとソフト部分のですね、あと今年度分が申しわけありません、ちょっと私もしっかり覚えてないんですけど、25～30パーセントはですね、要は自腹を出すような形に、一般財源を出すような形になっております。そういうことを指しておりますので、当分の間っていうのは、1年なのか2年なのかというのはわかりませんが、そこまでは何とか引っ張っていきたいと。それによって国が措置をしてくれるんじゃないか、その思いを私としては思っているところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君）　ということは国の措置がされるまではずっと続けていくという解釈でよろしいでしょうか。

○町長（長谷和人君）　私としてはそのつもりでおります。ただこれがですね、5年も10年もといったらちょっとどうかなと私は思ってるんで、そこら辺は5年以内ぐらいで決めてくれないかなという希望も持っておるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君）　一旦無償化しますと、これまた給食費いりますよってなると、お子さんを抱えておられる保護者の方々っていうのは、ちょっと不公平感があると思うので、もしやるのであれば、もう今後ずっと継続していきますっていう答弁になるのかなと思ってたんですが、町の方針としては、もう今後続けていくというお考えはないんでしょうかね。

○町長（長谷和人君）　私が言ってるのは、財源の話をしてるわけでございます、財源は今いわゆる措置がありますので、それを使ってやっていくという形で私としては継続はしたいというふうに思っているところでございますんで、多分その中で、見直しなり新しい展開が必ず私は出てくるというふうに予測をしているところでございますので、今無償化となりますと、もう今おっしゃるような形で、これを負担をまた設けますと言ったら、ちょっとどうでしょうかと私もそう思いますので、そういうつもりで私は思っているところ。財源の話をさせていただいてという意味で、ご理解いただければと思います。

○4番（椎葉弘樹君）　現状の補助金要項を見ますと、保護者の委任を受けた教育長が補助金のその申請書をですね、町長にお渡しするという流れになってると思います。ただ完全無償化になりますと、その手続きはもういらないのかなと思うんですが、その辺りは町長でも教育長でも良いんですけど、手続きの簡略化、それができるのかどうかについてお尋ねします。

○教育長（中村富人君）　確かにですね、私もその財政と言いますか、についてはもう町長の提案事項でございますので、私が直接深く関わりませんが、やっぱり手続き上はそうだろうと思います。無償化になったときにはもういらない。今は補助ですので、や

はり住民の方から要請を受けて、それを補助します立場だろうと思うんです。それと併せましてですね、ちょっと財源の件、本当私はあんまり触れてはいけないんですが、国がですね、ちょっとそういうさっき町長の答弁ありましたように、そういう方向でっていうのが報道されましたが、都道府県ではですね、青森県がですね、県が持ってるんですね、そういう例もございましてですね、先の見通しをどうでしょうか私はさっき言いました、そういう予算は立てられませんが、その無償化の方向として、そういうのもございます。

○4番（椎葉弘樹君） 結局じゃあ、町長が多分受けておられる記憶はないかもしれないんですけど、記憶ありますか。補助金の申請という手続きは、であれば、今後はその手続きはもういらないんじゃないかなといったところなんですけど、それについてはもう要項に今そのように明記されてますので、その要項の変更まで踏み込んで良いのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 令和6年度当初予算分を議決いただきますとですね、予算確定して保護者の皆様に、いわゆる伝え方の問題かと思っております。無償化しますってことですね。こちら教育委員会の中でもちょっと議論がありましてですね、少なくとも保護者の方々に本当は年間5万幾ら掛かっているものを、町が補填して無償化になってるんだってそういうお知らせをするとか、そういう住民サービスをですね、ご認識いただく場も大事ではなかろうかという議論をしております。PTA総会とか、そういう場面でおそらく、一律に制度等を説明する機会ございますので、なるべく保護者の手続きがですね、煩雑にならないような工夫をしたいというふうに考えております。

○5番（森山 宏君） すいません、給食費でですね、原材料費で学校給食用米とお米が書いてあって、括弧でぴかまる代というふうに書いてあるわけです。去年が50ちょっとの予算だったんですけども、この代金を多分予算化してあるんですけども、こういう予算の支払い先の予定はどこなんでしょうか。それとあと1点ついでにお願いします。歳入のほうにですね、5万5,000円ってあるんですけども、その他でですね、これは何なんでしょうかと思ひまして、2点お願いします。

○教育課長（浅田 徹君） 給食費に関するご質問で、まず1点目のぴかまるの代金の支払い先ですけども、人吉球磨管内の納品事業者となります。2点目ですが、雑入のほうで見ております、施設の利用料ですけども、これは学校給食共同調理業務をですね、請負いただく事業者さんで学校の施設、トイレとか使ったりする場面ございますので、うちから調理業務委託料は発注するんですけども、受託者からは施設の使用料をいただくと、そういった契約になって雑入として受け入れるものとなります。

○5番（森山 宏君） 確認ですけども、このぴかまるっていうのは湯前町外で生産されたぴかまるを湯前町の給食用の米として購入するというふうに理解して良いんですね。

○**教育課長（浅田 徹君）** いわゆるぴかまるの生産ですけども、こちらにつきましては、湯前の農家さんっていうことで考えております。玄米を納品した販売店さんから、精米を仕入れるとそういった認識でおります。

○**5番（森山 宏君）** このぴかまるに関してはですね、本町が特産品になれば良かなと思って町長が取り組んだやつですけども、種子が入ってこないということで、去年から予算立てしてなく、今年も予算立てしてないということは、種子が入ってこないということは、種粳がないんだから苗がない。生産物は当然ない。今から種子も何にもなからですから、この購入する元、地元産材というそのぴかまるっていうのが、古米があったら良いんですけども、多分それないんじゃないかなと思うんですけども、町が抱えてない限りですね、役場が在庫はないと思うんですけども。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** ぴかまるにつきましては、令和2年3年4年とスタートアップ的な新品種の食料米ということで、町が取り組んだわけでございます。5年度につきましては、その付近の契約、種子ですね、原種と呼ばれるもので、そういったものを手当てして4件の農家で生産を継続されております。そしてまた、令和6年度につきましても、その種粳も確保するところで、米穀店との話し合いも済ませておりまして、作付の準備もこれから始まるということでございます。

○**5番（森山 宏君）** ちょっと給食費のほうから離れますけども、結局、町で取り組んでした米が功を奏して地元で生産者が生まれたということですよ。結果的に区域内で栽培されたぴかまるを学校給食用に導入する、その予算というふうで、両課ともよろしいですかね。

○**教育課長（浅田 徹君）** お見込みのとおりでございます。

○**町長（長谷和人君）** ちょっと私のほうから補足させていただくんですけど、先ほどの答弁の高橋課長からの答弁の補足になるんですけども、これまで約3年間、本町と農家等で委託契約を結びまして、パイロット的にやったのが終わって、そして町はそのまま農家と契約はせずにですね、自主的に生産をしていただく、栽培を始めていただいたのが5年から始まったということでございまして、すでにもう役場のほうから手が離れているというような状況になってきております。しっかりとそこは、役場のほうも中に入りまして、生産者それからぴかまるの種を供給していただきます方とも話し合いをしながらですね、動き始めているということで、新しい展開が始めておるわけです。その中で森山議員おっしゃった、種粳についてはなかなかですね、手に入らないっていう部分がございますもんですから、引き続き4戸の農家のほうでぴかまるについては生産させていただくということで、動きが今継続して行われているということで、補足の説明をさせていただくところでございます。以上でございます。

○**9番（山下 力君）** 99ページの委託料で町民グラウンドの高木の伐採ですね。その中に、いわゆるグラウンドの東側、国旗掲揚台のところに藤もその伐採の計画に入っているのかいないのか。

○**教育課長（浅田 徹君）** 東側ですね、藤のところはですね、今回の見積もり対象には入ってないところでございます。

○**9番（山下 力君）** あそこは確か昭和60年頃に植林しとったですよ、そして立派な藤棚も作ってあるんですよ。最近はまだ管理もされておられませんので、普通藤の花はですね、下に下がって花が咲くんですよ。町民グラウンドの藤は上向いて咲くんですよ。いわゆる剪定とか何かの管理ができておりませんし、そしてもう古木というか、古くなっておりますんで、伐採してですよ。そして新たに植林っちゃうか、植樹したほうが良いんじゃないかというふうに思っておりますけれども、その検討していただいて、今回その伐採のほうに入れていただけないだろうかということですが、いかがでしょうか。

○**教育課長（浅田 徹君）** 今回大木系をですね、対象としまして造園事業さんから見積をいただいておりますけども、藤棚のほうも当然現地調査をしましてですね、適切な管理を考えていきたいと思いますので、場合によってはその伐採対象をですね、替えたりすることも一応想定しながら、現地調査をまず進めたいと思っております。

○**9番（山下 力君）** やはり教育課としてですね、しっかり管理したほうが、湯前町の名前が上がりますよ。これだけ管理はって言われますから。

○**2番（西 靖邦君）** 94ページですけども、目3文化財保護費、節12委託料、防災施設検査委託料が24万円ですけども、これはですね、令和5年度役務費のほうにですね、防災施設定期検査料と計上しました。同じ内容と思うんですけども、令和6年度はその名称を変更して、節内の科目移動をなぜされたんでしょうかね。理由をお聞かせください。

○**教育課長（浅田 徹君）** 令和5年度にですね、下里御大師堂の部分が新たにですね、防災施設等が竣工して成果品納入がありまして、町管理となっております。その部分を踏まえてですね、ちょっと集約をしましてですね、節を改めさせていただいたところでございます。

○**2番（西 靖邦君）** そしたら令和5年度はその御大師堂のことだけでしたか。今回はどこがまた入ったんですか。

○**教育課長（浅田 徹君）** 文化財の防災施設ですけども、明導寺阿弥陀堂いわゆる城泉寺の部分ですね、こちらが自動放水銃があります。それから八勝寺のほうも炎感知器と自動放水銃となって、これに御大師堂が加わりまして、現在防災設備を備えております文化財が3か所ということになります。

○1番（吉田精二君） 先ほど9番議員さんの部分と同じ場所になるわけですが、今教育課長の答弁で高木伐採について見積もりを取って出したということですが、クヌギの木とかがあると思うんですが、この本数とか数量ですかね、材積とか、わかったらと思います。それで、クヌギの木とか用材で販売の収入にもなると思うんで、その分を引いたところでなっているのか、それとも財産収入の中に収入として入れてあるのか確認します。

○教育課長（浅田 徹君） 再度のご質問になりますが、町民グラウンドの高木伐採というところで、議会全協のほうの事前説明でですね、一応本数と対象受注を示しております。今回10本を対象として予算は編成しております。材積まではちょっと当たっておりませんで、議員ご指摘のとおり、クヌギ等はですね、いわゆる有用材でございますので、販売できる機会があればですね、販売、或いは森林組合とかに代理で販売するか、そういった工夫をしたいと思っております。併せまして、その分の雑入はということですけども、現時点では予算計上しておりません。

○2番（西 靖邦君） 94ページですかね、目3文化財保護費、節18負担金及び交付金で地域文化財振興補助金98万9,000円ですかね、計上していますけども、これ令和5年度は233万1,000円あったんですよね。その減額となったというのは、その補助金を交付する団体とか減少したから、その減額されたんでしょうか。また、そのほかの理由はあるんでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 文化財保護費のですね、地域文化財振興補助金ですけども、団体等に交付する団体補助金、それと施設の改修等に伴う部分も補助対象となっております。令和5年度はですね、七ツ山観音堂というところの、こちらの修理のほうが事業費100万円程度だったと思いますので、その分が純減してるということになり、対前年の減となっております。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで教育費の質疑を終わります。

ここで休息のため休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時03分

再開 午後3時14分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、教育費の質疑が終わったところです。

次に、お諮りします。款 10 災害復旧費、款 11 公債費、款 12 予備費を一括して説明及び質疑を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

それでは款 10 から款 12 まで一括説明を求めます。

○建設水道課長（稲森一彦君） 101 ページをお願いいたします。

款 10 災害復旧費について御説明いたします。

災害復旧費につきましては、令和 5 年度より 4 億 6,067 万 8,000 円減の 5 億 839 万 2,000 円を計上しました。歳出総額に占める割合は 11.1 パーセントになります。

次に項、目ごとに御説明いたします。

項 1 農林水産施設災害復旧費、目 2 林業用施設災害復旧費につきましては、節 14 工事請負費に令和 5 年度より 1 億 2,900 万円減の 2 億 3,101 万円を計上しました。減額の主な要因は、令和 5 年度は林道 4 路線の災害復旧工事の予算化をしていましたが、工事が完了した路線、令和 5 年度内で契約締結ができ、繰越明許とする案件もありますが、令和 6 年度では林道 2 路線内で工事着手できる工区の予算とし減額となりました。

目 1 農業用施設災害復旧費は、令和 5 年度までに災害復旧工事が完了したことにより廃目としました。

次に項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費につきましては、節 14 工事請負費に令和 5 年度より 9,200 万 4,000 円減の 2,502 万 6,000 円を計上しました。減額の主な要因は、令和 2 年 7 月豪雨による災害復旧工事は、繰越明許とする案件もありますが、令和 6 年度は工事 1 箇所となり減額となりました。

次に、目 2 道路橋りょう災害復旧費につきましては、令和 5 年度より 2 億 3,667 万 4,000 円減の 2 億 5,235 万 6,000 円を計上しました。減額の主な要因は、令和 2 年 7 月豪雨等の災害復旧工事は、繰越明許とする案件もありますが、災害復旧工事の進捗状況により減額となりました。

節 10 需用費に豪雨などにおける道路機能維持のため早急に対応できるように、修繕料 100 万円を計上しました。

節 12 委託料に 320 万円を計上しました。令和 2 年豪雨災害復旧工事に伴う 1 箇所の詳細設計として 300 万円、自然災害防止対策事業により町道永岡線トンネルの浜川地区側の法面对策に伴う用地購入の登記委託料 20 万円を計上しました。

節 14 工事請負費 2 億 4,800 万円は、令和 2 年 7 月豪雨災害復旧工事の他、令和 4 年災害、令和 5 年災害復旧工事の計 7 箇所の工事請負費を計上しました。なお、令和 6 年度で、これまでの災害復旧工事の全ての発注を行う予定としています。

節 16 公有財産購入費 3 万円は、先ほど委託料で説明しました、町道永岡線自然災害防止対策事業による用地購入費となり、用地の相談にあたり一部の立木補償があるため、節 21 補償補填及び賠償金 10 万円を計上しました。

以上で、款 10 災害復旧費の説明を終わります。

○**総務課長（西村洋一君）** 102 ページをご覧ください。

款 11 公債費について説明申し上げます。

公債費は 3 億 948 万円を計上しました。令和 5 年度と比べて 5,336 万 3,000 円の増となります。歳出全体に占める公債費の割合は、6.7 パーセントになります。

償還元金は 2 億 9,151 万 9,000 円、償還利子は 1,721 万 1,000 円となります。また、一時借入金の利子につきましては 75 万円を計上しています。

款 12 予備費につきましては、突発的な災害など、前もって予見しがたい事態による予算の不足に備えて、町長の責任において支出できるものですが、全国的に大規模災害も増えておりますことから、例年より増額し 200 万円を計上しております。

以上、歳出の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長（金子光喜君）** これから、款 10 から款 12 までの質問を行います。

ページは 101 ページから 102 ページです。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** ないので、これで款 10 から款 12 までの質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わり、予算書の最初に戻り、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目を審議します。説明を求めます。

○**総務課長（西村洋一君）** それでは歳入について御説明申し上げます。

14 ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

款 1 町税につきましては、2 億 6,800 万 9,000 円を計上いたしました。令和 5 年度と比較して、203 万 4,000 円の増額です。歳入に占める割合は 5.8 パーセントになります。

項 1 町民税 1 億 567 万 2,000 円は個人、法人ともそれぞれ、令和 5 年度調定実績に基づき計上いたしました。

項 2 固定資産税は、1 億 2,065 万 5,000 円を計上しました。

項 3 軽自動車税は、1,858 万 1,000 円を計上しました。

15 ページです。

項 4 町たばこ税は、令和 5 年度の調定実績により 2,251 万 2,000 円を計上しました。

項 5 入湯税は、令和 5 年度の調定実績により 57 万 9,000 円を計上しました。

款2 地方譲与税から、16ページの款9 地方特例交付金までは、令和6年度の国の地方財政計画で示されたものを参考に試算、実績見込みにより計上しました。なお15ページの森林環境譲与税については、1,263万6,000円の計上となっております。

款10 地方交付税は、16億7,000万円を計上しました。一般会計歳入予算に占める割合は、36.3パーセントとなっております。普通交付税については、地方交付税の出口ベースでの対前年比が、1.7パーセント増で示されていますが、令和5年度については経済対策のため追加交付分が増加し、今後の変動見込みは困難であります。国の示した1.7パーセント増を見込み計上いたしました。

17ページです。

款12 分担金及び負担金につきましては、1,235万2,000円を計上しました。前年度と比較して、579万8,000円の増でございます。保育園入所児童保護者、老人福祉施設入所者、地域活動支援センター利用者の負担金などです。また、項2 分担金に二溝地区水利施設等保全高度化事業地元分担金465万円を計上しました。

款13 使用料及び手数料は、3,226万6,000円を計上しました。令和5年度と比較して1,171万2,000円の減でございます。歳入予算に占める割合は0.7パーセントです。

項1 使用料、目1 総務使用料、インターネット使用料63万円を計上しました。4月に1か月分だけ請求が残っている分でございます。

目4 土木使用料の町営住宅使用料は、2,581万1,000円を計上しました。

項4 土木使用料は、町営住宅使用料2,665万1,000円を計上しました。

18ページです。

項2 手数料、目1 総務手数料は、戸籍住民印鑑証明ほか美術館観覧料まで、令和5年度の収入調定の実績によりそれぞれ計上しました。

款14 国庫支出金は、6億4,155万2,000円を計上しました。前年度と比較して、1億6,504万7,000円の減であります。歳入予算に占める割合は、14パーセントです。主な減額の要因は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担金の減でございます。

目1 民生費国庫負担金は、子どものための教育・保育給付交付金8,582万5,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金8,879万6,000円を計上しております。児童手当国庫負担金2,815万6,000円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金1億5,277万2,000円を計上しました。

19ページです。

次に、項2 国庫補助金は、目1 総務費国庫補助金、歳出の電算情報管理費で計上しました。総合行政システム標準化対応業務委託料へのデジタル基盤改革支援補助金191万4,000円のほか、地方創生推進交付金（先駆・横展開タイプ）200万円は、人吉球磨が一体となった地域連携DMO観光地域プロジェクトの財源として、事業費の2分の1が補

助されます。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）1,178万3,000円はくらし応援券事業に交付されるものです。

次に、目2民生費国庫補助金のうち、子ども子育て支援交付金2,441万円は、保育園と認定こども園関係と学童クラブに関する国庫補助金を計上しました。就学前教育・保育施設整備交付金1,425万円は、湯前保育園の調理場及び給排水設備の整備を行うにあたり、国から2分の1が交付されるものです。

次に、目3衛生費国庫補助金、感染症予防事業費等国庫補助金17万6,000円は、風疹追加的対策事業分でございます。

20ページです。

合併処理浄化槽設置補助金33万2,000円を計上しました。国から3分の1が補助されるものです。

目4土木費国庫補助金は、歳出の土木費ですが、通学路対策と舗装修繕事業関係の工事費への社会資本整備総合交付金5,735万8,000円、地域有料賃貸住宅の設計委託、耐震改修促進事業、ブロック塀等耐震事業、耐震診断補助事業、新築応援事業への社会資本整備総合交付金207万4,000円、御大師堂公園整備分、観光案内版設置整備工事分、レールウイング改修工事への街並み環境整備費補助金1億3,200万円をそれぞれ計上いたしました。

目6消防費国庫補助金は歳出の消防費ですが、消防団の冬季用防寒着購入分として128万円を計上しました。

款15県支出金につきましては、5億4,702万6,000円を計上しました。令和5年度と比較して9,352万2,000円の減となります。歳入予算に占める割合は、11.9パーセントです。減額の理由は、農林水産業費県補助金の減によるものです。

目1民生費県負担金は、1億2,732万1,000円で、子どものための教育保育給付費県費負担金3,491万円をはじめ、熊本県障害者自立支援給付費等負担金、国保保険基盤安定制度負担金など、それぞれの県負担金を計上しました。

21ページです。

項2県補助金は、目1総務費県補助金2,010万5,000円を計上しました。その中で球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金724万2,000円は、歳出で説明しましたが、令和6年度に整備する備蓄品購入、ハザードマップ作成、水防資機材購入に関する財源として、対象となる経費の3分の2が交付いただけることになっております。

熊本県水の恵み交付金1,000万円は、県の水力発電所所在自治体が行う地域活性化事業を対象に令和11年度までに交付されるものです。また、熊本県企業局の広報に係る催事への協賛金交付金200万円は、同じく水力発電所所在自治体が行うイベント等に対し交付されるものです。

目2 民生費県補助金 5,000 万円は、社会福祉費補助金の民生委員活動助成費補助金 20 万 3,000 円のほか、老人福祉費補助金、単位老人クラブ活動推進事業補助金、22 ページです。児童福祉費補助金は、熊本県多子世帯子育て支援事業補助金 124 万 2,000 円ほか、放課後児童健全育成事業費補助金など、子育て支援事業への県補助金を計上しました。

23 ページです。

目4 農林水産業費県補助金 3 億 2,379 万 8,000 円は、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金、農業次世代人材投資事業補助金、24 ページです。多面的機能支払交付金などを計上いたしました。

林業費補助金は、森林環境保全整備事業補助金 4,827 万 2,000 円ほか、林業用施設災害復旧事業補助金 2 億 614 万 8,000 円を計上しました。

目7 商工費補助金 520 万 1,000 円は、地域づくり夢チャレンジ推進補助金で、ワーケーション事業、商工会青年部のAR事業、夏目友人帳のトークショーに補助されるものです。

項3 委託金は、県権限移譲事務市町村交付金、県税徴収事務委託金 450 万円ほか、統計調査費委託金などを計上しました。

25 ページです。

款16 財産収入は、2,723 万 9,000 円を計上しました。

項1 財産運用収入につきましては、土地貸付収入、財政調整基金ほか各基金の利子を計上しております。

26 ページです。

項2 財産売払収入の生産物売払収入として木材売払収入の 2,300 万円を計上しました。

款17 寄附金は、一般寄附金にふるさと納税、指定寄付金に企業版ふるさと納税等を合わせて 1 億 400 万円を計上いたしました。

款18 繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金 1 億 9,000 万円をはじめ、以下ご覧のと通りの基金から各事業に充当するために繰り入れる財源を計上しました。

27 ページです。

款19 繰越金は、前年度繰越金 1 億円を計上しました。

款20 諸収入につきましては、3,688 万 6,000 円を計上しました。

目1 雑入、予防接種等徴収金 58 万 3,000 円は、基本健診、がん健診など各種健康診断の負担金収入を計上しました。そして、節2 雑入 2,270 万は、くま川鉄道再生協議会への職員派遣に伴う他町村負担金 651 万円のほか、28 ページです。JTの森造成事業助成金 298 万 4,000 円ほか、JR九州商事の森、くれないの森、ダイダンの森造成事業負担金などを計上しています。

款 21 町債につきましては、6 億 1,670 万円を計上しました。前年度と比較して、4 億 5,050 万円の増額であります。歳入予算に占める割合は、13.4 パーセントとなっております。主なものは、臨時財政対策債 300 万円、過疎地域持続的発展特別事業債 2,040 万円ほか、土木債、教育債、災害復旧債、農業債、民生債、観光債、商工債をそれぞれ計上いたしました。

8 ページにお戻りください。

第 2 表 債務負担行為です。まず、第 1 固定資産評価に係る不動産鑑定料です。期間令和 6 年度から令和 8 年度まで、限度額 907 万 5,000 円です。

次に、第 2 公の施設に係る指定管理料です。

湯前町高齢者生活センター指定管理料、令和 6 年度から令和 10 年度まで、限度額 4,710 万 4,000 円です。

湯前町避難防災交流施設指定管理料、令和 6 年度から令和 10 年度まで、限度額 2,378 万 5,000 円です。

湯前町レールウイング指定管理料、令和 6 年度から令和 10 年度まで、限度額 2,100 万円です。

湯前町グリーンパレス指定管理料、令和 6 年度から令和 10 年度まで、限度額 6,776 万円です。次のページに参考として事項ごとに各年度の限度額を示しておりますのでご覧ください。

10 ページです。

第 3 表 地方債です。歳入の町債で説明いたしました起債の目的ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載しております。

2 ページにお戻りください。

第 4 条 一時借入金の借り入れ最高額の設定です。3 億円としました。

第 5 条 歳出予算の流用です。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用する場合の定めでございます。各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるというものでございます。

103 ページ以降に附属書類等を付けております。説明は省略させていただきます。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから、ただいま説明のあった、議決に付された各表及び事項別明細書歳入全科目の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

—————○—————

○議長（金子光喜君） お諮りします。ただいま、日程第1、議案第40号、「令和6年度湯前町一般会計予算について」の質疑の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、3月15日、午前10時に開きます。

議事は、当初予算等の議案審議を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後3時40分

第 5 号

3 月 15 日（金）

令和6年第2回湯前町議会定例会

[第5号]

令和6年3月15日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第40号	令和6年度湯前町一般会計予算について
日程第 2	議案第41号	令和6年度湯前町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3	議案第42号	令和6年度湯前町下水道事業会計予算について
日程第 4	議案第43号	令和6年度湯前町介護保険特別会計予算について
日程第 5	議案第44号	令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について
日程第 6	議案第45号	令和6年度湯前町水道事業会計予算について
日程第 7	議案第 8号	湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
日程第 8	議案第46号	工事請負契約の変更について
日程第 9	議案第47号	工事請負契約の変更について
日程第10	議案第48号	令和5年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について
日程第11	同意第 1号	副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第12		委員会報告（議会広報調査特別委員会）
日程第13	発議第 1号	湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第14		広報常任委員の選任
日程第15		委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）
日程第16		議員派遣について
日程第17		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第18		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第19		広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第20		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍 次
7番 味岡 恭	8番 倉本 豊
9番 山下 力	10番 金子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総	務	課	長	西	村	一	税	務	町	民	北	崎	真
教	育	課	長	浅	田	徹	保	健	福	祉	高	木	堅
建	設	水	長	稲	森	一	企	画	観	光	伊	藤	賢
農	林	振	興	高	橋	誠	会	計	管	理	中	園	誠
		課	長										二

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第2回湯前町議会定例会、第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第40号 令和6年度湯前町一般会計予算について

○議長（金子光喜君） 日程第1、議案第40号、「令和6年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

ただいま、歳入の質疑が終了したところです。

103ページからの給与費明細書及び各調書の説明は省略し、これらも併せて、予算案全体にわたって補足または総括して質疑を行います

○2番（西 靖邦君） 歳入14ページの目2法人の現年課税分882万2,000円の税収ですが、前年度予算で960万円より税収減となっていますが、法人税を納める法人数の減ではないと思われますので、要因はその企業の収益減収によるものなのか、またその他の要因による税収減なのか伺います。

○税務町民課長（北崎真介君） 実際、法人の数の減少ではございません。若干減っておりますけれども内容としましては、近年の災害の影響で業績が上がってきてる法人の中にはあるんですが、今のところ資材不足や価格の高騰、人件費の高騰などで、ちょっと業績が下降気味のところがあって、企業の収益状況がちょっと危うく、ちょっと弱体化しているのではないかとこのところでございます。

○2番（西 靖邦君） その要因の中に、その企業の賃上げ等による法人税額の控除とありますよね。そういうのはないんですか。

○税務町民課長（北崎真介君） 法人税そのもの、法人住民税といいますのは、法人税に単純に率をかけて課税するものでございます。それに均等割をプラスしてなんですけど、もちろんそういった要因を含んだところで入ってるんですけども、実際はこれ過去3年の調定見込みと実績を勘案して、またそういったもの全てを考えまして、見込んでおります。

○6番（黒木龍次君） 私はちょっと2点ほどですね、お聞きしたいと思います。まず最初に74ページの商工費の中の委託料、観光案内板設置についてでございますけれども、湯前町にはですね、この観光案内看板は何か所設置してるんですかね。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 企画観光課のほうで把握してる部分でいきますと30数か所ございます。ほかに県の管理をしている看板、昨日森山議員のほうからも言われました、日本遺産等で設置している観光向けの看板、あと環境省管轄でいきます、九

州自然歩道関係の看板と言う形で、全体的な数はちょっとわかりませんが、本町で管理してる分については30数か所だと思っております。

○6番（黒木龍次君） 30数か所ということでございますけれども、今回は1,800万円の予算を組んでございます。それで、この1,800万円で何か所の看板設置をするつもりですか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今回1,800万円予定しておりますけれども、社会資本整備総合交付金ということで国費を使わせていただきます。国費を使うということでございまして、歴史まちづくり、歴まちの範囲内にある看板を今回更新しようということで計画しております。数としまして、大小含めまして15か所程度となります。一応サイン計画を作っておりまして、自動車誘導サインと歩行者誘導サイン、それと各観光施設にあります、案内サインということで3種類の看板をそれぞれ更新していくという形で今考えているところでございます。

○6番（黒木龍次君） 15か所程度ということでございますけれども、15か所程度ならば妥当な金額かなというふうに理解をいたしました。それから次にですね、小学校費と中学校費でございますけれども、この中にですね、給食補助金というやつがございますよね。それでこの給食補助金というのは、要するに低所得者向けの、要するに給食の補助金というふうに私は理解してるわけですが、これはですね、予算的に自主財源なのか、それとも国費が少しは入っているのか、そのところはいかがでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 小中学校予算のそれぞれ教育振興費の扶助費の部分になるかと思えます。給食費補助金でございますが、大きく2つの制度で立てられております。いわゆる準要保護世帯を対象とした就学援助費という制度ですね。それから特別支援教育学級に在籍する児童生徒に対する特別支援教育奨励費という2つの事業枠組みございまして、前者の就学援助費につきましては、10分の10の補助率で、給食の補助をいたします。こちらの事業につきましては一般財源ですけども、交付税の措置が見てあるというふうに認識しております。2番目の特別支援教育奨励費につきましては、補助率が2分の1になります。こちらにつきましては、国費の補助が付いておりますので、2分の1の町からの支出と財源として国費があって、本来保護者負担部分につきましては、給食費予算の給食費補助金でカバーして、結果、全児童生徒が給食費無償化になると、そういう制度で今組み立てております。

○6番（黒木龍次君） そうしますとですね、要するに給食費の中で、今回は無償というふうなことで予算組んでございますけれども、この給食費補助というのは、別段もう組まなくてもですね、良いんではないかと私は思ったわけですね、給食費が無料になるというふうなことでございますので、これは必要ないと思うんですが、そのところはいかがでしょうか。

○**教育課長（浅田 徹君）** 議員ご提案の方法もございまして、給食費の中で原材料費として食材費を組むというパターンもございます。今回はですね、あくまで子育て支援の子育て世帯の支援というところをちょっとイメージするためにもですね、給食費補助金という補助金型の予算計上で作業させていただいているところでございます。

○**6番（黒木龍次君）** 材料的なやつ補助というふうなことですということでございますけれども、この給食費というのはですよ、要するに町長のほうから5年間程度はやるというふうな話でございましたんで、5年間のうちには目途がつくんじゃないかというお話をされたわけですから、この部分についてはですね、将来的には給食費が無料になる可能性もあるだろうというふうに思いますけれども、無料になった場合はですね、給食費補助というのは、もう必要なくなるんじゃないかと思うんですけれども、そのこのところの見解はいかがですかね。

○**町長（長谷和人君）** 今回の扶助費の中で出てきてる分につきましては、国費が入っているという部分がございますので、それを明確に交付税措置の部分もございますので、検査等が入ってきたときには、ちゃんとこの中で扶助費は措置してますということも見せる必要がございますので、事務的な部分から予算上では切り分けて計上してるということでご理解していただければというふうに思っております。

○**教育課長（浅田 徹君）** 昨日の町長の答弁の中で、将来的に国がですね、給食をもう国内一律無償化するんではなかろうかというお話もありましたが、ちょっと現時点では国はですね、調査段階でございますので、それぞれの市町村で補助なりしてやっているわけでございます。全国的にですね、制度的なものができた場合には、予算計上も補助金から原材料費に組み替えると、そういったことはありえるかと考えております。

○**4番（椎葉弘樹君）** 令和6年度は総合計画のちょうど中間の時であります。基本構想にある、将来像、マイホームタウンの進捗状況について、町長のほうにお尋ねします。第6次総合計画は、町長の感覚で良いんですけど、富士山でいくと何合目ぐらいを行っていると思いますか。

○**町長（長谷和人君）** 富士山で行くというあれがあったんですけども、やはり今回の計画の中で位置付けられております、一番の部分がやっぱり、災害からの復旧復興という部分がございます。これにつきましては、これちょっと詳細な話をしすぎるかもしれませんが、思うように、私が考えとったようには、実はこの災害からの復旧復興ができてない。それにはやっぱり、現場の状況等が非常に難しくなってる箇所が多くなってきているという部分がございますので、これについてはやっぱり、しばらく時間がかかるんではなかろうかと、特に奥地に行けば行くほど被害が多くございまして、広大な地すべりの部分も牧良付近にはあるんですけども、そういうところもございまして、林業振興の部分につきましても計画しております、主伐または保育等のもので、部分につ

いても遅れがちという部分もございます。それから私が思った以上に進んでいるというのが、住宅管理につきましては、着実に今計画通り動いてるのかなというふうに思っております。そこら辺も加味しながらですね、農業関係につきましても制度等につきましては、検討委員会のほうでいただきまして、また答申もいただきまして、事業のほうは今進んでおるということでございますので、富士山で言うなら5合目ぐらいに来たのかなというふうなことで回答させていただければと思います。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 予想よりもちょっと上のほうだったんで、ちょっと驚いたんですが、私はこの後がですね、水害関係・災害関係でちょっと遅れてるのかなと思ってたもんですから、その分はですね、各議員がですね、町長のほうに思い切ってやって欲しいというのは、その思いがあると思います。町長はよく「入りを量りて出づるを為す」ということを言われております。その時に、行財政改革の中で、町単独の補助金というのがあるんですが、その町単独の補助金というのが、一応目標を定められて、令和6年度で9,900万円以下で以内でいきたいということなんですが、どうも補助金が積み上がっているような感覚があります。そこで担当課のほうにお尋ねしますが、この町単独の補助金というのは、ガイドラインに基づいて、適正化の対応というのはできているんでしょうか。代表して総務課長をお願いします。

○総務課長（西村洋一君） 計画のほうでは、そういった洗い出しというか、直しをして、その金額で抑えていただきたいというのは財政の立場。しかしながら、議員の皆様もよく口にされます、思い切ってやれという、ご意見を元に農業のほうを積み上がった、方向性は議員おっしゃるとおり、見直しをしなければいけません、経済を回していくためにはやらなければいけない、そういうことで期間を切った補助金として、補助の財政の許す範囲での予算の積み上げになっておると思います。なかなかこう計画通りにはいきませんが、今必要な補助事業は、やはり行っていかなければならないというところでございます。なかなか計画通りにいっていないというところでございます。

○町長（長谷和人君） 併せまして、私からも今のご質問に重ねて答弁させていただくところでございますけども、今回の予算の編成の歳入のほう見ていただきますと、基金を入れております。例年以上に多い基金でございます。ただその内訳の中で、今回私の施政方針の中にも述べさせていただいておるところでございますが、発生するであろう、南海トラフ地震等での備え、これは、別次元にやはり基金を崩させていただいてですね、町民の皆様方の安全安心をやっぱり図るべきではないかなというふうに思いまして、思い切ってお言葉に甘えさせていただきまして、打たせていただいております。それと、今ご質問がございました中で、行革の部分を実は意識しておりまして、農業振興関係については、もう青天井になっておりまして、令和5年度におきましても12月で補正もさせていただいております。これからはですね、そこら辺も原則は守りながらというこ

とでございますので、一応予算枠の中でオーバーした分については、もう来年度まわしにするとかですね、そういうことをしないと、本町におきましては、今度の令和5年度におきます、経常収支比率。これがどこまで硬直化するのか、非常に気になっております。もう90パーセント以上あるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうのも、今度の令和7年度予算に関しましては、行っていきたいというふうに思っておりますので、シビアに今考えているところでございます。以上でございます。

○4番(椎葉弘樹君) 行財政改革の7期の分を見ますと、補助金がですね、9,900万円、9,800万、円9,700万円減ってるんですが、ここはですね、やっぱ攻め時だと思ってまして、後期の総合計画ではですね、だから補助事業をちょっと拡大してでもですね、無理してでも、ちょっと攻める時ではないかなと思っております。だからですね、行財政改革で枠を決めてしまうと、ちょっとそれ以上のことはできませんので、思い切った、もう経常収支比率もですね、もうぎりぎり、もう超えても良いぐらいの気持ちでですね、取り組んでいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○町長(長谷和人君) 先ほどの答弁の中で、ちょっと私が言い忘れたところが1つございまして、災害のお話をさせていただいております。1つには、この災害からの復旧復興、この復興の部分私は重視したいというふうに思っております。ただ単に蒲島知事も申し上げられておるんですけども、ただ単に元に戻すのではなくて、創造的に復興するんだということで、今回はくま川鉄道が令和7年度中には工事が完成するような予定になっておりますけども、今駅前の再開発を行っているのは、実はそれを指しているわけでございますので、重点的な事業も取り組まさせていただきたいというふうに思っておりますし、それを景気といたしまして、住宅対策なり、昨日もご質問がございましたんですが、分譲関係も今行っているということで、集中投下もそこはすべきかなというふうに思っております。ただ財政の規律はやはり守りながら、それをどこまで許すかというふうになりますと、なかなかどこまで踏み切るかというのも非常に厳しいところがございまして、そこら辺はしっかりと歳入の部分を見ながらですね、予算も組みさせていただければというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○7番(味噌 恭君) 商工振興費の中で72ページの負担金補助及び交付金の中に、ゆのまえくらし応援券交付金が1,775万円だったかと思いますが、組んであります。どのように、いつ頃配布されるか、お尋ねをいたします。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) このくらし応援券につきましては、今国の財源につきまして繰越予算でございます。4月早々になりまして、印刷等ですね、また発注をかけないといけません。その準備期間が約2か月ぐらいかかるだろうと思っております。最短でも6月ぐらいには発送ができればなというところで、担当課では思っているところでございます。

○7番(味岡 恭君) 金額が1,775万円ですので、1人当たり5,000円ということで考えてよろしいのでしょうか。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) お見込みのとおり、5,000円を配布するという形で、商品券をですね、配布するということで今計画しております。

○7番(味岡 恭君) 交付金については、前回も何度か応援券の配布がありました。その中で使用率。どのくらい現在使用率はあるのか、お尋ねします。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) 今年度配布しましたくらし応援券で、2月中旬ぐらいいまでの締め切りでございましたけれども、換金率が約98パーセントまで上がってきております。以上でございます。

○7番(味岡 恭君) 他町村については、やっぱりまだ高いのでしょうか、低いのでしょうか、お尋ねします。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) 他町村がくらし応援券をされてるかというのが、ちょっとこちらは把握しておりませんので、他町村との比較がちょっとできないというところでございます。

○7番(味岡 恭君) 2パーセント程度が残るということなんですが、その残った残金については、特別交付税なので国等にまた返金されるのかどうか、お尋ねします。

○企画観光課長(伊藤賢一郎君) 特別交付税じゃなくて、国の経済対策といいますか、交付金事業でございますので、ほかにも色々事業をやっております。仮に2パーセント余ったとしても、ほかの事業分を単費でつぎ込んでおりますので、その部分で事業費を調整しながら精算をしていくという形になります。もし余った場合については、返金という形になりますけれども、今だいぶ単費のほうを、単独の費用をつぎ込んでおりますので、おそらく返金はないだろうというところで考えているところでございます。

○7番(味岡 恭君) 残った2パーセントについて、湯前は全部別の用途に使用されてるということですね。大体どういうことに使用されてるのかわからないでしよ。

○企画振興係長(滝上紘史君) くらし応援券につきましては、国の臨時交付金のほうを活用しております。臨時交付金のほうには、応援券、あとは水道料減免、給食費補助、あとはLPガス使用世帯への支援というところの事業を計上して、その中で充当金額を調整しております。

○7番(味岡 恭君) 全体で残った分は、そちらに足らない分に補填するとかいうことで利用してるということですね。

○9番(山下 力君) 教育長にお尋ねいたしますけれども、中学校の部活動。学校から地域への移行についてですね、湯前中学校の現状をお聞かせください。

○教育長(中村富人君) 昨日ご答弁いたしました、非常に複雑で私も頭が整理できてない部分もございましてですね、なかなか明確な答弁できませんでした。申し訳ござ

いません。今のご質問でございますが、現在ですね、湯前中学校には5つの部活動がございます。それぞれ平日は学校の先生方が、それにコーチの方も位置付けてあります。県のほうからですね、令和5年から7年の3年間で、土日の部活動移行を進めるような指示がっておりますが、本年度は、その中で軟式テニスについては、土曜日曜は、だんだんのほうにお願いいたしまして、謝金はそちらを通してやるということで、土曜日曜は部活動移行ができております。今からもうちょっと申し上げますと、複雑なんです、野球についてはですね、あさぎりの総合型に籍を置く野球クラブが、中学生対象のできていまして、そこに1年生の子ども達を中心に入っております。その子ども達も、平日は練習がないので、湯前中学校のほうの部活動の練習をさせて欲しいということで、湯前中の野球部の部にも入ってますし、土曜日は社会人のチームも入っています。それから陸上については、土日については、指導者の考えで、休むっていう休息の必要性を唱えられておりまして、土日は休む、平日は学校の先生が見ておられます。ただ水上村にですね、長距離を対象とするようなクラブチームができましたもんですから、生徒の中で長距離をする人は、湯前中の陸上部には属せずに、本年度中にですね、水上のクラブのほうに入っている子どももおります。それから柔道についてはですね、これは平日も、コーチの方が、湯前町在住のコーチの方がいらっしゃって、ずっと面倒を見てもらっております。学校の先生も見てます。来年度ですね、入部次第の状況もありますが、土日は移行の可能性がございます。それから吹奏楽部につきましては、いわゆる土日移行ということが指導者の関係で、これもできない状況でございますもんですから、もう学校の先生方が、今のところは土日できる日はやる。平日中心にやるということで、これに付け加えますと、団体チームというのが非常に難しいような状況でございます。その中で、来年度、1年生の入学状況で部活動のあり方がちょっと変更になる可能性があるということで、前回の検討委員会のほうでは話が進んでいるところでございます。以上です。

○9番（山下 力君） 説明聞きますと、色々複雑で生徒も学校もご苦労されていると思います。しかし、もう生徒数が減少していくのはもう事実なんですよ。ですから、教育長には、近隣町村との協議は続けていただいて、生徒達が部活ができるようにですね、努力をしていただきたいというふうに思いますけれども、その近隣町村との協議についての見解をお聞かせください。

○教育長（中村富人君） 本年度につきましてもですね、各教育委員会の大きな課題でも出しましたもんですから、月1回、教育長会議があるんですが、その時に意見交換会をして、それぞれの市町村の実態等は意見交換しています。その中で結論とすれば、もう複雑すぎてどこから手をつけたら良いのかわからないというのは、そういうのが現状です。昨日私もご答弁いたしましたので、今後はですね、また4月から教育長会議が始

ましますので、その中で新たに私共が提案いたしましてですね、ちょっと教育委員会としても動けないか、そういうことで、まずは提案して協議をしていければと思っております。また、さっき今まで申し上げましたように、競技団体とか色々絡みが大きいもんですから、競技団体等についてもですね、体育協会とか、そういう方達とも、湯前町の部活動があるような競技団体については、その関係の方ともですね、まだ今それ行っておりませんので、その受け入れとか、今後の状況等もお聞きできればと思っております。さらに中体連も変わるもんですから、中体連の代表者がおりますので、中体連関係からですね、中体連の動向とか、それから学校の様子とか、郡市の状況等も聞き入れながら、またその聞き取ったことを、教育長会の中で私のほうから情報提供しながら、そういうことで進めていければと今思っているところでございます。

○**9番（山下 力君）** 先ほどの説明で現在ですね、クラブのほうも活動しておると。また今後、近隣町村との話し合いでどうなるかわかりませんが、クラブ活動のほうが増えると思いますよね、そうなった場合、町長にお尋ねいたしますけれども、いわゆるクラブ活動が増えた場合ですね、行政として、やはり保護者負担をどうするべきかを考えるべきではないかというふうに思います。その点について、町長の見解をお聞かせください。

○**町長（長谷和人君）** 今の状況につきましては、教育長のほうから答弁してもらったんですけども、まだ現在進行で動いておる状況でございますもんですから、例えば1つの案でございますけども、指導者の方の謝金といいますか、それがあるものか、それから、またそこまで移動するためのいわゆる交通費とかですね、いろんなものがその諸事情があってくると思いますので、そこは状況をちょっと把握しながらですね、教育委員会と協議しながらですね、今ご質問の部分につきましてもですね、検討はしていきたいというふうに思っております。

○**9番（山下 力君）** いずれにしてもですね、生徒が安心してスポーツを楽しみ、そして、競技力をレベルアップすることができるようにですね、やはり、教育長、町長は、その環境整備に取り組むことが必要ではなかろうかというふうに思います。今後、町長、教育長のリーダーシップを発揮していただいてですね、近隣の町村を動かしていただくことを期待しまして、質疑を終わります。

○**2番（西 靖邦君）** 104ページの職員数103人について伺います。障害者雇用指針がですね、令和6年4月から地方公共団体に係る障害者雇用率がですね、2.6パーセントから3パーセントに改めることとされました。本町におきましてはですね、雇用率、この雇用率が達成されているのかどうかを伺います。

○**議長（金子光喜君）** 答弁調整のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

○総務課長（西村洋一君） 率的には達成しておるところでございます。

○2番（西 靖邦君） 何パーセントですか。

○総務課長（西村洋一君） 正式なパーセンテージは、下に戻らないとわかりませんので、確認させてもらってよろしいでしょうか。

○2番（西 靖邦君） 達成しているということなんですけども、今後ですね、ユニバーサルデザインの原則によるトイレ等を整備していただいてですね、積極的に障害者の方をぜひ町の中に活かしていただきたいと思いますと思いますが、町長はどう思われますか。

○町長（長谷和人君） 以前もこの一般質問が西議員からあっておりまして、1つの例でございますけども、役場庁舎に関しましては、今回雨漏りと併せまして、北側のほうの窓、それから役場の中の、庁舎の中ですね、内部につきましても、ユニバーサルをできないかということで委託させております。その結果が間もなく出てくるんだろうと思うんですけども、役場の機能に関しましては、おっしゃるような形でですね、すぐにはできないかもしれません。財政の事情等もございますので、そういうところも含みますし、それから、近年便所等につきましては、多目的っていう便所の中で、トイレの設置をさせていただきますんで、引き続きその部分については、障害者に優しい施設づくり、まちづくりという形でさせていただければと思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 西議員の関連で職員数についてお尋ねします。令和6年度の当初予算を見ますと、一般職員が特別会計合わせて66人ほど、そして、会計年度任用職員が41人ほどとなっているようです。一般職員が計画よりも少なく、会計年度の任用職員さんがちょっと多いような感じもするんですが、そこで担当課のほうにお尋ねします。定員管理計画において、この一般職員と会計年度任用職員のバランスといいますか、その採用状況というのは、どのように分析されていますでしょうか。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

○**総務課長（西村洋一君）** 計画的には一般職は71を目指しておるところなんですが、議員もご承知のとおり、採用試験を行いまして、採用できない状況に陥っておるところでございます。その分を会計年度任用職員さん等の募集を行いまして、お力をお借りして、業務をこなしているっていうところでございますので、本来であれば71を取りたいが本町の計画でございます。以上でございます。

○**4番（椎葉弘樹君）** その定員管理計画は令和5年9月に改定されておまして、令和6年は72になってるようです。いずれにしても、一般職の採用がちょっと難しくなってきたというのを、もう本当に感じてるところでして、そこです、総務課長や町長からも聞いたことがあるんですけども、社会人枠の拡充ができないかといったところを聞いております。執行部の顔ぶれを見ましても、元社会人からの役場採用という方も何人か見受けておまして、ぜひもし新採ができない場合は、新規採用ができない場合には、そういう社会人枠というのを、これからは積極的に取っていく必要があると思ってるんですが、町長の見解を伺いたと思います。

○**町長（長谷和人君）** 以前そういうこととお話ししたときにも、私も社会人枠もあるのかなというふうに思っておまして、今回残念ながら新規採用職員については、採用ができなかったという部分があったので、新年度になりまして、新たにその部分です、考えて枠を設けても良いのかなというふうにも思っているところでございます。

○**4番（椎葉弘樹君）** 実際、行財政改革のほうでも、会計年度任用職員32人としておりますが、現状はもう41人ということで、だんだん会計年度も増えてきてますんで、ぜひ今の町長のお考えをですね、令和6年度以降ですね、導入していただければと思います。

○**3番（遠坂道太君）** 農業振興地域整備計画全体の見直しにつきまして、お伺いしたいと思います。計画のほうは5年に1度ということになっておりますが、農振地の整備の関する法律は1969年に改定されておるといようなことでございます。この時代はやはり、農振地の確保や農業経営の近代化といった形で取り組んでこられたと思いますけれども、現在ですね、今後見直しをされる中で、現在集落内、屋敷内に隣接している農地の扱いと、また山付きのですね、農振地となってるところについての、今後どのような扱いをしていかれるか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○**農林振興課長（高橋 誠君）** 農振地域整備計画の見直しを令和6年度で予算化して進めてまいります。その中で、そういった事案があるかと思えます。稼げる農地、民地にする農地、この判断、また議員がおっしゃられるような、宅地に面した農地等々、使えるものもあるでしょうし、使えないものもあるかもしれません。そういったものを含めながらですね、専門的な知見を持った上で、我々農林振興課も適切な判断ができれば

なと思いますし、農業委員会の委員さん、そういった方のご意見もいただきたいと思います。また地域計画を進める上で、目標地図の中にそういったものも出てくるかもしれませんが。今アンケート調査、農地の所有者に対するアンケート調査も行っておりますので、その付近のご意向も含めた上で、この農振地域整備計画の見直しの参考にさせていただいて、適切な判断をして、農地のあり方を考えていきたいと考えております。

○3番（遠坂道太君） 今課長のほうから答弁いただきましたけれども、やはり、屋敷内という土地の農地があれば、やはり、所有者の方とも協議をしながら、そういった形で今後取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。特に現状、農家の方からも言われるのは、やはり、そういう屋敷内の問題と、それと、山との問題。どうしようかなと。そして、山付きも農振として扱ってもらえないというところがある。そういった形での、よく農家の方達も言われております。今後ですね、見直しにつきましても、やはり、農地が農地として残されるような形で、取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

○総務課長（西村洋一君） 先ほどの西議員のご質問のパーセンテージですが、現在 4.92 パーセントとなっております。

○2番（西 靖邦君） ということは、5人はおられるということですか。5人ぐらいおられるんですね。

○総務課長（西村洋一君） これ単純な頭割りのあれではございませんで、その障害を持っておられる方の種類とかによって、パーセンテージが変わってきますので、複雑な式があるというところで、ご理解いただければと思います。

○8番（倉本 豊君） 先ほどから椎葉議員が補助金の質問をされておりましたが、各課にですね、いろんな補助制度を持っておられると思います。例えば、町民の方が申請をするときにですね、なんかこう、一覧表みたいなやつがあって、それで私はこういうことをしたいとパッと見た時に、これに対する補助があるのかなとか、そういうのがわかるような方法を探るためにですね、各種何て言うんすか、補助事業を1冊にしたような、ここに椎葉村の仕事解説版というのがあるんですが、こういうものを総務課で取りまとめて作ったらどうでしょうかというご提案なんですけど、この前、保健センターでしたときに、産振課のほうから町単独の補助事業についての概要版みたいなやつを配布されたんですが、これプラスの今度は国県の補助もありますですね。そういうものも含めて、各課で作らせて、それを総務課がまとめて、それを1冊のこういう雑誌みたいなやつにですね、したならば、町民の皆さんがすぐに、ほとんど旬報で流してます、いろんなところでしてますと言われても、おそらく頭には入っておられない。そういう1冊のものがあればですね、そこで確認をされて詳しいことは担当にまた聞くというようなことができるんじゃないかなということで、かなり金は掛からないと思うんですよ、こういう

椎葉村の場合もですね、印刷会社に頼まれたわけでもなくて、自分達で作ったやつを、ただまとめて、それを各家庭に配布されておりますんで、その代わり、年度ごとに変わってくると思いますんで、毎年毎年1回は配布しなければならないのかな。3月の予算議会が通りますと、それを、通ったやつを今度は配布すれば良いわけですから、そういうことはできないものかということでのご提案ですが、いかがでしょうか。

○**総務課長（西村洋一君）** この件につきましては、倉本議員が議長時代に私も一緒に椎葉村に研修に行った身でありますので、その有効性というのはよく理解しておりますので、早速検討して、可能であるかどうかをまず検討して、可能であろうと思いますが、やり方など、ちょっと課長会等で打ち合わせをさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○**8番（倉本 豊君）** 総務課長が全部する必要はなくてですね、各課に持っておる補助事業を各課から出していただいて、概要版みたいにして、それを総務課でまとめるだけの話ですので、簡単にできるのではないかなというふうに思っておりますんで、ぜひ検討していただいてですね、町民の皆様がじゃんじゃん利用していただけるような方向に持っていったいただきたいというふうに思います。

○**4番（椎葉弘樹君）** 今の倉本議員の関連で質疑します。課長からは可能であるかどうかを検討するとありましたが、これ多分、そんな難しくない話ですので、役場のほうで原稿さえ作れば、印刷会社に頼んだとしても安くできると思います。なので、これはぜひ実現する方向でですね、考えていただきたいんですが、町長にそれは確認したいと思います。

○**町長（長谷和人君）** すでに各課におきましては、例えば、保健福祉課には保健福祉課の分がございますので、そこら辺をコンパクトにまとめると言いますかね、今あるのは、それぞれにやっぱり詳細にかかっておりますので、そこら辺をちょっとコンパクトにまとめたという形でですね、可能だろうと思います。ただやっぱり幾らか、書式等もやっぱり見やすくするためには、いろんなやっぱり手法を使わなくちゃいけないかなというふうに思いますんで、これはもう前向きにいきたいと思っております。

○**4番（椎葉弘樹君）** 現在ですね、過去に作った、暮らしの便利帳というのが、サイネックスさんが作ったものが、令和元年度版が置いてあるんですが、やはりこういうのはですね、補助金というのは年でコロコロ変わっていきますので、できれば年次更新という形でできればなと思うんですが、その辺りは総務課長のほうにお尋ねしたいと思います。

○**総務課長（西村洋一君）** これにつきましては、もう印刷会社よりもコピーでできますので、もうやるとなればもう印刷はあまり考えておりませんで、年度更新も当然、1回作れば、もうおそらくあとは更新だけなので、中身が変わってくるだけですので、大

丈夫と思いますので、町長も申されましたので、もう前向きに、先ほどちょっと私の言い方が悪かったんですけど、前向きに行いたいと思います。

○**3番（遠坂道太君）** 先ほど黒木議員からありました、看板の件につきましてですが、15か所の看板ということでございますが、一応、那須先生の漫画をですね、自由に使ってくれというような形で言われてるんじゃないかなと思いますけれども、そういった形で、この漫画を活用した形で看板を設置するような形ができないものか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 観光施設関係でありますと、まんが美術館の観光案内ということで、那須先生のデザインを使えるっていうのは考えられるかなと思っておりますけれども、逆に城泉寺に那須先生のってなってくると、ちょっとまたイメージが変わってきますので、その場所その場所の観光施設の、やはり、看板を設置していかなければならないのかなと思っております。自動車の誘導とか歩行者に対するサインと看板等につきましては、やはり、統一的な看板を設置したほうが外から見られる方に関してはわかりやすいのかなというところで考えているところでございます。

○**3番（遠坂道太君）** それは1つの考えだと思いますけれども、漫画で打ち出すっていうのであれば、ここは利用すべき、何千点とある漫画の中から選んで合うよう、マッチングするようなものを選んで付けると、そういった形を採るのも1つの町のPRにも繋がるんじゃないかなと思います。それにつきまして、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○**町長（長谷和人君）** 課長が答弁しましたように、交通標識等については、ちょっと難しいところがございますので、例えば、城泉寺にある看板でございましたらば、それに今答弁しましたようにマッチした、那須先生の作品の中に確か城泉寺もあったんじゃないかなと思いますんで、そこら辺を見ながらですね、可能であれば取り入れていきたいというふうに思います。

○**5番（森山 宏君）** 誘客促進事業補助金っていうのがありますけれども、このことは、行政が主導になるイベントについては、補助金とか事業費がつきます。ところが、民間がなさる、そして、それが大きくなって町が宣伝するよりも大きい集客効果がある事業等を民間主催で、そういうのが起きております。バイカーズ何とかだったかな。それとかグリーンツーリズムとかいうのが企画されたりして、何百人の集客とか、フットパスという事業なんかにも、そういうのを考えておられるのか。それと実績として、RVパークっていうのを駅前に2か所か3か所作っておられます。ちょっと私、利用のあれがわかんないもんですから、利用実績等も併せて説明願います。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 森山議員75ページのキャンプ場等誘客促進事業のご質問でよろしいでしょうか。今回予算の部分で説明させていただきますと、湯楽里の

グリーンパレスのキャンプ場に関しての誘客。説明もしましたけれども、今ホームページの更新をしまして、更新する費用とですね、あとお客様の、こういった方が来られるかというデータの収集、それと湯楽里の経営分析等も含めまして、今回キャンプ場誘客等の補助金を湯楽里側に支出するということで計上させていただいております。キャンプ場につきましては、今地域おこし協力隊が、これは赴任をしまして1年になります。インスタグラム・SNS等の発信もですね、まめにやっております、フォロワー数もだいぶ増えてきておるところでございます。キャンプにおきましては、指定管理の中でもございますけれども、かなり費用のほうもですね、収益を増えてるところで認識をしているところでございます。全体的な誘客となりますと、それぞれ観光施設がございますので、そういったのはですね、またなんですか、スマホでどこに行ってますというような経路と言いますか、GPSで測れる部分は事業がありますけれども、その部分については、まだなかなか費用的なものを私達もしておりませんので、今回については、キャンプ場誘客補助金につきましては、そういう形で計上させていただいているということでございます。またRVパークにつきましては、今駅前のほうにありますとグリーンパレスのキャンプ場の所にもRVございますけれども、利用の実績につきましては、後程報告させていただきたいと思います。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

ただいま、日程第1、議案第40号「令和6年度湯前町一般会計予算について」総括質疑の途中です。森山議員の質問が終わったところです。発言を許します。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 森山議員のご質問で、RVパークの利用実績でございますけれども、令和3年はコロナ禍で63台、令和4年度で108台のご利用がっております。それで誘客ということで、森山議員のほうから民間主導のイベント等に対する補助なんかができないだろうかということのご質問だということでございますけれども、本町におきましてバイカーズとか色々民間で自主的に行ってるイベントがございますけれども、本町長が歓迎のご挨拶をさせていただいてですね、本町におきましても気持ちながらですけれども、手土産等をお渡ししているということで、湯前を知っていただくということで、今実績を積み上げているところでございます。

○3番（遠坂道太君） また観光のほうですけれども、レールウイングの複合施設再整備工事につきまして、お伺いしたいと思いますが、課長のほうからの説明では、本年度

中にやる形が大体決まるという話でございましたが、材料として、どのような木造でいくのか、鉄骨を使った形でいくのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

○**企画観光課長（伊藤賢一郎君）** 屋根の形状も含めまして、鉄骨でいくのか、木造でいくのかという部分もあります。木造になりますと、かなり費用が上がってくるだろうと予想しております。やはり、集成材等を使わないといけないという部分もございますので、今のところでいくと鉄骨組になるのかなと思っております。鉄骨が見えないように木のほうをですね、目隠しをしたりとかいう形で検討しなければならないかなというところでございます。委託期間が始まったばかりですので、まず利用をされる施設をですね、利用される団体等の意見をちょっと聞いております。その意見を反映しまして、きちっとした形ができましたら、また議会の皆様方のほうにも、御説明をさせていただきたいと思っております。

○**3番（遠坂道太君）** 昨年、林振協のほうで大分の視察をしたんですけども、その中で、宇佐市の安心院の地域複合施設の庁舎がございました。そこでもですね、地域産材を使って、鉄骨との複合的なやり方でしておりました。非常に見かけも良くて、そして、やはりこの建物が、やはり何かデザイン賞を取ったというような形での話でございます。また佐伯市のもですね、市役所もこのようなデザインを使っておりますので、いろんなところを執行部として、やはり見ていただきながら、今後のですね、1つは町の中心の形の施設として、今後活躍してもらおうとございまして、その辺をしっかりとした形で取り組んでいただければというふうに思います。町長の意見として、お伺いたします。

○**町長（長谷和人君）** 木材地域としての湯前町でございまして、今遠坂議員がおっしゃった、についてもよく理解しているところでございます。しかし、予算等もございまして、今回2億7,000万円でございましたか、2億3,000万円ほどでございましたか、予算計上させていただきますので、この予算と睨みつつ、それから今のレールウイングの一番の課題といいますのが、実は床が長年使用しまして腐食してるということで、以前から、これはご指摘がございましたので、ここら辺も改修するという意味も入れておりますし、それに今回、これまでのご意見の中で、雨天でも利用できるような施設を作ってくれというご希望等もあっておりますので、そこら辺も見ながらですね、やっていきたいというふうに思います。遠坂議員のご意見については、お諮りしたところでございますので、よろしくお願いします。

○**3番（遠坂道太君）** 町長の言うことはわかりますんで、精一杯思い切った、魅力ある施設をですね、作っていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○7番(味岡 恭君) 現在の青年団の団員数は何名なんですか、お尋ねをします。

○教育課長(浅田 徹君) 湯前町青年団なんですけども、団員数が26名ということで伺っております。

○7番(味岡 恭君) 質問に入りますけど、社会教育総務費の90ページの負担金補助金及び交付金ですか、町の青年団の補助費が17万円になっております。これで足りるのかなとちょっと心配したもんですから、町長にお伺いしますが、今の現在のその費用で足りているのかどうか、今後検討する機会があるのかどうか、お尋ねします。

○教育課長(浅田 徹君) 今回の補助金計上に当たりましては、一応団体のほうから、要求書という形で要望額を提出いただいております。青年団に限った話ですが、実際は17万円以上の要望をされましたが、活動内容それから基金等の積立金もありましたので、査定をさせていただきましたが、昨年度に対してはプラス3万5,000円というところで今回は対前年で増額計上させていただいたところになります。

○7番(味岡 恭君) その下ですね、青少年育成町民会議補助金、これが20万円あるんですよね、これ会議費なんですよ、主に。20万円について費用負担ちゅうか、だと思っんですが、青年団にはまだまだ湯前に対する、期待もするところがだいぶあるし、活動もかなり今から今後お願いしたいし、やっぱり期待するところが多いもんですから、できれば少しでもですね、1人当たり大体5,000円ちょっとぐらいなもんですから、もう少しですね、活動費を上げていただければと思いますので、町長のご意見をお伺いします。

○町長(長谷和人君) 予算の要求の時に担当課のほうでしっかりとそこは精査してくれて、今回の予算があったんじゃないかなと、そういうふう想像するところでございます。私も元青年団でございまして、機会あるごとにですね、青年団活動につきましては、大いに出かけておってですね、若い力が絶対必要な湯前町でございまして、今お話を伺いましたんで、しっかりとそこはですね、お金を補助金をアップするというのであれば、それなりの事業もやっぱり必要になってまいりますので、それも含めながら、行う必要があるかなというふうに思っております。それからもう1つのほうの青少年の協議会ですか、これは、私のちょっと記憶が間違ったら申し訳ございませんが、それに、下にぶら下がっている部分がございますんで、それに多分金も出してるんじゃないかなと私は思いましたんで、ちょっとその内訳を担当課のほうで説明をさせていただきますんで、その出具合によって、予算の構成が違ってということで、ちょっと説明させたいと思っております。よろしく申し上げます。

○教育課長(浅田 徹君) 町の青少年育成町民会議でございまして、年に数回、会員揃っての総会・会議等がございまして、大きな予算は掛かっておりません。なぜこの予算が20万円なのかっていうのはですね、その傘下にB&Gの海洋クラブ、それから

海洋スポーツの指導者会とか、そういった活動団体がありまして、そちらの活動に対して、町民会議から間接補助という形で資金を流してるという状況にあります。以上です。

○7番（味岡 恭君） そういうことは、少しわかりますけど、やはり、先ほども言いましたけど、湯前町としても、青年団に対する期待はかなり大きいものがあります。今後も活動をしていただきたいと思います。そのためにはですね、やっぱり若い人達には期待するところがあるもんですから、やっぱり、お金を増やすじゃないですけど、極力努力して交付金を上げると、頑張ってくれということをお願いしたいもんですから、ご協力をお願いいたします。

○2番（西 靖邦君） 19ページですね、款2民生費国庫補助金の中の節2ですね、就学前教育・保育施設整備交付金とあるんですけども、私これ、この名称初めて知ったのですが、何かこういう交付金の名称が変わったんですかね。

○保健福祉課長（高木堅介君） この補助金につきましては、湯前保育園の施設整備に対する補助金でございます。名称が変わったというのは、施設整備・改修、大規模改修なんですけども、それに対する補助金が、こういう補助金があったということで、これを活用するというところでございます。

○2番（西 靖邦君） これ最近の交付金じゃなくて前からあるわけですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 湯前町は、今回これは初めて使うんですけども、前からあるものであります。

○8番（倉本 豊君） ページはですね、68ページかな、畜産費の中で、ほとんどの項目が昨年度と同様の金額で設定されてるように思ってます、今畜産の現状がですね、非常に厳しい。以前も申し上げましたけれども、酪農で言いますと、私の友達が3人、他町村ですけれども、辞め時期を考えておると、あと1～2年のうちに辞めようと考えておると、そこには後継者はおるんですよ、でもそういう状況なんですね。その原因は、やはり飼料の高騰ですよ。これが一番であるというふうに話しておりました。本町を考えました時にはですね、飼料のことはもちろん、後継者の問題、それから高齢化の問題、それから畜協が今度は県のほう1つになりますんで、一番の問題等々が色々あって、畜産農家が廃業をされるような噂も聞いておりますんで、本町として、そういうところをどう考えておられるのかについて、お尋ねをしたいと思います。

○農林振興課長（高橋 誠君） 畜産振興につきましては、議員お見込みのとおりで、大変厳しい状況が続いておるところで理解しております。酪農、肥育、繁殖牛が主体の本町でございますので、それに応じた、この畜産奨励補助金については、頭数に対する補助というのがメインとなってございます。過去と言いますか、令和4年、令和5年、国の経済対策を活用させていただきまして、飼料等の高騰に対する補助金を行ってきたわけでございます。飼料関係の補助につきましては、国・県のほうももちろんあ

るのはあるんですが、やはり使いづらいというところもあります。今後、国・県もまたそういった価格高騰に対する支援策を打っていただけるものと考えております。ただ町単独の補助としては、こういった形が良いのかっていうのも考えなくちゃいけないことでは、ございまして、昨日の企画経済委員会のほうでも、畜産関係の現状について、お話ししまして、そういった飼料高騰に対する支援が町のほうでできないかということもご提案されておりますので、ここはしっかり、また農林振興課のほうでも、こういった支援が町の畜産振興、そういった継続していただけるような補助金になるのかということも考えたいと思うし、農業振興検討委員会、そういったものも含めて、また農業公社も含めた上での検討を今後していかなければならないと考えております。

○**8番（倉本 豊君）** 私も検討委員会もしくは公社も関わったところでのというふうに申し上げたかったのを先に言われたんで、それはそれとして良かったんですが、個人事業主ですんで、辞められるのは勝手は勝手なんですよね。でも、今度は逆に畑、水田等がじゃんじゃん出てきますですよ、そうなりますと。先ほどもあるところで話したんですが、畑なんかがありますと、そこはもうすぐに鳥獣のシカ、イノシシにかかわらず、タヌキとかいろんな鳥獣の巣になってしましまして、畑の近くには、今度は民家がございまして、家の中まで来たりするような状況になってくるんじゃないかなというふうに思っております。この畜産をいかにして長く続けていただくか、或いは、ずっと続けていただくか、非常に難しい問題とは思いますが、検討に入ると言われましたんで、でももう時間がないと、救急に、もうやはり、みんなで知恵を出し合わんとですね、そういう、辞められる方がだんだん出てくるようになるというふうに思いますんで、町長にお伺いしますが、これ喫緊の課題だと私は思ってます。町長の所信の中にも、その農業が大事であるという所信の話にも入っておりますんで、ここはもう真剣にですね、ちょっと早急に、何か対策が打てれば打つような方向を探るべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**町長（長谷和人君）** 倉本議員がおっしゃるとおりでございまして、その中でやっぱり1つの原因がですね、所得がやっぱり安定してないという部分がございまして、加えまして、飼料がどうしてもやっぱり輸入品が安いと、円安というところもございまして、高い飼料を買ってるというふうな現状も見えております。本町におきましても、先ほど課長が答弁しましたように、今までの新型コロナまた物価高騰対応につきましては、もう必ず、今回R5年度の12月におきましても、予算を付けさせていただいております。しっかりとそこは見据えながらと思ってるわけではございますけども、何せ限られた予算でございまして、もしここに重点的に、今回予算は去年より幾らかちょっと上げておりますけども、農業費の予算の中で分配するという形になりますんで、こういう予算になってしまってるということで、残念であるというふうに私も思ってるわけではござい

すが、しかし、やはりその上にやっぱり立ちます、県・国ここにですね、しっかり私も行くたびに、お話はさせていただいておりますので、さらにまたこういうことで、3月の定例議会の中でお話を伺いましたので、そういうふうなですね、対策措置をですね、やっていただきたいということをですね、しっかりと申し述べさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

○8番（倉本 豊君） 国・県おそらく何らかの対策が打ってこんど、湯前だけがこういう状況ではないわけですから、町村会まとまっての要望等をするべきであろうというふうに思います。ただそれはそれとしてですね、話をする場と言いますかね、検討委員会なんかでも良いんですが、どっかでか話し合う機会をじゃんじゃん持ってですね、畜産農家もひっくるめながらして、どういう方法があるのか、どういう手立てができるのか、そういうところの検討をですね、する必要があるんじゃないかなというふうに思ってますんで、そこら辺をお願いします。

○町長（長谷和人君） これ遠坂議員の一般質問の中もございましたんですけども、係のほうに、担当の課のほうにですね、この後、畜産農家を集めてですね、農業検討委員会の中でも意見を聞くようにと、それから畜産農家辺りの意見を聞くのと、すでにそういうふうな話をさせていただいております。しっかりとそこはですね、対応をしながら前向きに考えていきたいというふうに思ってる次第でございます。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

○保健福祉課長（高木堅介君） すいません、先ほど西議員の質問でありました、就学前教育保育施設整備交付金ですけども、以前からと言いますが、5年度にこども家庭庁ができて、それに伴いまして、保育所等整備補助金とですね、認定子ども園等の補助金が一元化されて、名称がこういうふうになったところでございます。

○5番（森山 宏君） 27ページの売電収入について伺います。前にも聞きましたけども、湯前駅のところに駐輪場の上が、もう革新的に早くから太陽光発電っていうのを設置してありますと。この売電収入が6万円ということは、月額5,000円ぐらいの売電収入しかないということは、それっていうことは、前聞いた時にはちょっと不具合があってということで、そしこ分だけの発電量がないと。改善されないのは、費用対効果のことを考えて費用を掛けられない。また、太陽光パネル今安いので、そっちのほうに乗り換えるっていうことも考えられていらっしゃるのか。それとあと1つですけども、今九電さんのとがキロの20円なんぼだと思ってたんですけども、今上がってますよね、いろんな賦課金がついて、調整金がついて、今現状どこで考えられとととでしょうか、一緒に伺います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 駐輪場に乘せてる、乗せてるというか、太陽光パネルなんですけれども、あれは避難交流施設湯〜とぴあの使用電源を賄ってます。発電し

たやつを、あそこの施設内で使っていると、その余剰量は九電のほうに売電をしてるということですので、発電があって、結局、使用量が多ければ、売電する量はおのずと減ってきます。それと今、月に7,000円8,000円ぐらいの売電価格をうちのほうで収入を受けてますけども、結局、契約当初がもう早い時期の契約になっておりますので、その当時の売電価格でおそらく契約をしているのではないかと考えております。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、以上で本案の質疑を全て終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、「令和6年度湯前町一般会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（金子光喜君） ここで議長席を副議長と交代するため、休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時34分

再開 午前11時38分

—————○—————

○副議長（椎葉弘樹君） 議長席を交代しました。休憩終わり会議を続けます。

—————○—————

日程第2 議案第41号 令和6年度湯前町国民健康保険特別会計予算について

○副議長（椎葉弘樹君） 日程第2、議案第41号、「令和6年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第41号、令和6年度湯前町国民健康保険特別会計予算について、御説明いたします。

令和6年度の予算は、歳入歳出それぞれ、前年度比6,503万8,000円増の5億210万円を計上しました。

熊本県が運営主体となって7年目となり、2月末では、国保加入世帯数521世帯、加入者数は785人となっています。国保を含め、現在の自治体を取り巻く環境として、

令和2年12月25日に閣議決定された、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を基に、同日閣議決定のデジタル・ガバメント実行計画、より具体的な自治体DX推進計画により、自治体の情報システムの標準化・共通化が進められてきております。中には、それを進めるために必要なマイナンバーカードの普及促進もありますが、令和7年度末を目途に自治体の20の基幹業務について、各種の税関連、戸籍、住基のほか、国民健康保険も含まれたところで、DX化が図られていきますので、今後、そのシステム改修が、補助金や交付金等の準備ができ次第、順次、始まっていくものと思われます。令和6年度において、補正対応など、また、それから令和7年度に向けて、皆様のご理解をお願いしたいと思います。

それでは、10ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、国民健康保険事業に係る人件費、物件費などの経常的経費として、1,949万9,000円を計上しました。前年度比772万4,000円の増になります。主な増の要因は、人事異動による人件費とシステム改修業務があるためです。

節12委託料では、482万3,000円を計上しました。真ん中にある3段目のコクホライン保守委託料は、45万1,000円を計上しました。保守に係る単価及びこれまで無償となっておりました法改正対応メンテナンスの一部が有償化したほか、産前産後期間における、国保税免除システム対応業務委託が追加となっているためでございます。また、国民健康保険システム改修業務委託料は、382万2,000円を計上しました。これは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修でございます。大きく2つの改修で、一つは被保険者証廃止に伴う資格確認書等の交付に対応可能とする改修と、もう一つは、国の示した負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの導入についての対応で、加入者情報の表示内容の確認に係るシステム改修となります。これらの改修費用は全額特別交付金にて措置されます。

11ページをご覧ください。

項2徴税費については、27万1,000円を計上しました。前年度比10万4,000円の増でございます。増の主な要因は、国保所有軽自動車の車検があるため、その費用を計上した事によります。

項3運営協議会費については、令和5年度同様、24万4,000円を計上しました。国保運営協議会委員の報酬及び費用弁償となります。

款2保険給付費については、過去の医療費データ等を参考に、節18負担金補助及び交付金に見込み額として、項1療養諸費に一般被保険者の給付費分3億円、退職被保険者の給付費分5,000円、12ページになります、一般被保険者の療養費に150万円、退職被保険者の療養費に3,000円など合計3億240万8,000円を。それから、項2高額療養

費に、一般被保険者分 4,870 万円、一般被保険者高額介護合算療養費を令和 5 年度同様に 3 万円、また、支出見込みの無い退職者被保険者等高額療養費を廃目し、合計 4,873 万円を計上しました。令和 6 年度の保険給付費及び高額療養費は、大幅に伸びておりますが、議会の皆様も良くご存じのとおり、ここ数年、医療費が高止まりして、度重なる補正をしております。そのため、実績についても勘案し、また、急激で高額な支出にも早急に対応できるように大きく見積もったものでございます。ご理解頂ければと思います。

このページ下の、項 3 出産育児諸費に 2 名分、計 100 万 1,000 円を、13 ページになりますが、項 4 葬祭諸費に 8 名分 16 万円、項 5 移送費に、合計 1 万 5,000 円は、令和 5 年度と同額を計上しました。

次に、款 3 国民健康保険事業費納付金については、県からの事業費納付金算定結果により、項 1 医療給付費分に 8,431 万 2,000 円、項 2 後期高齢者支援金等分に、2,532 万 2,000 円、項 3 介護納付金に 930 万 6,000 円を、各項の節 18 負担金補助及び交付金に、県に納付する額としてそれぞれ計上しました。

次に、款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費については、40 歳から 74 歳を対象とする特定健診に係る経費で、14 ページをご覧ください。主に節 12 委託料の特定検診委託料 407 万円を含む 438 万 1,000 円を計上しました。国が市町村国保に求めている令和 5 年度までの受診目標率 60 パーセントを本町では、令和 4 年度末に 62 パーセントと突破し、安堵したところではございますが、その後、受診が無いと数値は下がりますので、引き続き勧奨を行い、工夫を凝らした周知を図り、今後も様々な方策に取り組んだ上で、本町の健康課題を見つけ、効果的な事業が実施できるように進めて参りたいと考えております。

項 2 保健事業費については、年 4 回の医療費通知、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知発送にかかる経費など、578 万 4,000 円を計上しました。

節 7 報償費については、地区毎に集団検診にかかる申込書や検査キット、その関連書類の配布等をお願いしている健康推進委員 28 名分の謝金 67 万 2,000 円を計上しました。

節 12 委託料には、国保保健指導事業委託料 336 万 9,000 円を計上しました。AI を利用してこれまでの個々の受診歴等を分析して、それぞれの特性に合わせた受診勧奨を行い、受診率の向上を図るためのものでございます。令和 5 年度では、第 3 期データヘルス計画策定にかかる支援事業の委託も含んでいたため、その分が減額となりました。こちら全額が特別交付金の対象となります。

次に、15 ページになります。

款 5 基金積立金については、節 24 積立金に、国民健康保険給付基金積立金 4 万円を計上しました。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算、目 1 一般被保険者保険税還付金に 20 万円、目 2 一般被保険者還付加算金 5,000 円を計上しました。

歳出の説明は以上になります。

次に、歳入について御説明いたします。7 ページからになります。

款 1 国民健康保険税については、見込みにより、合計で 7,345 万 9,000 円を計上しました。前年度比 166 万 5,000 円の増としています。県からの国保税予算算定基礎表を参考に、被保険者数の減少見込みなどを勘案して算出した結果を計上しています。なお、令和 6 年度の国保税率については、算定に要する所得の決定が 5 月頃になりますので、再度、算定を行い決定してまいります。

次に、8 ページになります。

款 3 県支出金 項 1 県補助金 目 1 保険給付費等交付金については、3 億 6,831 万 9,000 円を計上しました。

節 1 普通交付金 3 億 5,025 万 3,000 円については、保険給付費の財源に充てるもので、町が事業費納付金を納める代わりに町の支払う給付費を県が全額負担するため交付されるものでございます。

節 2 特別交付金 1,806 万 6,000 円は、収納率向上分、特定健診の国、県負担分など特定事項の対象額を計上するものです。令和 5 年度を参考にした見込額であるため、変動がありますので、必要に応じて補正予算で対応していきたいと思っています。

款 4 財産収入については、国民健康保険給付積立金利子 4 万円を計上しました。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金については、一般会計からの繰入金として、前年度比 201 万 2,000 円増の 4,382 万 5,000 円を計上しました。

節 1 及び節 2 の保険基盤安定繰入金については、いずれも当予算及び現時点での各種数値からの試算により、計上しました。

節 3 未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児均等割保険税の減額による減少額の補填となり、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市町村 4 分の 1 の負担となっています。実績と対象者見込み数を基に計上しました。

同じく、節 5 産前産後保険料繰入金 4,000 円も減額の補填で国・県・市町村の負担となっております。

9 ページになりますが、節 6 出産育児一時金繰入金も対象見込み 2 名分を計上しております。

節 7 国保財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税に算入される分で、県が示した数値を基に 728 万 3,000 円を計上しました。

款 6 繰越金については、目 1 前年度繰越金として 1,620 万円を計上しました。

款7諸収入、項1延滞金及び過料、目1一般被保険者延滞金、節1一般被保険者延滞金に20万円、節2退職被保険者延滞金に1,000円を計上しました。以下、款7諸収入の中で、発生の予想される項1預金利子及び項3雑入の目1一般被保険者返納金及び節2雑入にそれぞれ1,000円を計上しました。

以上で、歳入の説明を終わります。

16ページから23ページまで、給与費明細書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

これで、令和6年度湯前町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いします。

○副議長（椎葉弘樹君）　これから質疑を行います。

○1番（吉田精二君）　14ページ、保健事業費、目1保健衛生普及費の中の委託料で国保保健指導事業委託料を336万9,000円組んであるみたいですが、これは基本健診等のデータを抽出しまして、リスクの高い人を特定健診のほうに誘導していくというふうな事業になると思いますが、どっかの専門業者に委託してあると思いますが、何年頃から委託してあるのか教えてください。

○税務町民課長（北崎真介君）　これは令和元年度からの事業となっております。

○1番（吉田精二君）　令和元年からこのシステムっていうか、業者に委託してあるんでしょうが、それによってどのぐらい受診率の伸び、令和4年度には62パーセントに達したということですけども、この効果を教えていただければと思います。

○税務町民課長（北崎真介君）　令和元年度から取り組みまして、令和元年度は56パーセントございました。しかし、令和2年度が新型コロナウイルス感染の関係で落ちてまして、52.9パーセントとなっております。それから令和3年度が55.9パーセントとちょっと持ち直しまして、まだ元年度の水準にはいかなかったんですが、4年度は62パーセントになったということで効果的には上がってきていると思っております。

○1番（吉田精二君）　この件につきましては、監査で決算監査、それから定期監査で契約とか事業成果とかを見させていただいたんですけども、今回も336万9,000円組んであるわけですけども、これをこの業者に払って、結局はハイリスクの方を抽出してするよりも、もう例えば、地区に健康推進委員さんは28名いらっしゃるとか、専門の業者を、業者というか、専門の人を頼んでその人に勧誘というか、周っていただいたり、対象者を周っていただけたほうが効果が上がるんじゃないかと。業者任せにせずに、そのような人海戦術で行ったほうが、効果が上がるんじゃないかというようなことで、指摘事項までは行かなかったんですけども議論したことがあります。それを受けて、今回の予算を組んであると思いますが、この件につきまして、今後どのように考えていらっしゃるのか、見解をお知らせください。

○**税務町民課長（北崎真介君）** 実際そういったご指摘を受けまして、ご返答は差し上げたつもりでございますけれども、実際AIを活用したというところで、過去の健診や病院との受診状況や履歴を分析して効果的な勧誘をするというのが、実際の目的でございます。ただこちらのお話も実際したと思っておりますけれども、ちょっと新年度については、もう金額そのものが間に合わない、ちょっと検討する時間もそれほどなかったということもありますけれども、実際、令和2年度がコロナの関係で数字が落ち込みまして、順調な比較が、正常な比較ができなかったというところで、もう1年様子を見ようということではあったわけでございます。ただ今回、新年度でこれだけの予算を組んでおりますけれども、実際内容的には回数を減らしたり、縮小してちょっと、別のことも考えてみたいなというところで、一旦これをあげさせていただいて、有効的な活用をする、もしくは減額するというふうにやりたいということで、話していたと思っております。よろしくお願いします。

○**1番（吉田精二君）** 今の現状、進み具合を聞きました。また健康推進委員さん、それから国保の運営委員さんとか色々検討、協議重ねられまして、より効果的な事業が受診率に繋がるように、検討をお願いしたいと思います。以上です。

○**副議長（椎葉弘樹君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**副議長（椎葉弘樹君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**副議長（椎葉弘樹君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、「令和6年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○**副議長（椎葉弘樹君）** 起立全員。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

○**副議長（椎葉弘樹君）** ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○**副議長（椎葉弘樹君）** 休憩終わり、会議を開きます。

日程第3 議案第42号 令和6年度湯前町下水道事業会計予算について

○副議長（椎葉弘樹君） 日程第3、議案第42号、「令和6年度湯前町下水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第42号、令和6年度湯前町下水道事業会計予算について御説明いたします。

令和6年度から地方公営企業法に移行した予算編成を行っております。

2ページになります。

下水道事業会計予算、第2条、業務の予定量は、令和5年度実績を勘案し計上しました。第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出につきましては、20ページの収支明細をもとに御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

なお、令和6年度から地方公営企業法による予算書としているため、前年度の予算の欄は0円としております。

令和6年度収支明細、収益的収入になります。

款1下水道事業収益は、項1営業収益で下水道使用料、項2営業外収益で一般会計補助金等により1億5,127万7,000円を計上しました。

次に21ページをお願いいたします。収益的支出になります。

款1水道事業費用は、1億5,033万3,000円を計上しました。項1営業費用、目2污水管渠費、675万6,000円は、下水道担当者1名分の人件費等に要する経常的経費が主なものです。

次に目3総係費574万1,000円は、下水道事業維持管理等に要する経費になり、節10光熱水費にマンホール11基分の電力使用料85万6,000円。その下段にカッコ書きの未払金7万3,000円は、令和6年3月分が4月に請求されるため、未払金として計上しています。また、節12通信運搬費のマンホール非常用通信電話料も同様に4月に請求されるため未払金2万円、節14手数料の口座振替手数料未払金4万1,000円を計上しています。

節13委託料にマンホールポンプ保守管理委託料、下水道公営企業会計システム保守委託料等179万8,000円を計上しました。

次に22ページをお願いします。

目4流域下水道維持管理負担金は、流域下水道の維持管理に要する負担金4,076万4,000円を計上しました。

目5減価償却費は、有形・無形固定資産減価償却費として8,102万2,000円を計上しました。

項2 営業外費用は、目1 支払利息、節1 企業債利息 962 万 5,000 円、目4 その他営業外費用、節1 その他営業外費用 377 万 5,000 円合わせまして1,340 万円を計上しました。

項3 特別損失は、地方公営企業会計に移行した初年度のみに計上が必要になり、令和6 年6 月支給の賞与及び法定福利費については、令和5 年1 2 月から令和6 年3 月までの4 か月分を計上する必要がある、賞与分 36 万 3,000 円、法定福利費 8 万 7,000 円、令和5 年度確定申告消費税 200 万円を計上しました。

次に2 3 ページをお願いします。資本的収入になります。

款1 資本的収入は、項1 企業債、節1 下水道事業債 780 万円、項2 出資金、節1 一般会計出資金 1,855 万 6,000 円、計 2,635 万 6,000 円を計上しました。

資本的支出です。項1 建設改良費、目4 流域下水道建設負担金 789 万 9,000 円は、県のストックマネジメント計画により、浄化センターの機械・設備の更新等の負担金となります。

項2 企業債償還金は下水道事業債元金 6,893 万 9,000 円を計上しました。

次に前に戻っていただき、1 9 ページをお願いいたします。

令和6 年度湯前町水道事業会計予定損益計算書になります。最下段、当年度未処分利益剰余金につきましては181 円を見込んでいます。

3 ページをお願いいたします。

第5 条、企業債につきましては、起債の目的が下水道事業債、限度額を780 万円としております。

4 ページをお願いします。

第6 条、一時借入金の限度額は780 万円としております。

以上で、議案第4 2 号、令和6 年度湯前町下水道事業会計予算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4 2 号、「令和6 年度湯前町下水道事業会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、議案第4 2 号は、原案のとおり可決

しました。

-----○-----

日程第4 議案第43号 令和6年度湯前町介護保険特別会計予算について

○副議長（椎葉弘樹君） 日程第4、議案第43号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第43号、令和6年度湯前町介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

タブレットの資料は、議案第43号（0314）のほうをご覧ください。

令和6年度当初予算は、歳入歳出それぞれ6億7,027万5,000円を計上し、令和5年度と比較して188万6,000円の減、率にして0.28パーセントの減となりました。減の主な要因は、款1総務費の減であります。

令和6年1月末時点の介護保険事業の対象者数は、第1号被保険者数1,568人、要介護認定者234人、要支援認定者43人、合計277人で、認定率は17.7パーセントという状況であります。前年と比較して、第1号被保険者数につきましては、35人の減、認定者数は7人の減であります。認定率は同じ状況となっております。

それでは、11ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款1総務費は、2,447万4,000円を計上しました。令和5年度と比較して421万8,000円の減であります。減の主な要因は、球磨郡介護認定審査会負担金の減であります。総務費の歳出に占める構成比は3.7パーセントになります。

項1総務管理費、目1一般管理費は、介護保険事業に係る職員2名の人件費や印刷製本費など1,170万3,000円を計上しました。

節10需用費の印刷製本費は、第9期介護保険事業計画期間に使用する制度解説用パンフレットの印刷代33万円など、37万1,000円を計上しました。

12ページの項2徴収費、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経費として15万5,000円を計上しました。

項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は、要介護認定調査に係る会計年度任用職員の人件費や主治医意見書作成手数料、球磨郡介護認定審査会負担金など1,246万2,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、球磨郡介護認定審査会負担金386万3,000円を計上しました。令和5年度と比較して581万6,000円の減であります。これは令和5年度にクラウドを活用した電子審査会のためのネットワークシステムの導入と認定調査で使用する訪問調査モバイルシステムの導入があったため減となったものでございます。

13ページの項4運営協議会費、目1運営協議会費は、湯前町介護保険運営協議会の開催経費として15万4,000円を計上しました。

款2保険給付費は、要支援・要介護認定を受けている方の各種介護サービス給付費など令和5年度と比較して338万1,000円増の6億921万6,000円を計上しました。増の主な要因は、プラス1.54パーセントの介護報酬改定によるものです。歳出に占める構成比は、90.9パーセントになります。

項1介護サービス等諸費は、要介護認定の方が利用する居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など5億4,395万円を計上しました。保険給付費の中で89.3パーセントを占めております。

項2介護予防サービス等諸費は、要支援認定者の介護予防と心身の維持改善を目的とした介護予防サービス給付費など1,517万1,000円を計上しました。

14ページの項4高額介護サービス等費は、要支援・要介護認定者の利用者負担について、一定の上限額を超えた分を払い戻すもので、高額介護サービス等費、高額医療合算サービス費など1,535万1,000円を計上しました。

項5特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の方が施設サービスや短期入所サービスなどを利用した際の食費・居住費について、限度額を超えた額の補足給付として、3,420万4,000円を計上しました。

款3地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援サービス事業費、包括的支援事業・任意事業費などに、3,556万4,000円を計上しました。令和5年度と比較して104万9,000円の減であります。減の主な要因は、生活支援体制整備事業費の減であります。歳出に占める構成比は、5.3パーセントになります。

項1介護予防・日常生活支援サービス事業費は、要介護状態等となることの予防または要支援状態等の軽減・悪化防止と、地域における自立した日常生活を支援するための経費として1,237万2,000円を計上しました。

目1介護予防・日常生活支援サービス事業費、節12委託料は、短期集中介護予防教室における各専門職派遣に伴う委託料118万8,000円を計上しました。

15ページの節18負担金補助及び交付金は、総合事業対象者の訪問介護及び通所介護の利用に係る経費として953万6,000円を計上しました。

目2介護予防ケアマネジメント事業費は、節12委託料に総合事業対象者のケアプラン作成に係る委託料145万5,000円を計上しました。

項2一般介護予防事業費は、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発や各種介護予防教室、公民分館などの通いの場に係る経費など合計122万2,000円を計上しました。

項3 包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料など1,869万3,000円を計上しました。

目1 包括的支援事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料601万2,000円を計上しました。

目3 任意事業費は、家族介護用品支給事業など83万8,000円を計上しました。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療と介護を一体的に提供するために関係機関等の連携を推進する経費として、上球磨地域包括支援センターへの委託料212万2,000円と、令和6年度に湯前町が事務局となり人吉球磨の市町村が共同で医師会に委託する経費として、人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業委託料336万円を計上しました。なお、歳入の款9諸収入に湯前町を除く市町村負担金323万2,000円を計上しました。

目5 生活支援体制整備事業費は、生活支援サービスの提供体制整備や介護予防事業の支援などについて社会福祉協議会への委託事業として、生活支援コーディネーター業務委託料450万円を計上しました。業務委託内容の見直しにより、令和5年度と比較して212万6,000円の減となりました。

目6 認知症総合支援事業費は、認知症の人やその家族に早期に関わる、認知症初期集中支援チームなど、認知症に対する施策として節12 委託料に認知症初期集中支援推進事業委託料464万5,000円など、合計468万1,000円を計上しました。

目7 地域ケア会議推進事業費は、上球磨地域の介護支援専門員や保健医療及び福祉に関する専門職、その他の関係者、関係機関で構成される地域ケア会議に係る経費として、節12 委託料に35万2,000円を計上しました。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。7ページをお願いします。

款1 保険料については、第1号被保険者に係る介護保険料を調定見込み額に基づき、1億846万5,000円を計上しました。

7ページから8ページにかけて、款3 国庫支出金、款5 県支出金は、法で定められた割合に基づき負担金、交付金、補助金をそれぞれ計上しました。

8ページの款4 支払基金交付金は、第2号被保険者保険料分について、社会保険診療報酬支払基金からの交付金、1億6,817万円を計上しました。

9ページの款7 繰入金、項1 一般会計繰入金は、法で定められた割合による町負担分の繰入金及び事務費繰入金、1億1,436万3,000円を計上しました。

款8 繰越金は、当初予算編成の財源として、前年度繰越金を計上しました。

以上で歳入の説明を終わります。

付属書類として、18ページから25ページまで給与費明細書を添付しております。説明は省略いたします。

令和６年度におきましても、各種介護予防事業に重点を置き、保健事業及び健康づくりと連携し、町民の皆様の介護予防と健康増進に取り組み、介護給付費の抑制と健全な介護保険事業の財政運営に努めてまいります。

以上で令和６年度介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（椎葉弘樹君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（椎葉弘樹君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（椎葉弘樹君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第４３号、「令和６年度湯前町介護保険特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（椎葉弘樹君）　起立全員。したがって、議案第４３号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第５　議案第４４号　令和６年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について

○副議長（椎葉弘樹君）　日程第５、議案第４４号、「令和６年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○税務町民課長（北崎真介君）　議案第４４号、令和６年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について、御説明いたします。

令和６年度の予算の総額は、８,２８２万５,０００円となり、令和５年度と比べて、１,００７万２,０００円の増となります。増の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増加によるものでございます。

対象者は、１月末現在で、７５歳以上の方９２８人と要件による６５歳以上の方２６人の合計９５４人となっております。

実施主体は、熊本県後期高齢者医療広域連合が担っており、予算の数値の主なものは、広域連合が算出した推計値を基に計上しています。

町が徴収する保険料、一般会計から繰り入れる事務費、県及び町負担金を含む保険基金安定繰入金を歳入とし、熊本県後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付する仕組

みにより運営しています。また、令和5年度から取り組んでおります、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施とした事業は、国民健康保険から後期高齢者医療保険と介護保険、会計や年齢の垣根を超え、連続して横断的な体制により、健康課題に対して一貫した保険事業を実施するものでございます。令和5年度では最大で予算計上していましたが、令和6年度では適正な事業量で実施していきたいと思っております。国3分の2、県3分の1の補助事業となり、熊本県後期高齢者医療広域連合からの受託事業となります。

では、9ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、経常的事務経費として、210万5,000円を計上しました。前年度比113万8,000円の減となりました。減の主な要因は、先ほど申しました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むべく予算額を減額して計上した事によります。

節7報償費に、歯科衛生士謝金19万2,000円を計上しました。令和5年度より実施しております、一体的実施にて全ての通いの場における老化予防である、歯科口腔老化予防教室として開催するためのものでございます。そこで歯科口腔検診の重要性と、その周知と口腔機能チェック等を24か所で行う予定でおります。

節12委託料一体的実施に係る費用136万4,000円を計上しました。内訳として、一部の事業を公立多良木病院に委託するもので、高齢者に対する個別的支援として、介護保険で実施している短期集中予防サービス終了後も継続して支援の必要な方を理学療法士が訪問して個別支援を行うものに110万円、また、通いの場などへの積極的な関与として、加齢による運動機能の維持のため、老化予防教室を全ての通いの場において、運動指導を行うもので、26万4,000円の合計となります。

項2徴収費については、保険料の徴収に係る経費7万3,000円を計上しました。徴収に係る通信費及び口座振替手数料となります。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金については、節18負担金補助及び交付金に、被保険者保険料負担金5,114万3,000円、保険基盤安定負担金2,848万6,000円の合計7,962万9,000円を計上しました。前年度比1,023万円の増となります。広域連合からの推計値を参考としておりますが、その当初予算に計上してあるところでございます。増の具体的な要因としましては、被保険者数等はほぼ横ばいですが、令和6年度は保険料の2年に一度の見直しの年に当たり、計算の基となる均等割額及び所得割額が上がったためで、賦課総額も上がったことによります。

10ページになります。

款3諸支出金については、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金に3万円を計上しました。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 他会計繰出金、節27 繰出金 97万9,000円は、繰越金が大きくなりましたので、他市町村の例に倣い、一般会計に繰り出す事とし、歳入の繰越額と同額を計上しました。

款4 予備費については、5年度と同額の9,000円を計上しました。

次に歳入を説明いたします。7ページからになります。

款1 後期高齢者医療保険料については、目1 特別徴収保険料、目2 普通徴収保険料の合計5,114万3,000円を計上しました。前年度比806万2,000円の増となります。増の主な要因は、先ほどの歳出の納付金の増と同様で、計算の基となる均等割額、所得割額及び賦課総額が上がった事によります。先ほど申しましたが、保険料は2年ごとに見直しがありますが、令和6年度は改定年度となります。

均等割額が4,000円増の5万8,000円、所得割率0.72ポイントアップの10.98パーセントとなり、一人当たり平均保険料額は、8,041円増の7万4,260円と想定されております。しかし、低所得に対する激変緩和措置等もございますので、対象者の方々には、急激な引き上げにはならないと思われます。被保険者におかれましては、所得の確定した後、算定を行い決定されます。

令和6年度も収納率100パーセントを目標としていますので、基本であります、納期限内の納付をお願いするとともに、遅延の際には早めの声掛けなどを行い、対処してまいりたいと思っております。

次に、款3 繰入金については、目1 事務費繰入金と目2 保険基盤安定繰入金の合計3,066万4,000円を計上しました。前年度に比べ103万1,000円の増となりました。

事務費繰入金は、主に歳出で説明しました一体的実施に係る事業の減分113万7,000円と保険基盤安定繰入金のほうは、保険料の見直しによる増分216万8,000円の差額がその要因となっております。

保険基盤安定繰入金は、法に基づき低所得者の方の保険料の均等割額を、世帯構成と収入に応じて、7割、5割、2割と段階的に軽減するもので、この総額を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担し、一般会計で予算措置した後に、本会計へ繰り入れています。

次に、款4 諸収入については、3万円を計上しました。実績のある項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金等を計上しました。過年度分の還付が発生した場合には、その都度広域連合へ請求し、本科目で受け入れることになっています。

8ページになります。

款5 繰越金については、97万9,000円を計上しました。歳出で御説明しました繰出金に対応するものでございます。

これで、令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（椎葉弘樹君）　これから質疑を行います。

○1番（吉田精二君）　9ページの広域連合の納付金ですけども、昨年に比べて1,000万円ほど上がっております。率にして14～15パーセントですけども、この上がった理由と今後5年ほどですね、どのような推移でいくかを、考えてらっしゃることを教えていただければと思います。

○税務町民課長（北崎真介君）　主なものは先ほど申しました、2年に1度の改定による料金の保険料の上昇ということでございます。1人当たり平均8,000円ぐらいと熊本県下同一ですので、その程度ということでございます。実際この納付金がどのくらい動くかというのがちょっとまだわからないんですけども、医療費自体は湯前町はそんなに、かなり低いほうでございますので、どういった改定になるかというのは、県が現在示してる数字で上げておるわけでございまして、また今後、また変わってくると思っております。ただ、実際本算定した後に、皆さんの上がった分というのは、料金にはね返ってきますので、その分が歳入歳出で対応するということでございます。今後につきましては、5月に所得が確定した後に、本算定した後でないとちょっと、その後の対応はちょっと難しいかなと思って、ただ上がるってということだけは、もう間違いのないというところで考えております。

○1番（吉田精二君）　すいません。あと今後5年ぐらいの人口の推移と合わせて、医療費の改定と、想定されることが分かれば教えていただければと思いますが。

○税務町民課長（北崎真介君）　ちょっと5年先の推定というのは、まだ出てないんですけども、そのために2年ごとに改定が行われてるということでございます。ただ、医療費水準と、まず実際、後期の方の人口はですね、横ばいと、団塊の世代の方が上がっていても、全体的に多少増えるということであつたんですけど、やっぱり、亡くなる方も多くございまして、日本全体というか、熊本県自体の人口も減ってきてるという状況です。それはもう出生のほうも関係してきますけども、そういったところでちょっとなかなか推計が難しいとこでございまして。ただなるべく医療費を抑えて、保険料も上がらないようにというふうに、いろんな一体的実施を実施すると。一体的実施とかの事業に取り組んでるということでございます。

○副議長（椎葉弘樹君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（椎葉弘樹君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、「令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第6 議案第45号 令和6年度湯前町水道事業会計予算について

○副議長（椎葉弘樹君） 日程第6、議案第45号、「令和6年度湯前町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第45号、令和6年度湯前町水道事業会計予算について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

水道事業会計予算、第2条、業務の予定量は、令和5年度実績を勘案し計上しました。

第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出につきましては、19ページの収支明細をもとに御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

令和6年度収支明細、収益的収入です。

款1水道事業収益は、令和5年度より200万円増の8,826万4,000円を計上しました。増の主な要因につきましては、項2営業外収益、目3長期前受金戻入の増によるものです。これにつきましては、配水管更新工事が令和5年度より増となり、これに伴い補助金の受け入れ額が増となるものです。

次に、20ページをお願いします。収益的支出になります。

款1水道事業費用は、令和5年度より、703万4,000円増の7,216万2,000円を計上しました。水道担当者1名分の人件費のほか、水道事業に要する経常的経費が主なものです。増の主な要因は、項1営業費用、目4総係費で、人件費の増、節5旅費、21ページになります。節12負担金で水道技術管理者資格取得のための経費を計上したこと、また、目5減価償却費の増につきましては、水道管布設替えにより、減価償却費の増加によるものです。

次に、22ページをお願いいたします。資本的収入になります。

令和５年度と比較し 2,187 万円増の 1 億 39 万 8,000 円を計上しました。増の主な要因は、項 1 企業債、目 1 企業債に 7,000 万円を計上し、2,000 万円の増。項 4 国県支出金、目 1 国庫補助金に 3,039 万 6,000 円を計上し、187 万円の増となったものです。

次に、資本的支出になります。

令和５年度と比較し、2,446 万 5,000 円増の 1 億 2,981 万 2,000 円を計上しました。増の主な要因は、配水管更新工事関係の予算が令和５年度より増となったことによるものです。

項 1 建設改良費、目 2 給配水設備改良費、節 1 委託料に配水管、給水管更新実施設計業務委託費として、1,300 万円を計上しました。

節 2 工事請負費につきましては、計画的に実施しております、配水管、給水管更新工事費として 1 億 1,200 万円を計上しました。令和 6 年度においては、瀬戸口・辻地区におきまして、施工延長 2,709 メートルを予定しております。

項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金 節 1 元金償還金は、令和 5 年度より 131 万 5,000 円増の 481 万 1,000 円を計上しました。

前に戻っていただき、18 ページをお願いいたします。

令和 5 年度湯前町水道事業会計予定損益計算書になります。

最下段、当年度末処分利益剰余金につきましては、2,222 万 1,000 円を見込んでおります。

3 ページをお願いいたします。

第 5 条、企業債につきましては、起債の目的が公営企業債、限度額を 7,000 万円としております。また、第 6 条、一時借入金の限度額は 7,000 万円としております。

以上で、議案第 45 号、令和 6 年度湯前町水道事業会計予算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号、「令和 6 年度湯前町水道事業会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決

しました。

-----○-----

○副議長（椎葉弘樹君）　ここで議長席を議長と交代するため、休憩いたします。

-----○-----

休憩　午後１時４２分

再開　午後１時４４分

-----○-----

○議長（金子光喜君）　議長席を交代しました。休憩終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第７　議案第８号　湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（金子光喜君）　日程第７、議案第８号、「湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）　議案第８号、湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の一部改正を踏まえ、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定める必要があるため、条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君）　２ページを基に、御説明を申し上げます。

まず、第１条、趣旨について規定しております。

この条例は、地方自治法第２４３条の２第１項の規定に基づき、町長もしくは委員会の委員もしくは委員または職員の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第２条に損害賠償責任の一部免責について規定しております。

町長等の町に対する損害を賠償する責任は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、賠償の責任を負う額から地方自治法施行令に基づきまして、基準給与年額に第１号といたしまして、町長の場合は６を第２号といたしまして、副町長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員または監査委員は４を、第３号といたしまして、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員または地方公営企業の管理者については２を、第４号といたしまして、第２号に掲げる職員以外の職員、これは一般職の職員になりますけれども１を、それぞれ乗じた額が損害賠償の限度額とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

今回、地方自治法に新しい条項が追加されました経緯は、善意でかつ重大な過失がないとき、つまり軽過失の場合においても、膨大な個人責任を追求されるケースが、各所で発生をいたしております、首長の政策実現、または、職員等が行う業務遂行に際しまして、これらを恐れるがあまりに萎縮してしまいまして、本来行政としてやるべき取組、多種多様な政策展開ができなくなってしまうことが懸念されております。このようなことにならないよう、地方自治法が改正されたものでございます。

なお、損害賠償の責任、全てのケースで免責がなされるわけではございません。あくまでもその職務を行うに当たりまして、善意でかつ重大な過失がないとき、いわゆる軽過失に限り、一定額以上の賠償責任を免れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） なお、本案については、地方自治法第243条第2項の規定によりまして、議決をしようとする時は、予め監査委員の意見を聴かなければならないとされております。

その監査委員意見が、令和6年3月12日付、議長宛に提出されております。回答書については、タブレットに掲載をしておりますが、その意見について、異議はないとの回答であっております。これから質疑を行います。

○8番（倉本 豊君） 趣旨は大変よくわかったんですが、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時、これは誰が判断するんですか。

○総務課長（西村洋一君） まず町長に判断していただくことになろうかと思います。また、それで提案しますので、その結果につきまして、議会のほうで、またご判断いただくということになろうかと思います。

○8番（倉本 豊君） 第三者機関か何かそういうもので判断すっとは違うわけですか。

○総務課長（西村洋一君） 議会の中でっていうか、またそれに対して不服があられる時には、訴訟というか裁判のほうで争うことになりますので、あくまでも町の中での判断は先ほど説明したとおりでございます。

○8番（倉本 豊君） 裁判になれば、裁判所が判断を出てからわかるんですが、とりあえず例えば、町長が何かあったときにですね、町長自らが自分のことを自分で判断するというのはまた変な話ですんで、何か組織作らんちゃ良かったですか。

○総務課長（西村洋一君） 今回の損害賠償の責任の限定につきましては、あくまでも地方自治体の判断というところが求められますので、条例で定めるところでございます。

それを、定めに不服があられるときには、もう裁判されますので、町のほうで提案しまして、議会の判断というところだと思います。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、「湯前町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第8 議案第46号 工事請負契約の変更について

○議長（金子光喜君） 日程第8、議案第46号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第46号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

下町橋補修工事について、契約の金額に変更が生じましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第46号、工事請負契約の変更について、御説明いたします。

契約の目的、契約の方法については、変更前と同じです。

契約の金額について、変更前の9,350万円を変更後において、1億1,645万840円とするものです。

主な変更の理由としまして、補修工事にあたり、工事用の仮設道路関係では、最小限の施工により実施できたことによる減額となり、橋梁の高欄関係では、当初のガードレールから創建時の石造高欄に変更したことによる増となり、変更金額の精査を行った結果、2,295万840円の変更増額となりました。

契約の相手方も変更前と同じです。

2 ページに仮契約書を資料として添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○2 番（西 靖邦君） これ工期においても4か月程度ですかね、延長となっていますので、これ諸経費と直接工事費の割合は、どのぐらいの割合ですか。

○建設水道課長（稲森一彦君） 工事の直接工事に対しまして、諸経費が2.1倍程度というふうになっております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第9 議案第47号 工事請負契約の変更について

○議長（金子光喜君） 日程第9、議案第47号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第47号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補道第3093号 町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第4工区）について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第47号、工事請負契約の変更について、御説明いたします。

契約の目的、契約の方法については、変更前と同じです。

契約の金額について、変更前の 7,150 万円を変更後において、7,357 万 9,968 円とするものです。

主な変更理由としまして、工事施工にあたり、工事用の仮設道路関係で安全性を確保した施工による工法の変更増。軽量盛土工また関係する鋼材等の数量を増加し、207 万 9,968 円の変更増となりました。

契約の相手方も変更前と同じです。

2 ページに仮契約書を資料として添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 00 分

再開 午後 2 時 10 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり。会議を開きます。

-----○-----

日程第 10 議案第 48 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 11 号）について

○議長（金子光喜君） 日程第 10、議案第 48 号、「令和 5 年度一般会計補正予算（第 11 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 48 号、令和 5 年度湯前町一般会計補正予算（第 11 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,476万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億3,582万7,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、高齢者福祉センター湯愛の浴場改修工事と湯楽里の温泉源泉揚水ポンプの更新工事など、緊急性の高いものについて、追加で補正をお願いするものでございます。併せまして、繰越明許費をするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をします。どうぞよろしくお願いいたします。

○**総務課長（西村洋一君）** 議案の御説明を申し上げます前に、字句の修正をお願いいたします。

1ページの第1条、歳入歳出予算の総額からとなっておりますが、総額に、という表記に変更させていただきたいと思います。

誠に申し訳ございません。お取り計らいよろしくお願いします。

○**議長（金子光喜君）** ただいま、総務課長から言われた変更をしまして、現案とさせていただきます。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。

○**総務課長（西村洋一君）** ありがとうございます。

一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

事項別明細書の歳出14ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費、節24積立金、減債基金積立金758万5,000円は、国の補正予算において、普通交付税の臨時的費目として、このたび創設されました、臨時財政対策債償還基金費におきまして、追加交付されたものを今後の償還財源として積み立てるものです。

目5財産管理費、節26公課費8,000円は、教育課から新たに総務課で管理するようになった、公用車の車検に伴う自動車重量税が不足しますので、計上いたしました。

目8防災諸費、節10需用費2,000円は、B&G防災拠点事業で使用します消耗品、防災用ヘルメットの購入に対し、価格が見込み額より超過しましたので、不足する分を増額計上いたしました。

項3戸籍住民基本台帳費、節12委託料マイナス42万8,000円は、住基ネットプログラム修正委託料ですが、当初3回の修正が予定されておりましたが、2回で済むという通知がまいりましたので、1回分を更正減額しました。

款3民生費、項1社会福祉費、目3社会福祉総務費、節12委託料200万円と節14工事請負費2,000万円は、高齢者福祉センター湯愛の浴場改修に伴う管理業務委託料と工事費を計上しました。これは、令和5年度内の交付金の決定は難しいとのこととござい

ましたが、2月29日付で急遽決定の内示が届きましたので、令和5年度の補正予算で計上し、事業は令和6年度に繰り越すものです。なお、以上の理由によりまして、令和6年度の当初予算にも同額を計上しておりましたので、令和6年度に入りまして、その分は更正減額させていただきます。なお、財源は国から地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、これは定額の773万円を歳入に計上いたしております。

款5農林水産業費、項1農業費、節18負担金補助及び交付金、上から県営田んぼダム普及・拡大モデル事業負担金41万6,000円を計上しました。入札の不落等で一旦白紙となり、熊本県では令和6年度に再度予算計上されると認識し、令和5年度一般会計補正予算（第10号）で、湯前町の負担金60万1,000円を更正減額しておりましたが、その後、熊本県が令和5年度分を未契約による令和6年度への繰り越しをかけるということが判明しましたので、改めて確定した事業費320万円に対する町負担13パーセントの金額を計上いたしました。

その下、二溝地区事業計画書作成に係る市町村負担金28万3,000円を計上しました。上溝・中溝の用水路改修工事で、令和6年度に実施設計委託、令和7年度から本工事に進んでいく予定ですが、令和5年度に施工申請に必要な事業計画を作成するために、熊本県が二溝受益地内の農業形態及び環境調査を実施されており、その調査費112万8,223円に対する、町負担25パーセントの金額を計上しました。

その下、農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金8万7,000円は、電気料の高騰に伴い、幸野溝土地改良区が管理する揚水ポンプの動力用電気料が増加したことにより、農家の賦課金増に対応するため、熊本県から本町の一般会計を通して同額の補助金が交付される内示が届いたものです。いわゆるトンネル補助となります。

款6商工費、目1観光費、節14工事請負費480万円を計上しました。湯楽里温泉の揚水ポンプに不具合が生じておりまして、緊急的に取り換え工事が必要となりましたので、リスク分担表の定めにより、本町で工事を行うものです。

15ページです。

款11公債費、目2利子1万2,000円は、通常の償還金利子は返済予定表の金額により支払うわけですが、事業繰り越しに伴い、つなぎ資金としての前借りを行う際には返済予定表がなく、見込んでいた金額では不足が生じたことから計上いたしました。3月1日から3月25日までの償還利子分になります。

歳入です。13ページをご覧ください。歳出で説明したもの以外を御説明します。

款19繰越金は、今回の補正財源として、2,694万8,000円を計上しました。

8ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費は、令和5年度から令和6年度への繰越明許費の内訳です。

民生費の高齢者生活福祉センター改修事業 2,200 万円、商工費の観光施設温泉泉源揚水ポンプ更新事業 480 万円となります。

9 ページに繰越理由を載せております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○3 番（遠坂道太君） 14 ページのですね、農地費の県営田んぼダム普及・拡大モデル事業負担金ですけれども、この事業については、まだ継続してるんですかね。それについて、お伺いしたいと思います。

○農林振興課長（高橋 誠君） モデル事業、本年度中部地区のほうを予定しておりました。それが先ほど説明ありましたように入札不落等であります。このモデル事業は、まだまだ続いているところございまして、令和6年度の当初のほうはちょっとこちらのほうでは、県のことで、把握しておりませんが、令和5年度分を令和6年度に実施するというところで賜っております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第11号）」について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第11 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（金子光喜君） 日程第11、同意第1号、「副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意第1号、副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

副町長を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所：熊本県熊本市中央区大江6丁目1番66の1203でございます。

氏名：清藤浩文さんでございます。

生年月日：昭和38年5月25日の生まれでございます。

清藤さんの主な略歴について、ご紹介をさせていただきます。

湯前町瀬戸口区出身であられ、人吉高校卒業後、宮崎大学農学部を卒業と同時に、昭和61年4月に熊本県庁に入庁されまして、天草事務所耕地課を皮切りに、平成7年4月には、農政部農地建設課。平成11年4月から2年間、東京事務所勤務。平成28年4月には、農林水産部農林水産政策課審議員。平成31年4月には、農林水産部村づくり課長。令和2年4月には、農林水産部農地整備課課長。令和3年4月に、農村計画課長。そして、令和4年4月から現在の農村振興局長としてご活躍され、本年3月末をもって、定年退職されるところでございます。

農林振興を中心に38年間、熊本県の農林業行政の振興のために、ご尽力されたところでございます。今回、熊本県を退職されるとともに、郷土湯前町の発展のご尽力をいただけるものと確信し、人材を求めたところでございます。

国による地方創生の流れはさらに強くなってきており、本町の重大な課題である地方創生の取り組み、その実行についてはこれまでにない知恵・知識が必要でございます。そして、何よりも主産業でございます、農林業の発展、また関連する産業の発展、そして、令和2年7月豪雨災害に伴う復旧復興事業、加えて、農業基盤の整備として、上球磨補助整備事業以来の大型プロジェクトになります、県営二溝整備事業や県営ため池整備による、担い手農家への農地流動化対策、農業公社運営等々、着実にそれを事業の目的を成し遂げるために必要な人材と考えたところでございます。また、県との連携強化、すなわち、これまでにあった県とのパイプをさらに大きくする、いろんな意味で相乗効果が期待できるものと思っております。また、地方創生の流れの中で、敏感にそれを受け入れ、また国との連携も強化するために、私自身もこれまで以上に町の発展のために鋭意努力する土壌を確立できると判断したところでございます。

このような理由によりまして、私自身この方法が最善、ベストである、そして、真に町政の発展に繋がるものと考え、また行政に高い識見を有され、人格高潔であり、適任者と判断しましたので、町行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の皆様に同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって討論を省略することに決定しました。

これから、同意第1号、「副町長の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（金子光喜君） ただいまの出席議員は議長を除き9名です。

次に、立会人を指名します。立会人に吉田議員、西議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（金子光喜君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本件に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（金子光喜君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。吉田議員、西議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（金子光喜君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票。これは、先ほどの出席議員に符合しています。

有効投票9票。無効投票0票。有効投票のうち、賛成9票。反対0票であります。

以上のとおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第1号、「副町長の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

-----○-----

日程第12 委員会報告（議会広報調査特別委員会）

○議長（金子光喜君） 日程第12、「委員会報告」

議会広報調査特別委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会広報調査特別委員長（森山 宏君） 議会広報調査特別委員会の最終報告を行います。

令和2年12月定例会において、議会広報調査特別委員会を設置いたしました。その後、議会だよりの課題調査と対策を講じながら、議会だよりの充実を図ってまいりました。

本委員会では、今まで30回の企画会議・編集会議を行い、町民の皆様が読みやすく、町議会に関心を持っていただきますように工夫しながら、本委員任期中に33号から第45号まで、議会だよりを発行してまいりました。

また委員は、各種研修会にも積極的に参加し、他町村議会の状況や先進事例を学び、少しでも町民の皆様に読んでいただけるよう改良に努めてまいりました。また、予算を掛ければフルカラー等の発行も可能ですが、限られた予算の中では、読みやすく工夫を重ねながら、記事の編集に努め、議会の見える化を進めなければなりません。また今後も、議会だよりの編集・発行だけではなく、そのほかの手法も検討し、町民の方に議会活動をわかりやすく、情報を繋ぐ役割を果たしていくことが必要だと感じております。

結びに、これまで湯前町議会だよりにご協力いただいた皆様と、ご愛読いただいた皆様に感謝の言葉を申し上げ、議会広報調査特別委員会の最終報告といたします。

○議長（金子光喜君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わり、議会広報調査特別委員会の調査が終了しました。

-----○-----

日程第13 発議第1号 湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第13、発議第1号、「湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、黒木議員ほか4名から提出されております。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○**6番（黒木龍次君）** 発議第1号、湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議会広報調査特別委員会を常任委員会にするため、湯前町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

条例の詳細につきましては、事務局長に説明をさせます。

○**議会事務局長（赤池昌信君）** それでは、私のほうから条例の詳細について新旧対照表にて、御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

右が改正前、左が改正後となります。

まず、第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管でございますが、第1項に第3号を追加し、名称を広報常任委員会、定数を5人、また、その所管を議会だよりの編集及び発行、その他議会の広報に関する事項と追加をしております。

また改正前、同条第2項の、「議員は常任委員会のいずれか1つの委員とならなければならない。」との規定を削除し、第6条、委員の選任の第1項に、「議員は少なくとも、1の常任委員となるものとする。」との規定を追加して、以下、1項ずつ繰り下げをしております。併せまして、改正前、第6条第5項、第13条及び第26条について、括弧書きの部分を削除し、第19条については、字句の整理を行っております。また、附則について、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上説明を終わります。

○**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号、「湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

黒木議員ほか4名から提出された条例案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、発議第1号、「湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第14 広報常任委員の選任

○議長（金子光喜君） 日程第14、「広報常任委員の選任」を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっています。

これから、一覧表をお手元にお配りします。

（一覧表配布）

○議長（金子光喜君） お諮りします。広報常任委員は、お手元の一覧表のとおり、指名及び選任することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、広報常任委員は一覧表のとおり、選任することに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） ここで広報常任委員会を開催するために、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時41分

再開 午後2時45分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩の間に広報常任委員会が開かれ、委員会条例第7条第2項の規定によって、委員長及び副委員長が互選されております。

ただいま、広報常任委員長から会議結果の報告並びに挨拶の申し出があります。

広報常任委員長の発言を許可します。

○広報常任委員長（森山 宏君） 広報常任委員会の会議の結果を報告いたします。

広報常任委員会の委員長に私、森山と副委員長に西靖邦議員が互選されましたので、ご報告いたします。

これからも見える化を掲げ、議会広報が皆様に親しまれて、委員会活動、議員活動、議会活動等が熟知されるように努めてまいります。よろしくお願いします。

日程第15 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）

○議長（金子光喜君） 日程第15、「委員会報告」

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛に提出されております。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第16 議員派遣について

○議長（金子光喜君） 日程第16、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

-----○-----

日程第17 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第17、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第18 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第18、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第19 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第19、「広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

広報常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第20、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及び事項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（金子光喜君） これで、令和6年第2回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時53分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員

